

NPT ハンドブック

公益財団法人 日本国際問題研究所

軍縮・不拡散促進センター 編

はしがき

本ハンドブックは、公益財団法人 日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センターが平成 24 年度に外務省 軍縮不拡散・科学部 軍備管理軍縮課から受託した「NPT ハンドブックー2015 年運用検討会議を見据えてー」の成果として、2015 年の NPT 運用検討会議第 2 回準備委員会会合（平成 25 年 4-5 月）等に向け、主に外務省内部で使用する執務参考用に作成したものである。

本ハンドブックでは、2015 年の NPT 運用検討会議に向けて特に重要と思われる 27 項目を本編で取り上げて解説するとともに、2010 年に行われた運用検討会議最終文書の行動計画等の関連文書を資料編に収めた。

右研究会は、平成 24 年 9 月から平成 25 年 2 月までに 4 回会合した。右研究会の委員は下記のとおりであり、軍備管理軍縮課をはじめとする外務省関係各課の担当官が随時、オブザーバーとして出席した。

主 査 阿部信泰（日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センター 所長）
委 員 秋山信将（一橋大学国際公共政策大学院 教授）
菊地昌廣（公益財団法人核物質管理センター 理事）
黒澤 満（大阪女学院大学 教授）
佐藤丙午（拓殖大学海外事情研究所 教授）
玉井広史（日本原子力研究開発機構 核物質管理科学技術推進部）
戸崎洋史（日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センター 主任研究員）
委員兼幹事 岡田美保（日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センター 研究員）

本ハンドブックが、今後のわが国の軍縮・不拡散政策に少しでも貢献できれば幸いである。最後に、研究会への参加や報告書の執筆を通じてご貢献頂いた関係各位に対して、甚大なる謝意を表すものである。

なお、本ハンドブックに表明されている見解は、すべて各執筆者のものであって、日本政府および当センターの意見を代表するものではない。

平成 25 年 3 月

公益財団法人 日本国際問題研究所
軍縮・不拡散促進センター

I. 本編

目次

I 本編

1. 全般	1
第1項：NPT 運用検討会議の流れ	1
第2項：運用検討プロセスの強化	5
第3項：NPT の普遍化・脱退問題	10
2. 核軍縮	15
第4項：透明性	15
第5項：不可逆性の原則	21
第6項：核軍縮の検証	24
第7項：包括的核実験禁止条約（CTBT）	28
第8項：兵器用核物質生産禁止条約（FMCT）	40
第9項：軍縮・不拡散教育	46
第10項：米露による核軍縮	51
第11項：核兵器の役割低減	58
第12項：消極的安全保障（NSA）	64
第13項：「核兵器のない世界」構想	68
第14項：核兵器禁止条約	72
第15項：非核兵器地帯条約	78

3. 核不拡散-----86

第 16 項：保障措置----- 86

第 17 項：輸出管理----- 95

第 18 項：国連安全保障理事会決議 1540 遵守問題----- 99

第 19 項：北朝鮮問題-----102

第 20 項：イラン問題-----106

4. 原子力平和利用-----111

第 21 項：原子力安全-----111

第 22 項：核セキュリティ-----120

第 23 項：輸送-----129

第 24 項：IAEA 技術協力-----134

第 25 項：平和利用イニシアティブ (PUI) -----137

第 26 項：核燃料サイクル国際管理-----140

5. その他-----149

第 27 項：中東問題-----149

第1項目： 運用検討会議の流れ

1. NPTにおける運用検討会議の位置付け

NPTは、多くの条約と同様、条約の趣旨・目的、規定内容に照らして履行状況や成果を検討し、今後の方向性を検討するため、5年ごとに運用検討会議を開催することを規定している（8条）。NPTが1970年に発効して以来、運用検討会議では、その時々国際情勢を反映した議論が展開されてきた。

NPTの運用検討会議に特徴的なのは、核兵器保有の地位をめぐる著しい不平等性ゆえの締約国間の厳しい意見対立のため、条約発効の25年後に、条約を存続させるかどうか、それ自体を改めて議論し決定することが条約に盛り込まれていた（10条）点である。第10条の規定は、①無期限延長、②一定期間の1回延長、③一定期間の複数回延長、の3つの選択肢を提示するものと理解された。

2. 無期限延長の決定と「核不拡散と核軍縮の原則と目標」、日本の姿勢

1995年の運用検討・延長会議では、条約の終了につながる②の選択肢は除外され、①と③の25年の延長後、多数国が反対しない限りさらに25年間延長するという提案が対立した。③を支持する国々は、無期限延長によって、核兵器国と非核兵器国の不平等な立場が固定化されることを懸念した。結果的には、無期限延長を支持する国が圧倒的多数を占め、NPTは無期限延長されることとなったが、無期限延長が決して容易に実現したわけではないことに留意しなければならない。

無期限延長は、条約の運用検討プロセスの強化に関する決定、核不拡散と核軍縮の原則と目標に関する2つの決定及び中東の非大量破壊兵器地帯をめぐる決議と合わせて採択された。無期限延長は、核軍縮と核不拡散への取り組みを強化すること、それによって核兵器国がNPTに内在する不平等性の緩和に真摯に取り組む姿勢を示すこととの抱き合わせによって辛くも実現したものと言える。

なお、日本の国内では、延長問題に対するスタンスは、当初、①無期限延長支持によりNPT体制を強化すべきとの立場と、②核兵器全廃の見通しが立っていない以上は無期限延長を認めるべきではないとの立場とに分かれていた。日本国内の議論もそれほど簡単に収束したわけではないが、以下の理由から、①がより現実的なアプローチであると考えられ¹、最終的には無期限延長を支持する立場をとるに至った。

第一は、安全保障上の観点である。新たな核兵器国の出現を防止することは、日本を含む世界の平和と安全にとって極めて重要である。仮にNPTが存在を終えることとなれば、いかなる国が核兵器を持とうとも合法的ということとなる。②の立場は、NPTをはじめから無期限とするのではなく、節目節目で核兵器国による核軍縮の進展を見極め、その都度一定期間の延長を認めていけばよいと主張するが、この方式では、核軍縮が十分と認められればNPT存続に同意するが、不十分であると考えられる場合には同意しないという立場をとることであり、実質的にNPTの存続に条件を付すことによって、核不拡散体制をかえって不安定なものにしかねない。核兵器の拡散を防止するにあたって最も重要な柱であるNPTに無期限の効力を持たせることが核不拡散体制の安定化、日本を含む世界の平和と安全にとって極めて重要であると考えられた。

第二は、②の立場が問題視する条約の差別性が解消されるとの期待を持ち得なかったことである。NPTは、確かに核兵器国と非核兵器国とに異なる扱いを設けている。とはいえ、この不平等性を一気

¹ 中根猛「NPTと日本の対応」『海外事情』（1994年7・8月）22・40頁。

になくすためには、核兵器の製造・保有等をすべての国に対し禁止するという条約改正が必要となる。条約改正には、すべての核兵器国及び IAEA の理事国（35 か国）を含む締約国の過半数が改正案を承認し、かつ批准することが必要である。こうした条約改正を核兵器国が承認・批准するという事は、予見しうる将来、起こりそうもないことである。その一方で、NPT の無期限延長は、必ずしも核兵器国の NPT 上の特別な地位を無条件に認めるということではない。NPT 第 6 条に規定された核兵器国による核軍縮義務は、冷戦の終結と前後して実質的な進展を見せており、NPT を維持したうえで引き続きすべての核兵器国に対し一層の核軍縮努力を促していくことによって差別性の緩和を図っていくことが現実的である。だからこそ、日本を含む多くの国が、無期限延長にあたって核軍縮と核不拡散への取り組みを強化することを求めたのである。

第三は、日本国内で NPT 無期限延長に対する議論が分かれ、態度決定に時間を要したことが、日本が「核の選択」を放棄していないのではないかとの疑念を呼んだことである。サミットでは、1991 年のロンドン・サミット政治宣言以降、NPT 延長問題への言及がなされるにいたったものの、他のサミット諸国が早々に無期限延長支持を表明する一方で、日本が国内での議論を尽くす必要から態度決定には時間を要するとの立場を取ったため、ミュンヘン・サミット、東京サミットの政治宣言で日本の立場に配慮する形の表現がとられた。このことは、日本が「核の選択」を意図しているのではないかとの欧米でのマスコミ報道につながった。日本の核不拡散体制への取り組みが疑問視される事態や、このような根拠のない報道を否定するためにも、日本が無期限延長支持を明確にすることが必要であると考えられたのである。

第四は、NPT の無期限延長により NPT 体制を安定的なものとする事は、日本の原子力平和利用や他国との円滑な協力関係を維持・発展させていくうえで不可欠だったということである。無期限延長を支持しないことにより、日本が「核の選択」を維持しようとしているのではないかとの疑念が生じれば、プルトニウムの平和利用を含む核燃料サイクルの確立により安定的なエネルギー供給を確保しようとする日本のエネルギー政策にも悪影響を与えかねないと考えられた。

3. 2000 年運用検討会議と核軍縮の具体的措置に関する「13 項目提案」

1995 年の会議では、上述のように、無期限延長が決定されるとともに核不拡散と核軍縮の原則と目標が合意されるなどの進展があり、翌 1996 年には、包括的核実験禁止条約（CTBT）の採択にもこぎつけた。しかし、1998 年にはインド及びパキスタンが核実験を行い、北朝鮮の核開発問題が深刻化するなど、核拡散及び核軍縮をめぐる国際環境が厳しくなるなか、2000 年の運用検討会議が開催された。

2000 年の運用検討会議では、新アジェンダ連合が議論をリードし、最終文書には、5 核兵器国との厳しい交渉の末に引き出された、核兵器を廃絶するという明確な約束という文言が盛り込まれたほか、核軍縮の具体的措置に関する 13 項目が列挙された。その中には、CTBT の早期発効と発効までの核実験のモラトリアム、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の 5 年以内の妥結のための軍縮会議での交渉、核軍縮を取り扱う補助機関を軍縮会議に設置することの必要性、核軍縮の不可逆性、核兵器の全廃を達成するという核兵器国による明確な約束、STARTII の早期発効及び完全履行と ABM 条約の維持、米露・IAEA 間の三者イニシアティブの完成と実施、そして核兵器の一方的削減、透明性、核兵器の役割の低下などを含むすべての核兵器国による核軍縮に向けた努力、余剰核分裂性物質を IAEA 検証下に置くための取り決め、核軍縮努力の究極的目標としての全面完全軍縮などが盛り込まれている。

また核不拡散分野では、包括的保障措置協定締結の促進及び追加議定書の早期締結の推奨、統合保

障措置の概念、核物質防護の強化などがうたわれ、また地域問題についても、中東、南アジア、北東アジアについて核問題の解決の重要性が強調された。

4. 2005年、2010年の運用検討会議と「64項目の行動計画」

2005年の運用検討会議では、北朝鮮の核開発問題の深刻化、イランの核開発疑惑の露見、カーン博士の核の闇市場問題の顕在化、2001年米国同時多発テロ後のテロ組織と大量破壊兵器の関連性に対する脅威認識の高まりなど、核拡散問題の深刻化の中での開催となった。核兵器国による核兵器廃絶の明確な約束の履行を迫る非同盟諸国と、NPTにおいてより本質的な問題は核軍縮ではなく核不拡散であると主張する米国が対立した。この対立の中、当初の議題設定など事務手続き事項に関する合意に時間がとられ、結局実質的な事項をめぐる議論においては妥協が図られることはなかった。会議は成果なしで終了し、NPT体制を取り巻く状況は深刻度を増していった。

しかし、米国のオバマ大統領による2009年4月のプラハでの演説では、「核兵器を使用した唯一の国」として米国が核兵器のない世界を目指す決意を表明、核軍縮、核不拡散、及び核セキュリティの重要性と、国際的な協調体制の意義を再確認するものとなった。2010年4月には核セキュリティサミットが開催され、また米露間で新START条約が署名されるなど、核軍縮・核不拡散の機運が高まっていった。2010年5月のNPT運用検討会議では、核軍縮措置の更なる実施、中東及びイラン問題、脱退をめぐる問題、追加議定書の普遍化などをめぐり意見の隔たりはあったものの、協調的な雰囲気を持すべく、米国をはじめとする核兵器国と非核兵器国の間で精力的な交渉の結果妥協が図られ、64項目の行動計画を含む最終文書が採択された。

この中には、核兵器使用の非人道性への言及、2000年の「明確な約束」の再確認、核兵器の数、役割及び運用状態の低減といった具体的な核軍縮につながる措置を加速させることや、2014年の準備委員会において核兵器国が具体的核軍縮措置の進捗を報告することの要請、CTBTの発効促進、FMCT交渉の即時開始と早期妥結、中東の非核化に関する国際会議開催（2012年）の支持などが盛り込まれている。また、2000年の運用検討会議で採択された「13項目提案」が、専ら核軍縮に関するものであったのに対し、核不拡散・平和利用についても、3Sの重要性や核セキュリティの強化の必要性などが盛り込まれた。イラン問題に対する言及や追加議定書の普遍化に対する言及の弱さなどの課題は残されたものの、各国が立場の違いを妥協してNPTの3本柱すべてに言及する最終文書の採択にこぎつけたことは、危機に直面していたNPT体制を救ったという点で有意義であったと言える。

むしろ、2000年、2010年の運用検討会議におけるように、核軍縮その他に関する具体的な措置を盛り込んだ最終文書がコンセンサスで採択されることは、NPTの諸原則に沿った措置を進めていく上で前向きにとらえることができる。ただ、その一方で、このような文書が出来上がったからと言って必ずしも実際に軍縮が進展するとは限らない。これらはいくまでも政治的な約束であり、その実施について各国が法的な義務を負っているわけではない点にも留意が必要であろう。

5. 2015年運用検討会議に向けて

2010年の運用検討会議に続き、米国議会での厳しい批准審議を経て2011年2月に新STARTが発効したことは、ひとつの重要な成果であったといえるが、その後の核軍縮の展望は開けておらず、また、2012年は米国等各国の大統領選挙が重なったことや、同年中に計画されていた中東非大量破壊兵器地帯設置に関する国際会議が延期されたこともあり、核軍縮はやや停滞気味となっている。

その一方で、2010年9月の国連総会の機会に日豪が中心となって、10か国の地域横断的なグルー

プ「軍縮不拡散イニシアティブ（NPDI）」を立ちあげ、2015年の運用検討会議に向けた有志諸国の動きをリードしてきたことは注目に値する。NPDIは、2011年、2012年にそれぞれ2度にわたって外相会議を開催し、2010年の最終文書で言及された核兵器国による具体的核軍縮措置の進捗状況の報告フォームを提示するなどの成果を挙げているほか、2013年4月22日からジュネーブで開催される第2回準備委員会に向け、NPDIとしてすでに4本の作業文書（(1)包括的核実験禁止条約（CTBT）、(2)輸出管理、(3)戦術核兵器、(4)核兵器の役割低減）を提出している（資料編参照）。こうした新たなグループがどこまで独自の議論を展開できるかが、今後の運用検討プロセスの方向を占ううえで一つの鍵となるであろう。

（岡田 美保）

第2項目： 運用検討プロセスの強化

1. 経緯：1995年延長・運用検討会議、2000年運用検討会議の最終文書より

NPTの運用検討プロセスについては、条約第8条にその規定がある。さらに、1995年延長・運用検討会議において条約の無期限延長が決定された際、条約の履行の実効性を高めるために、無期限延長の条件としてほかに二つの決定と一つの決議が採択されたが、それらの決定の一つが運用検討プロセスの強化であった（「運用検討プロセスの強化」決定）。この「決定」により、運用検討会議が5年ごとに開催されること（パラ2）、準備委員会は通常10業務日の会期で、運用検討会議の前の3年間に開催することが制度化された。

また、運用検討会議、および準備委員会に、3つの主要委員会（main committee）の構成を維持し（パラ5）、それぞれの委員会の下に、「条約に関連する特定の問題について集中的な検討を加える（focused consideration）」ために補助機関（subsidiary body）を設置することを、準備委員会が運用検討会議に対して勧告できることが定められた。

運用検討会議では、見直しだけでなく将来も見ていく（looks forward as well as back）とされ（パラ3）、検討期間の成果に対する評価だけでなく、進展のために締約国が採るべき手段や、条約の履行の強化と普遍性のために取るべき措置についても取り組むことが記された。

また、準備委員会の機能と運営が定義され、従来の手続き事項に加え、実質事項について運用検討会議に対して勧告もできるようになった（パラ4：「条約の完全な履行を促進するため、および条約の普遍性のための原則と目標および方策について検討し、運用検討会議に勧告する」（to consider principles, objectives and ways in order to promote the full implementation of the Treaty, as well as its universality, and to make recommendations therein to the Review Conference））。

しかしながら、2000年運用検討会議に向けた1997年から1999年のプロセスにおいては実質事項に関する勧告はなされなかった。そのため、1999年の準備委員会における報告書では、「2000年運用検討会議は、1995年からの経験を考慮に入れつつ、運用検討プロセスそのものの機能について検討し、その検討を適切に結論に反映させる」べきと述べられている。これらの準備委員会では、運用検討会議と同様にワーキング・ペーパーが提出され、一般討論、各主要委員会に概ね対応して設けられた「クラスタ」の討議などにおいては、各国が準備した演説やステートメントが読み上げられ、実質的な議論（意見の交換）に割く時間は限定的であった。

2000年の運用検討会議において議長を務めた、アルジェリアのアブドゥラ・バーリ大使は、比較的成功したとみられる2000年の運用検討会議も、特定のイシューをめぐって脱線させられていてあまり成功していないとみている。特に、運用検討会議に向けた準備に対する問題を指摘する²。実際に、イランや北朝鮮など個別の拡散に係る問題や、中東非大量破壊兵器地帯をめぐる決議の実施など、既存の運用検討プロセスの中では適切に対応できないことのみならず、これらの問題が運用検討プロセスの実効的な運営を阻害する（これは、意思決定におけるコンセンサスという慣習に由来する面も大きい）ことがある。

2000年の運用検討会議においては、運用検討プロセスの強化の具体的な方策が議論された。その結果最終文書には、「強化された条約の運用検討プロセスの実効性の改善（Improving the effectiveness

² Jean du Preez, "Avoiding a Perfect Storm: Recharting the NPT Review Process," *Arms Control Today*, October, 2008, <http://www.armscontrol.org/act/2008_10/duPreez.>

of the strengthened review process for the Treaty)」として、盛り込まれている。主要なポイントは次のとおりである。

(1) 当初 2 回の準備委員会では条約、95 年の決定及び中東決議、更に今後の運用検討会議の成果の実施に関する実質事項について審議すること (パラ 5)

(2) 準備委員会のセッションで行われた個別事項の検討については事実関係を要約し、運用検討会議への勧告も含むコンセンサスの報告書については最後の準備委員会で起草することが盛り込まれた。また、手続き事項については、最後の準備委員会で協議すること (パラ 7)

しかし、2005 年運用検討会議までの準備プロセスにおいては、3 回の準備委員会を経ても最終的に手続き事項でさえも合意に至らずに、運用検討会議そのものも手続き事項のために会議が空転した。2005 年運用検討会議の議題の設定にあたって、フランスや米国は、2005 年運用検討会議の議題では、1995 年運用検討会議や 2000 年運用検討会議の成果には言及すべきでない、と主張し、各運用検討会議の継続性・関連性を否定するような姿勢を示した。そして、これに対して非同盟諸国 (NAM) が強く反発するという構図ができあがった。

当時ブッシュ政権は、コンセンサスにより内容の薄い合意を目指すよりも、実質的な議論を行い対立点が浮き彫りになるほうがよいとの方針で、あえて妥協を重ねたコンセンサス文書の採択を目指さなかったこともあるが、2005 年の運用検討会議の準備過程は、本番の運用検討会議にまで手続き事項がずれ込んだことで、運用検討プロセスの各準備委員会の役割等、そのあり方に対する問題が浮き彫りになった。また、運用検討プロセスの制度については、各運用検討会議の成果の関連性に対する認識の差異の存在についても指摘しておくべきであろう。

2. 2010 年運用検討会議における運用検討プロセス改革をめぐる議論

2010 年の運用検討会議では、2000 年運用検討会議までのプロセス、それに、手続き事項めぐり最後まで空転し最終文書を残すことができなかった 2005 年運用検討会議の教訓から、運用検討プロセスの「制度改革 (institutional reform)」への関心も高まっていた。

この関心の高さを反映するように、カナダや日本をはじめとする 17 の非核兵器国がスポンサーとなって、「核不拡散条約の運用検討プロセスをさらに強化するために (Further Strengthening the Review Process of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons)」と題したワーキング・ペーパーが提出された³。

このワーキング・ペーパーでは、次のような点が提案された。これらの点は、現在の運用検討プロセスの抱える問題点を明らかにしている。(なお、*のついている部分は、注釈)

(1) 会期 2 週間で 3 回開催される準備委員会の代わりに、1 週間会期の年次総会 (Annual General Conference) を毎年開催することとし、運用検討会議直前の会合は、準備委員会とする。(これは、生物毒素兵器禁止条約の運用検討会議をモデルとする)

また、3 回の「意思決定」を行う準備委員会ではなく、各会期にそれぞれ核軍縮、不拡散、平和利用について討議を行うこととする。

(2) 運用検討会議の会期を 3 週間に短縮する。(あわせて、一般討論は 3 分以内の口頭での要約とするなどの短縮策も提案。(※近年、一般討論を希望する締約国の増加に加え、議長の要請に

³ NPT/CONF.2010/WP.4, “Further Strengthening the Review Process of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons”, 18 March, 2010.< http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=NPT/CONF.2010/WP.4>

もかかわらず長時間の討論を行う締約国も少なくないため、形式的な一般討論に多くの時間を費やされ、主要委員会や補助機関における実質的な討議に割かれる時間が不足している状況への対応案である。）

- (3) 条約の一体性 (integrity) や存続 (viability) を脅かすような状況が発生した場合には、特別会合 (extraordinary meeting) を開催することができる。(＊これは、北朝鮮の脱退問題のように、条約上の重大な問題が生じた際に、定期的な運用検討プロセスではタイムリーかつ適切に対応できないための措置である。)
- (4) 運用検討会議の議長の運営能力の向上のため、その知見や経験などを継承する目的で、前議長および次期議長を含めた「議長サークル」を創設する
- (5) 条約の履行を支援するための小規模の事務局を創設する。なおこのコストは、運用検討会議の期間短縮等によりねん出が可能である。(＊ウクライナをはじめ、他の国も NPT の常設事務局の設置を支持する声は強い⁴。常設の事務局ユニットでも国連軍縮部 (UNODA) の中に設置することができれば、会議のフォローアップ (たとえば、定期報告などの提出および報告の活用)、各会期の間 (inter-sessional period) の準備状況、議長のサポートなどにおいて、より効率的な作業が期待できる。)

「制度改革」は主要委員会 II において議論されていたが、主要委員会 III の下の補助機関 III に移され、普遍化、脱退問題と共に議論されることになった。

2010 年運用検討会議では主要な論点については、これらの問題についての意見を集約し、文言の調整を行う、「取りまとめ役 (facilitator)」が指名され、調整が行われたが、制度改革等については、ウルグアイのホセレイス・カンセラ大使が任命された。しかし、主要委員会 III では、補助機関の会合は 4 回しか予定されていなかったために、議論は希望国が参加する非公式の協議で行われた。また、北朝鮮の脱退や、イランの核開発疑惑に絡む潜在的な脱退の可能性などから、第 10 条の脱退問題に関してより多くの時間が費やされたために、制度改革に関する議論は必ずしも深まらなかった。

それでも、カナダなどが提案した改革案が議論されたが、これに対しては、主として国連の新しい部局の創設による組織の肥大とそれに伴う新たな財政負担を嫌がるアメリカなどの核兵器国および、95 年運用検討会議の決定を覆すことになる、すなわち 95 年の無期限延長決定のディールの全体構造を変えてしまうことを嫌がる途上国からの反対があった。

補助機関 III での議論および、非公開の協議では、各国の間の主張の隔たりは埋まらず、最終文書の『行動計画』の部分に、制度改革についての文言は盛り込まれず、レビュー部分のみにおいて触れられただけであった。カナダなどから提案された、UNODA に NPT 実施を支援するための専任担当官を創設すべきとのアイデアは、それが締約国からの自主的な拠出によって賄われることを条件として、記述が残された。

なお、近年運用検討会議の財政問題も隠れた焦点の一つとなっている。会議の運営費用の高騰や、分担金の負担増は、上述のように運用検討会議の実効性向上のための改革案にも影響を及ぼしている。

準備委員会のあり方についてみると、実質的な最終文書なしに終わった 2005 年の運用検討プロセスにおいては、2002 年、2003 年の準備委員会は、個別のイシューについての実質的な交渉は行われ

⁴ NPT/CONF.2010/PC.II/WP.36, “Preparing for a Successful Review Conference 2010 Working paper submitted by Ukraine,” 10 May 2008.

< <http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G08/612/44/PDF/G0861244.pdf?OpenElement> >

ず、討論にとどまったためにそれなりに円滑に進み終了した。しかしこれは、2004年の準備委員会へ問題を先送りしただけであり、2004年準備委員会における議題の設定および運用検討会議への勧告についてコンセンサスを得ることができなかった理由としては、それらの目標に向けた積み重ねがそれまで運用検討プロセスにおいてなされてこなかったということが指摘されよう。すなわち、現在の準備プロセスは3回の会期を効果的に使いきれていないという事になる。このワーキング・ペーパーにある年次総会開催の提案はしたがって、このような実態をむしろ反映させたものといえる。

他方で、米国は、2012年の準備委員会において、2010年に制度改革が議論された経緯を踏まえつつも、制度改革は、「条約における根本的な実質的挑戦を避け、損なうもの」であり、制度改革よりもむしろ「政治的な意思」の強化が必要であると述べている⁵。

3. 今後

運用検討プロセスの実効性の向上については、5年に一度の運用検討会議およびその直前3年間の準備委員会という現在の運用検討プロセス自体の制度をどのように運用するのか、という問題に加えて、様々な勢力が形成する国家グループ間の政治力学、および意思決定方式についてもその影響が指摘されよう。

制度面においては、補助機関の設置をめぐる毎回みられる摩擦についても、考慮すべき点であろう。補助機関の設置については、1995年運用検討会議の運用検討プロセスの強化に関する決定のパラグラフ6において、「それぞれの主要委員会のもとに設置することができる」とあり、さらにそれら補助機関の設置は、「運用検討会議の特定の目的に関連しそれぞれの運用検討会議の準備委員会によって勧告される」とあり、技術的には、議題の設定等の準備が完了してはじめて補助機関の設置ができると読むことができる。また補助機関の設置は、設置をすることができるのであって、設置をしないという選択肢も可能であると読むことができる。また、締約国は、この補助機関の設置を含めたすべての手続き事項が終了するまで実質事項の審議に入ろうとしない。他方で、2000年以降、すべての運用検討会議で補助機関が設置されており、これは事実上慣習として確立されている。したがって、補助機関の設置の方式についても、工夫をする余地が残されている。

また、こうした制度上の問題とは別に、上述のように国家グループ間の政治力学、意思決定方式についてもいくつかの論点が浮上している。

伝統的に、NAM、東側グループ、西側グループがそれぞれ、3回の準備委員会の議長を出しているが、これは冷戦時代の名残であり、東側グループなどは、議長の選出という手続き以外ではほとんど意味をなさない。またNAMについても、内部での意見の相違が顕在化しつつある。近年では、新アジェンダ連合やNPDI、あるいは不拡散を中心としたIAEA関連のアジェンダに焦点を当てたウィーン・グループなど、新しい国家グループが出現している。当然、準備委員会および運用検討会議の議長の選出の手続きを変更することはより大きな政治問題を創出する可能性もあるが、果たしてNAMと東側、西側という国家グループが適切であるかという問題も残される。

最後に、意思決定については、現在コンセンサスによる決定が慣例として定着しているが、規則上はこれに拘束されるわけではない。したがって、コンセンサス・マイナス・ワン（1）もしくはマイ

⁵ U.S. Statement by M. Scott Davis, Acting Director Office of Multilateral Nuclear and Security Affairs Department of State, United States of America, "Improving the effectiveness of the strengthened review process," First Session of the Preparatory Committee 2015 Review Conference of the States Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, May 10, 2012, <<http://vienna.usmission.gov/120510nptrp.html>.>

ナス・ツー（２）という意思決定の方式は、締約国間の合意で導入が可能である。ただし、この点においても、どのようにして従来の慣習を変更するのか、その方法に関する課題が残される。

（秋山 信将）

第3項目： NPT の普遍化および脱退問題

・2010年運用検討会議最終文書行動計画

A.vi. : NPT の普遍性の重要性確認及び非締約国に対する無条件・早期の加盟勧奨等

1. 普遍化

(1) 経緯

NPT 締約国は、1990年の運用検討会議時には138か国に留まっていた。その後、核兵器国の中で未加入だったフランスおよび中国が1992年に加入するとともに、非核兵器国による新規加入も増え、1995年のNPT運用検討・延長会議時の締約国数は179となった。この会議で採択された「核不拡散・核軍縮の原則および目標」では、「条約への普遍的な参加が緊急の課題」であり、「NPT非締約国に対して、できるだけ早期に条約に加入するよう要請」するとされた。

2000年運用検討会議までにNPT締約国は187に増え、残る非締約国はキューバ、インド、イスラエルおよびパキスタンの4か国となった。その最終文書では、NPT非締約国名を明記した上で、条約に非核兵器国として加入することなどが求められた。運用検討会議で採択された文書に非締約国名が記されたのは初めてであり、とりわけイスラエルが「名指し」されたことは、イスラエルの核問題を重視するエジプトなどのアラブ諸国に対する米国の譲歩を示すものといえた。

(2) 2010年運用検討会議

NPTの締約国は、キューバ(2002年11月)、東チモール(2003年5月)、モンテネグロ(2006年6月)の加入により、190か国となった。残る非締約国は、1998年5月に核爆発実験を実施し、核兵器の保有を公表したインドおよびパキスタン、ならびに核兵器保有の有無を明言しないイスラエル、ならびに2011年7月に独立した南スーダンの4か国を残すのみである。なお、米欧などの研究機関の推計によれば、インドは80~100発、パキスタンは90~110発、イスラエルは80発程度の核兵器を保有している⁶。

2010年運用検討会議の最終文書では、2000年の最終文書と同様に非締約国が名指しされ、遅滞なく無条件でNPTに加入することなどが求められた(パラ114)。加えて印パに対しては、核兵器などの生産に利用できる技術や資機材に対する不拡散輸出管理を強化することなど、またイスラエルに対しては、すべての核施設をIAEA包括的保障措置の下に置くことなどが、それぞれ求められた。

(3) 展望

南スーダンを除く3つのNPT非締約国が近い将来、非核兵器国としてNPTに加入する可能性は高いとはいえない。インドは、NPTの成立当初より、差別的な条約だとして加入する意思はないと繰り返してきた。パキスタンは、インドがNPTに署名すれば自国も署名するとの方針を示していたが、2010年2月に外務省報道官が、「印パ間に通常戦力の不均衡があれば、核抑止への依存は明らかに高まる」と述べた上で、パキスタンが核兵器国として認知される場合にのみNPTに参加すると明言した⁷。イスラエルは、1990年代前半に行われた中東和平プロセスの軍備管理・地域安全保障作業部会

⁶ Stockholm International Peace Research Institute (SIPRI), *SIPRI Yearbook 2012: Armaments, Disarmament and International Security*, (Oxford: Oxford University Press, 2012), p. 308.

⁷ "Pakistan Rules Out Joining Nonproliferation Treaty," *Global Security Newswire*, February 23, 2010,

(ACRS)において、イランおよびイラクを含むすべての中東諸国と和平協定に署名した2年後に、中東非核兵器地帯の議論を開始し、NPT 加入を検討すると提案したが⁸、そうした「条件」が容易に達成できるとは考えにくい。

民間レベルでは、NPT 議定書を作成し、これら3か国にNPTの下で核兵器国が負う義務を課すことで核不拡散体制に取り込むとの提案も見られた⁹。しかしながら、これは3か国を「事実上の核兵器国」として公式に認めることにつながりかねないとの問題を孕んでいる。他方、これら3か国による非核兵器国としてのNPT 加入を追求するのではなく、核兵器国が受諾している核不拡散義務に政治的にコミットするよう求めることが現実的だとの見方も以前からある¹⁰。また、たとえばインドとの原子力協力の推進を支持する国などは、エネルギー問題や地球温暖化問題などへの対応に加えて、インドに核軍縮・不拡散コミットメントを確約させる契機になるとの観点を重要な理由の一つに含めている。しかしながら、NPT 非締約国への例外的な扱いは核兵器国を5か国に限定するとの核不拡散体制の根幹を揺るがしかねず、特に原子力協力を巡ってはパキスタンがインドと同様の権利を求めるなどといった問題も生じている。

2. 脱退問題

(1) 経緯

NPT 第10条では、「この条約の対象である事項に関連する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認める場合には、その主権を行使して、この条約から脱退する権利を有する」と規定している。現在に至るまで、条約からの脱退の意思を表明したのは、北朝鮮だけである。

北朝鮮はまず、1993年3月に条約からの脱退を通告したが、米朝協議の結果、脱退が発効する1日前の6月11日に、「脱退発効の中断」を表明する米朝共同声明が発出された。しかしながら北朝鮮は、2003年1月に、「1993年の脱退発効の中断を解除」するとして、再びNPT 脱退を表明した。ただし、NPT の他の締約国は、北朝鮮の脱退が成立しているのか否かについて、法的な判断は下していない¹¹。2003年のNPT 準備委員会では、北朝鮮のネームプレートを議長が預かるという対応によって、「意図的な脱退により提起された問題の深い分析を自動的に先送りした」¹²。

日本や米国をはじめとする西側諸国は、NPT 義務違反の責任を逃れるための条約からの脱退、あるいは核兵器の取得を意図した脱退を防止するために、脱退をより難しくすることが必要だと考えてき

<http://www.nti.org/gsn/article/pakistan-rules-out-joining-nonproliferation-treaty/>>

⁸ Emily Laudau, “Egypt and Israel in ACRS: Bilateral Concerns in a Regional Arms Control Process,” *Memorandum*, Jaffee Center for Strategic Studies, No. 59 (June 2001), p. 20.

⁹ Sverre Lodgaard, “Making the Non-Proliferation Regime Universal,” prepared for the Weapons of Mass Destruction Commission, 2004, <<http://www.blixassociates.com/wp-content/uploads/2011/03/No7.pdf>>; Avner Cohen and Thomas Graham Jr., “An NPT for Non-Members,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 60, No. 3 (May/June 2004), pp. 40-44.

¹⁰ George Perkovich, “Strengthening Non-Proliferation Rules and Norms: The Three-State Problem,” *Disarmament Forum*, 2004, No. 4, p. 23; Jean du Preeze, “The 2005 NPT Review Conference: Can It Meet the Nuclear Challenge?” *Arms Control Today*, Vol. 35, No. 3 (April 2005), <http://www.armscontrol.org/act/2005_04/duPreez.asp>などを参照。

¹¹ 国連安保理決議1695（2006年7月）では、「北朝鮮に対し、[NPT]及びIAEA保障措置に早期に復帰することを強く要請」しているが、安保理理事国が北朝鮮はNPT外にあるとの認識を反映しているとも解釈できる。

¹² Interview with László Molnár, “The Second NPT Preparatory Committee: Issues, Results, Implications for the 2005 Review Conference,” *The Nonproliferation Review*, Vol. 11, No. 1 (Spring 2004), p. 4.

た。「脱退しても締約国であった時期の責任から逃れることはできないのは、国家責任法上は当然である」¹³が、締約国当時に取得した物質や施設などを脱退後に用いることを禁止すること（フランス）、締約国であったことから得られた核装備、技術、ノウハウなどを脱退後も IAEA 保障措置下に置くこと（ドイツ）などといった提案がなされた¹⁴。ドイツはまた、2004 年の準備委員会で、作業文書「脱退と違反に対して NPT を強化する：手続きとメカニズムの設定の提案」を提出し、2005 年 4 月にも脱退防止案を提案した。2005 年 4 月の提案には、脱退を通告した国において IAEA 保障措置協定違反が認定されている場合にはその脱退を認めないこと、脱退前の違反事実は、脱退後も IAEA や国連安保理の議論の対象となり、脱退国はその決定に拘束されること、脱退表明が行われた場合、NPT 運用検討会議の緊急会合を開催し、脱退表明国の意見を聞き、脱退を認めずに問題解決できる方策を検討することなどが含まれていた。

米韓が 2008 年の NPT 準備委員会に提出した NPT 脱退問題に関する作業文書では、NPT 脱退が締約国の権利であることを認めつつ、それが条約違反を免除するものではないと強調し、違反国にとって脱退をより魅力的でないものにすべく、脱退通告に際しては、安保理が直ちに問題をレビューすること、締約国と協議すること、ならびに国際の平和と安全への潜在的な結果を検討すること、また原子力供給国は脱退を通告する違反国に原子力の供給や協力を継続しないことなどを提案した¹⁵。

2009 年 9 月 24 日の「核不拡散・核軍縮に関する安保理首脳会合」で採択された核問題に関する安保理決議 1887 では、NPT 脱退問題にも言及された。この決議では、「脱退の通告に集団的に対応する方式の確定についての NPT の運用検討過程で行われている議論に留意しつつ、NPT 第 10 条に従い国家によって行われた通告に記載された事態を含み、NPT からの国家の脱退通告に遅滞なく対応することを約束し、また国際法の下で、NPT 脱退以前に行われた同条約違反に国家は責任を有し続けることを確認する」こと、「受領国が IAEA 保障措置協定を終了し、脱退し、あるいは不遵守が IAEA 理事会によって発見された場合には、供給国はその終了、不遵守または脱退以前に提供された核物質および施設、またそのような物質あるいは施設の使用を通じて生産されたいかなる特殊核物質の返還を要請する権利を有することに、受領国が同意することを、輸出の条件として求めることを奨励する」こととされた¹⁶。なお、この決議に法的拘束力はない。

（2）2010 年運用検討会議

2010 年運用検討会議では、西側諸国などが脱退問題を議論する補助機関 3 の設置を模索した。しかしながら、脱退問題を規定する「第 10 条のような問題に直接的に焦点を当てる試みは、真の優先

¹³ 浅田正彦「NPT体制の危機と対応策の法的評価——違反と脱退の問題を中心に」『法学論叢』第156巻3・4号（2005年1月）、236頁。

¹⁴ NPT脱退問題に関して、2005年5月の時点までになされた提案をまとめたものとして、George Bunn and John B. Rhineland, “NPT Withdrawal: Time for the Security Council to Step in,” *Arms Control Today*, Vol. 35, No. 4 (May 2005), <http://www.armscontrol.org/act/2005_05/Bunn_Rhineland.asp>

¹⁵ NPT/CONF.2010/PC.II/WP.42, “Deterring and responding to withdrawal from the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons by Treaty violators - Working paper presented by the Republic of Korea and the United States of America.,” 9 May 2008.

< <http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N08/349/04/PDF/N0834904.pdf?OpenElement> >

¹⁶ UNSCR 1887, “Maintenance of international peace and security: Nuclear non-proliferation and nuclear disarmament,” 24 September 2009.

< <http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N09/523/74/PDF/N0952374.pdf?OpenElement> >

事項から締約国の注意をそらすもの」であり、「第 10 条を再解釈する提案は、条約の法的な改正と同等のもの」¹⁷だと主張するイランの強い反対もあり、補助機関 3 では「条約の他の条項」を扱うとし、その中で脱退問題が取り扱われることになった。

西側諸国は、脱退を難しくするための新たな施策を提案した。たとえば日本からは、IAEA の査察義務を果たさない国が脱退宣言した場合、安保理を速やかに開くことなどが提案された。西側諸国やロシアなどは、条約からの脱退を、よりコストの高いものとする措置として、いかなる脱退の通告も安保理に照会すること、脱退を通告した国が虚偽の理由の下で核関連の資機材を取得していた場合、条約の下での協力を通じて受領した物質や装備を返還するよう要求すること、脱退を通告する国が NPT に違反する場合、安保理が適切な行動をとるよう求めること、脱退前にコミットしていた条約の違反に対しては脱退後も責任を持つことなどが示された。しかしながら、非同盟諸国が条約の脱退は NPT で主権国家に認められた締約国の権利であると主張したこと、さらにはシリア、イラン、エジプト、リビアなどが脱退に関する新しい文言は条約の再解釈を意味すると主張したこともあり、NPT 脱退をより難しくするための措置が合意に至ることはなかった。

最終文書では、「締約国が国家主権の行使において条約から脱退する権利を有することを再確認する」とともに、「脱退の権利が条約の条項において確立されているのを大多数の国 (numerous States) が認識していることに留意」しつつ、国際法の下では、脱退する締約国は脱退前の条約上のコミットメントへの違反に責任を負うことについて多くの締約国 (many States) が強調しているとし、脱退通告の際には直ちに協議を行うこと、安保理の責任を大多数の国が認識していること、原子力供給国は脱退の際の廃棄・返還条項を検討できることを大多数の国が認識していることなどが記されるに留まった。

(3) 展望

NPT 脱退を巡る問題は、2012 年 NPT 準備委員会でも議論されたが、締約国の意見は依然として収斂していない。議長サマリーは、脱退問題に関して、多くの国が、脱退通告の事態に際して、脱退の事態に際して、NPT 締約国である間に提供された核物質や原子力関連資機材技術を引き続き保障措置下に置くこと、あるいはそれらを使用できないようにすることを含め、NPT 第 10 条に関する一層の議論を求めた (パラ 99) のに対して、いくつかの国は、脱退の主権国の利益を再解釈あるいは制限する努力を支持しなかった (パラ 100) とまとめた¹⁸。

2012 年 6 月に開催された P5 会議の共同文書では、脱退問題に関して、5 核兵器国が NPT 脱退の条項の悪用をいかに抑制するか、また条約の条項に従ってなされた通告にいかに対応するかに関して、見解を共有しているとし、国際法の下で締約国は脱退前の条約違反には責任が残ることに合意したと記された。

NPT からの脱退を難しくすることは、核兵器の一層の拡散を防止するためにも重要だが、NPT という不平等な条約において、主権国家である非核兵器国の権利を一層制限するものとなりかねないとの非同盟諸国などの主張も根強い。またエジプトは 2012 年準備委員会において、同年 3 月のアラブ・

¹⁷ NPT/CONF.2010/WP.42, "Other provisions of the Treaty, including article X — Working paper submitted by the Islamic Republic of Iran," 26 April 2010.

< http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=NPT/CONF.2010/WP.42>

¹⁸ NPT/CONF.2015/PC.I/WP.53, "Chairman's factual summary (Working paper)," 10 May 2012.

< http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=NPT/CONF.2015/PC.I/WP.53>

サミット参加国が、中東非大量破壊兵器地帯に関する 2012 年の中東「会議は核の領域におけるアラブ諸国の政策にとって分岐点であり、その失敗は（NPT に関する）政策の見直しをもたらさう」（括弧内引用者）¹⁹としたことに触れて警告した。これがアラブ諸国による NPT 集団脱退の可能性を示唆すると解釈するのは早計であろう。ただ、NPT 脱退の困難化にアラブ諸国やイランが否定的な態度をとる要因として、NPT 普遍化問題と脱退問題とを強く関連付けていることが伺える。イスラエルの核問題を理由に最後まで 1995 年の NPT 無期限延長に抵抗したエジプトなどは、中東決議の採択なしにはコンセンサスでの無期限延長の決定に加わらなかったとしていることにも留意すべきである。

NPT の改正が現実的なオプションではないとすれば、脱退を難しくするための残る施策は、安保理決議を採択して NPT 脱退のルールを修正すること、NPT 脱退通告に対して安保理が脱退を認めるか否かを決定すること、二国間原子力協力協定において NPT 脱退の際の措置を規定すること、あるいは NPT 脱退の際には有志国が一方的措置を実施する意思があると表明することなどの他はないように思われる。他方で、少なくとも現状では、NPT から脱退して核兵器の取得を試みそうな国は、ごく一握りにすぎない。脱退の厳罰化の模索がもたらさうる政治的リスクもある。このため当面は、ケースバイケースでの対応を主としつつ、脱退を企図する国が重大な不利益を被るような施策を漸進的に発展させていくことが、現実的とも考えられよう。

（戸崎 洋史）

関連・参考資料

国連安保理決議1887（2009年9月24日）

< <http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N09/523/74/PDF/N0952374.pdf?OpenElement> >

¹⁹ “Statement by H.E. Ambassador Ahmad Fathalla, First Under Secretary, Ministry of Foreign Affairs of the Arab Republic of Egypt,” Before the First Preparatory Committee for the 2015 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Cluster II, 8 May 2012.

第4項目： 透明性

・2010年運用検討会議最終文書行動計画

Action 2：条約義務の履行における不可逆性、検証可能性、透明性原則の適用

Action 5(g)：核兵器国による透明性等へのコミット

Action 19：透明性向上のための国連等国際機関との協力支持

Action 20：定期報告

Action 21：すべての核兵器国による自発的報告の書式・間隔等に関する合意の奨励

1. 経緯

1995年延長・運用検討会議において条約の無期限延長が決定されたが、その際同時に「アカウントビリティ（説明責任）の永続性（permanence with accountability）」のテーマの下、運用検討会議およびその準備委員会のあり方を中心とした運用検討プロセスの強化も決定された。このアカウントビリティをより具体化する手段の一つとして、定期報告が2000年運用検討会議で決定された「13のステップ」の中の第12番目の項目として盛り込まれた。

12. 核不拡散条約の強化された運用検討プロセスの枠組み内において、かつ1996年7月8日の国際司法裁判所の勧告的意見を想起しつつ、NPT第6条及び1995年の決定『核不拡散及び核軍縮の原則及び目標』にあるパラグラフ4(c)の履行についてのすべての当事国による定期報告

12. Regular reports, within the framework of the strengthened review process for the Non-Proliferation Treaty, by all States parties on the implementation of article VI and paragraph 4(c) of the 1995 Decision on “Principles and Objectives for Nuclear Non-Proliferation and Disarmament”, and recalling the advisory opinion of the International Court of Justice of 8 July 1996.

「定期報告」の定義は明確化されていないが、この用語は、「年次報告」という用語の代替案として採用されている。また、「NPTの強化された枠組みの中で」という部分は、その強化の中心である準備委員会と運用検討会議へ毎回報告書が提出されることが期待されるという事を示唆する。また、報告は核兵器国のみならず非核兵器国も含むすべての条約締約国に対して求められると解される。

当初、いくつかの国はこの定期報告を追加的な義務として受け入れることに否定的であった。例えば、2002年の運用検討会議準備委員会の議題設定にあたって、米国、フランスは議長の提案した議題で、第6条の履行に関する議題および中東に関する決議に関する議題に報告の義務について触れられていることに抵抗し、その修正を図った。一方、新アジェンダ連合（NAC）は、短いワーキング・ペーパーを提出し、報告義務は「13ステップ」とは不可分の部分（integral part）であり、報告義務について議題で取り上げることの重要性を強調した。また、カナダは、報告に関するワーキング・ペーパーの中で標準化された形式の必要性を述べている。なお、形式の標準化については、それ以前からもカナダや日本などから提案がなされている。

2. 2010年運用検討会議における「透明性」をめぐる議論

(1) 最終文書における透明性への言及

最終文書の Action 2 では、核軍縮の 3 つの原則、すなわち、不可逆性、検証可能性、そして透明性を条約上の義務の実施に関連して適用すべきことが言及されている。

Action 2: All States parties commit to apply the principles of irreversibility, verifiability and transparency in relation to the implementation of their treaty obligations.

透明性については、さらに Action 5 (g)でも、核兵器国が透明性の向上と相互の信頼の向上に努めるべきとしている。

Action 5: The nuclear-weapon states commit to accelerate concrete progress on the steps leading to nuclear disarmament, contained in the Final Document of the 2000 Review Conference, in a way that promotes international stability, peace and undiminished and increased security. To That end, they are called upon to promptly engage with a view to, inter alia:

...

(g) Further enhance transparency and increase mutual confidence.

また、核不拡散、核軍縮措置の実施に係る報告については、Action 19~21 において言及されている。Action 19 では、信頼の向上、透明性の改善、効率的な検証能力の開発についての国際協力が言及されている。Action 20 では、「締約国は、核兵器不拡散条約の強化された運用検討プロセスの枠組みの中で、1996 年 7 月 8 日の国際司法裁判所の勧告的意見を想起しつつ、本行動計画、及び NPT 第 6 条、1995 年決定『核不拡散及び核軍縮の原則と目標』及び 2000 年運用検討会議の最終文書において合意された実際の措置 (practical steps) の実施に関する定期報告を提出すべきである」と述べられている。さらに、Action 21 においては、すべての核兵器国が、一刻も早く標準化された報告の形式に合意し、報告提出の間隔を決定することが懇請されている。

Action 19: All States agree on the importance of supporting cooperation among Governments, the United Nations, other international and regional organizations and civil society aimed at increasing confidence, improving transparency and developing efficient verification capabilities related to nuclear disarmament.

Action 20: States parties should submit regular reports, within the framework of the strengthened review process for the Treaty, on the implementation of the present action plan, as well as of article VI, paragraph 4 (c), of the 1995 decision entitled “Principles and objectives for nuclear non-proliferation and disarmament”, and the practical steps agreed to in the Final Document of the 2000 Review Conference, and recalling the advisory opinion of the International Court of Justice of 8 July 1996.

Action 21: As a confidence-building measure, all the nuclear-weapon States are encouraged to agree as soon as possible on a standard reporting form and to determine appropriate reporting intervals for the purpose of voluntarily providing standard information without prejudice to

national security. The Secretary-General of the United Nations is invited to establish a publicly accessible repository, which shall include the information provided by the nuclear-weapon States.

(2) 過程

2005年の運用検討会議では実質的な内容のある最終文書が採択されなかったが、2007年から始まった2010年運用検討会議に向けたプロセスでは、透明性について、カナダ、アイルランド、韓国など多くの国がワーキング・ペーパーなどで言及している。また、NGOも軍縮義務の履行状況などについて独自のレポートを取りまとめる動きがあった。そうした潮流の中、日本は2008年のクラスター1のワーキング・ペーパーにおいて、「透明性向上のために開示すべき情報の例」として、以下の10項目を例示している²⁰。

- i. 核兵器備蓄の削減の程度
- ii. 削減された核弾頭と運搬手段の数
- iii. 解体された核弾頭及び運搬手段の種類を含む数量、および解体のペース、
- iv. 配備いかんにかかわらず、核弾頭および運搬手段の総数
- v. 面積及び人員の総数の削減を含む、核兵器施設の削減の程度
- vi. 核兵器用の核分裂性物質の生産を停止している年数
- vii. 核爆発目的あるいは国家安全保障上の要求を超えると宣言した、またはそれらの目的からははずれた核分裂性物質の量およびその廃棄計画
- viii. 解体された核兵器からの核分裂性物質の分離を支援する活動
- ix. 安全保障ドクトリンにおいて核兵器の役割を削減する努力
- x. 更なる核軍縮手段に関する計画もしくは意図

2010年運用検討会議における最終文書の文言をめぐる審議の過程では、中国は、透明性を、不可逆性、検証可能性とあわせて言及することに抵抗した。これは、核戦力の不均衡により自国の脆弱性を核戦力の不透明性で補う核抑止戦略を採用しているためだと考えられる。他方、運用検討会議のマージンにおいて、透明性をめぐり、中国を除く核兵器国が自ら積極的にその向上に努める動きがあった。(ただし、その後中国は国防白書を発表した。²¹)

米国のクリントン国務長官は一般演説において米国の核兵器のストックパイルの総量を公表すると述べるとともに²²、その直後に国防総省のホームページに、5,113発の核弾頭を保有していることが発表された²³。ロシアも翌週には新 START 条約が両国の議会で批准されれば自国の核兵器数を公表すると述べ、そのほか、イギリスも225発の核弾頭のうち、160発が運用されていることを公表した。フランスはそれ以前に核兵器数の上限が300発であることを明らかにしている。

²⁰ NPT/CONF.2010/PC.II/WP.10, Cluster I: Nuclear Disarmament, working paper submitted by Japan, April 28, 2008, <<http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G08/609/68/PDF/G0860968.pdf?OpenElement>>.

²¹ “China issues white paper on national defense to enhance transparency”, Xinhuanet, 31 March 2011, <http://news.xinhuanet.com/english2010/china/2011-03/31/c_13806685.htm>.

²² “Remarks at the Review Conference of the Nuclear Nonproliferation Treaty”, Hillary Rodham Clinton, Secretary of State, The United Nations, New York City, May 3, 2010, <<http://www.state.gov/secretary/rm/2010/05/141424.htm>>.

²³ “Fact Sheet : Increasing Transparency in the U.S. Nuclear Weapons Stockpile,” Department of State, May 3, 2010, <<http://www.defense.gov/news/d20100503stockpile.pdf>>.

実際、透明性なくして核軍縮が進んでいるのかどうか評価することは不可能であり、核保有国が核軍縮の進め方について共通の認識を持つようになることを促すという意味では、最終文書において、不可逆性、検証可能性と並び核軍縮の「原則」の一つとして言及されたことは望ましい。あわせて、核兵器解体から発生した余剰核物質の IAEA への登録と管理することを促す (Action 16) ことは、核保有国の説明責任を果たすうえでも、信頼醸成を図っていくうえでも重要である。ただし、中国は透明性の問題を、「対中包囲網」として見ているふしもある²⁴。確かに中国の透明性を高めることは必要であるが、どのように中国に透明性のための措置を実施するよう促していくか、その方法については工夫が必要となろう。(なお、上述のように中国は、Action 2 をめぐる議論の中で、不可逆性、検証可能性と合わせて透明性を軍縮の「原則」として記述することに対して一度は不同意する姿勢を示したが、最終的に同意している。)

次に、核兵器国による具体的な核軍縮の措置、とりわけ核兵器の役割の低減の措置について述べられている Action 5 であるが、ここには、あらゆる種類の核兵器のグローバルな備蓄の削減 (Action 5 (a))²⁵、核兵器の、軍事、安全保障概念、ドクトリン及び政策における役割の低減 (Action 5 (c))、核兵器システムの運用態勢の低減 (Action 5 (e))、誤った核兵器の使用のリスクの低減 (Action 5 (f)) 透明性の向上と信頼醸成 (Action 5 (g)) が具体的な措置として挙げられている。

そして、それらの措置の実施状況を 2014 年の準備委員会までに報告するよう要請され、2015 年の運用検討会議でその報告を評価、次のステップを検討するという事になっている。当初エジプトをはじめとする NAM が主張したのは、2025 年 (あるいはそれ以降) までに「核なき世界」を確立するという目標であり²⁶、そのためには 2014 年に特定の期限内での核の廃絶について議論する会議を開催すべきというものであった。議論の過程においては、NAM の主要委員会 I の演説や各国の発言において 2025 年という期限は絶対的なものではなく、いわば目標として設定されるもので、核兵器国のコミットメントを明確にするという意図が明らかにされたが、核兵器国からはこうした期限を切った核軍縮への約束への抵抗が強く、最終的にこの期限を明記する案は退けられた。

(3) 定期報告の提出状況

2012 年に開催された、2015 年 NPT 運用検討会議第 1 回準備委員会まで、2000 年の定期報告提出の決定以来、締約国には合計 9 回の定期報告の提出機会があった。(2002 年の 2005 年 NPT 運用検討会議第 1 回準備委員会から 2012 年の準備委員会まで) その間、51 か国が最低 1 回は定期報告を提出しており、1 回しか提出していないのは 17 か国、すべての機会に定期報告を提出したのは 3 か国のみ

²⁴ 中国は、透明性は、「原則」ではなく、核軍縮を進める方策であり、核弾頭数の透明性よりもドクトリンの透明性が重要であると主張する。中国は、先行不使用や無条件の消極的安全保証をドクトリンとして打ち出しており、他の核兵器国もこれに倣うべきとする。

²⁵ 「あらゆる種類」という表現は、戦術核を含むことを意味する。戦術核については、ドイツを中心に、ベルギー、オランダ、ノルウェー、スウェーデンなどの欧州諸国から、米ロが戦術核の削減を交渉すべきとの、議論が提起された。また NAM は、NATO と米国の核共有 (nuclear sharing) に対して反対を表明した。結局のところ、「戦術核」と明記しないこの表現で落ち着いた。

²⁶ Statement of the Group of Non-Aligned States Parties, delivered by H.E. Ambassador Hisham Badr, Permanent Representative of Egypt to the United Nations in Geneva, Main Committee I, Review Conference to the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, New York, 7 May 2010.

<http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2010/statements/7May_Non%20Aligned%20Movement.pdf>

であった²⁷。

また、様々なグループごとに提出状況を整理した資料²⁸によると、核兵器国で正式に定期報告を提出したことがあるのは、ロシアと中国だけである。新アジェンダ連合 7 か国のうちでは、エジプトが未提出となっており、非同盟諸国間では、120 か国中 14 か国²⁹しか定期報告を提出したことがない。NATO 諸国では、米英を含む 7 か国が未提出である。NPDI 参加国では、アラブ首長国連邦のみ未提出である。

なお、2010 年の運用検討会議では、189 の締約国のうち、23 か国しか報告書が提出されていない。そのうち、核兵器国は中国とロシアのみであり、その他の 21 か国は、アルジェリア、オーストラリア、オーストリア、ブラジル、カナダ、チリ、キューバ、フィンランド、イラン、アイルランド、日本、カザフスタン、メキシコ、モロッコ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、韓国、スウェーデン、ウクライナ、ウルグアイである。

また、2010 年の行動計画後初めての機会となった 2012 年準備委員会では、定期報告を提出したのは 5 か国であった。

3. その後の進展

(1) P5 による取り組み

P5 は、NPT 第 6 条下の核軍縮の目標や「2010 年運用検討会議の行動計画の Action 5 で述べられた措置、および報告その他の努力」に向け、ともに取り組むために NPT のフォローアップ会合を開き、また、「P5 諸国は、核ドクトリンや能力を含む、透明性や相互信頼の問題および検証問題について、これらの措置がさらに軍縮努力を進めるための強固な基盤を確立するために重要であると認識し、従来からの議論を継続した。P5 の核協議の効率を向上させるために、P5 諸国は、主要な核に関する用語の定義に関する合同の用語集について作業を継続することを承認し、そのための作業部会を設置した (The P5 continued their previous discussions on the issues of transparency and mutual confidence, including nuclear doctrine and capabilities, and of verification, recognizing such measures are important for establishing a firm foundation for further disarmament efforts. In order to increase efficiency of P5 nuclear consultation, they approved to continue working on an agreed glossary of definitions for key nuclear terms and established a dedicated working group.)」と述べた³⁰。ただし、その後この作業部会の作業の具体的な進捗状況についての報告はない。

なお、各国の自主的な核兵器保有量の公表においては、それぞれのカウンティング・ルールが異なっている。これは、米ロの軍備管理交渉においても大きな課題であるが、例えば、米ロの新 START 条約のルールに基づき、中国の核兵器を数えた場合、中国の自己申告に基づけば弾頭は運搬手段と切り離されて保管されているため、規則上の保有量はゼロとなる。したがって、このような P5 による言葉の定義等についての共通認識形成の作業は重要である。

²⁷ Project Ploughshares, *Transparency and Accountability NPT Reporting 2002-2012*, October 2012, P.5

²⁸ 前掲、*Transparency and Accountability*, p.6.

²⁹ アルジェリア、チリ、キューバ、グアテマラ、インドネシア、イラン、マレーシア、モンゴル、モロッコ、ナイジェリア、ペルー、南アフリカ、スリランカ、タイ

³⁰ Final Joint Press Statement, “First P5 follow-up meeting to the NPT Review Conference”, Paris, July 1, 2011 <http://www.mid.ru/brp_4.nsf/0/2886687EC0070109C32578C00058F9B5>

(2) NPDI による報告書フォームの作成³¹

NPDI は、平成 22 年（2010 年）9 月 22 日にニューヨークでの会合の後にステートメントを出し、「標準化された報告」について次のように述べた。「2014 年の NPT 準備委員会に対して核兵器国が自らの核軍縮義務について報告するというコミットメントを実施するに際し、核兵器国が使用する「標準化された報告形式」の発展に向けていかにして最も効果的に貢献できるかにつき検討する」。

2012 年の準備委員会では、NPDI は透明性に関するワーキング・ペーパーを提出した³²。このワーキング・ペーパーでは、核兵器国の標準報告には、次の項目を含むべきとしている。

- (a) 核弾頭の数、種類（戦略もしくは非戦略）、状況（配備、非配備）
- (b) 運搬手段の数、及びもし可能であれば種類
- (c) 核軍縮努力の一環として解体され削減された核兵器及び運搬手段の数と種類
- (d) 軍事目的で製造された核分裂性物質の量
- (e) 軍事及び安全保障上の概念、ドクトリン、および政策において核兵器の役割や重要性を低下させるために取られた手段

ワーキング・ペーパーには、これらの項目を含む報告書のひな型が添付されている。

(秋山 信将)

³¹ 軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）第5回外相会合 共同ステートメント、
<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/npdi/5th1209/statement.html>>

³² NPT/CONF.2015/PC.I/WP.12, “Transparency of nuclear weapons: the Non-Proliferation and Disarmament Initiative,” April 20, 2012.< http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=NPT/CONF.2015/PC.I/WP.12 >

第5項目： 不可逆性

・2010年運用検討会議最終文書行動計画

Action 2：条約義務の履行における不可逆性、検証可能性、透明性原則の適用

1. 「不可逆性」問題の背景

核軍縮における不可逆性（Irreversibility）は、2000年のNPT最終文書（核軍縮に関する13のステップの一つ）に盛り込まれ、2010年の運用検討会議でも、条約義務を達成するために不可逆性、査察可能性、透明性の原則を導入するとされた。既にレキシコンとして定着した不可逆性は、1996年に発表されたキャンベラ委員会の最終報告のAnnex 1において、軍事用に不要となった核物質が核兵器に再転用されないこと、及び一般的な核軍縮における原則と規定されており、この定義がその後の各種文書でも援用されている。文言としての不可逆性は、核の査察検証と並行して使用されることも多く、核軍縮の成果を確定させるうえで、重要な意義を持つ概念となっている。

しかし、この概念の意味する内容が十分に検討されたことはなく、政策的にはその重要性を否定することはできないが、実質的な内容が未定義であるため、多面的かつ柔軟に使用できる軍縮用語として利用されている。一般的には、国家が特定の兵器の廃止もしくは縮減において、軍縮等の約束があったとしても政治的意思の変化によって兵器が再生産される可能性があるため、当該兵器の生産能力（技術力を含む）と資源を破棄もしくは無力化させる行為が不可逆性の重要な手段となる。これら能力と資源は価値中立的であるため、軍縮等の交渉時に相互の合意によって破棄等の手段と明確化し、時間や政治的環境が変化しても能力や資源を再活用できないようにすることが重要となる。このため、核軍縮のプロセスにおいて不可逆性は漠然とした政策目標の一つに過ぎないが、核軍縮を達成した後の状態における不可逆性は、政策目標ではなく具体的な措置として規定される。

2. スイス連邦外務省（Swiss Federal Department of Foreign Affairs: FDFA）の概念整理

FDFAはVERTICとSIPRIに研究を委託し、両機関は共に2011年9月に「核軍縮における不可逆性」と題した報告書を作成している。両報告書の差は、VERTICが不可逆性の概念、技術、そして運用上の問題を扱ったのに対し、SIPRIは政治、社会、法、そして軍事技術面での問題を扱っていることである。

VERTICが2011年9月に発表した報告書では、不可逆性を、実施した核軍縮措置を逆転させるコストと困難性を上げる行動と定義している。報告書では、不可逆性は国家が核軍縮を達成した状態（end-state）から再び核兵器開発を実施しないための措置であるとし、その具体的な措置は国家が保有する核関連物質や技術の状態に依存するとしている。具体的には、国家が保有する兵器級核分裂性物質の管理形態（核弾頭への再導入を困難にする管理方法の確立）、兵器に転用可能な核分裂性物質の管理形態、兵器級核分裂性物質の兵器化を可能にする技術の管理、核兵器に転用可能な通常弾頭の組み立て工場の管理、投射手段の有無等の条件が重要になる。

そして、核軍縮の最終段階においては、破棄弾頭内の核分裂性物質の破壊、国内の核分裂性物質の放棄、核弾頭及び通常弾頭の組み立て工場の破壊もしくは民生転換、兵器級核分裂性物質の潜在的生産可能性の放棄、核分裂性物質の国際的なセーフガードシステムの下への移管、そして核投射手段の破棄及び非軍事目的への転用、などが考えられる。これらに加え、核分裂性物質の生産手段の放棄（濃縮や再処理能力の放棄）や多国間核燃料サイクル体制の構築なども、間接的ではあるが、核軍縮の不

可逆性に大きく貢献する。もちろん、核開発の技術と情報の消滅とその査察検証も、不可逆性を実現する上で重要な意味を持つ。しかし、核開発の知識自体を消滅させるのは困難である。

3. 不可逆性に関するレジーム

NPT 運用検討会議のもとで不可逆性の原則の適用が宣言されたが、実際には 2000 年以降の核軍縮において、不可逆性の原則は米ロの START のもとで確認、実施されてきたものの他に大幅な進展は見られない。

たとえば、北朝鮮の核開発を解決するために設置された 6 か国協議の参加国は、北朝鮮に不可逆的な核開発の放棄を求め、2006 年に合意している。北朝鮮は 2008 年に合意履行において核計画の申告書を提出し、その直後に寧辺の核施設の冷却塔を破壊した。しかし、北朝鮮は再処理施設を秘密裏に稼働し、プルトニウムの抽出を進めていることを明らかにした後、協議自体が頓挫している。北朝鮮の核実験に対して採択された 2006 年の国連安保理決議 1718 では、「北朝鮮が、すべての核兵器及び既存の核計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄すること」としており、2009 年の決議 1874 でも同じ表現が使用されている。関係国は北朝鮮に対して不可逆性の原則に基づいた核計画の放棄を求めているが、それを具体的にどう実現するかについて明確にされていない。

NPT における不可逆性は、北朝鮮のような非核兵器国の核開発疑惑に対処する上で重要な意義があると共に、核兵器国の核軍縮に際しても重要な原則として位置づけられ、基本的には全ての主題への適用が可能である。たとえば、包括的核実験禁止条約 (CTBT) の批准発効や核分裂性物質カットオフ条約 (FMCT) の推進も、核軍縮の不可逆性の観点から論じられることが多い。2005 年以降において CTBT をめぐる状況には大きな進展がなく、中国、エジプト、インド、イラン、イスラエル、北朝鮮、そしてパキスタンが署名を留保している状況である。米国においても、オバマ大統領は上院に対して繰り返し批准作業を進めるよう呼びかけているが（最後の投票は 1999 年に実施されたもので、否決されている）、2012 年の再選後においても具体的な展望は示されていない。しかし、CTBTO が設置する国際監視システム (International Monitoring System) は約 80% が成立しており（世界各所に約 300 か所以上の監視ポストの設置を計画している）、核実験探知能力や大気中に放出された線量測定能力は向上している。

4. 米国エネルギー省のストックパイル管理計画

米国原子力安全庁が管轄するエネルギー省のストックパイル管理計画 (Stockpile Stewardship and Management Program) は、実際に核実験を実施しなくても核兵器の信頼性を高める目的で実施されている。同計画は核軍縮を具体的に推進するものではないが、核実験の必要性を減らすことにより、核開発に向けた物理的な手続きを減らすことで核軍縮の可能性を高めるものである。もともと、CTBT や FMCT などを含めて、核軍縮の可能性を高める手段は多く、ブッシュ政権の 2001 年の核態勢報告 (Nuclear Posture Review: NPR) による核の三本柱 (ICBM、SLBM、戦略爆撃機) を新三本柱 (核と通常兵器を含めた攻撃力、アクティブ及びパッシブな防衛手段、柔軟な産業基盤) へと進化させることも、不可逆的な変化の一つと見ることも可能である。ただし、核兵器に対する安全保障政策上の要請は変化するため、政策面から不可逆性を追求することは困難な面がある。

しかし、不可逆性の概念は核軍縮の原則の一つとして評価が高いが、その実現可能性の評価は難しい。非核兵器国は、NAC や NPDI 等の多国間フォーラムで、核兵器国が NPT 第 5 条に基づく核軍縮を実施する際の原則の一つとして、不可逆性を重視するよう主張している。そこでも不可逆性は、透

明性や検証可能性とセットで論じられており、単独の措置として不可逆性を定義することが難しいことがうかがえる。不可逆性を担保するためには、複数の政策選択肢を特定の状況の下で柔軟に運用することが必要であり、理論的な可能性と実際の適用の間には差が存在することを理解する必要がある。

5. 日本の立場

日本は、不可逆性に対して肯定的な主張を繰り返すことで、核兵器国が軍縮の原則として、その優先度を下げないよう監視すること、そしてその具体的措置のために技術的な貢献を行うことが重要になる。日本は核兵器国でも、核兵器保有国でもないため、不可逆性の原則の第一次的適応対象ではないが、核不拡散の観点から核兵器製造能力や核関連資材の管理（もしくは放棄）が求められる場合もある。福島原発事故後に原発が定期検査後に再稼働が見送られ、2012年の総選挙の一つの争点として原発依存の問題が取り上げられたが、その際に核燃料サイクルを維持するかどうか議論になった。

6. 今後の展開

南アフリカが核計画を放棄し、北朝鮮の核問題の解決に進展が見られず、リビアの核開発が中断された中で、核軍縮の不可逆性に関する 2005 年以降の最大の進展は、米ロ間で合意された START であることは疑問の余地がない。START では、核軍備管理の履行措置を相互に査察検証で確認することで不可逆性を担保していた。

しかし、一方で、「核兵器のない世界」を目指すと宣言したオバマ政権においても、核能力の維持（可逆的に核開発を進めることができる能力を担保しておくこと）は核政策の柱となっている。2010年3月のオバマ大統領の核態勢見直し（Nuclear Posture Review）では、完全に核軍縮が達成されたとしても、米国は「近代的な核インフラ」と「高度に熟練した」核兵器開発の設計者、エンジニア、そして技術者の存在が不可欠であるとしている。そうすることで、テロ集団等が秘密裏に核開発を進めたとしても、対処能力を必要な際に緊急に回復することができることになる。さらに、現実の核能力ではなく、「仮想」の能力による抑止力の問題もある。

米国がこのような政策を主張する中で、不可逆性の原則が NPT の議論の中核的な課題になるかに注目する必要がある。

(佐藤丙午)

関連・参考資料

- 1 2011年10月に VERTIC's が公表した「核軍縮における不可逆性」の報告書
<http://www.vertic.org/media/assets/Publications/Irreversibility_Report_Sept_2011.pdf>
- 2 国連安保理決議 2094 (2013)
<[http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=S/RES/2094\(2013\)](http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=S/RES/2094(2013))>
- 3 米国エネルギー省の Stockpile Stewardship Program で実施したプロジェクトの概要
<<http://nnsa.energy.gov/ourmission/managingthestockpile/sspquarterly>>

第6項目： 核軍縮の検証

・2010年運用検討会議最終文書行動計画

Action 2：条約義務の履行における不可逆性、検証可能性、透明性原則の適用

1. 検証問題の概要

軍縮・軍備管理条約等で調印国に求められる行為には、大別して、数の管理と作戦運用の管理が存在する。NPTでは核兵器国が核軍縮を実施することが求められており（条約上義務付けられていない）、これまで開催された運用検討会議では、その会議直前に核軍縮のイニシアチブが立ち上げられ、運用検討会議における議論の円滑化を後押ししてきた。2010年の運用検討会議の直前にはオバマ大統領の「核兵器なき世界」演説に加え、2010年12月に期限切れを迎える米ロの戦略兵器削減条約（START）の更新問題に国際社会の関心が向いていたこともあり、2010年の運用検討会議では最終文書を採択することが可能になった。

その際、今後の核兵器国の核軍縮を促す上で、NPTの最終文書は核兵器国に成果表の作成を求め、2015年のNPT運用検討会議までにその表の案が作成される予定である。現在核兵器国が定期的に会合を持ち、検討を重ねている。

NPTに基づく核軍縮ではないが、北朝鮮の核開発をめぐる六か国協議では、同国の核開発の不可逆的な放棄を検証するための措置の重要性が指摘されている。ただし、検証措置に北朝鮮が同意し、なおかつそれがIAEAの査察検証措置に基づくものであったとしても、北朝鮮内に存在する核物質の完全な検証は不可能であるとされる。これは、現行の検証方式では、北朝鮮政府や軍、もしくは一部の科学者等が隠匿した核物質を検証することが困難なためである。

このように、核軍縮の検証には、相互不信を生まないために手続きを明確化する必要がある、これまでの核軍縮の歴史においても、この点が重要な争点となってきた。

2. STARTの下での検証問題

米ロ（最初のSTART条約の際はソ連）間の最初の相互査察（INF条約に基づく）は、1988年7月にSS-20のミサイル基地のレッチツァと、カリフォルニアのトラビス（それ以外にアリゾナ、ユタ、コロラドの米軍基地が査察された）で実施された。STRATに基づく現地査察による検証は、1995年3月に120日実施されている。短期間であったこともあり、兵器システム（サイロ型ICBMと移動式ICBM、SLBM、戦略爆撃機）ごとに査察チームが編成され、主に基地境界査察を実施している。この査察は公式的なものであったが、その後査察が繰り返される中でロシアの監視官との人間関係が深まったとされる。査察の方法が洗練されていったのは、この人間関係によるものが多いと評価される。

2009年12月に1991年STARTの期限切れ失効に伴い相互に査察チームが退去し、現地査察と検証作業が中断された。しかし、2011年2月6日に新STARTが発効（批准文書に署名）した60日後より、米ロの検証チームによる相互査察が可能になり、米側の検証チームが4月13日にロシアに入り、査察検証が再開されている。以後、米ロ双方のチームが検証した数字が定期的に発表されているが、現時点においてロシア側は、既にICBMではSTARTで規定された数を下回っており、今後の兵器更新計画の進展を考えても、新STARTの条約期限内で条約上の削減数を達成するのは可能と考えられる。

新 START における核軍縮の査察検証は、技術レベルの向上(核兵器の近代化)、核戦略運用の変化、そしてロシアの戦略兵器の配備に関する予測可能性を向上させることを目的としている。この意味で、核軍縮の査察検証は個別の事情や、将来の核戦略の変化に適応可能なものである必要があり、米ロの核軍縮で得られた教訓が他国に適用可能とは限らない。

新 START の下での査察は開始されたばかりであり、その成功と、他のケースへの応用が可能かどうかについての評価はなされていない。現行の査察検証制度では、米国はロシアと合意により、ロシアが申告した国内 70 か所の検証を実施することが可能である。現地査察では、米国が再突入弾頭の数を確認できる手続きが盛り込まれており、ロシア軍の日常活動までも監視できるようになっている。それには、サイトのダイアグラムの提示(35ヶ所)も含まれている。35ヶ所は申告数の半分であるが、残りの拠点は戦略基地の閉鎖や役割変更などで核軍縮の査察検証上の意義が小さくなることが予想されている。年間の査察検証措置の回数についても、旧 START の年間 28 回から 18 回へと縮小されたが、数を減少させる代わりに期間を増加させており、総合的な査察検証機能が低下しないように計画されている。

3. G8 グローバル・パートナーシップの延長問題

G8 グローバル・パートナーシップは、2002 年の G8 サミット(カナダ・カナナスキス)で表明されたもので、不拡散、軍縮、テロ対策及び原子力安全に関する問題に対処するための具体的な協力事業を、各国が協調して実施するものである。冷戦後の旧ソ連諸国の原子力安全及び不拡散を推進する目的で設けられた米国のナン・ルーガー計画を、G8 諸国が支援するために始まったパートナーシップは、2002 年から 10 年間の計画実施期間とし、200 億ドルを上限として、「化学兵器の廃棄、退役原子力潜水艦の解体、核分裂性物質の処分、及び兵器の研究に従事していた科学者の雇用」の諸計画を実施するものである。

2012 年以降のパートナーシップの延長問題では、2011 年の G8 ドーヴィルサミットにおいて延長されることが決まり、ムスコカで表明された重点分野(核及び放射性のセキュリティ、バイオ・セキュリティ、科学者の雇用及び国連安保理決議 1540 号の履行促進)につき、プロジェクトの調整とパートナーシップの拡大に合意された。

4. 北朝鮮の核開発をめぐる六か国協議

北朝鮮が繰り返し実施する核実験に対して、国連安保理は 1718(2006 年 10 月 14 日)と 1874(2009 年 6 月 12 日)の二つの決議を成立させ、北朝鮮に対して検証可能な核開発の放棄を求めている。決議 1718 では、北朝鮮に全ての核兵器と存在する核計画の「完全に、検証可能で、不可逆的な」放棄を求めている。この決議では、北朝鮮が IAEA のセーフガード協定(IAEA INFCIRC/403)への協力を求めることで、検証可能性を担保しようとしている。決議 1874 では、検証可能性の部分では同じ文言を踏襲しており、北朝鮮に求めている内容は同じである。

2013 年 1 月に北朝鮮が実施したミサイル実験に対して、国連安保理は決議 2087(2013 年 1 月 22 日)を成立させ、その中で六か国協議の再開と、2005 年 9 月 19 日に発表された共同声明の履行を求めている。この共同声明では、「六者会合(外務省の HP による表記。著者注)の目標は、平和的な方法による、朝鮮半島の検証可能な非核化であることを一致して再確認した」とし、北朝鮮は「すべての核兵器及び既存の核計画を放棄」し、「核兵器不拡散条約及び IAEA 保障措置に早期に復帰」することを約束している。しかし、この共同声明の後、核兵器と核計画の放棄は進んでいない。

5. 米国の軍備管理軍縮政策の変化

2013年2月、第二期オバマ政権の国防長官に指名されたヘーゲル氏の公聴会において、イランの核開発問題について、イランの核開発を予防（prevent）するのか、封じ込める（Contain）するのかという議論があった。ヘーゲル氏は、米国の従来政策である核兵器の拡散の予防に対して、封じ込めの意義を強調し、核兵器保有国の増加を前提とした政策への転換を示唆した。その際も、米ロ二国以外の核兵器国間を含めた査察措置の構築が不可欠となる。この第一段階として、中国を入れた査察措置のあり方を検討する必要がある。2012年5月にグローバル・ゼロ委員会が発表した報告書では、多国間の査察方式を構築する上で、核兵器の数の計算のあり方等、各国の共通理解を構築する必要があるとすると同時に、機微な技術情報を公開しなくても査察検証が可能になる新技術の開発を提言している。

核の検証では CTBTO の開発した検証技術を基本に査察と監視体制の強化を進めることになる。CTBTO は、地震波の探知（Seismic technology）、水中音響技術（Hydroacoustic technology）、可聴下音技術（Infrasound Technology）、そして放射性核種分析技術（Radionuclide technology）を活用して核爆発の探知を実施する。CTBTO の検証は、核実験後の検証措置であり、軍縮に直接的に貢献するものではない。しかし、核拡散を封じ込める観点からは、CTBTO による検証措置を通じた透明性の拡大が抑止効果を発揮することへの期待は大きい。

6. 今後の展開

新 START における検証制度を考察する際、廃棄核兵器に含まれる核物質の保障制度の問題が存在する。米ロは独自の保障制度の下で破棄核物質の処理を行うが、もし北朝鮮を含む他の核兵器保有国や、核兵器国が核軍縮を実施する際、それら物質を IAEA の下に特別に保障制度を作るか、それとも全く別の制度を構築するか、という点を考察する必要がある。

ソ連の戦略基地が存在した旧ソ連諸国（ウクライナ、ベラルーシなど）における核兵器解体や核技術者の流出防止において、米国の包括的脅威削減計画（ナン・ルーガーイニシアチブ）と G8 グローバルパートナーシップが大きな役割を果たした。2011年のG8サミットで2012年以降の延長が合意され、新たなメンバーの追加や1540決議の遵守等の措置が求められることになった。

(佐藤丙午)

関連・参考資料

1. 新 START に基づく査察に関する国務省のファクトシート
< <http://www.state.gov/t/avc/newstart/c52405.htm> >
2. 新 START の議定書（Part Five）
< <http://www.state.gov/documents/organization/140047.pdf> >
3. ドーヴィル・サミット（2011年5月）の首脳宣言（G8 グローバル・パートナーシップの延長に関する部分抜粋）

78. 我々は、2002年にカナナスキスにおいて発表された「大量破壊兵器及び物質の拡散に対する G8 グローバル・パートナーシップ」に関する 10 年間の具体的業績及び重要な成果を歓迎する。我々は、ロシアでの優先事業の完了に引き続きコミットしている。パートナーシップに対する我々の評価では、世界中で行われたあらゆる分野の大量破壊兵器不拡散活動において、23 のパートナーが達成した重要な進展が認識されている。この評価はまた、将来への方向性を提供している。したがって、我々は、ムスコカで表明された重点分野（核及び放射性のセキュリティ、バイオ・セキュリティ、科学者の雇用及び国連安保理決議第 1540 号の履行促進）に基づき、このパートナーシップを 2012 年以降まで延長することに合意する。我々は、上記分野に関し、すべてのパートナーと共に、援助ニーズに関する議論及びあり得べきプロジェクトの調整に取り組み、パートナーシップのメンバーを拡大していく。パートナーは、国別、共同又は多国間で、かかるプロジェクトの資金調達につき決定する。

第7項目： 包括的核実験禁止条約（CTBT）

・2010年運用検討会議最終文書

Action10：すべての核兵器国によるCTBTの批准勧奨

Action11：すべての国による核爆発実験の自粛、モラトリアム継続

Action12：すべての批准国による早期発効に向けた措置に関する報告

Action13：すべての批准国による発効促進への貢献

Action14：CTBTO準備委員会による検証レジーム整備の奨励

はじめに

1996年に署名に開放された包括的核実験禁止条約（Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty）は、締約国の基本的な義務として、自国の管轄・管理下にある場所において、核兵器の爆発的実験またはその他の核爆発を実施しないことを義務付けている。

第一条 基本的義務

「締約国は、核兵器の実験的爆発又は他の核爆発を実施せず並びに自国の管轄又は管理の下にあるいかなる場所においても核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止し及び防止することを約束する。」

1. Each State Party undertakes not to carry out any nuclear weapon test explosion or any other nuclear explosion, and to prohibit and prevent any such nuclear explosion at any place under its jurisdiction or control.

1. 背景³³

核実験の禁止に関しては、1963年の部分的核実験禁止条約（PTBT、1963年発効）がある。しかし、この条約は、地下核実験を禁止していなかったため、条約成立後も地下において核実験が続けられることになった。地下を含む包括的な核実験の禁止は、PTBT自身の前文に「決意」が示されるのみならず、NPTとの関係でもその第6条（核軍縮）の求める主要な措置と考えられてきた。

PTBTの存在を前提とする場合、包括的核実験禁止に至る道は二通りあり得た。第1に、PTBTを改正して、核実験禁止の範囲を地下にまで拡大するという方法、第2に、全く新たに包括的核実験禁止条約（CTBT）を作成するという方法である。第1の方法は、1991年のPTBT改正会議において試みられたが、PTBTの改正条項によれば、その改正には当時核実験の包括的禁止に反対していた米英両国の賛成票も必要であったことから、そもそも改正は不可能であった。しかし、改正会議の結果、包括的核実験禁止への支持が大きいことが判明し、ジュネーブ軍縮会議（CD）でのCTBT交渉開始への弾みとなったという側面はある。

2. 1995年のNPT運用検討・延長会議

NPTの将来を決めるために開催された1995年NPT運用検討・延長会議は、NPTの無期限延長を決定すると共に、「核不拡散及び核軍縮のための原則及び目標」と題する決定を抱き合わせの形で採択した。「原則及び目標」は、文字通り核不拡散と核軍縮に関する目標を具体的に提示しており、CTBTとの関係では次のように定めている（パラグラフ4(a)）。

³³ CTBTの経緯や現在も重要と考えられる箇所は、2003年に発行されたNPTハンドブックの第一項、第二項（浅田正彦執筆）の当該部分（前回ハンドブックの第一項1. 2. 3. はほぼそのまま活用し、4. 6. 7. 8. の一部）を踏襲した。

「軍縮会議は、普遍的で国際的かつ効果的に検証可能な包括的核実験禁止条約に関する交渉を 1996 年までに完了すること」。

この決定を受けて、CD における CTBT 交渉は加速され、後述のように、「原則及び目標」が求めた 1996 年の会期に事実上完了することになる。

3. CTBT 採択の経緯

CTBT 交渉は、1995 年 NPT 運用検討・延長会議に先立つ 1994 年に CD において開始されていた。この交渉開始の背景には、核実験モラトリアムがあった。すなわち、多くの核兵器国が 1990 年代に入って相次いで核実験のモラトリアムを開始し、一部の例外を除き、事実上核実験が行われない状況が生まれていた。また、核実験禁止に最も強く反対していた米国において、包括的核実験禁止を選挙期間中から支持していたクリントンが 1993 年に大統領に就任したことも好影響を及ぼした。そして、核実験禁止に反対していたもう 1 つの核保有国である英国は、米国の実験場を借りて実験していたことから、米国が CTBT を支持すれば、自動的に核実験ができなくなる関係にあった。

1994 年から 3 年にわたってジュネーブで行われた交渉の結果、1996 年には CTBT の草案が完成したが、コンセンサス方式の CD (核実験禁止特別委員会) においてインドが反対したため、CD から国連総会へ草案を送付することが不可能となった。そこで、オーストラリアが中心となって、国連総会の場に CTBT の最終草案を提出し、採択されるという経緯を辿ることになった (決議 50/245、賛成 153、反対 3 (インド、ブータン、リビア)、棄権 5)。このような手続に対しては、CD におけるコンセンサス方式という手続規則を迂回するものだとする批判もあったが、ともかくも CTBT が条約として日の目を見ることになった。

4. CTBT の趣旨、意義、内容と問題点

(1) 趣旨

- 宇宙空間、大気圏内、水中、地下を含むあらゆる空間における核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止する。
- この条約の趣旨及び目的を達成し、この条約の規定の実施を確保する等のため、包括的核実験禁止条約機関 (CTBTO) を設立³⁴する。
- 条約の遵守について検証するために、国際監視制度、現地査察、信頼醸成措置等から成る検証制度を設ける。

(2) 意義

- 核兵器の開発あるいは改良を行うためには、核実験の実施が必要であると考えられており、CTBT は、従来の部分的核実験禁止条約 (PTBT) が禁止の対象としていなかった地下核実験を含む、すべての核実験を禁止するという点において、核軍縮・不拡散上で極めて重要な意義を有する。
- わが国は CTBT を、国際原子力機関 (IAEA) の保障措置と並び、核兵器不拡散条約 (NPT) を中核とする核不拡散・核軍縮体制の不可欠の柱として捉え、その早期発効を核軍縮・核不拡散分野の最優先課題の一つとして重視している。

³⁴ CTBTO の内部機関として、締約国会議、執行理事会および技術事務局 (国際データセンターを含む) が設置されることになっている。

(3) 内容

CTBT 発効の暁には包括的な核爆発実験禁止が達成されることになった。条約の遵守を検証する制度（末尾参考資料 1. 関連部分参照）としては、国際監視制度（IMS）、協議及び説明、現地査察、信頼醸成措置³⁵が設けられている（第 4 条 1 項）。IMS の下で、地震学的監視、放射性核種監視、水中音波監視、微気圧振動監視という 4 つの方式による計 321 の監視観測所（別に 16 の放射性核種実験施設）が設けられ、それらの観測所で収集されたデータが包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）の技術事務局に設置する国際データ・センター（IDC）に送付のうえ処理・分析され、締約国は違反の有無の判断や現地査察の要請にあたって IDC の解析結果を活用するとともに、自らも核爆発実験検証能力を高める³⁶ことになっている。グローバルなシステムとしての IMS の能力については、地球上のいかなる場所であれ 1 キロトン以上の核実験を探知できるように設計されていることになっている。

この条約の下で締約国は、条約に基づく自国の義務を履行するための体制を整備することが求められている。そのため、締約国は国内当局³⁷を指定し又は設置し、この条約が自国について効力を生じたときは、その指定又は設置について CTBTO に通報することになっている（第 3 条 4 項）。

なお、条約の発効後、条約違反の可能性を検討する権限³⁸を有する執行理事会が設置され、51 の理事国によって構成されることになっている。51 のうち、8 の議席が東南アジア、太平洋及び極東の締約国に割り当てられることになっている。各地域に割り当てられた議席のうち少なくとも 1/3 は、特定の基準に基づき指名される³⁹ことになっており、当該基準をすべて満たしている我が国が理事国に指名されることは、ほぼ確実とみられる。

(4) 問題点

この条約については、実体的側面と手続的側面における問題点の存在が指摘される。実体的問題点とは、第 1 条は「核爆発」を禁止しているのみであって、すべての核実験を禁止しているわけではないという点である。爆発に至らない核実験としては、いわゆる未臨界実験（subcritical experiments）がある。CTBT の交渉過程においては、未臨界実験を含むすべての核実験を禁止する旨の提案が行われたことがあるが、コンセンサスを達成するために撤回されたという経緯があり、そのような経緯からも未臨界実験は CTBT によって禁止されていないと解釈されている。2000 年代に入って発表された核爆発実験は、2006 年、2009 年及び 2013 年の北朝鮮による 3 回の地下核実験であり、いずれも IMS 観測所において爆発事象を示す地震波が検知された。しかし核爆発の直接的な証拠となる放射性核種については、第一回目の実験では IMS の希ガス観測所一か所（カナダ・イエローナイフ）で検出された

³⁵ 議定書第三部 1 項、2 項では、締約国は条約第 4 条 68 の規定に従い、自国の領域内又は管轄・管理下にある場所で 300 トン以上のトリニトルエンに相当する爆発物質を使用する化学的爆発が、単一の爆発として実施される場合には、CTBTO の技術事務局に任意に通報することとなっている。

³⁶ CTBT の議定書第一部 F18 は、国際データセンターが標準的な資料を作成するものの、その資料は、事象の性質についての最終的な判断を示すものではなく、その判断は締約国の責任で行う旨規定している。

³⁷ 外務省（軍備管理軍縮課）が発効までの責任ある当局の役割を負っている

³⁸ 執行理事会は、すべての理事国の過半数による議決で手続き事項について決定を行うほか、すべての理事国の 2/3 以上の多数による議決で実質事項についての決定を行うことになっている。なお、現地査察を行うか否かは、執行理事会の理事国の 30 以上の賛成により議決される。

³⁹ 次の 3 つの基準に基づき指名されることになっている。① IMS の監視施設の数、② 監視技術についての専門的知識及び経験、③ CTBTO の年次予算に対する分担金。

とされている⁴⁰ものの、第二回目はいかなる IMS 観測所においても確認されておらず、第三回目についても 2013 年 2 月末までの時点でどの IMS 観測所で捕集された試料からも北朝鮮の事象起源とみられる放射性核種の検出は報告されていない。それゆえ封じ込め技術の進展に伴い、IMS の監視網で放射性核種をとらえることが困難な状況も想定される。このため、IMS 観測網の整備に加えて実効的な現地査察 (OSI)⁴¹の仕組みと体制を整えることが、CTBT の意義を確保するために不可欠であり、それに向けて技術的な事項を国際的に協議する CTBT 作業部会 B でも OSI 運用手引書作成に焦点があてられ、統合野外演習の実施、査察候補者の育成等への取り組みが活発化してきている。

手続的には、CTBT が極めて発効の困難な条約であるという問題点がある。CTBT は、1996 年 9 月に署名に開放されたが、2013 年 2 月末現在、183 か国が署名し、うち 159 か国が批准した (下記参考)。しかし、CTBT の発効には、条約の附属書 2 に列挙される核技術を有する特定の 44 か国 (末尾参考文書 1. 第 14 条関係部分参照) がすべて CTBT を批准しなければならないとされ (第 14 条) ており、2012 年 2 月末現在、8 か国の批准が得られていない。これらは、中国、エジプト、インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮、イラン、米国である。このうち、署名も行っていないのがインド、パキスタン、北朝鮮である。最近では、条約の附属書 2 対象国の中で、インドネシアが 2012 年 2 月条約を批准した。

米国については後述のように 1999 年に上院による批准承認拒否によって現在まで批准に到らず、また中国は、全人代 (議会) に上程して審議中であるとのコメントを繰り返している。インド・パキスタンは、1998 年の国連総会において CTBT 加盟の意向 (可能性) を示唆したが、その後署名の動きは見られない。なお、日本も 44 の特定国の中に位置づけられており、1997 年 7 月に 4 番目の批准国として CTBT の批准書を寄託した。

(参考) 条約の署名・批准状況 (2013 年 2 月末現在)

世界全体 (196 か国) : 署名 183 か国、批准 159 か国

アフリカ (54 か国) : 署名 51 か国、批准 41 か国

東欧 (23 か国) : 署名 23 か国、批准 23 か国

ラ米・カリブ (33 か国) : 署名 31 か国、批准 31 か国

中東・南アジア (26 か国) : 署名 21 か国、批准 15 か国

北米・西欧 (28 か国) : 署名 28 か国、批准 27 か国

東南アジア・極東・太平洋 (32 か国) : 署名 29 か国、批准 22 か国

5. 2010 年 NPT 運用検討会議

2010 年の NPT 運用検討会議で採択された最終文書 (行動計画) において、CTBT に関しては、①すべての核兵器国は CTBT の速やかなる批准に取り組む。核兵器国は、とりわけ NPT 非締約国を含む条約附属書 2 の国々による署名・批准を奨励する特別な責任を有する (アクション 10)、②条約発効

⁴⁰ P.R.J.Saey,M.Bean,A.Becker, J.Coyne,R.d' Amour,L.E.De Geer,R.Hogue,T.J.Stocki, R.K.Ungar, G.Wotawa “ Geophysical Research Letter: A long distance measurement of radioxenon in Yellowknife, Canada, in late October 2006” American Geophysical Union, 2007.

⁴¹ 執行政事会は、要請締約国から現地査察の要請を受領したのち96時間以内に当該要請について決定を行う。査察を承認しなかった場合には、査察の準備は終了し、新たな措置はとられない (再要請はできない)。

までの間、すべての国は、核兵器の実験的爆発とその他の核爆発ならびに新しい核兵器技術の使用および条約の趣旨を損なう如何なる行動も控えることを約束する。核兵器の実験的爆発のモラトリアムは維持されねばならない（アクション11）、③すべての条約批准国は、条約発効促進会議の貢献を認識し、条約発効に向けての進捗を2011年会議に報告することを約束する（アクション12）、④すべての条約批准国は、国内、地域、世界レベルで条約の発効促進に取り組む（アクション13）、⑤CTBTO準備委員会は、条約発効の暁にはIMSが効果的で、信頼性があり、参加型で、無差別な地球規模の条約遵守を保証する検証制度として運用されるようにするとの委任事項に従い、同制度の早期完成と暫定運用を含む検証システムの十分なる整備に取り組むよう奨励される（アクション14）との5つの行動計画が盛り込まれた。我が国は、同会議に際して、作業文書を提出し、CTBTについては、「包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効の観点から、CTBTの未署名・未批准国に対しできる限り早期に署名・批准するよう求め、また、CTBT発効までの間、核実験モラトリアムを維持することの重要性を強調する」ことを働きかけた。

2005年のNPT運用検討会議では、包括的核実験禁止条約（CTBT）をはじめとする核軍縮については、関係国及び関係国グループの立場の隔たりが収斂せず、コンセンサス・ルールの制約もあり、3つの主要委員会すべてにおいて実質事項に関する合意文書を作成することができず、また、議長による実質事項にかかる声明も行われなかった、こととの比較において、前進がみられる。

（参考）2000年5月19日に採択されたNPT運用検討会議最終文書には、NPT第6条及び「核不拡散と核軍縮の原則と目標」第3及び4項（C）（核軍縮に向けた努力）を実施するための制度的及び漸進的な努力にかかる13の実際的措置としてCTBTに関して、①CTBT早期発効、②CTBT発効までの核実験モラトリアムに同意した旨が盛り込まれた。

6. 米国とCTBT

米国は、クリントン政権時代は、CTBTに積極的であり、他国に先駆けて1996年9月に署名を行ったが、批准に関しては、国内対策不足もあって成功しなかった。条約批准には、上院の2/3の賛成が必要であるが、1999年10月、米国上院は48対51という圧倒的大差でCTBTの批准法案を否決した。反対理由は、主として米国の核抑止力とCTBTの検証能力に関連していた。核抑止力との関係では、米国の核兵器は歴史上最も老朽化しており、核兵器の信頼性・安全性の維持のためには核実験が必要であり、CTBTは核抑止力を脅かすことになることとされ、検証との関係では、CTBTの国際監視制度では、低威力の核実験を探知することはできず、また、衝撃波を減じるデカップリング技術を利用するならば、相当な規模の実験も探知できなくなる、そのような場合に利用すべき現地査察は、手続上困難を伴う（51カ国からなる執行理事会で30カ国以上の賛成が必要）とされた。

上院による否決を受けてクリントン政権の依頼を受けたシャリカシュビリ（John Shalikashvili）元米国統合参謀本部議長は、2001年1月ブッシュ政権誕生を直前に控え上院のCTBT批准を勧告する報告書（シャリカシュビリ報告）を提出し、行動を促したが、パウエル国務長官候補（当時）は、上院外交委員会公聴会において、次期会期中にCTBTの批准を議会に求めない、CTBTにはいくつかの欠点が存在すると述べ、CTBTに対する消極的・否定的な態度を明らかにした。国際的にも、CTBTO準備委員会への分担金のうち、CTBT発効後にはのみ必要となる現地査察関連部分については支払わないことを決定（2001年8月）したほか、後述のCTBT発効促進会議との関係でも、2009年の第6回会

議で復帰するまで4回の会合を欠席した。さらに2001年以降、日本の提案した国連総会決議案に対しても、CTBTの早期発効への言及（2000年NPT運用検討会議の13項目の第1項と同文）を理由に反対票を投じてきた。

米国はブッシュ政権時代の8年間は、現地査察をはじめCTBTOへの分担金の支払いを制限してきたが、2009年のオバマ政権誕生に伴い、分担金の支払いや検証制度の拡充に協力する意向を表明した。2009年9月に開催された発効促進会議にも10年ぶりに復帰し、2010年のフレンズ外相会議にも初めて参加した。上院共和党説得の鍵となるのは、1999年当時と同じく、CTBTシステムの検証能力と米国の核兵器の優位性維持による核抑止力の有効性確保である。前者については、IMS観測網の能力を補う形での現地査察(OSI)の体制構築と実効性の確保である。後者については、米国は依然として、核爆発実験を伴わない未臨界核実験を繰り返しており、その回数は、97年以来27回に達する。オバマ政権下でも、2012年12月5日のネバダ州での実験を含め、4回実験が行われ、米国は自国の核兵器の安全性と有効性維持のため、核実験を正当化している。

2012年米国国家科学アカデミー(NAS)は、米国の核備蓄保有の優位性と米国のCTBT批准は矛盾しないとの技術的な評価(末尾参考資料4.参照)を発表しており、依然政治的には、批准への道程は平たんではないものの、第二期オバマ政権の発足に伴い、プロセスの前進が期待される。

7. CTBTの発効促進

CTBTの早期発効が困難であろうことは、CTBTの交渉段階から意識されていた。そこで、CTBTが早期に発効しない場合に対処するための措置がいくつか提案されたが、その1つが発効促進会議の開催である。CTBT第14条2項に具体化されたこのメカニズムによれば、署名開放後3年間CTBTが発効しない場合には、批准国の過半数による要請で批准国の会議を開き、CTBTの早期発効のために批准を促進する措置をコンセンサスで決定するものとされる。この規定に従って1999年10月、2001年11月、2003年9月、2005年9月、2007年9月、2009年9月及び2011年9月(末尾参考資料3.参照)の7回にわたり、発効促進会議が開催された。いずれの会合においても未署名国、未批准国に対する早期署名、批准の呼びかけや核爆発実験モラトリアム維持の重要性を盛り込んだ最終宣言が採択された。

発効促進会議という条約上のメカニズムとは別に、発効促進会議が開られない年に、同会議を補完する観点から日本や蘭、豪州がイニシアティブをとりCTBTフレンズという枠組みが設けられた。これは、CTBT発効の機運を維持強化するという目的を持って、2002年9月、発効促進に積極的な有志国18か国がニューヨーク国連本部に集い、CTBTフレンズ外相会合開催を謳った閣僚共同声明の発出をうけたものである。以来、2004年、2006年、2008年、2010年、2012年(末尾参考資料3.参照)の計6回フレンズ外相会議が開催された。CTBTフレンズとは、CTBT発効促進活動を調整・推進するため、日豪蘭が結成した国家グループであり、現在は、3か国の他、カナダ、フィンランド、スウェーデン、メキシコの計7か国がメンバーとなっている。会議の成果として閣僚共同声明が発出されている。第5回会合から招待国を批准国から署名国に広げて実施されている。

8. 包括的核実験禁止の現状

CTBTは未発効であるが、ウィーン条約法条約第18条に定める規則によれば、未発効条約の署名国・批准国は「条約の趣旨及び目的を害することとなるような行為を行わないようにする」義務を負

い、その結果として CTBT の署名国・批准国は核実験を行うことができないとの主張がある。日本や米国（クリントン政権時代）はそのような見解である。

また、CTBT の検証との関係では、CTBT 未発効の現状においても、CTBTO の準備委員会で国際監視制度（IMS）の下での、波形（地震、微気圧振動、水中音波）と放射性核種観測網の整備が進められており、現在、全体の監視・実験施設 337 カ所のうち、現在までに約 85%が作動⁴²している。加えて、IMS はすでに暫定的に運用を開始し、ウィーンの国際データセンターにデータが送信され、また、各国は必要なデータへのアクセスが可能になっており、事実上、相当程度の核爆発実験の探知が可能な状況になっている。事実、2012 年 2 月 12 日に北朝鮮が地下核実験と発表した事象については、明らかに爆発的特徴を示す波形が多数の IMS 観測点で検知⁴³され、また、それを補強する微気圧振動も複数の観測点でとらえられた。これは CTBT が、条約の発効時に検証について CTBT が定める要件を満たすことができることを要求しており（第 4 条 1 項）、それを受けて準備委員会設立文書が IMS の整備とその暫定的運用を規定していることの結果である。

なお、世界規模で運用されている CTBT 検証体制のもとで得られる観測データが、核爆発実験の検証という本来目的のみならず、最近の大規模地震、津波、隕石落下あるいは原子力発電所事故⁴⁴に際しても民生上や科学目的に活用され、付随する分野でも有益であることが実証されたことは、CTBT 観測網を維持する副次的効果を国際社会に印象付けたものといえる。

（八木 正典）

関連・参考資料

1. CTBT 条約（第 1 条、第 4 条、第 14 条の抜粋）
2. 2011 年 CTBT 発効促進会議最終宣言
3. 2012 年 CTBT に関するフレンズ外相会合閣僚共同声明
4. 米国国家科学アカデミー（NAS）傘下の国家調査委員会の評価報告書（Committee on Reviewing and Updating Technical Issues Related to the Comprehensive Nuclear Test Ban Treaty; Policy and Global Affairs; National Research Council, *The Comprehensive Nuclear Test Ban Treaty: Technical Issues for the United States*, The National Academies Press, 2012.）概要

-
1. CTBT 条約（第 1 条、第 4 条、第 14 条の抜粋）

Article I

Basic obligations

1. Each State Party undertakes not to carry out any nuclear weapon test explosion or any other nuclear explosion, and to prohibit and prevent any such nuclear explosion at any place under its jurisdiction or control.

⁴² 2013年1 月現在の認証済みのIMS観測所で稼働しているものの割合。

⁴³ 軍縮不拡散促進センター（CPDNP）ホームページ新着情報（2013年2月13日）添付資料の波形比較図参照

⁴⁴ 軍縮不拡散促進センター（CPDNP）は、2011年3月の福島原発事故後現在に至るまで、高崎のIMS観測所で検出された主要な粒子状放射性核種の放射能濃度をホームページで公表してきている。

2. Each State Party undertakes, furthermore, to refrain from causing, encouraging, or in any way participating in the carrying out of any nuclear weapon test explosion or any other nuclear explosion.

Article IV

Verification

A. General provisions

1. In order to verify compliance with this Treaty, a verification regime shall be established consisting of the following elements:

- (a) An International Monitoring System;
- (b) Consultation and clarification;
- (c) On-site inspections; and
- (d) Confidence-building measures.

At entry into force of this Treaty, the verification regime shall be capable of meeting the verification requirements of this Treaty.

B. The International Monitoring System

16. The International Monitoring System shall comprise facilities for seismological monitoring, radionuclide monitoring including certified laboratories, hydroacoustic monitoring, infrasound monitoring, and respective means of communication, and shall be supported by the International Data Centre of the Technical Secretariat.

17. The International Monitoring System shall be placed under the authority of the Technical Secretariat. All monitoring facilities of the International Monitoring System shall be owned and operated by the States hosting or otherwise taking responsibility for them in accordance with the Protocol.

18. Each State Party shall have the right to participate in the international exchange of data and to have access to all data made available to the International Data Centre. Each State Party shall cooperate with the International Data Centre through its National Authority.

Article XIV

Entry into force

1. This Treaty shall enter into force 180 days after the date of deposit of the instruments of ratification by all States listed in Annex 2 to this Treaty, but in no case earlier than two years after its opening for signature.

2. If this Treaty has not entered into force three years after the date of the anniversary of its opening for signature, the Depositary shall convene a Conference of the States that have already deposited their instruments of ratification upon the request of a majority of those States. That Conference shall examine the extent to which the requirement set out in paragraph 1 has been met and shall consider and decide by consensus what measures consistent with international law may be undertaken to accelerate the ratification process in order to facilitate the early entry into

force of this Treaty.

3. Unless otherwise decided by the Conference referred to in paragraph 2 or other such conferences, this process shall be repeated at subsequent anniversaries of the opening for signature of this Treaty, until its entry into force.

4. All States Signatories shall be invited to attend the Conference referred to in paragraph 2 and any subsequent conferences as referred to in paragraph 3, as observers.

5. For States whose instruments of ratification or accession are deposited subsequent to the entry into force of this Treaty, it shall enter into force on the 30th day following the date of deposit of their instruments of ratification or accession.

Annex 2 to the Treaty

List of States pursuant to Article XIV

List of States members of the Conference on Disarmament as at 18 June 1996 which formally participated in the work of the 1996 session of the Conference and which appear in Table 1 of the International Atomic Energy Agency's April 1996 edition of "Nuclear Power Reactors in the World", and of States members of the Conference on Disarmament as at 18 June 1996 which formally participated in the work of the 1996 session of the Conference and which appear in Table 1 of the International Atomic Energy Agency's December 1995 edition of "Nuclear Research Reactors in the World":

Algeria, Argentina, Australia, Austria, Bangladesh, Belgium, Brazil, Bulgaria, Canada, Chile, China, Colombia, Democratic People's Republic of Korea, Egypt, Finland, France, Germany, Hungary, India, Indonesia, Iran (Islamic Republic of), Israel, Italy, Japan, Mexico, Netherlands, Norway, Pakistan, Peru, Poland, Romania, Republic of Korea, Russian Federation, Slovakia, South Africa, Spain, Sweden, Switzerland, Turkey, Ukraine, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, United States of America, Viet Nam, Zaire.

2. 2011年CTBT発効促進会議最終宣言

Conference on Facilitating the Entry into Force of the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty

最終宣言の骨子

平成23年9月23日

1. 本会議にて批准国は署名国とともに一刻も早い発効促進のための具体的措置を議論。署名開放後15年経過した今、その発効はかつてなく喫緊の課題。CTBTを引き続き最も高い政治レベルで取り扱うことを要請（パラ1）。
2. 包括的核実験禁止が核軍縮及び核不拡散のために効果的であることを再確認。国連総会からの早期発効に向けた圧倒的な支援表明をはじめ、安保理決議第1887号や2010年のNPT運用検討会議の最終文書はCTBT発効に向けた国際社会の絶えることのない強い意思を表明（パラ2）。
3. CTBT署名・批准の進展を歓迎。すべての未署名・未批准国、特に発効要件国が条約の遅延なき署名・批准のため個別のイニシアティブをとることを要請（パラ3）。

4. すべての国が、2010年NPT運用検討会議の成果文書にても表明されているとおり、核実験、新たな核兵器技術の使用及びCTBTの目的に反する行為を慎むとともに、現行の核実験モラトリアムを維持するよう要請（パラ4）。
5. 国際的に非難された北朝鮮による2回の核実験に関し、国連総会CTBT決議及び安保理決議第1874号を含むその他の関連する国連決議を想起し、六国会合共同声明の成功裡の実施を通じて北朝鮮の核問題を平和的に解決する必要性を強調（パラ5）。
6. 現地査察や国際監視制度を含む検証体制構築に関するCTBTO準備委員会の作業を完了できるよう、政治的かつ具体的な支援を継続（パラ6）。
7. CTBT検証体制が、本来の機能に加え、津波警報システムやその他の災害警報システムを含め科学及び民生上の利益をもたらすことに同意。この観点から、2011年3月11日に福島にて発生した津波及びその後の原発事故に対するCTBTO準備委員会の迅速な対応を歓迎し、この関連で同準備委員会と関係する国際機関との協力の重要性を強調。国際社会はこうした利益の幅広い共有を確保する方法の検討を継続（パラ7）。
8. CTBT早期発効促進と普遍化のため次の具体的措置をとる決意を再確認（パラ8）。
 - (1) 更なる署名と批准を促し、CTBTを引き続き最も高い政治レベルで取り扱うことを要請。
 - (2) 発効促進のための二国間、地域内及び多国間のイニシアティブを奨励。
 - (3) 条約への署名・批准を促進するため、調整国^(注)の選出を継続。
(注) 今次発効促進会議の議長国であるメキシコ及びスウェーデンが務める。
 - (4) CTBTO準備委員会に、教育等を通じて条約に対する理解促進や検証技術の民生・科学的応用上の利益の発信に係る活動の継続を要請。
 - (5) 政府間組織、NGO、その他の市民社会との協力を奨励。
(注：これらの措置は合意された措置の一部のみを列挙。)

3. 2012年CTBTフレンズ外相会合閣僚共同声明 (JOINT MINISTERIAL STATEMENT ON THE CTBT)

2012年9月27日

1. 本声明を発表した我々外務大臣は、包括的核実験禁止条約（CTBT）早期発効に対する強い支持を再確認する。これは、核兵器の実験的爆発及びその他の核爆発を、包括的に法的拘束力をもって禁止するものとなる。核兵器の開発及び質的な改善を抑制することにより核兵器の削減及び最終的な廃絶に向けた重要な一歩となり、したがって国際的な核軍縮・不拡散体制を強化するものとなる。我々は、2010年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議が、CTBT早期発効が極めて重要であると再確認したことを想起する。
2. 我々は、CTBTが現在、183か国による署名及び157か国による批准を得て、ほぼ普遍的な遵守を達成していることを歓迎する。我々は、前回会合以降に実現した、発効にその批准が必要な国（発効要件国）の一つであるインドネシアによる批准、ギニア、ガーナ及びグアテマラによる批准、並びにニウエによる署名を歓迎する。

3. CTBT が署名に開放されてから 15 年以上が経過した。我々は、未だ CTBT を署名及び批准していないすべての国、特に発効要件国（注）に対して、ただちに署名及び批准するよう要請する。その観点から、我々は、発効促進に向けた第 14 条プロセスを全面的に支持し、第 14 条会議（CTBT 発効促進会議）において発出した宣言に引き続きコミットする。
4. 2006 年 10 月 9 日及び 2009 年 5 月 25 日に核実験の実施を発表した北朝鮮を除き、自発的な核実験モラトリアムは 21 世紀の事実上の国際規範となっている。法的拘束力を有するものとするため CTBT 発効は引き続き緊急の目標であるが、それまでの間、全ての国に対し、核兵器の実験的爆発のモラトリアムを継続するよう要請する。我々は、CTBT の基本的な義務に関する我々のコミットメントを再確認するとともに、すべての国に対して、条約の目標と目的を無効とするような行動を差し控えるよう求める。我々は北朝鮮に対し、更なる核実験を行わないよう要求するとともに、また六者によるコミットメントの重要性を認識しつつ、2005 年の共同声明及び国連安保理決議 1718 号及び第 1874 号を含む関連の国連安保理決議の完全な遵守を要請する。
5. 我々は、包括的核実験禁止条約機構（CTBTO）準備委員会によって、国際監視制度、国際データセンター及び現地査察の要素を含む条約の検証体制の構築が進展していることを歓迎するとともに、国内データセンターに関する能力向上のための活動の重要性をあらためて表明する。我々は、CTBT の検証体制強化に向けた実質的な前進について、未批准国を含む各国の科学者コミュニティの間でも認識が向上しつつあることに留意する。我々は、検証体制完成への支援に対するコミットメントを再確認し、全ての署名国に対し同様の対応を求める。
6. 条約の目的を踏まえつつも、我々は CTBT 検証体制が大規模地震、津波及び原子力事故に関する正確かつリアルタイムのデータの提供及びその他の民生上及び科学的な用途に活用されていることを全ての署名国に対して実証していることに勇気づけられる。
7. 我々は、全ての国に対し、CTBT の早期発効に向けて最大限の努力をするよう要請する。我々は、個別にそして共同で、最も高い政治レベルにおいて本件の認識を高めることによりこの目標の達成に全力を尽くす。

（注）中国、北朝鮮、エジプト、インド、イラン、イスラエル、パキスタン、米国

4. 米国国家科学アカデミー（NAS）傘下の国家調査委員会の評価報告書概要

2012 年、9 名の研究者、技術専門家、安全保障有識者で構成される国家調査委員会は、CTBT に関連する技術的事項について、2002 年の NAS 報告を見直し、アップデートし、新たな報告書を発表した。同報告は、①地下核実験なしで長期にわたって米国の核兵器保有の安全性と信頼性を維持するための行政の計画や関連情報、②米国独自の技術ならびに国際監視制度（IMS）の運用経験を踏まえての核爆発の検知能力、③米国の核兵器備蓄と米国独自の監視システムならびに現地査察（OSI）を含む国際的な検証体制の維持に必要なコミットメント、④他国の核兵器能力に対する技術面での潜在的優位性の 4 本柱に関して、援用可能な最新の証拠をもって評価を行った。報告の注目点は、以下の通り、米国の核抑止力の優位性の維持と包括的核実験禁止が両立しないものではなく、むしろ米国の安全保障にも役立つとの技術的な見解を打ち出していることである。

(結論骨子)

- 米国の核備蓄管理プログラム(SSP)は、1999年に予想されたよりはるかに成功を収めており、また、米国国内ならびに国際監視制度(IMS)の検証能力も1999年に予想された水準を上回っている。結果として、本委員会は、米国が過去の如何なる時点との比較でも、米国が安全で効果的な核兵器備蓄を維持し、同時に悪企みをする者の核爆発実験を監視する能力を有すると判断する。
- 米国がCTBTを批准することによって生じる国家安全保障上のリスクの評価は客観的に行う必要があり、SSPによればそのリスクは限定的である。米国は、政治的・軍事的必要性があれば、現在備蓄されていない過去に試験された核兵器の開発に取り組むことを妨げられない。また、核爆発実験をどうしても再開すべき必要性が生じた場合は、最高国家利益条項(条約9条2項: supreme national interest clause)を援用して、CTBT脱退の余地も残されている。
- 悪企みをする者の核兵器活動は、CTBTの有無にかかわらず、根絶することはできない。しかし、IMSを、IMS監視網の整備とOSIの能力強化によって完全に機能させることはそのリスクを減少させる。

第8項目： 兵器用核物質生産禁止条約（FMCT）

・2010年運用検討会議最終文書行動計画

Action15：CDにおける早期のFMCT交渉開始

Action16：核兵器国で軍事用途から外れた兵器用核物質のIAEAへの申告等

Action17：IAEA関与による適切な法的権限を有する検証規定開発支援

1. 背景

兵器用核物質生産禁止条約（Fissile Material Cutoff Treaty: FMCT）は、米国クリントン大統領が、1993年9月の国連総会演説にて核分裂性物質の生産を禁止する提案を行ったことに端を発する。同年11月の国連総会で、条約交渉を適当な国際フォーラムで実施する勧告が採択され、この交渉の場をジュネーブの軍縮会議（Conference on Disarmament: CD）とすることが合意された。1995年に開催されたCDの会合で特別委員会の設置とシャノンマンデートと呼ばれる交渉委任範囲が合意された。条約の構想として、シャノンマンデートでは、「核兵器あるいはその他の核爆発装置のための核分裂性物質生産禁止に関する無差別で多数国参加の国際的にかつ効果的な検証可能な条約」の成立を示唆した。

しかし、1995年にはこの特別委員会の議長が指名されなかったことから、特別委員会は開催されず、1998年に2回の会合が開催されたものの意見交換の域を出なかった。1999年には、特別委員会は設置されず、2000年4月のNPT運用検討会議の最終文書で、「CDにおけるカットオフ条約の即時交渉開始と5年以内の妥結を含む作業計画への合意」が奨励されたが、「宇宙空間における軍備競争防止」の交渉開始を主張する中国と米国との対立により、交渉開始には至らなかった。

2001年と2003年にCDの枠外でFMCTに関するワークショップが開催されたがFMCT機能の様々な局面について理解を深め合っただけで交渉開始には至らなかった。

その後、2004年に米国が、CDにおいて法的拘束力のある条約交渉を開始すべきとの立場を表明したが、会期内の合意はできず、2006年5月に久々の集中検討が行われた。この集中検討において、米国は条約案を提案したが、その内容は、将来の生産のみを禁止対象とし、既存ストックは条約の対象外とし、有効な検証は不可欠であるとの立場から、検証規定を盛り込まないとするものであった。

2009年のオバマ大統領のプラハ演説を受けてCDにおいて交渉開始が合意された。また、2010年NPT運用検討会議においても条約交渉の早期開催が合意されたが、現時点においても交渉は開始されていない。

FMCTの交渉対象国は、NPT加盟国以外のインドやパキスタンも含まれるために、NPT運用検討会議の合意が、交渉対象国への抑止として直接的に働かない状況にある。NPT遵守の検証行為は、非核兵器国（NNWSs）のみが負っており、不平等条約であると理解されている。FMCTはNPT下の核兵器国（NWSs）だけでなく未加盟であるインド、パキスタン、イスラエルも条約対象国となり、兵器用核物質の生産を禁止し、禁止事項の遵守状況を客観的に検証できれば、NPT第6条を超えてNPT未加盟のNWSsを含むNWSsに対して核軍縮を国際条約として規定できることとなる。これは、NPT下においてNNWSsが負っている不平等性を緩和することも期待できることから、FMCT成立はNPTの普遍性を確固とするためにも重要である。

2. 2005年NPT運用検討会議と我が国の対応

2005年の運用検討会議では何ら合意事項は示されなかったが、我が国は、「21世紀のための21の措置」として提案した事項の中で、核分裂性物質の安全確保の視点で、すべての核兵器保有国に対して軍事的目的を失った核分裂性物質が再び核兵器に使用されることが無いように不可逆性を確保するためにそれらの核分裂性物質を早期に国際的な検証下に置くことを提案するとともに、FMCT交渉の即時開始と早期の妥協の重要性をリマインドした。また、FMCTが核兵器廃絶に向けての不可欠な要素であるとの立場から、核兵器用核分裂性物質の生産を禁止し、検証制度を通じて管理の透明性と信頼性を向上させることにより、核拡散防止にも貢献できるものであることを強調した。更に、FMCT発効までの間兵器用核分裂性物質生産のモラトリアムを宣言し、実行することを求め、条約交渉開始に向けての作業計画にCDにおいて合意されるように求めた。

3. 2006年CDにおけるFMCT集中討議

2006年5月17日から19日までCDにおいて集中討議が開催された。FMCT交渉に係る作業計画策定が停滞していることへの危機感から、開催されたもので、米国からはラドメーカ米国務次官補も出席し、米国のFMCT条約文書案やマンデート案を提出した。討議は、FMCTで禁止対象となる核物質の定義や禁止事項を生産のみとするか再生行為まで含めるか等の本条約の範囲、再生行為の原料となるストックされている核物質の明示、検証活動等遵守事項の確認行為などについて各国の専門家間で討議された。

我が国からは、検討の対象となった事項に関して事前に作業文書を提出し、積極的に討議に参加した。

米国は、FMCTの重要性を強調するとともに、CDにおける議論の停滞について懸念を表明したが、米国のFMCT案は禁止事項を新たな生産のみとし、ストックのリサイクルについては議論の対象外とし、十分な検証活動を規定しておらず、NNWSsとしては満足できるものではなかった。

各国は、まず米国がFMCT締結に関するCDの役割を強調したことは歓迎し、不十分であっても今後の条約交渉のための基礎となる条約案を提示したことや早期に交渉を開始し妥結させたいとの姿勢表明したことについて評価した。

4. 2007年と2008年のCDにおける集中討議

2007年から2008年にかけて、CDでFMCTに関する集中討議が開催された。議論された事項は、①FMCTに係る用語の定義、②範囲、③爆発を目的としない核分裂性物質の生産、④透明性、⑤ストック、⑥遵守と検証、⑦その他の事項であった。

間欠的ではあるが、2か年にわたり集中した討議が行われたが、結論は得られなかった。

5. 2009年CDにおけるFMCT交渉開始の合意

5月29日にCDにおいて、1995年のシャノンマンデートを基礎とした条約の交渉を行う「核軍拡停止と核軍縮」を議論する作業グループの設置を含む作業計画が採択された。この作業グループは、多国間条約締結に向けたアプローチを含む実質的な進展のための意見や情報交換と、宇宙における軍拡競争を回避するための課題に関する広範な議論を行うこととなった。

しかし、パキスタンが議論参加に反対し、CDにおいて2009年の作業計画を遂行することが困難となり、作業グループも招集されなかった。

6. 2010年NPT運用検討会議と我が国の対応

2010年NPT運用検討会議最終文書の行動計画において、FMCTに関して次のように合意された。

- ・ CDにおいて早急にFMCT交渉開始すること。(＃15)
- ・ NWSsにおいて戦略的に不要となった兵器用核物質を可能な限りIAEAに申告しIAEAの監視下に置かれるか、これらの核物質が軍事利用の外に置かれることを保証するためのその他の国際的な検証下に置かれることを懇願すること。(＃16)
- ・ 国際的な検証下に置くためのIAEAを関与させた適切な法的権限を有する検証規定開発のために各国が支援すること。(＃17)

また、我が国は、「2010年NPT運用検討会議に向けた実践的核軍縮及び不拡散措置の新しいパッケージ」のなかで、すべてのNWSsが兵器用核分裂性物質生産のモラトリアムを宣言し、維持するように求めつつ、FMCT交渉の即時開始・早期妥結を要請した。また、これらNWSsに対し、軍事目的のために必要とされない核分裂性物質を自発的に公表し、そのような物質をIAEAその他の国際的な検証の下に置くことを求めた。

行動計画には、我が国の要求が反映されている。

6. 国連事務総長主催軍縮会議（CD）ハイレベル会合

2010年のNPT運用検討会議の最終文書における勧告に基づき、「CDの活動の活性化と多国間軍縮交渉の前進」をテーマに事務総長が議長を務める形で開催された。この会合には、国連加盟国の多くから外務大臣が出席し、FMCT交渉開始を含む実際の作業がCDにおいて停滞していることに政治的な推進力を与えることを目的とした。

我が国は、前原外務大臣が出席し、多国間軍縮条約交渉に関するCDの役割の大きさを強調し、FMCT交渉の即時開始を要請した。FMCTは西側諸国を中心にCDでの交渉開始に向けた議論に一定の期限を設けること、停滞状態が継続する場合には、交渉開始に向けて代替案を含む現実的な方策を追求すべきであるとの意見が出されたが、一部のNWSsや途上国の多くは、CDにて交渉を行うべきとの立場が示された。

7. 日豪専門家会合

2011年2月から6月にかけて3回にわたって、CDにおいて日豪両政府共催によるFMCTに関する専門家会合が開催された。FMCTにおいては、条約上禁止事項として規定すべき物質や活動など、条約上の用語定義の問題、検証活動の実効性の問題などが十分に議論されずおかれたことを受け、交渉の実質的な進展を目指すために、CDのサイドイベントとして開催されたものである。

(1) 第1回会合

第1回会合には、約45カ国が参加し、豪、米、英、独、仏、加、澳、韓、瑞及び我が国から専門家が参加し、FMCTが対象とする「核分裂性物質」や「生産」の定義について議論した。

核分裂性物質の定義については、核兵器使用目的に限りすべての核物質の生産禁止を規制対象とすべきとする意見と、そのままの状態（特段の化学処理や濃縮活動を不要とする状態）で核兵器の材料として使用できる未照射直接利用物質の生産のみを禁止対象とすべきであるとの意見が出された。

生産の定義については、照射された核物質からプルトニウムを回収する工程や、20%以上の濃縮ウ

ランを製造するウラン濃縮工程を禁止すべき生産行為とすべきとする意見と、核兵器用のプルトニウムを照射によって生産する行為から兵器用プルトニウム生産を禁止すべきであるとの意見が出された。

一方で、定義については、すでに NPT 下の保障措置において定義されており、複数の定義を作り必要はないとの意見も出された。

ストックについては、ストック状況の物理的な特性の分類から議論が進められ、①兵器としての貯蔵、②NWSs が公式に余剰と宣言した核物質の貯蔵、③すでに IAEA 保障措置下にある貯蔵の 3 つにわかれるとし、核軍縮の点からは、②と③が可逆としないようにすることが重要であるとの意見が出された。

(2) 第 2 回会合

第 2 回会合は、3 月 21 日から 23 日まで第 1 回会合と同様にジュネーブで開催され、「検証」問題が議題に取り上げられた。約 40 カ国が出席し、前回同様、豪、米、英、独、仏、加、澳、及び墨等の専門家により議論された。

今回は、すでに検証体制を構築している IAEA や、化学兵器禁止機関 (OPCW) の専門家も参加し、FMCT における検証目的や範囲、検証と定義の関係、検証制度の在り方について議論された。

この会合においてすでに民生利用の核の拡散について検証制度を有している IAEA が検証体制の基幹なるべきであるという点についておおむね合意された。検証活動については、検証の目的は何か、定義によっても異なるがどのような視点が必要か、情報の開示が困難な事項は何か、検証結果の検証レベルはどの程度にすべきか、などについて議論された。

(3) 第 3 回会合

第 3 回会合は、5 月 30 日から 6 月 1 日まで前回と同様にジュネーブで開催され、約 45 カ国が参加した。議題は、第 2 回の会合にて IAEA や OPCW からインプットされた既存の検証制度に関する知識を踏まえて、引き続き検証の目的や範囲、検証と定義の関係、既存の検証手段の有効性を中心とした議論が行われた。

議論の深まりとともに、これまで CD で議論されてこなかった計量管理や封じ込め監視などこれまで IAEA 保障措置で活用されてきた手段がどのように適用し得るのかなどについて具体的な検証技術について議論された。

3 回に分け技術的な専門家会合が多く国の参加を得て開催され、各国の FMCT 締結の熱意は感じられるが、条約締結に消極的あるいは反対している中国やパキスタンが結成するなど条約の交渉開始に向けた見通しは予断できない。しかし、このような会合により議論を醸成していくことが、FMCT 交渉開始に向けた国際的な気運を高めることに寄与できるものとなる。

7. その他最近の海外に動き

(1) IPFM (international Panel on Fissile Material) の創設と FMCT 条約案の草稿

IPFM は、2006 年 1 月に NWSs と NNWSs の双方の軍備管理及び不拡散の専門家からなるグループとして創設された。IPFM が、2009 年 9 月に検証機能を含む FMCT 条約案を草稿し、公表した。

(2) 国連総会の FMCT 交渉開始要請

2010 年 10 月に国連総会で、CD で FMCT 交渉の早期開始を要求する「核兵器その他の核爆発装置

のための核分裂性物質生産禁止条約」と題する決議を採択した。この採択結果は賛成 179、反対 1（パキスタン）、棄権 2（DPRK、シリア）であった。

（3）クリントンの演説

クリントン米 국무長官が、2011 年 2 月に FMCT 交渉の CD における遅滞を非難し、パキスタンが唯一反対する中、コンセンサス方式で決議される CD における議論ではなく、他のオプションを準備すべきであることを表明した。

（4）NPDI の主張

我が国も参加する NPDI（Non-Proliferation and Disarmament Initiative）が、2010 年 NPT 運用検討会議において、FMCT 交渉を CD の枠外で行う方法を模索するように国連総会に要求した。

8. 今後の課題

前述したように、FMCT は NPT 加盟国だけでなく、NPT の枠外にある核兵器保有国をも対象とした核軍縮関連の条約の一つである。一義的には、世界の核兵器をこれ以上増やさせず、長期的には核軍縮をさらに推進するという目的はあるが、一方で生産禁止の約束履行状況を技術的に検証する制度を作り運用することによって、NPT がもつ NNWSs と NWSs との検証の差別性を緩和し、NPT の普遍化につなげるという目的もある。

後者の目的は、国際的な核不拡散体制を強固なものにしようとする NPT 内の核兵器国は合意できるものであろうが、NPT 枠外の国については、合意しがたい目的である。

また、核軍縮を推進させるとの立場から、総論として条約締結に政治的に賛成する NWSs においても、各論として、技術的にはその禁止範囲（新たな生産の禁止のみか、ストックの再生まで含めた禁止とするか）や、検証の方法などにおいて、条約賛成に対する政治的なプレステージと、条約履行状況を検証するために必要とするコストとの間で、手っ取り早く生産の禁止のみを条約要件とし、再生は禁止対象外とするなど、核兵器用核物質の低減を達成できないような提案を行っている。もし、この案を受諾するとすれば、再生の対象となる戦略的意味を失った物質が検証下に置かれることを条件とすることが必須要件であり、これは実現しなければ、条約のループホールになってしまうことは必定である。

一方で検証技術もそう容易ではない。検証対象物を量定することはこれまでの保障措置における検証技術で実施可能であるが、検証対象物には、核兵器用核物質としての軍事機密が含まれており、これをどの程度開示し技術的な客観性を持って検証すべきか、なお、議論を要するところである。検証活動を介した新たな核兵器技術の拡散にも繋がる懸念される。

これまで FMCT は CD において取り扱われてきたが、コンセンサス方式を旨とする CD において議論が停滞していることも、国際社会から懸念されており、議論の場を他に移すなどのオプションも提案されてきているところ、多くの政治的問題、技術的問題を FMCT の具現化は包含しており、関係各国や検証の技術的能力を持つ IAEA の参加により議論が進められることを期待する。

（菊地 昌廣）

- ・ 米国クリントン大統領の国連総会における演説

The White House, Office of the Press Secretary, “Non-Proliferation and Export Control Policy”, 28 September 1993. < <http://www.fas.org/spp/starwars/offdocs/w930927.htm> >

- ・ 国連総会において FMCT を CD で議論することの決議（1993 年 12 月 16 日）

A/RES/48/75, 81st plenary meeting, 16 December 1993, “General and complete disarmament,” Part L.< <http://www.un.org/documents/ga/res/48/a48r075.htm>>

・ 外務省ホームページ『核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約：FMCT）の概要』
<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/fmct/gaiyo.html>>

・ 外務省ホームページ『ジュネーブ軍縮会議（CD）における兵器用核分裂性物質生産禁止条約に関する集中討議=概要と評価=』 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/fmct/tougi_gh.html>

- ・ 2007 年、2008 年集中討議内容

<<http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G07/632/23/PDF/G0763223.pdf?OpenElement>>

<<http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G08/627/78/PDF/G0862778.pdf?OpenElement>>

- ・ 国連事務総長主催軍縮会議ハイレベル会合 概要と評価

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/un_cd/gun_un/gs_cd1009.html>

第9項目： 軍縮・不拡散教育

・2010年運用検討会議最終文書行動計画

Action22：軍縮・不拡散教育に関する国連事務総長報告で勧告された措置の実施を推奨

1. 軍縮・不拡散教育の意味

軍備を使った戦争の危険を減らし、万が一戦争が起こった場合にもその悲惨さを減殺しようというのが軍縮のそもそもの目的だが、他方で国家の安全保障を考えて軍備を増強すべきだという誘因は常に強く存在する。こうした誘因を克服して軍縮を推進するためには人々の軍縮に関する理解と支持を広め、政策決定者・為政者・軍事指導者をして軍縮に取り組むようにし向ける必要がある。これが「軍縮・不拡散教育」の基本的な目標で、このためには「教育」という言葉からとかく連想されがちな学校など教育機関における狭義の教育に始まって、広く社会一般への情報の頒布・理解の増進、このための有用な教材などの資料の作成、そしてこれを広めるための施設・機会の創設、そうした場へのできるだけ多くの人々の参加獲得などが重要な要素となる。

2. 背景

(1) 第一回軍縮特別総会

軍縮・不拡散教育の緊急性が初めて国際会議で取り上げられたのは、1978年に開かれた第一回国連軍縮特別総会だった。特別総会の最終文書は将来の軍縮を方向付ける上で、軍縮教育の二つの側面が重要だと強調した。それは教育、つまり教えることと、研究だ。最終文書は各国政府、非政府機関そして国際機関、特に UNESCO が「あらゆるレベルでの軍縮と平和に関する学問を教えるための計画を策定する」よう訴えた⁴⁵。

(2) 国連軍縮フェローシップ

第一回軍縮特別総会の結論（最終文書）⁴⁶に基づいて国連軍縮フェローシップ計画が設立された。フェローシップ計画は国連加盟各国の実務者レベルの外交官・軍関係者に対して軍縮と不拡散問題に関する知識と実務的なスキル(expertise)を涵養することを目的とし、日本政府が任意拠出を通じて大きな貢献をしてきた。2012年の時点で合計161か国から786名のフェローを対象に計画を実施した。

(3) UNESCO 軍縮教育世界会議

1980年には UNESCO が軍縮教育世界会議を開催した。ここでも最終文書⁴⁷が採択され、軍縮教育と研究に関する数多くの勧告が採択された。これらの中にはいまだ実施されていないものが多いが、勧告はその後の時代の変化に応じて適応する必要はあるものの基本的に現在でも有効である。

(4) 世界軍縮キャンペーン

⁴⁵ UNGA Official Records: Tenth Special Session (A/S-10/4), 23 May-30 June 1978, <<http://www.un.org/disarmament/HomePage/SSOD/A-S-10-4.pdf>>の106パラ及び107パラ。

⁴⁶ 同上、108パラ。

⁴⁷ UNESCO World Congress on Disarmament Education, (UNESCO House, Paris, 9-13 June 1980) Rreport and Final Document. <<http://www.un.org/disarmament/education/docs/uneco.pdf>>

1982年には第二回国連軍縮特別総会の決定に基づいて、軍備制限と軍縮の分野における情報の頒布、教育、理解の増進を目的とした国連世界軍縮キャンペーンが実行され、①資料の作成・配布、②会議・セミナーなどの開催、③軍縮週間のような特別企画、④広報計画、⑤国連の現地活動の支援といった分野で活動が展開された。このキャンペーンはその後、1992年に国連軍縮インフォメーション計画に移行した。

3. 軍縮・不拡散教育専門家グループの報告書

その後しばらく空白期間を経て、2000年の国連総会決議に基づいて2001年に軍縮・不拡散教育に関する専門家グループ（メキシコ出身の Miguel Marín-Bosch が委員長を務め、日本から天野之弥・外務省軍備管理・科学審議官(当時)現 IAEA 事務局長が委員として参加した。）が組織され、2002年に報告書⁴⁸が提出された。現在の軍縮・不拡散問題に関する国連を中心とした教育活動はこの報告書に盛り込まれた勧告・提言に基づいているものが多い。

4. NPT 運用検討会議(2010年)

2010年のNPT運用検討会議では日本他の国々が、NPTの目的達成のため果たす軍縮教育の重要性を強調した⁴⁹結果、検討会議は、核兵器のない世界の達成を支援すべくNPTの目的を有効に達成する上で果たす軍縮・不拡散教育の重要性を強調した。その上で検討会議は、IAEA、地域そして各国の努力を通じて核・原子力、放射能、核物質輸送・廃棄物処理の安全、核セキュリティに関する教育、そしてこのための組織的・技術的・管理上の能力構築の重要性を強調した⁵⁰。運用検討会議の文書としては初めて、2010年運用検討会議の最終文書が軍縮・不拡散教育を取り上げて、核兵器のない世界の実現を支援すべくNPTの目的を達成するため、前出の軍縮・不拡散教育に関する専門家グループの報告書（2002年）に盛り込まれた勧告・提言を各国が実施するよう勧奨した⁵¹。

5. 最近の活動と軍縮教育の課題

(1) 軍縮教育のむずかしさ

戦争の悲惨さ、武器使用のもたらす惨禍、特にこれらが核兵器によってもたらされた場合に被害の甚大さについて、戦争の惨禍を経験しなかった世代、国民、特に核兵器の使用を決定・実行する立場にある政治家・軍事・政策決定者にどうやって伝えるかがむずかしい課題だ。それでも日本では、戦争を体験した世代からの伝承、多くの文学・映画・絵画、さらには広島・長崎の原爆記念館、被爆者の証言などを通じて核兵器使用のおそろしさは広範に流布しているが、世界を見渡してみると必ずしもそうではない。どうやって上述のような人々に核兵器のおそろしさ、核軍縮・核不拡散の重要性を訴え・理解してもらうかは重大な課題である。

⁴⁸ Report of the Secretary-General (A/57/124), United Nations Study on Disarmament and Non-Proliferation Education, August 2002.

<<http://www.un.org/disarmament/HomePage/ODAPublications/DisarmamentStudySeries/PDF/SS-30.pdf>>

⁴⁹ 2007年のNPT運用検討会議準備委員会以来、日本他の国が軍縮・不拡散教育に関する共同ステートメントを行い、2010年の検討会議では45カ国が参加した共同ステートメントを行った。

⁵⁰ 前出NPT2010年運用検討会議最終文書の第68パラ及び96パラ。

⁵¹ 同上、行動計画第22項。

(2) メディアの利用

一つの課題は、映画、テレビ、インターネットといった不特定多数を対象としたマス・メディアやフェイスブックのような SNS (Social Network Service) をいかに活用していくかだ。国連のピース・メッセンジャーのマイケル・ダグラスなど映画界でも協力者がいる。ここでの課題はストレートに核兵器のもたらす深刻な結果を描き、軍縮・不拡散の必要性を訴える映画（最近の例としては、核廃絶運動グローバル・ゼロが中心となって制作した“Countdown to Zero”⁵²）も大事だが、そもそもそうした映画を大多数の無関心層にどうやって見てみようと考えさせるかだ。その点、娯楽映画、娯楽番組などの中で核兵器使用の場面などをいかにリアルなものにしてもらうかも大事な点だ。その意味で冷戦時代に制作・放映されたテレビ映画“The Day After”は視聴率の高さ、内容がリアリスティックであるという点でも成功と言えよう。日本ではアニメ映画「はだしのゲン」の例もある。しかし、このような映画が当時のソ連、今の中国、インド、パキスタン（、ましてや北朝鮮）など是非見てほしい国で放映できるかという非対称性の問題もある。（“The Day After”日本では意外や興業的には成功しなかった。）

(3) 国連軍縮部の貢献

国連の軍縮部では、国連のホームページ⁵³に核兵器を含む軍縮問題に関する内容豊かな資料をアップロードして世界各国の教育関係者、学生、NGO、一般の使用に供している。中には、軍縮関係の要人の発言、各種会議などの行事、条約関係の資料、さらには広島・長崎の被爆者の証言集、佐々木貞子さんと千羽鶴の話なども紹介されている。また、国連本部のロビーの軍縮関係常設展示場には核兵器関連で、長崎で被爆した聖アグネスの像が展示されている。

(4) 国連加盟国の反応の鈍さ

しかし、国連加盟国全般を見ると軍縮・不拡散教育に関する関心は必ずしも高くない。2002年に専門家グループの報告書が出されてから国連総会は事務局に対して2年毎に報告書に盛られた提言の実施状況を報告するよう求め⁵⁴、このため事務局が加盟各国に対して実施状況に関する情報提供を呼びかけてきているが、2010年時点で通算17か国しか情報提供に応じていない。年毎に見ると2004年が7か国、2006年が4か国、2008年が6か国と低調であり、内容も長くて3ページ、短いのはほんの1行と、充実というにはほど遠い。このことから、軍縮教育というものの必要性は認め、あるいはあえて反対はしないものの、各国の関心度はさして高くないと言わざるを得ない。2002年の報告書以来、自国外務省のホームページに軍縮・不拡散教育の欄を設けたのは日本を含めた6か国（他はメキシコ、ハンガリー、スウェーデン、カナダ、ニュージーランド）に過ぎない。

(5) 日本の貢献

こうした中で日本は加盟国の中では特に軍縮・不拡散教育に関して熱心に寄与している国と言ってよい。最近の例でも、2010年以来、核兵器のない世界実現のための「非核特使」の任命・派遣（これまで86名が任命され、世界各地46か所で行事に参加した。）、2012年に国連大学と共催で、長崎市

⁵² <http://www.globalzero.org/film>を参照。

⁵³ <http://www.un.org/disarmament/education/>

⁵⁴ 国連総会決議57/60。専門家グループの提言30～32がこのような2年毎の報告を提案した。

で開催した軍縮・不拡散教育に関するグローバル・フォーラム、2002年の専門家グループの報告書提出10周年を記念して2012年10月に軍縮教育に関する国連総会第一委員会のサイドイベントを開催したことが上げられる。

(6) 軍縮・不拡散教育のための教材・資料の作成

しかし、各国政府（外務省）が報告する手間を取らないものの、実際には教育機関、NGO などによって広い意味での軍縮・不拡散教育に資することは、極めて少数で内容も乏しい報告書が示す以上になされているものと見られる。このため、様々な機会をとらえて国連加盟各国に対して情報提供に積極的に応ずるよう働きかけることが必要で、さらに各国が軍縮・不拡散教育を実践する際のために教育の場で使用できる教材を国連事務局ができるだけ多くの言語で作成するため、必要な財源を確保することも検討すべきであろう。

(7) 軍縮・不拡散教育推進の課題

多くの国において軍縮・不拡散問題に関する関心は必ずしも高くなく、学校教育の場あるいはメディアでも軍縮・不拡散問題が取り上げられることはめずらしいと言われる。それ故に、政治レベルでも軍縮・不拡散問題が重要問題として取り上げられることは稀になっている。このことは学校教育レベルだけでなく、メディアなどを通じた一般社会の教育レベルでも軍縮・不拡散教育が重要であることを示しているが、両者ともに優先度が与えられていないことが相互に弱体化させる効果をもたらしている。このような悪循環を断ち切ることが求められている。近年2010年に国連軍縮諮問委員会で軍縮教育の問題が取り上げられた際に委員の一人から出された以下の留意点はこの問題に取り組む上での一つの重要なチェックリストを提供している。（日本ではいくつかの分野ではすでに実現している。）

- ① 軍縮を大学教育における国際関係論・政治学などの分野でより中心的なテーマに位置付ける。
- ② 学校教育のカリキュラムの中に軍縮を組み込む。
- ③ 軍縮に関心を持つ専門家と一般個人のネットワークを作る。
- ④ 娯楽産業の生産物の中に軍縮問題を取り上げるよう働きかける。
- ⑤ 国連の平和維持活動の作業計画の中に軍縮を織り込む。
- ⑥ 軍備管理・軍縮問題の研究促進のためフェローシップを作る。
- ⑦ マス・メディアなどコミュニケーションの手段を活用する。
- ⑧ 国連軍縮部、国連軍縮研究所(UNIDIR)、UNESCO、国連大学、IAEAなど国連関連機関間の連携強化。
- ⑨ 非政府武装集団・安全保障関連企業など非政府主体を関与させる。
- ⑩ 次の世代に軍縮の意義を認識させる。（軍縮分野での成功例、個人などの功績を顕彰して若者に意義を認識させ、目標を与える。）
- ⑪ 伝統的社会など軍縮問題に理解の乏しい社会を重点的目標にする。
- ⑫ 女性の視点を考慮に入れる。
- ⑬ 立法関係者（議員）を対象にする。
- ⑭ 軍縮教育のための教材・資料を英語以外の言語でも作成する。

国際機関との連携としては、例えばCTBT暫定事務局ではCTBT関連の能力開発構想(CDI)としてインターネットを通じたe-learningを行っている。<https://cdi.ctbto.org/elearning/>

関連・参考資料

1. 第1回国連軍縮特別総会最終文書の軍縮教育関係部分(抜粋)
2. 同上 軍縮フェロースhip関係部分 (抜粋)
3. 2002年の軍縮・不拡散専門家グループ報告書

<<http://www.un.org/disarmament/HomePage/ODAPublications/DisarmamentStudySeries/PDF/S-30.pdf>>

1. 第1回国連軍縮特別総会最終文書の軍縮教育関係部分

S-10/2. Final Document of the Tenth Special Session of the General Assembly

106. With a view to contributing to a greater understanding and awareness of the problems created by the armaments race and of the need for disarmament, Governments and governmental and non-governmental international organizations are urged to take steps to develop programmes of education for disarmament and peace studies at all levels.

107. The General Assembly welcomes the initiative of the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization in planning to hold a world congress on disarmament education and, in this connexion, urges that organization to step up its programme aimed at the development of disarmament education as a distinct field of study through the preparation, *inter alia*, of teachers' guides, textbooks, readers and audio-visual materials. Member States should take all possible measures to encourage the incorporation of such materials in the curricula of their educational institutes.

2. 第1回国連軍縮特別総会最終文書の軍縮フェロースhip関係部分

S-10/2. Final Document of the Tenth Special Session of the General Assembly

108. In order to promote expertise in disarmament in more Member States, particularly in the developing countries, the General Assembly decides to establish a programme of fellowships on disarmament. The Secretary-General, taking into account the proposal submitted to the special session, should prepare guidelines for the programme. He should also submit the financial requirements of twenty fellowships to the General Assembly at its thirty-third session for inclusion in the regular budget of the United Nations, bearing in mind the savings that can be made within the existing budgetary appropriations.

第10項目： 米露による核軍縮

・2010年運用検討会議最終文書行動計画

Action4： 米露による新STARTの早期履行及び一層の削減に向けた協議継続の奨励

1. 背景

米ソ／露による核軍縮は、冷戦期の1969年に戦略兵器制限交渉(SALT)が開始され、1972年に対弾道ミサイル(ABM)条約と戦略攻撃兵器制限暫定協定(5年間有効)が締結された。1978年には戦略兵器制限条約が署名されたが発効しなかった。1987年には中距離核戦力(INF)条約が署名され、履行された。戦略攻撃兵器については戦略兵器削減交渉(START)として交渉が継続され、戦略兵器削減条約(START条約)が1991年に署名され、1994年に発効し、2001年までに履行された。

2001年に発足したブッシュ政権は、ABM条約の廃棄および戦略攻撃兵器の一方的削減という政策を打ち出し、2001年12月13日にABM条約からの脱退をロシアに通告し、同条約は6カ月後に失効した。戦略攻撃兵器については、ロシアの主張を受け入れ条約を作成したが、内容は米国の一方的計画のみであり、5カ条からなる簡潔なものであった。この戦略攻撃力削減条約(SORT条約)は、2002年5月24日に署名され2003年6月1日に発効した。条約の基本的義務は2012年12月31日までに戦略核弾頭を1700-2200に削減することであるが、条約には用語の定義がなく、検証規定もなく、実戦配備から撤去された核弾頭および運搬手段の廃棄を規定していないものであり、条約の有効期限が削減実施期間と同じものであった。その意味でこの条約は軍縮条約の基本的要請である不可逆性、透明性、検証可能性に欠けるものであった。

2. 2005年NPT運用検討会議

この会議において、米ロはSTART条約を完全に履行し、SORT条約を締結したことにより核軍縮に大きく貢献していると主張し、多くの国はこの条約を歓迎したものの、条約が不可逆性、透明性、検証可能性に欠けることを鋭く批判した。また米ロの戦略的安定性の基礎であるABM条約から米国が脱退し、条約が失効したことにつき、ロシアと中国およびNAM諸国は、宇宙における軍備競争の可能性を危惧していた。

日豪提案は、「会議は、核兵器のない安全な世界の実現には一層の措置が必要であることに合意し、そこには、一層の透明性をもち不可逆な方法でその廃絶に向けて作用する過程において、すべての核兵器国によるすべてのタイプの核兵器のより大幅な削減が含まれる」と規定し、NAC提案も、核兵器国に対し、その非戦略および戦略核兵器を削減する一層の措置をとることを要請し、NAM提案は、特定の時間的枠組みをもつ核兵器全廃のための段階的計画の交渉をすぐに始めることを主張していた。

非戦略核兵器の削減に関して、EUやドイツは、1991年と1992年の米ロの非戦略核兵器の一方的削減の完全な履行の必要性を強調し、非戦略核兵器を有するすべての国に対し、その削減および廃棄のため一般軍備管理プロセスに含めることを要請していた。

2005年の会議は、主として米国と、エジプト・イランなど非同盟諸国間の大きな対立のため、手続き事項で紛糾し、実質的な議論を行う時間がわずかしかなかったことから、最終文書の採択に失敗した。さらに米国は核軍縮に関連した1995年および2000年の合意はもはや有効ではないと主張したため、核軍縮に関する進展はまったく見られなかった。

3. 新戦略兵器削減条約（新 START）の交渉過程

2009年1月に大統領に就任したオバマ大統領は、選挙期間中から「核兵器のない世界」を目指す
と述べつつ、戦略核兵器の削減に取り組むことを主張してきた。2009年4月の最初の米ロ首脳会談
において、オバマ大統領とメドベージェフ・ロシア大統領は、戦略攻撃兵器の一層の削減の交渉を開
始することに合意し、STARTが失効する同年12月までに条約を締結する意図を表明し、その交渉の
基礎として以下の3点に合意した。

- ① 新たな条約の主題は戦略攻撃兵器の削減および制限である。
- ② 将来の条約は、2002年のSORT条約よりも低いもので、記録的な削減を目指す。
- ③ 新たな条約は、予見可能性と安定性を促進し、効果的な検証措置を含む。

交渉が開始されて3カ月目の2009年7月に2回目の首脳会談が開催され、両大統領は、戦略攻撃
兵器の一層の削減と制限に関して、新たな法的拘束力ある条約を早期に締結することを決定し、新た
な条約が以下の要素を含むことに支持を表明した。

- ① 条約の発効後7年で、戦略運搬手段は500-1100、核弾頭は1500-1675に削減する規定
- ② これらの制限を計算するための規定
- ③ 定義、データ交換、通告、廃棄、査察・検証に関する規定
- ④ 各当事国がその戦略攻撃兵器の構成と構造を自ら決定するという規定
- ⑤ 戦略攻撃兵器と戦略防御兵器の相互関係に関する規定
- ⑥ ICBMとSLBMの非核弾頭の戦略的安定性への影響に関する規定
- ⑦ 戦略攻撃兵器を各当事国の領土にのみ配備することに関する規定
- ⑧ 条約の履行に関する諸問題を解決するための履行機関の設置
- ⑨ 条約は一方当事国と第三国との戦略攻撃兵器での協力には適用されない
- ⑩ 条約期限は10年

このように条約の基本的枠組みおよびその内容に関しては合意が得られたが、削減の程度につい
ては、運搬手段で500-1100、核弾頭で1500-1675と表記されているように、両国の間でまだ大きな見
解の相違があることが示されている。またミサイル防衛の取り扱いをはじめとして、さまざまな問題
が残されていた。

2009年9月にオバマ大統領は、ブッシュ前大統領が推進しようとしていたミサイル防衛の配備中
止を決定し、それに代わる戦域的なミサイル防衛の推進を表明し、ロシアとの関係は若干は良くなっ
たが、ミサイル防衛の問題は最後まで両国の対立点であった。11月の首脳会談において、両大統領は
条約の年内署名の方針を確認したが、核弾頭や運搬手段の数や規制方法について見解の相違があり、
ミサイル防衛についても引き続き議論がなされ、また新たに検証の問題が重要課題として浮上してき
た。

START条約が2009年12月5日に失効し、それまでに新しい条約を作成するという目的は達成さ
れなかった。12月18日の首脳会談では、両大統領とも近い将来に条約が完成するという楽観的な見
通しを示していた。

2010年に入っても交渉は精力的に継続され、両大統領は3月26日に電話で首脳会談を行い、新た
な条約のすべての側面に最終合意した。オバマ大統領は、最近20年近くの間で最も包括的な軍備管
理協定に合意したと述べ、この条約は米ロ0が配備する核兵器を約3分の1削減し、ミサイルと発射
機を大幅に削減し、強力で効果的な検証を実施するものであると説明している。

この条約は、ちょうど1年前にオバマ大統領が核兵器のない世界に向けての有名な演説を行ったチ

ェコのプラハにおいて、2010年4月8日に、オバマ米大統領とメドベージェフ・ロシア大統領により署名された。交渉開始から1年で署名にたどりついたことは、きわめて短い時間で条約が作成されたことを意味するが、当初は年内あるいはSTART条約失効前に署名あるいは発効までが期待されることもあった。特に後半に入りミサイル防衛などさまざまな課題で交渉が長引いたが、2010年5月に予定されていたNPT運用検討会議の1か月前に署名された。

4. 新STARTの内容

この条約は戦略攻撃兵器を削減し制限することを目的としているが、その対象は戦略運搬手段と戦略弾頭であり、戦略運搬手段としては、ICBMとICBM発射機、SLBMとSLBM発射機および重爆撃機が対象となり、戦略弾頭としては、ICBM弾頭、SLBM弾頭、重爆撃機核兵器が対象となる。これらはすべて定義され、現行のものが列挙されている。

この条約による削減および制限については条約発効後7年で以下のように削減することが定められている。

- ① 700：配備ICBM、配備SLBM、配備重爆撃機の総数
- ② 1550：配備ICBMの弾頭、配備SLBMの弾頭、配備重爆撃機で計算される核弾頭の総数
- ③ 800：配備および非配備ICBM発射機、配備および非配備SLBM発射機、配備および非配備重爆撃機の総数

このように、条約による削減と制限は、配備された運搬手段が700、配備・非配備の運搬手段が800、そして配備された弾頭は1550となっている。

まず運搬手段については、START条約は配備された運搬手段を1600としていたので、新STARTは配備が700、配備と非配備の合計が800と定めているので、半数以下になる。2009年7月の合意では、運搬手段の削減は500-1100となっており大きな幅があったが、これは多くの運搬手段をもたず、それも退役していくロシアは500を主張し、多くの最新のミサイルをもつ米国は1100を主張したと考えられる。条約は中間的な700、さらに配備・非配備が800と定めた。

また運搬手段であるICBM、SLBM、重爆撃機の内訳については、条約は、各締約国は戦略攻撃兵器の構成および構造を自ら決定する権利を有すると規定し、各国の自由にまかされている。

次に弾頭について、ICBMとSLBMについては実際に配備されている弾頭数が計算される。このようにミサイルに実際に搭載されている弾頭数が規制されるのは初めてである。START条約においては、ミサイルが実験段階で搭載した最大数の弾頭が搭載されているものと計算されており、実際にはそれより少ない弾頭が配備されていた。したがって新STARTでは、実際の弾頭数を検証する手段が規定されている。

核兵器を搭載している重爆撃機については1核弾頭を搭載していると計算され、重爆撃機がかりに20の核弾頭を搭載する能力があつたとしても、すべて1個と計算される。このように重爆撃機搭載の核弾頭を少なく計算する理由はいくつか挙げられている。現在米国もロシアも日常的に重爆撃機に核弾頭を搭載しておらず、近くの貯蔵所に保管している。またミサイルと異なり、重爆撃機は速度が遅く、飛行を開始した後に呼び戻すことが可能であり、一般に先制攻撃用の兵器とは考えられておらず、安定性を維持するものと考えられている。

弾頭の規制に関してもう1つ重要なのは、重爆撃機の場合は核弾頭と規定されているが、ICBMとSLBMの場合は弾頭とのみ規定され、核弾頭に限定されないことである。米国がICBMおよびSLBMに通常爆弾を搭載する計画をもっており、それを条約の規制から除外しようとする米国とそれを認め

ようとするロシアの対立があったが、最終的には条約で規制されることになった。米国は、ICBM や SLBM に通常爆弾を搭載し世界中のいかなる目標も短時間のうちに攻撃できる「通常兵器迅速世界的攻撃 (CPGS)」能力の開発を進めている。

新 START の検証は、自国の検証技術手段によるものと現地査察がある。自国の検証技術手段は伝統的に使用されてきたものであり、その主要な手段は人工衛星からの偵察である。しかし弾頭の数などの検証はこれでは不可能であり、現地における査察が詳細に規定されている。現地査察を実施する査察官および彼らを輸送する航空機乗員については、外交官と同じような特権と免除が与えられている。

現地査察のうち、タイプ 1 査察は ICBM 基地、潜水艦基地、空軍基地で実施されるもので、主として配備された運搬手段の数とタイプ、配備 ICBM および配備 SLBM に搭載された弾頭の数、および配備重爆撃機に搭載された核兵器の数に関して申告されたデータの正確さを確認することで、年 10 回まで実施できる。

たとえば査察団は、配備 ICBM に搭載された弾頭の数を確認するために、指定した配備 ICBM 発射機を査察するが、査察団は自ら選択する 1 つの ICBM の弾頭の数を目視によって査察し、申告が正確であることを確認する。多く存在する ICBM のすべての弾頭数を確認するのではなく、査察団が自由に選択した 1 つの ICBM の弾頭数を確認する方式であり、どの ICBM を査察団が選択するかは不明であるから、すべての ICBM の弾頭数を正確に申告する動機となる。

タイプ 2 査察は、それ以外のさまざまな施設で実施されるもので、非配備戦略攻撃兵器の数とタイプを確認すること、戦略攻撃兵器が転換され廃棄されたことを確認することなどであり、年 8 回まで実施することができる。

5. 2010 年 NPT 運用検討会議

米国は核軍縮に関して、米国の核兵器の役割と数を低減することを約束しており、新 START は戦略核兵器の数を 1950 年代のレベルに減少させると述べ、ロシアは、新 START 条約は両国の安全保障を強化するもので、両国が勝者となり、世界全体も利益を得ていると述べた。

非同盟諸国は新 START を歓迎しつつも、期待したものの以下であり、一層の削減を求めており、NAC も新 START を歓迎しつつも、一層の削減を求め、会議の成果として、核廃絶の明確な約束の再確認と、实际的措置の履行の加速の要請が不可欠であるとし、そのための明確な枠組みと測定しうるベンチマークを備えた行動計画が鍵になると述べた。

日豪提案は、米ロ間の新 START 条約を含む、米国、ロシア、英国、フランスの核軍縮措置を歓迎し、すべての核保有国に対し、二国間または多国間で核軍縮の交渉を追求するよう要請し、また彼らに対し核兵器を削減し、少なくとも増加させないという早期の約束をなすよう要請していた。NAC 提案は、すべての核兵器国に対し、核兵器の役割を低減させるという約束に一致して、非戦略および戦略兵器を削減するよう要請していた。

会議の最終文書は、核兵器の削減については、「B 核兵器の軍縮」の ii で、「会議は、核兵器国がすべてのタイプの核兵器を削減し廃絶する必要性を確認し、特に、最大の核兵器を保有する国がこの点での努力をリードすることを奨励する」と規定し、行動 3 は、「核兵器国は、配備および非配備のすべてのタイプの核兵器を、一方的、二国間、地域的、多国間の措置によるものを含め、削減し究極的に廃棄するため一層の努力を行うことにコミットする(the nuclear-weapon States commit to undertake further efforts to reduce and ultimately eliminate all types of nuclear weapons,

deployed and non-deployed, including through unilateral, bilateral, regional and multilateral measures.)」と規定する。これに呼応して行動 5 の a は、「核兵器国は、すべてのタイプの核兵器の世界的ストックパイルの全面的な削減に向けて動くこと(rapidly moving towards an overall reduction in the global stockpile of all types of nuclear weapons) 」が要請されている。

さらに行動 4 では、米ロが新 START の早期発効と完全履行にコミットし、一層の削減のため協議することが奨励されている。

削減に関する行動計画では、すべてのタイプの核兵器と規定され、戦略核兵器のみならず戦術核兵器が含まれることは確かであるが、最終文書では戦術（非戦略）核兵器への直接の言及はまったく見られない。米国は戦略核兵器のみならず戦術核兵器についてもロシアと交渉すると主張していたが、ロシアは戦術核兵器への直接的な言及に反対した。ロシアは、戦術核兵器の削減は、米国の通常兵器およびミサイル防衛を含めた全体の文脈でのみ交渉が可能であるという姿勢を貫いた。

行動 5 の b は、「一般核軍縮プロセスの不可分のものとして、核兵器のタイプや場所に関係なく、すべての核兵器の問題に言及すること」と規定しており、NATO の非核兵器国に配備された核兵器の問題に主として関わっている。EU は非戦略核兵器に関して、検証可能で不可逆的な削減と廃棄を目的とし、一般軍備管理・軍縮プロセスにそれらを含めることを要請し、この軍縮プロセスを促進させるため、一層の透明性と信頼醸成措置が重要なことに合意し、米ロに対し次の二国間核削減ラウンドに非戦略核兵器を含めることを奨励している。またドイツは欧州の 10 カ国を代表して、非戦略核兵器の削減と最終的な全廃が核軍縮プロセスに含まれるべきであると主張し、それに関する議論の開始を強く要求していたが、戦術核兵器の削減の交渉にはロシアが反対し、それらの主張はすべて排除された。

6. 新 START の履行

まず米ロは条約履行に関する半年ごとの包括的なデータ交換を行っており、以下の表は条約発効時、その半年後、1 年後、1 年半後の弾頭および運搬手段の数である。

	米 国			ロ シ ア		
	700	800	1550	700	800	1550
2011.2.5.	882	1124	1800	512*	865	1537*
2011.9.1	822	1043	1790	516*	871	1566
2012.3.1	812	1040	1737	494*	881	1492*
2012.9.1	806	1034	1722	491*	884	1499*

*印は、最終段階での削減数を下回っていることを示している。

この表から明らかになるように右側のロシアの状況については、配備運搬手段の 700 への削減に対して、条約発効時に 521 であり、さらに 516、494、491 と削減されており、すでに最終段階の数を下回っている。また弾頭数 1550 への削減についても、発効時 1537、1 年後 1492、1 年半後 1499 と最終段階での数を下回っている。このようにロシアについてはすでに大幅に削減されているのは、新たなミサイルを配備するよりも古いミサイルを撤去させることが進んでいるからである。今後に関しては、さらに一層の削減が進むという意見と、ロシアは戦略攻撃兵器の近代化を進めており、回復するという意見がある。

他方、米国は批准時には条約の削減目標を大きく上回っており、全体として徐々に削減しているのが現状である。米国は現在「核態勢見直し履行研究」の実施中であり、近いうちに発表されると思われるが、それにより今後の削減傾向が明らかになるであろう。

2012年6月にゴッテメラーは、米ロは核兵器の移転、実験発射、その他の情報につき2500回以上の通告を交換したと述べている。条約発効から1年間に、米国はロシアで、ロシアは米国で、条約で規定されている現地査察を最大許容数である18回実施した。また両国は、条約で要求されている戦略システムの4回の展示をすでに行った。最初の2国間協議委員会は2011年4月に、第2回は2011年10月に実施された。第3回は2012年1-2月に実施され、テレメーター情報を交換することが決定された。

このように、今までのところ新STARTは順調に履行されている。

7. 今後の課題

新STARTが締結されたことにより、米ロの間では弾頭数1550、配備運搬手段700、配備と非配備の運搬手段800に向けての削減が実施されており、2018年2月5日までに完全に履行されることが予定されている。この削減が順調に進展し、あるいは予定よりも早いペースで行われることも期待されるが、第1の今後の課題は、この戦略核兵器削減の作業を米ロの間で今後も継続することである。新STARTに続く条約として、交渉はすぐにも開始すべきであるし、次の目標は弾頭を1000まで削減することであろう。

この目標はそれほどハードルの高いものとは考えられないし、これまでの削減の傾向を考えるならば、削減の方法にせよ、検証・査察の方法にせよ、すでに存在する枠組みを利用することが可能である。基本的には米国とロシアの友好な関係が維持され、強化されるかどうか依存している。中国、英国、フランスなどその他の核兵器国が交渉に参加するのは、その次の段階になるであろう。

新STARTでは配備および非配備運搬手段に800という制限が設けられ、非配備システムに対する初めての規制が行われた。合意された削減が元に戻らないように不可逆性を確保することは重要である。今後も非配備の運搬手段の制限は必要であるし、さらに、撤去された核弾頭は今までまったく規制されてこなかったが、将来再び配備される危険を除去するため、今後は撤去された核弾頭は廃棄すると合意することがきわめて重要である。

第2の課題は、非戦略核兵器あるいは戦術核兵器の削減である。冷戦終結直後の1991年および1992年に米ロに両国は大統領イニシアティブとして、非戦略核兵器の大幅な削減を実施した。しかしこれは条約によるものではなく、両国がそれぞれ自主的に実施したもので、特に米国の一方的な削減にロシアが応じたというものである。それにより外国に配備されていた非戦略核兵器の大部分が撤去され、現在では米国の核兵器がNATOの5カ国、すなわちドイツ、オランダ、ベルギー、イタリア、トルコに約200配備されており、ロシアの非戦略核兵器はすべてロシアに撤去されたと考えられている。

まずNATO配備の核兵器については、ドイツ、オランダ、ベルギーは核兵器の役割は終了したので、それらは米国に撤去すべきであると主張しているが、ポーランドなど新たにNATOに加盟した東ヨーロッパ諸国は、ロシアとの関係でそれらを撤去することに反対を唱えている。2010年11月に11年ぶりにNATOの戦略概念が見直されたが、NATOは基本的にはコンセンサスで行動するため、撤去などの主張は合意を得ることができず、当分は現状維持の方法で進むことになっている。2012年5月のシカゴでのNATOサミットにおいて採択された「抑止・防衛態勢見直し」においても、新たな政策の変更は合意されなかった。

ロシアは多くの非戦略核兵器を保有しており、今のところ交渉によって削減することには消極的である。その主たる理由は NATO との関係において、ロシアの安全を保障するために必要だと考えているからである。ロシアが懸念している最大の問題は、NATO が推進しようとしているミサイル防衛の構築であり、NATO 側はこれはロシアを対象としたものではなく、イランを対象とした限定的なものであると説明しているが、ロシアはそれが配備されていけば、ロシアとの戦略的バランスが崩れ、ロシアの安全保障が損なわれると主張している。さらに、通常兵器に関しては NATO 側が圧倒的な優位に立っており、ロシアはそれを補うために非戦略核兵器が必要であると主張しており、非戦略核兵器を単独で削減することはできないと述べている。

しかし、これらの問題も NATO とロシアとの信頼を醸成し、両国が協力する方向を模索すれば解決できない問題ではない。最初のミサイル防衛については、NATO の構想がイランに対するものであれば、その点でロシアと協力することは可能であり、共同でミサイル防衛を構築することも可能であろう。また通常兵器におけるアンバランスをも考慮にいった全体的な兵器削減を目指すことも考えられるであろう。

(黒澤 満)

第 1 1 項目： 核兵器の役割低減

・ 2010 年運用検討会議最終文書行動計画

Action5 (c) : 核兵器の役割と重要性の一層の低減

5(d) : 核兵器の運用状態の一層の低下

5(f) : 事故による核兵器の使用の危険の低減

1. 背景

核兵器の役割低減という問題は、オバマ大統領がプラハ演説において、「冷戦思考に終止符を打つため、米国の安全保障戦略の中での核兵器の役割を低減させる」と述べたことから、核兵器のない世界に向けての中心的な課題となっている。しかしこの問題は以前から議論されているものである。その内容は核兵器の使用に関する宣言政策と核兵器の運用状況に関する政策であり、前者には第一不使用（先制不使用、先行不使用）* (no first use) と消極的安全保証(negative security assurances)が含まれ、後者は核兵器の警戒態勢の解除または低下の問題である。消極的安全保証の問題は別項で詳細に記述されているので、本項では触れない。

*no first use の日本語訳は、伝統的にかつマスコミなどでは「先制不使用」と訳されているが、先制(preemptive)は誤訳であるし、先行も意味が不明確であるので、英語の直訳で意味がより明確である「第一」を使用する。

1998 年の新アジェンダ連合(NAC)の「核兵器のない世界に向けて：新しいアジェンダの必要性」の声明は、核兵器を廃絶するという明確な約束を中心とし、具体的措置として、警戒態勢の解除や核兵器の不活性化、核兵器国間での共同第一不使用および消極的安全保証の法的拘束力ある文書の作成を含んでいた。

2000 年 NPT 運用検討会議では、主として NAC と 5 核兵器国により最終文書が交渉され、核軍縮に関する 13 項目に合意が達成されたが、そこでは、核廃絶への明確な約束とともに、すべての核兵器国による核軍縮へと導く措置として、「核兵器システムの運用状況を一層低下させるための合意される具体的措置」と「核兵器が使用される危険を最小限にし、その全廃プロセスを容易にするため、安全保障政策における核兵器の役割の低減」が合意された。なお核兵器システムの運用状況の低下として、5 核兵器国は核兵器の照準解除(de-targeting)に合意しており、潜在敵国に照準を合わせるのではなく、誤って発射されても外洋に落下するようになっている。

2. 2005 年 NPT 運用検討会議

米国のブッシュ政権の下においては、戦略核兵器ではロシアとの関係でその役割を低減させつつも、ならずもの国家に対しては核兵器の役割を増強させ、北朝鮮、イラン、イラク、リビア、シリアに対して核兵器を使用する可能性を検討し、新たな核兵器の開発や実験を示唆していた。そのため会議では、米国の新型核兵器開発への危惧や使用の可能性の増大が危惧されたが、米国は核軍縮に関する一切の協議を拒否し、1995 年および 2000 年会議の核軍縮に関する合意はもはや有効ではないと主張した。その結果、会議では、米国と、エジプト・イランを中心とする非同盟諸国が鋭く対立し、手続き問題で長く合意できなかったため、実質審議の時間もわずかであり、何らの合意文書も作成できなかった。

3. 核兵器の役割低減に関する最近の議論

(1) 第一不使用／唯一の目的

2008年8月に日豪政府のイニシアティブで設置された「核不拡散・核軍縮国際委員会(ICNND)」は、2009年12月に「核の脅威を排除するー世界の政策決定者のための実際的な議題」と題する報告書を提出した。2012年までにとる短期的措置と2025年までにとる中期的措置を勧告しているが、2025年を核兵器の最小化地点と名づけ、世界の核兵器を2000以下に削減すること、核兵器の「第一不使用(no first use)」政策を採択し、それに見合った核態勢を実現することを勧告している。また核兵器の「唯一の目的(sole purpose)」は、核攻撃を抑止することである旨の宣言を2012年までにすることを提案している。

オバマ大統領は、2009年4月のプラハ演説では、「冷戦思考に終止符を打つために、我々は国家安全保障戦略における核兵器の役割を低減させ、他の国もそうするよう要請する」と述べ、核兵器の不使用政策にも取り組むことを示唆した。後にNATO大使に任命されたイボ・ダルダーは第一不使用の採択を主張していたし、オバマの選挙運動をサポートしてきた「国家安全保障諮問グループ」も第一不使用を主張していた。専門家の中でもスコット・セーガンなどは、核兵器第一不使用の宣言政策の採択に向かうべきであると主張していた。

逆に、ウィリアム・ペリー元国防長官を議長、ジェイムズ・シュレジンジャー元国防長官を副議長とし、議会から提出が義務付けられた「アメリカの戦略態勢：米国の戦略態勢に関する議会委員会の最終報告書」は、「委員会は、米国が第一不使用の政策を採用すべきかどうか検討したが、そのような政策はある米国の同盟国を不安にさせる。それはまた生物兵器による攻撃の抑止に対する核兵器の潜在的な貢献を損なうであろう」と述べ、勧告として「米国は、第一不使用を採用することによって、計算されたあいまいさ(calculated ambiguity)を放棄すべきではない」と主張していた。

「第一不使用(no first use)」と「唯一の目的(sole purpose)」はほぼ同じ意味で用いられているが、唯一の目的の場合は「抑止」の状況に関する宣言、すなわち核兵器の使用の威嚇の状況での宣言であり、第一不使用は「使用」の状況に関する宣言であるという違いが存在するため、また前者には「使用しない」という明確な文言が入らないため、第一不使用と比較して、その意味内容において若干の不明確さが存在すると考えられる。その結果、米国政府内では、「第一不使用」ではなく「唯一の目的」という用語を使用して議論が行われている。

(2) 警戒態勢の解除または低下

冷戦が終結して20年以上経過しているが、米国とロシアの戦略核兵器の大部分は今でも即時発射の警戒態勢に置かれている。戦略核兵器のうち、重爆撃機は弾頭が取り外され警戒解除の状態にあるが、大部分の大陸間弾道ミサイル(ICBM)および潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)は高度の警戒態勢にある。

2007年1月に、ジョージ・シュルツ、ヘンリー・キッシンジャー、ウィリアム・ペリー、サム・ナンが、今日の核の脅威に対応するためには、米国は「核兵器のない世界」を追求するために各国指導者に働きかけるべきであると主張した。その提案は、核の脅威のない世界のための基盤として、一連の緊急の措置に合意すべきであると8つの措置を提案しているが、その1番目に、「冷戦態勢の核配備を変更し、警告時間を長くし、事故による核使用の危険を減少させる」ことを挙げている。翌2008年1月に同じメンバーで出された「非核世界に向けて」の提案においても、2008年からとるべき8つの措置が挙げられているが、そこには、「核弾道ミサイル発射の警告および決定時間を長くする措置をとること」および「冷戦期からの大量攻撃作戦計画を放棄すること」が提案されている。

オバマ大統領は、2009年に大統領に就任してからもその当初は警戒態勢を解除するという政策を表明していた。米国の各分野の政策アジェンダとしてさまざまな政策が示されたが、2009年4月には、「米国政権の外交政策」の中において、「オバマとバイデンは、新たな核兵器の開発を停止し、米国とロシアの弾道ミサイルを警戒態勢から解除するためロシアと協力する」と述べられていた。また「米国政権の本土安全保障政策」でも、「警告時間および決定時間を長くするためにロシアと協力し、核兵器を即時に発射できる状態に維持するという冷戦の危険な政策を、相互的にかつ検証可能な方法で、停止するためにロシアと取り組む」と述べられていた。この時点では、オバマ大統領は明らかに警戒態勢解除のための措置をロシアと協議し、交渉する意思を示していた。またそれは相互的にかつ検証可能な方法で実施することを予定していたので、ロシアとの2国間協定を締結する可能性も存在していた。

4. 米国の核態勢見直し(NPR)報告書

(1) 第一不使用／唯一の目的

核態勢見直し報告書の作成過程において、核兵器による反撃または抑止を核兵器による攻撃に限定しようとする「唯一の目的」は激しく議論されたが、最終報告書は、米国または同盟国・パートナーに対する通常兵器または生物・化学兵器による攻撃を抑止するために、米国の核兵器が役割を果たす狭い範囲の事態が残っていると主張し、「米国は、米国の核兵器の『唯一の目的』は米国、同盟国・パートナーへの核攻撃を抑止することであるという普遍的政策を現在のところ採用する準備はできていない。しかしそのような政策が安全に採用できる条件を確立するため努力する」と述べている。結論部分では、「米国は、米国または同盟国・パートナーへの核攻撃の抑止を米国の核兵器の唯一の目的とするという目標をもちつつ、通常兵器能力を強化し、非核攻撃を抑止する核兵器の役割を低減することを継続する。米国は、米国または同盟国・パートナーの死活的利益を防衛するという極限の状況においてのみ核兵器の使用を考える」と述べている。

米国が採用したのは、「唯一の役割」ではなく「基本的な(fundamental)役割」であり、「米国の核兵器の『基本的な役割』は、核兵器が存在する限り継続するであろうが、米国、同盟国・パートナーに対する核攻撃を抑止することである」と述べている。

(2) 警戒態勢の解除または低下

この報告書では、「現在の米国の重爆撃機は警戒態勢から解除されているが、ほとんどすべてのICBMは警戒態勢にあり、弾道ミサイル原子力潜水艦(SSBN)の大部分はいつも海中にいる。NPRは、ICBMの警戒レートの低下およびSSBNの海中にいるレートを低下する可能性を検討したが、そのような措置は『再警戒』が完了する前に敵に攻撃する動機を与えるので、危機における安定性を減少させる」と述べ、全体として以下のように結論した。

- (a) 米国の戦略戦力の現在の警戒態勢を維持する。
- (b) すべてのICBMとSLBMの「外洋準準」の慣行を継続し、無許可の発射のミサイルは外洋に着弾するようにする。
- (c) 核危機における大統領の決定時間を最大限にするため、米国の指揮・管制システムに新たな投資を行う。
- (d) 生存可能性を促進し、迅速発射の動機を一層低下させるようなICBMの新たな配備方式を探求する。

このことは、オバマ大統領が当初、核兵器の警戒態勢の解除あるいは低下に積極的な姿勢を示していたが、軍部を含む政権内部での協議において強力な反対があり、基本的には、現状の即時発射態勢の維持という結論になったものであり、核兵器の役割の低減の側面からは失望させるものであった。

5. 2010年NPT運用検討会議

(1) 第一不使用／唯一の目的

会議における日豪提案は、「核兵器国および核保有国に対し、その国家安全保障戦略における核兵器の役割を低減することにコミットするよう要請し、核兵器国に対し、NPTを遵守している非核兵器国に対して核兵器を使用しないというより強力な消極的安全保証を供与するような措置を、できるだけ早く取るよう要請している。」

NAC提案は、核兵器の役割を低減させるという約束に従って、非戦略および戦略核兵器の削減の措置をとること、核兵器国を含む同盟参加国は、集団安全保障ドクトリンにおける核兵器の役割の低減および除去のために取った措置につき報告すること、核兵器の重要性を強調しまたはその使用の敷居を下げる軍事ドクトリンを追求しないこと、NPTの当事国である非核兵器国に対して法的拘束力ある安全保証を供与することも含めた暫定措置が検討されるべきであること、安全保証に関する現行の約束を完全に尊重することを要請している。

NAM提案は、核兵器の使用または威嚇に対する非核兵器国への安全保証に関する普遍的で、無条件で、法的拘束力ある文書の交渉を要請している。

米国は、会議において、南太平洋およびアフリカの非核兵器地帯条約の議定書を批准のために上院に送付する意思を明らかにし、NPRで消極的安全保証の範囲を拡大したこと、非核兵器地帯の関連でも法的拘束力ある議定書を支持してきたことを述べた。中国は、非核兵器国および非核兵器地帯に対する核兵器の使用禁止を従来から主張しており、この問題について普遍的で、無差別で、法的拘束力ある文書ができるだけ早く締結されるべきであると述べている。また核兵器の第一不使用に関しても条約の締結を主張している。

オーストラリアは、核兵器の役割の低減に関して、「核抑止を唯一の目的(sole purpose)とするという暫定的目標に向けて集団的に努力するという約束を挿入することを奨励する」と主張している。

運用検討会議で採択された最終文書の行動5のcは、「あらゆる軍事的および安全保障上の概念、ドクトリンおよび政策において、核兵器の役割および重要性をさらに低減させること」を規定している。

(2) 警戒態勢の解除または低下

2010年5月のNPT運用検討会議でもこの問題は広く議論され、日豪提案は、「すべての核保有国に対し、事故によるまたは無許可の発射の危険を減少させる措置をとること、および国際の安定と安全保障を促進する方法で核兵器システムの運用状況を一層低下させることを要請する」と規定しており、NAC提案は、「すべての核兵器が高い警戒態勢から解除されることを確保するため、核兵器システムの運用準備態勢を低下させるために一層の具体的措置を要請する」ものであった。

NAMは核廃絶のプログラムにおいて、2015年の第1段階で、核兵器システムを運用準備態勢の状態から解除することを要請しており、中国も、核兵器の事故によるまたは無許可の発射を回避する措置をとることを主張していた。

この問題に特化した提案としては、ニュージーランドが、チリ、マレーシア、ナイジェリア、スイ

スとともに、核兵器システムの運用状況の一層の低下に関する作業文書を提出し、(1)警戒レベルの低下は核軍縮のプロセスに貢献すること、(2)すべての核兵器が高い警戒態勢から解除されることを確保するため、核兵器システムの運用準備態勢の低下のため一層の具体的措置がとられるべきこと、(3)核兵器国に対しその核兵器システムの運用準備態勢を低下させるためにとった措置につき定期的に報告することを要求している。

NPT 運用検討会議の最終文書は、行動 5 の e で、「国際的安定と安全保障を促進する方法で、核兵器システムの運用状況をさらに低下させることに対する非核兵器国の正当な利益を考慮すること」と規定し、f で、「核兵器の事故による使用の危険を低下させること」を規定している。

6. 今後の課題

今後の課題としては、米国が唯一の目的という政策を採用できるような国際的な安全保障環境を作り出して行くことが必要である。まず米国としては、ロシアとの間において、また中国との間において戦略的対話を行うことにより、信頼醸成の一層の構築に努力し、核兵器国間での信頼関係を強化することが望まれる。ロシアは、NATO との関係においてその通常兵器の相対的弱体化に対応するため、核兵器の役割を増大させており、冷戦中には宣言していた第一不使用政策も、冷戦後は変更し、通常兵器による攻撃にも核兵器で反撃するドクトリンを採用している。

第 2 に、アメリカの戦略態勢に関する議会委員会が指摘しているように、第一不使用政策は米国の同盟国を不安にさせるという危惧に対応する必要である。これは日本にもまさに当てはまることであり、同盟国において核兵器の役割を低減させることが必要である。第一不使用に反対する論者がよく利用するのは、米国が第一不使用を採用すると同盟非核兵器国の安全保障が低下し、当該非核兵器国が核兵器を保有する可能性が高まるという議論である。日本に関してもこの種の議論がしばしば行われているので、日本政府として核兵器の役割を低減する方向を示すべきである。

第 3 に、中国は 1964 年の最初の核実験時から一貫して核兵器第一不使用の政策を宣言し、他国に対してもその政策を採用するよう主張してきている。また中国の核兵器システムでは運搬手段と核弾頭が分離して保管されており、即時発射態勢にはないと一般に考えられている。しかし、米国および日本をはじめ西側諸国では、中国の第一不使用政策には信憑性がないと考えられており、それは中国の核兵器政策一般に透明性がないことが原因であると指摘されているので、この問題への対処が必要であろう。

第 4 に、核兵器の警戒態勢の低下または解除については、最近の積極的な推進の議論にもかかわらず、またオバマ大統領の初期の積極的な態度にもかかわらず、現実にはほとんど進展がみられない。米国内において軍部を中心に強硬な反対が存在するものと考えられるが、オバマ大統領がプラハで強調したように、「冷戦思考に終止符を打つために」警戒態勢の低下または解除は絶対に必要であり、またそのための中心的な要素でもある。具体的には、米ロの協議の開始が第 1 歩であり、両国の信頼を醸成しながら、積極的に努力すべきであろう。核態勢見直し報告書で、このような措置は再警戒が完了する前に攻撃するという動機を敵に与えることが、主たる理由とされていることから、米国の一方的措置として実施するのは困難であると考えられる。したがってオバマ大統領が主張していたように、ロシアとの協議あるいは交渉を進め、2 国間の双務的な警戒態勢の低下または解除の方式を探るべきであり、検証を伴うような法的な合意を目指すべきであろう。

関連・参考資料

米国の核態勢の見直し報告書の「米国の核兵器の役割の低減」の章のまとめの部分

In summary, the following principles will guide U.S. nuclear policies:

- The United States will meet its commitment under Article VI of the NPT to pursue nuclear disarmament and will make demonstrable progress over the next five to ten years.
- We will work to reduce the role and numbers of U.S. nuclear weapons while enhancing security for ourselves, and our allies and partners.
- The United States will continue to strengthen conventional capabilities and reduce the role of nuclear weapons in deterring non-nuclear attacks, with objective of making deterrence of nuclear attack on the United States or our allies and partners the sole purpose of U.S. nuclear weapons.
- The United States would only consider the use of nuclear weapons in extreme circumstances to defend the vital interests of the United States or its allies and partners.
- The United States will not use or threaten to use nuclear weapons against non-nuclear weapons states that are party to the NPT and in compliance with their nuclear non-proliferation obligations.

第12項目： 消極的安全保証(negative security assurances)

・2010年運用検討会議最終文書行動計画

Action7：CDでの非核兵器国に対する核兵器の使用又は使用の脅しを禁じる国際枠組みの協議勧奨

Action8：核兵器国による既存の安全保証へのコミット等

Action9：非核兵器地帯条約の関連議定書の批准

1. 背景

核不拡散条約の交渉過程においても、非核兵器国は、条約によって核兵器の選択肢を放棄する国に対して核兵器国が核兵器を使用しないと約束するのは当然であると主張していたが、その消極的安全保証の主張は受け入れられなかった。1978年の第1回国連軍縮特別総会の際に、5核兵器国は消極的安全保証に関する宣言を行い、米英の宣言では、攻撃が核兵器国の同盟国による場合および攻撃に際して核兵器国と結合している場合は例外とされ、ソ連の宣言では、領域に核兵器を配備している国は除外された。フランスは非核兵器地帯の構成国にのみ消極的安全保証を与えると述べ、中国は、非核兵器国一般に対し核兵器を使用しないと宣言した。

冷戦終結後の世界においても、特に非同盟諸国は消極的安全保証が法的拘束力ある形で例外なしに与えられるべきであると主張し、1995年のNPT運用検討・延長会議の直前に、5核兵器国は消極的安全保証につき一定の措置をとった。米国、英国、ロシア、フランスの宣言は同一であり、米国の宣言は以下のようになっている。これらの宣言は国連安保理決議984で確認されている。

米国は、以下の場合を除き、NPTの締約国である非核兵器国に対し、核兵器を使用しないことを再確認する。すなわち、米国、その準州、その軍隊もしくはその他の兵員、米国の同盟国または米国が安全保障の約束を行っている国に対する侵略その他の攻撃が、核兵器国と連携しまたは同盟して、当該非核兵器国により実施されまたは継続される場合は除く。

その1995年の会議で採択された「核不拡散と核軍縮の原則と目標」という文書は、核兵器の使用または使用の威嚇に対して、NPT締約国である非核兵器国を保護するため一層の措置が検討されるべきで、国際的に法的拘束力を有する文書の形をとることもありうると述べ、消極的安全保証に関する条約の作成の可能性に言及していた。2000年のNPT運用検討会議の最終文書では、「会議は、5核兵器国による非核兵器国に対する法的拘束力ある安全保証が核不拡散体制を強化することに合意する。会議は準備委員会に対し、この問題につき2005年運用検討会議に勧告することを要請する」と規定していた。しかし、実際にはこの問題はその後まったく進展しなかった。

逆に核兵器国は「計算されたあいまいさ政策」を取るようになり、どのような場合に核兵器を使用しないかはあいまいにしておいた方が、相手に対する圧力となり、核兵器国の行動の自由を広げるものであると考えた。また米国のブッシュ政権においては、ならずもの国家への核兵器の使用が検討され、2001年の核態勢見直しでは、当時NPT締約国であり核兵器を保有していなかったイラン、イラク、北朝鮮、リビアに対しても核兵器を使用するシナリオが描かれていた。

2. 2005年NPT運用検討会議

会議においてNAMおよびNAC諸国は、法的拘束力ある消極的安全保証が与えられるべきであると主張したが、米国、英国、フランスは1995年の政治的宣言を確認する安保理決議984で十分であると述べた。

2005年の会議は、主として米国と、エジプト・イランなど非同盟諸国との大きな対立のため、手続き事項で紛糾し、実質的な議論を行う時間がわずかしかなかったことから、最終文書の採択に失敗した。さらに米国は核軍縮や消極的安全保証にまったく関心を示さなかったため、この問題に関する進展はまったく見られなかった。

3. オバマ政権の核態勢見直し報告書

2010年4月に発表された核態勢見直し報告書では、核兵器の役割を低減させるための具体的措置として、まず消極的安全保証の強化が挙げられ、「米国は、核不拡散条約（NPT）の当事国でありかつその核不拡散義務を遵守している非核兵器国に対しては、核兵器を使用せず、使用の威嚇を行わない(The United States will not use or threaten to use nuclear weapons against non-nuclear weapons states that are party to the NPT and in compliance with their nuclear non-proliferation obligations.)」と宣言した。

その主要な意図は、NPTに加入し完全に遵守することの安全保障上の利益を強調することであり、核不拡散体制を強化するための効果的な措置を採用するのに協力するよう、条約当事国である非核兵器国を説得するためであるとしている。この宣言に関して、これらの国が米国、同盟国・パートナーに対して生物・化学兵器を使用した場合には、壊滅的な通常兵器による軍事的反撃に直面するであろうと述べながらも、生物兵器についてはその進展や拡散により正当化される調整を行う権利を留保している。またこの強化された米国の消極的安全保証の対象から、北朝鮮およびイランが排除されることが明記されている。この宣言は、以前の宣言およびその後の実際の政策に比べて格段に明確になり、一般に「強化された消極的安全保証」と言われている。

英国も同様の強化された消極的安全保証を2010年10月に表明しているが、生物兵器および化学兵器の脅威が将来進んだ場合には再検討する権利を留保している。

4. 2010年NPT運用検討会議

この会議において、NACは、「消極的安全保証は核兵器の全廃を達成するための暫定措置であり、法的拘束力ある消極的安全保証は核兵器全廃に導く国際環境を促進するものであり、自主的に核兵器のオプションを放棄したNPT締約国にそのような保証を提供することは絶対必要であり、国際的に法的拘束力ある消極的安全保証をNPT非核兵器国に提供することは正当な安全保障上の懸念に対処するものである」と主張し、NAMも、核兵器の使用に対する非核兵器国への普遍的で無条件の法的拘束力ある文書の交渉を要請していた。

ロシアは、核兵器の使用に対して非核兵器国を保証する国際条約の緊急の作成を支持していると述べ、中国も、消極的安全保証に関して、普遍的で無差別で法的拘束力ある文書ができるだけ早く締結されるべきであること、軍縮会議は、非核兵器国に対する安全保証に関する国際法文書を締結する実質作業を早期に開始すべきであると主張していた。これに対して米国は、法的拘束力ある消極的安全保証を実施する最も適切な方法は、非核兵器地帯を設置する条約の議定書に批准することであると主張し、「我々は、消極的安全保証に関する世界的条約が実際的であるとも達成可能であるとも考えないが、消極的安全保証に関するさまざまな国家の見解を実質的に協議することには進んで参加する」と軍縮会議において述べ、条約交渉には反対の意思を表明している。フランスの立場も同様である。

2010年NPT再検討会議で合意された行動計画では、非核兵器国に対して核兵器を使用しないという安全保証につき、核兵器国から明確で法的拘束力ある安全保証を受けることは非核兵器国の正当な

利益であることを再確認し、これまでの一方的宣言と非核兵器地帯議定書を想起して、行動7において、「軍縮会議が、核兵器の使用または使用の威嚇に対して非核兵器国を保証する効果的な国際取決めの議論を始めることに合意」し、行動8において、安全保証に関する現行の約束を尊重すること、それを拡大することが奨励されている。

消極的安全保証の交渉については、多くの国は軍縮会議での条約の交渉と作成を主張しているが、軍縮会議が10年以上実質的に機能していないこともあり、ノルウェーは新たな国連安全保障理事会決議の採択またはNPT議定書の採択により法的拘束力あるものにすべきだと主張している。

5. 非核兵器地帯と消極的安全保証

2010年5月のNPT運用検討会議において、米国のクリントン国務長官は、「今日、私はアフリカおよび南太平洋に設置されている非核兵器地帯への我々の参加を承認するため、米国上院に議定書を提出することをお知らせする。批准により、これらの条約の当事国は、米国はそれらの国に対して核兵器を使用せず、使用の威嚇を行わず、地帯の非核兵器の地位を完全に尊重するという法的拘束力ある保証を得るであろう。我々は、中央アジアと東南アジアの条約の議定書に署名することができるような合意に達する努力において、これらの非核兵器地帯の当事国と協議する用意がある」と述べた。

非核兵器地帯条約は、ある地域の「核兵器の完全な不存在」を確保するものであり、さらに議定書において、核兵器国はその地帯構成国に対して核兵器を使用しないという消極的安全保証の義務を法的に引き受ける体制になっている。

現在、ラテンアメリカ、南太平洋、東南アジア、アフリカ、中央アジアにおいて非核兵器地帯が存在しているが、消極的安全保証に関する議定書にすべての核兵器国が署名・批准しているのは、ラテンアメリカのみである。逆に、東南アジアについては条約地帯の定義に関して、中央アジアについては他の条約との関連について、非核兵器地帯構成国と核兵器国との間に大きな見解の相違があるため、いずれの核兵器国もその議定書に署名していない。南太平洋については、米国が署名のみで他の4核兵器国は批准しており、アフリカについても、ロシアが2011年3月に批准したため、米国のみが批准していない状況となっている。

運用検討会議の最終文書に含まれる行動計画9において、非核兵器地帯の設置は適切な場合には奨励されること、またすべての関係国は非核兵器地帯条約および議定書を批准すること、消極的安全保証を含む議定書の発効に協力するよう奨励されること、関連国家は関係する留保を再検討するよう奨励されている。

6. 今後の課題

米国の核態勢見直しにおける「強化された消極的安全保証」は大きな前進であると考えられるが、第1の課題は、ある国がNPTの当事国であるのかどうか、NPTを遵守しているのか否かを誰が判断するのかである。米国の宣言では当然のこととして米国が判断することが予定され、それに従って北朝鮮とイランを除外するとしている。より客観的な判断が望ましいと考えられるので、国連安全保障理事会による決定などに委ねるべきであろう。

第2に米国の新たな強化された消極的安全保証は、以前の宣言に比べて保証が一層明確になっているが、これを他の核兵器国にも広げることが必要である。英国は同様の宣言を行っており、中国は無条件の保証を宣言しているため、フランスおよびロシアを取り入れ、5核兵器国の間での共通の保証にすることが必要であろう。

第3に5核兵器国が米国の宣言のような強化された消極的安全保証に合意できるならば、次の措置はそれらを法的拘束力ある形で供与する方向に進むべきである。それは独立した条約の形でもいいし、NPT 議定書でもいいし、国連安全保障理事会決議でもいいし、実現可能性の高い方法を選択するのがいいであろう。

非核兵器地帯に関する第1の課題は、米国上院による南太平洋非核地帯条約およびアフリカ非核兵器地帯条約の議定書の早期の批准承認である。2010年5月2日に米国上院に議定書が助言と承認のため正式に提出されているので、上院による早期の批准承認を得て、米国が2つの条約の議定書に批准すべきである。

第2の課題は、中央アジア非核兵器地帯条約および東南アジア非核兵器地帯条約については、条約内容に対する核兵器国からの異議を協議し解決することである。主たる問題は、東南アジアの場合には条約が適用される地帯の範囲に、領海を超えて大陸棚および排他的経済水域が含まれていることであり、中央アジアの場合には、ロシアと地帯構成国との間の集団安全保障条約が非核兵器地帯条約より優先する可能性があることである。2010年NPT再検討会議でも、米国やロシアは問題解決のための積極的な協議の開始を支持しており、東南アジアでは地帯構成国と核兵器国の間での協議がすでに開始されているが、迅速な解決を図り、5核兵器国による条約議定書の署名・批准を得て、早期に消極的安全保証の約束が与えられるべきである。

第3の課題は、2010年NPT運用検討会議で、NACおよび非同盟諸国が主張したように、すでに存在する議定書において、核兵器国は消極的安全保証の範囲または機能を制限するような留保あるいは解釈宣言をつけているが、それらを撤回することを要求していることである。これについても核兵器国は積極的な早期の対応を実施すべきである。宣言の中には、たとえばフランスは、「議定書に含まれる約束は、国連憲章第51条の自衛権の完全な行使を妨げない」と述べており、消極的安全保証の約束それ自体を無効にするような内容となっているものもある。

(黒澤 満)

第13項目： 「核兵器のない世界」 構想

・2010年運用検討会議行動計画

Action1：すべての締約国によるNPT及び核兵器のない世界達成の目標と両立する政策推進の約束

1. 背景

日本が1994年に提出した国連総会決議は、「核兵器廃絶という究極的目的」にはじめて言及しており、この用語は、1995年NPT運用検討・延長会議の「核不拡散と核軍縮の原則と目標」の文書の中に取り入れられた。また1996年の国際司法裁判所の「核兵器の威嚇または使用の合法性」に関する勧告的意見は、「厳格で効果的な国際管理の下におけるあらゆる側面に関する核軍縮へと導く交渉を誠実に継続し、締結に至らせる義務が存在する」と述べた。

1998年6月に、ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデンからなる「新アジェンダ連合(NAC)」は、「核兵器のない世界へ：新しいアジェンダの必要性」という文書を提出し、核兵器のない世界という目標を達成することを決意し、核兵器国および核兵器能力国に対し、その核兵器および核兵器能力を廃絶することを明確に約束し、その実現に必要な実際の措置の交渉を即時に始めるよう合意することを要求した。

2000年NPT運用検討会議は、最終的には新アジェンダ連合と5核兵器国の交渉となり、会議の最終文書の核軍縮に関する13項目の1つとして、「核軍縮へと導く、彼らの核兵器の全廃を達成するという核兵器国による明確な約束(An unequivocal undertaking by the nuclear-weapon States to accomplish the total elimination of their nuclear arsenals leading to nuclear disarmament)」が合意された。この「核廃絶の明確な約束」は以前の「核兵器の究極的廃絶」から大きく前進したものと考えられた。

2. 2005年NPT運用検討会議

2001年に発足した米国のブッシュ政権は、国際協調主義を嫌い単独主義を推し進め、国際法や国連を無視し、軍事力や政治力を前面に出す政策を追求していった。その結果、軍縮という概念自体にも嫌悪感を表明し、1995年および2000年のNPT運用検討会議で合意された核軍縮に関するさまざまな措置に関して、特に「核兵器国による核廃絶の明確な約束」はもはや有効ではないと発言し、核軍縮に関する議論をすべて拒否した。その結果、2005年の会議は最終文書の採択にも失敗し、核軍縮に関する米国と非同盟諸国の鋭い対立が特徴的であった。

3. 核兵器のない世界に関する新たな諸提案

まず2007年1月に、ジョージ・シュルツ、ヘンリー・キッシンジャー、ウィリアム・ペリー、サム・ナンが、今日の核の脅威に対応するためには、米国は「核兵器のない世界」を追求するために各国指導者に働きかけるべきであると主張した。彼らは冷戦期に米国の核戦略の作成に中心的に関わった人物であり、核抑止理論の支持者であったことから、この提案は世界中に大きな影響を与えた。

この提案は、一連の緊急の措置として、警戒態勢解除、核兵器の大幅削減、短距離核兵器の廃棄、CTBTの批准など8項目を同時に提案している。2007年10月にはこの提案は大統領選挙運動中のオバマ氏の受け入れるところとなった。この4人は、2008年1月にも「非核世界に向けて」と題する提案を行った。

第2に、2008年8月に日豪政府のイニシアティブで設置された「核不拡散・核軍縮国際委員会(ICNND)」は、ギャレス・エバンス元外相と川口順子元外相を共同議長とし15名の委員から構成され、2009年12月に「核の脅威を排除する－世界の政策決定者のための実際的な議題」と題する報告書を提出した。2012年までにとる短期的措置と2025年までにとる中期的措置を勧告しているが、

2025 年を核兵器の最小化地点と名づけ、世界の核兵器を 2000 以下に削減すること、核兵器の第一不使用政策を採択し、それに見合った核態勢を実現することを勧告している。しかし最小化地点からゼロに至る期限は示されていない。

2008 年 12 月にパリで発足したグローバル・ゼロは、特定期日までに世界規模で核兵器を廃棄する法的拘束力ある検証可能な協定を目指すとしたグローバル・ゼロ宣言を採択したが、そこにはゴルバチョフ元ソ連大統領、カーター元米大統領などの元国家元首、元外務大臣などを含む 250 人以上が賛同者として含まれていた。2009 年 6 月 29 日に発表された「グローバル・ゼロ行動計画」は、2030 年までに 4 段階で核兵器を廃絶しようとするものである。

世界 150 カ国・地域以上の 4500 以上の都市が加盟している平和市長会議は、2020 年までの核兵器廃絶を目指す「2020 ビジョン（核兵器廃絶のための緊急行動）」を世界的に展開している。その一環として 2008 年 4 月、核兵器廃絶に向けて各国政府等が遵守すべきプロセスなどを定めた「ヒロシマ・ナガサキ議定書」を発表した。それは、核兵器の取得や配備等の即時停止、核兵器廃絶のための誠実な交渉開始、2015 年までに核兵器の取得や配備等を禁止する条約の締結、2020 年までに核兵器の廃絶と生産、運搬、発射等のシステムの廃止を達成するという道筋を示している。

4. オバマ大統領のプラハ演説

2009 年に大統領に就任したオバマは、選挙期間中から「核兵器のない世界」を追求すると述べ、核軍縮に大きな関心を示していた。2009 年 4 月 5 日のプラハ演説において、オバマ大統領は、米国は、核兵器を使用した唯一の国として行動する道義的責任があると述べ、核兵器のない世界における平和と安全保障を追求するという米国のコミットメントを、明確にかつ確信をもって表明した。さらに、米国は核兵器のない世界に向けて具体的な措置をとるとし、冷戦思考を終わらせるため、米国は国家安全保障戦略における核兵器の役割を低減させると述べた。演説の中心部分は以下の通りである。

米国は、核兵器国として、核兵器を使用した唯一の核兵器国として、行動する道義的責任がある。我々はこの努力を単独で成功させることはできないだろうが、我々はそれをリードできるし、それをスタートすることができる。

今日、私は核兵器のない世界での平和と安全保障を追求するという米国の約束を、明確にかつ確信をもって表明する。私はナイーブではない。この目標はすぐに達成できるものではない。おそらく私が生きている間にはできないだろう。そのためには忍耐と持続性が必要である。しかし、今や我々は、世界は変わりえないという人々の声を無視しなければならない。「我々ができる」ということを力説しなければならない。

さて、我々が取らなければならない道筋について述べる。まず、米国は核兵器のない世界を目指して具体的な措置を取る。冷戦思考に終止符を打つため、米国の安全保障戦略の中での核兵器の役割を低減させるとともに、他の国も同じ行動をとるよう要請する。誤解のないように。核兵器が存在する限り、米国は敵を抑止するため、またその防衛を同盟国に保証するため、安全で確実に効果的な核戦力を維持する。しかし我々の核兵器を削減する作業を開始する。

2009 年 9 月には核不拡散・核軍縮をテーマとする初めての国連安保理サミットがオバマ大統領の司会の下で開催された。採択された決議 1887 の内容は核不拡散および核セキュリティを中心とするものであったが、決議の前文において、「核兵器のない世界のための諸条件を創設すること」が規定されており、安全保障理事会のメンバーの間で、特に 5 核兵器国の間においても「核兵器のない世界」が一般に受容されるようになった。

5. 2010年NPT運用検討会議

オバマ大統領が一貫して主張する「核兵器のない世界」という概念は、この会議でも一般的に支持され、最終文書のさまざまな個所で言及されている。NACは、「核兵器のない世界を達成するという目的に完全に一致した政策を追求することをすべての国に要請する」という文言を提案していた。

行動計画の冒頭の「A原則と目的」のiで、「会議は、・・・核兵器のない世界における平和と安全保障を達成することを決議する」と述べられ、行動1において、「すべての当事国は、この条約および核兵器のない世界を達成するという目的に完全に一致した政策を追求することにコミットする(All States parties commit to pursue policies that are fully compatible with the Treaty and the objective of achieving a world without nuclear weapons)」と最初の行動として言及されている。

また「F軍縮を支援する他の措置」のiにおいて、核兵器のない世界の平和と安全保障は公開性と協力を必要とすること、および行動22において、核兵器のない世界の達成のために、軍縮・不拡散教育の勧告を履行することが奨励されている。

この「核兵器のない世界」の追求というオバマ大統領の言葉は、それ以前には現実の国際政治の中で使用されたことはなく、ここ2、3年の新たな進展である。

他方、2000年合意の最大の成果であった「核廃絶の明確な約束」は、その後米国およびフランスがその有効性を否定したので、2000年合意の有効性の再確認が大きな問題となった。2009年に暫定的に合意された運用検討会議の議題に2000年合意が含まれたことから、そこで合意が再び成立していたと考えられるが、日豪提案およびNAC提案ではその再確認が強調され、第1の措置として挙げられ、日豪提案は、「核兵器の完全な廃棄を達成するという核兵器国による明確な約束を再確認する」と規定していた。

この約束は「A原則と目的」のiiで再確認されるとともに、行動3で、「核兵器の全廃を達成するという核兵器国による明確な約束を履行するに際して、核兵器国は核兵器を削減し究極的に廃棄するための一層の努力を行うことにコミットすると規定されている。

また2000年の具体的軍縮措置が有効であることにつき、NAC提案は、2000年に合意された具体的軍縮措置の履行を加速させることを要請し、NAM提案も、2000年会議でコンセンサスで合意されたものをも含めた核軍縮の約束を完全に履行すること、交渉プロセスを加速させることを主張していた。

今回の文書は、「A原則と目的」のiiiで、2000年の実際的措置の継続する妥当性を再確認しており、また具体的軍縮措置に関する行動5も、2000年最終文書に含まれる核軍縮に導く措置の具体的進展を加速させることについて規定している。

6. 今後の課題

「核兵器のない世界」というオバマ大統領によって広い範囲にわたって主張されてきた概念は、それ自体としては一般に受け入れられたと考えられるが、これを目標として具体的にどのような行動が必要であるのかが、今後の最大の課題となるであろう。抽象的に「核兵器のない世界」に賛成することは簡単であるが、現実にとられている各国の具体的政策が、「核兵器のない世界」という目標への道程として整合性があるのかどうか問われなければならないであろう。またこの問題は、核兵器禁止条約や核軍縮への人道的アプローチ、あるいは核兵器の非正当化の問題と関係するものである。また、核兵器のない世界のための諸条件を具体的に創造することが必要であろう。

関連・参考資料

- ・オバマ大統領のブラハ演説(2009年4月5日)の核軍縮に関する主要部分

Just as we stood for freedom in the 20th century, we must stand together for the right of people everywhere to live free from fear in the 21st century. And as nuclear power, as the only nuclear power to have used a nuclear weapon, the United States has a moral responsibility to act. We cannot succeed in this endeavor alone, but we can lead it, we can start it.

So today, I state clearly and with conviction America's commitment to seek the peace and security of a world without nuclear weapons. I'm not naive. This goal will not be reached quickly—perhaps not in my lifetime. It will take patience and persistence. But no we, too, must ignore the voices who tell us that the world cannot change. We have to insist, “Yes, we can.”

Now, let me describe to you the trajectory we need to be on. First, the United States will take concrete steps towards a world without nuclear weapons. To put an end to Cold War thinking, we will reduce the role of nuclear weapons in our national security strategy, and urge others to do the same. Makes no mistake: As long as these weapons exist, the United States will maintain a safe, secure and effective arsenal to deter any adversary, and guarantee that defense to our allies—including the Czech Republic. But we will begin the work of reducing our arsenal.

To reduce our warhead and stockpiles, we will negotiate a new Strategic Arms Reduction Treaty with the Russians this year. President Medvedev and I began this process in London, and will seek a new agreement by the end of this year that is legally binding and sufficiently bold. And this will set the stage for further cuts, and we will seek to include all nuclear weapons states in this endeavor.

To achieve a global ban on nuclear testing, my administration will immediately and aggressively pursue U.S. ratification of the Comprehensive Test Ban Treaty. After more than five decades of talks, it is time for the testing of nuclear weapons to finally be banned.

And to cut off the building blocks needed for a bomb, the United States will seek a new treaty that verifiably ends the production of fissile materials intended for use in state nuclear weapons. If we are serious about stopping the spread of these weapons, then we should put an end to the dedicated production of weapons-grade materials that create them. That's the first step.

第 14 項目：核兵器禁止条約(Nuclear Weapons Convention)

・ 2010 年運用検討会議最終文書

A.v. 核兵器使用の壊滅的な人道的影響と国際人道法の遵守

B.iii. 核兵器のない世界の実現と維持に必要な枠組み設置に向けた努力の必要性確認

1. 背景

1996 年 7 月に国際司法裁判所(ICJ)は国連総会からの要請に応え、「核兵器の威嚇または使用の合法性」に関する勧告的意見を与えた。その意見の基本的なところは、核兵器の威嚇または使用は国際人道法の原則および規則に一般的に違反するが、自衛の極端な場合には合法か違法か結論できないというものであった。裁判所はさらに、全会一致で、「厳格で効果的な国際管理の下でそのすべての側面における核軍縮へと導く交渉を誠実に追求し、締結に至らせる義務がある(There exists an obligation to pursue in good faith and bring to a conclusion negotiations leading to nuclear disarmament in all its aspects under strict and effective international control)」と述べた。ここでは、核軍縮の交渉を誠実に継続するだけでなく、交渉を締結に至らせる義務があることが明確に示された。

この勧告的意見を契機とし、同年、マレーシアを中心とする非同盟諸国は、「核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見のフォローアップ」と題する総会決議案を提出し、「核兵器の開発、生産、実験、配備、貯蔵、移譲、威嚇又は使用を禁止し、それらの廃棄を規定する核兵器禁止条約の早期の締結へと導く多国間交渉を開始することによりその義務を即時に履行することをすべての国家に対して要請する」という国連総会決議 51/45/M が採択された。この決議はその後毎年採択されている。

翌 1997 年 4 月に、米国の核政策法律家委員会を中心に「モデル核兵器禁止条約」が作成され、それはコスタリカにより国連に提出され、国連文書(A/C.1/52/7, 17 November 1997)となっている。

1998 年 6 月には、新アジェンダ連合(NAC)が「核兵器のない世界に向けて：新しいアジェンダの必要性」という文書を提出し、「核兵器のない世界を維持するためには、普遍的で多国間で交渉された法的拘束力ある文書または相互に強化する文書のセットを包含する枠組みという土台が必要になるであろう」と述べていた。

2. 2005 年 NPT 運用検討会議

2001 年に発足した米国のブッシュ政権は、国際協調主義を嫌い単独主義を推し進め、国際法や国連を無視し、軍事力や政治力を前面に出す政策を追求していった。その結果、軍縮という概念自体にも嫌悪感を表明し、1995 年および 2000 年の NPT 運用検討会議で合意された核軍縮に関するさまざまな措置に関して、特に「核兵器国による核廃絶の明確な約束」などはもはや有効ではないと発言した。その結果、2005 年の会議は最終文書の採択にも失敗し、核軍縮に関する米国と非同盟諸国の鋭い対立が特徴的であった。

3. モデル核兵器禁止条約改訂版

また 2007 年 5 月には、国際 NGO によるモデル核兵器禁止条約の改訂版が発表され、コスタリカにより NPT 運用検討会議準備委員会に提出され(NPT/CONF.2010/PC.I/WP.17)、またコスタリカとマレーシアにより国連総会にも提出された(UN Doc A/62/650)。この条約案の主要な内容は以下のと

おりである。

「核兵器の開発、実験、生産、貯蔵、移譲、使用及び使用の威嚇の禁止並びに廃棄に関する条約」

(1) 一般的義務

モデル核兵器禁止条約は、核兵器の開発、実験、生産、貯蔵、移譲、使用および使用の威嚇を禁止する。核兵器保有国は、一連の段階にそって核軍備を廃棄することが求められる。兵器利用可能な核分裂性物質の生産も禁止され、運搬手段も廃棄するか核能力のないものに転換することが求められる。

(2) 申告

条約締約国は、占有または管理しているすべての核兵器、核物質、核施設および核兵器運搬手段ならびにその所在地を申告することが求められる。

(3) 条約は核兵器の全廃に向けて 5 つの一連の段階を規定する。[]は仮の数

- a) 核兵器を警戒態勢から解除する。[1 年]
- b) 核兵器を配備から撤去する。[2 年]
- c) 米露[1000]、中仏英[100]以外をすべて廃棄する。[5 年]
- d) 米露[50]、中仏英[10]以外をすべて廃棄する。[10 年]
- e) すべての核兵器を廃棄する。[15 年]

(4) 検証

各国からの申告と報告、通常査察、チャレンジ査察、現地センサー、衛星撮影、放射性核種サンプリングや他の遠隔センサー、他の国際機関との情報共有、市民の報告 (5) 国内の実施措置

必要な国内立法を行う。(6) 人の権利と義務

個人および法人にも権利を付与し義務を課す。(7) 核兵器禁止機関

条約実施機関を設立する。検証、遵守確保、機関の政策決定を行う。機関は、締約国会議、執行理事会および技術事務局から構成される。

4. パン・ギムン国連事務総長の提案

2008 年 10 月 24 日に、パン・ギムン国連事務総長は東西研究所の会合で、「国連と核兵器のない世界の安全保障」と題する講演を行い、以下の 5 項目提案を行った。1) 核軍縮の交渉、2) 安保理における核軍縮の議論の開始、3) 法の支配、4) 説明責任と透明性、5) その他の補足的措置。

第 1 の核軍縮の交渉につき以下のように述べた。

第 1 に、すべての NPT の当事国、特に核兵器国に対して、核軍縮に導く効果的な措置に関する交渉を行うという条約上の義務を履行するよう要請する。

彼らは、個別の相互に補強し合う文書の枠組みに関する合意によりこの目標を達成できるだろう。あるいは彼らは国連において長く提案されているように、強固な検証制度に支えられた核兵器禁止条約の交渉を考えることもできるだろう。

First, I urge all NPT parties, in particular the nuclear-weapon-states, to fulfill their obligation under the treaty to undertake negotiations on effective measures leading to nuclear disarmament.

They could pursue this goal by agreement on a framework of separate, mutually reinforcing instruments. Or they could consider negotiating a nuclear-weapons convention, backed by strong system of verification, as has long been proposed at the United Nations.

5. 2010年NPT運用検討会議

非同盟諸国は、今回の会議において、「核兵器禁止条約を含む、特定の時間的枠組みをもつ核兵器廃絶のための具体的措置を含む核軍縮に関する行動計画に、遅滞なく合意すべきである」と主張し、2025年までに3段階で核兵器を廃棄する「核兵器廃棄のための行動計画のための要素」を提出し、核兵器禁止条約のための交渉を開始することを主張した。この提案には、非同盟諸国のみならず、スイス、オーストリア、ノルウェーなども支持を表明した。

核兵器国はもちろん反対を表明し、たとえば米国は、「核兵器禁止条約または特定の諸措置のタイムテーブルについては、その見解に同意し得ない。それは近い将来に達成できないし、われわれのとりステップ・バイ・ステップの現実的な代替とはなりえない」と反対している。

最終文書においては、行動計画の「B核兵器の軍縮」のiiiにおいて、すべての国は核兵器のない世界の達成・維持に必要な枠組みを設置する努力の必要を承認するという文章の後に、会議は核兵器禁止条約に関する交渉の検討を提案している国連事務総長の5項目提案に注目するという形で言及がなされた。これは2000年合意には含まれていない新たな進展である。最終文書の文言は以下のとおりである。

iii 会議は、すべての核兵器国が具体的軍縮努力を行うことを要請し、すべての国は核兵器のない世界を達成し維持するために必要な枠組みを設立する特別の努力をなす必要があることを確認する。会議は、特に強力な検証システムで支えられた核兵器禁止条約または個別の相互に補強する文書の枠組みに関する合意に関する交渉の検討を提案している国連事務総長の核軍縮に関する5項目提案に注目する。

iii. The Conference calls on all nuclear-weapon States to undertake concrete disarmament efforts and affirms that all States need to make special efforts to establish the necessary framework to achieve and maintain a world without nuclear weapons. The Conference notes the five-point proposal for nuclear disarmament of the Secretary-General of the United Nations, which proposes, inter alia, consideration of negotiations on a nuclear weapons convention or agreement on a framework of separate mutually reinforcing instruments, backed by a strong system of verification.

6. 核兵器禁止条約に対する各国の態度

2012年1月に「核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)」によって刊行された「核兵器禁止条約に向けて：核兵器禁止条約への政府の立場のガイド」によると、それは各国の国連総会決議への投票態度および公式の声明を基礎に作成されたものであるが、核兵器禁止条約に賛成する国が146、どちらとも言えない国が22、反対国が26である。

米国、ロシア、英国、フランス、イスラエルおよび多くのNATO諸国が反対しているが、NATO諸国の中でもカナダ、クロアチア、ドイツ、アイスランド、ルーマニア、さらにオーストラリア、日本、韓国はどちらとも言えない国となっている。核兵器を保有している国のうち中国、インド、パキスタン、北朝鮮は条約を支持しており、NATOからはノルウェーのみが賛成している。

7. 核軍縮への人道的アプローチ①：2010年NPT運用検討会議

「核兵器の威嚇または使用の合法性」に関する1996年の国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見は、結論において「核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用可能な国際法の規則、特に国際人道法の原

則と規則に一般的に違反するであろう。(the threat or use of nuclear weapons would generally be contrary to the rules of international law applicable in armed conflict, and in particular the principles and rules of humanitarian law.)」と述べたが、これまでの NPT 運用検討会議では核軍縮の人道側面が議論されることはなかった。

2010 年の会議において、スイスの外務大臣は、「核戦争はわれわれ共通の人類の生存そのものに脅威を与えるので、主張される防衛の動機の正当性にかかわらず、核兵器の使用の正当性に関する議論を開始すべきである。軍事および法的考慮に加えて、スイスの目的は核軍縮に関する現在の議論の中心に人道側面を持ち込むことである。実際、どの時点で国家の権利は人類の利益に譲らなければならないのかという質問をすることが必要である。長期的には、国連事務総長が提案しているような新たな条約という手段によって核兵器を違法化しなければならない」と述べ、核軍縮の人道的アプローチを提案した。

これに対して、英国とフランスが反対の意見を述べたが、欧州およびラテンアメリカの多くの非核兵器国がスイス提案を強く支持する意思を表明したため、会議でこの側面の議論が開始された。

会議の最終文書では、この問題は核軍縮の「A 原則と目的」の v で以下のように規定されている。

v. 会議は、核兵器のいかなる使用からも生じる壊滅的な人道的影響に深い懸念を表明し、すべての国が国際人道法を含む適用可能な国際法を常に遵守する必要性を再確認する。

v. The Conference expresses its deep concern at the catastrophic humanitarian consequences of any use of nuclear weapons and reaffirms the need for all States at all times to comply with applicable international law, including international humanitarian law.

この規定の解釈について、1996 年の勧告的意見は核兵器の使用は一般に(generally)に違反するとしていたが、2010 年会議の最終文書は、いかなる(any)使用にも深い懸念を表明し、国際法を常に(at all times)遵守することを再確認しているため、核兵器のいかなる使用も常に違法であることを確認しているという考えが生じている。

8. 核軍縮への人道的アプローチ②：赤十字国際委員会の貢献

最近になって国際社会が核軍縮への人道的アプローチを強化しているのに大きく貢献しているのが、赤十字国際委員会(ICRC)である。2010 年 NPT 運用検討会議の直前の 4 月 20 日に、赤十字国際委員会総裁のヤコブ・ケレンベルガーが在ジュネーブの各国外交団の前で公式演説を行い、「国際司法裁判所の事実認定に照らせば、ICRC は核兵器のいかなる使用も国際人道法に合致するとみなすことは困難であると考えます。・・・したがってすべての国家に対して、核兵器は、使用の合法性に対する見解にかかわらず、二度と使用されてはならないことを再確認することを要請します。・・・ICRC の見解によれば、核兵器使用の防止には、法的拘束力をもつ国際条約によって核兵器を禁止し完全廃棄することを目標とした交渉を追求するという現存の義務の完遂が不可欠である」と述べた。

さらに 2011 年 11 月に、国際赤十字・赤新月運動代表者会議は「核兵器廃絶に向かって進む」という決議を採択した。決議には ICRC と 33 か国の赤十字・赤新月社が共同提案社となっている。その主要な内容は、「核兵器のいかなる使用も、国際人道法の原則、特に区別性、予防措置および均衡性の原則に合致するとみなすことは不可能であると判断する。すべての国家に対して、(1)核兵器は、使用の合法性に関する見解にかかわらず、二度と使用されてはならないことを確認すること、(2)現存する誓約と国際義務に基づき、法的拘束力をもつ国際条約によって、核兵器の使用禁止と完全廃棄を目指す誠実で緊急で断固たる交渉を追求し、合意することを要請する」となっている。

9. 核軍縮への人道的アプローチ③：核軍縮の人道的次元

2015年NPT運用検討会議の第1回準備委員会が2012年に開催され、その一般討論において、5月2日に、オーストリア、チリ、コスタリカ、デンマーク、バチカン、エジプト、インドネシア、アイルランド、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、フィリピン、南アフリカ、スイスの16か国が「核軍縮の人道的側面に関する共同声明」を読み上げた。その主要内容は以下の通りである。

核兵器の人道的側面に関する深刻な懸念が繰り返し表明されてきた。

もしこのような兵器が、意図的であれ偶発的であれ、再び使用されたならば、甚大な人道的影響は不可避である。

核兵器は人類の生存に対する脅威となる破壊的能力をもっており、それらが存在し続ける限り、人類に対する脅威も存在し続ける。

最も重要なことは、これらの兵器がいかなる状況においても決して再び使用されないことである。これを保証する唯一の方法は、NPT第6条の完全な履行を通じたものを含め、効果的な国際管理に下での、核兵器の全面的で不可逆的で検証可能な廃絶である。すべての国は、核兵器を非合法化し、核兵器のない世界を達成するための努力を強めなければならない。

同年の国連総会において、10月22日に、34か国に増大した共同声明がスイスにより読み上げられた。

10. 核軍縮への人道的アプローチ④：核兵器の人道的影響に関する国際会議

2013年3月4-5日、ノルウェー政府が主催する「核兵器の人道的影響に関する国際会議」がオスロで開催され、127か国、国連、赤十字国際委員会などが参加した。この会議の目的は、核兵器の爆発の人道的影響について、事実に基づく見解を提示し、核兵器国をはじめ国連やその他の国際機関、市民社会の関係者とともに、十分な情報に基づいた議論を促すことであった。

セッション1：核兵器の爆発による即時の人道的影響においては、朝長万左男日本赤十字社長崎原爆病院長が医学的観点から短期・長期の影響を説明し、田中熙巳日本原水爆被害者団体協議会事務局長が被爆体験を基に核爆発の即時の人道的影響につき報告した。

セッション2：広範なインパクトおよび長期的影響においては、核兵器使用に伴う環境、気候変動への影響、それに伴う食糧安全保障への悪影響が議論された。

セッション3：人道的側面での備えと核兵器使用に対する反応においては、核兵器の爆発に対して十分な対応を行うことはほぼ不可能であるという認識が多くの国から示された。

総括セッションでは、アイデ・ノルウェー外相が議長総括を提出したが、プレゼンテーションおよびディスカッションから見られる主要論点として以下の3点を指摘した。

- ・いかなる国家あるいは国際機関も、核兵器の爆発がもたらす即時の人道的緊急事態に十分に対応し、被害者に対して十分な援助活動を行うことは不可能であろう。そのような対応能力を確立すること自体、いかなる試みをもってしても不可能かもしれない。

- ・核兵器の使用および実験からの歴史的な経験は、それが壊滅的な即時のおよび長期的な影響をもたらしたことを証明している。政治的な状況は変わっても、核兵器の破壊的な潜在力に変わりはない。

- ・核兵器の爆発の結果は、その原因を問わず、国境内に閉じ込めることはできず、地域的にも世界的にも国家や市民に重大な影響を及ぼす。

またメキシコからこの会議のフォローアップ会合を主催するという提案があり、歓迎された。
なお、米国、ロシア、英国、フランス、中国の5核兵器国は、この会議への参加を拒否した。

1.1. 今後の課題

核兵器禁止条約が近い将来に締結されることを予想するのは困難であるが、第1の課題はこの問題に国際社会が実際にどう取り組むかということである。国際NGOが作成したモデル条約は議論の出発点としては重要であるが、それだけで条約交渉が開始されるわけではない。したがって今後の議論をどう進めるかであり、モデル条約などを基礎にして具体的な議論を進め、交渉開始の妨げとなっている問題を洗い出すことであろう。これは核兵器禁止条約の交渉を開始できるような条件の検討であり、国際社会のどのような変容が必要であるのか、どのような信頼醸成が必要であるのかなどの議論を開始することである。

また核兵器禁止条約に至らない「核兵器禁止枠組み条約」というのが可能であるのか、「個別だが相互に補強し合う文書の枠組みに対する合意」とは具体的にどのようなものであり、その交渉が可能なのかを検討することも必要であろう。

第2に、核軍縮への人道的なアプローチが一定の影響力を発揮しつつあり、対人地雷禁止条約やクラスター弾条約において重要な役割を果たしたことで、この側面からの議論が今後一層高まることが予想される。また人類の生存という観点から考えるならば、核兵器の使用は完全に禁止されるべきであるが、国際司法裁判所が「核兵器の威嚇または使用が国際人道法に一般的に違反する」と述べ、両者は「ほとんど両立しえない(*scarcely reconcilable*)」と説明していることから、どのような場合が例外として認められるのかを具体的に検討することも必要であろう。また2010年NPT運用検討会議の最終文書はこの問題を解決したのかどうかも問われるべきであろう。

第3に、最近の新たな議論として「核兵器の非正当化(*delegitimizing nuclear weapons*)」が主張されている。これは核兵器のない世界を目指した議論を強化するもので、核兵器は違法であり、不道德であるとともに、役に立たないものであると主張するとともに、「非正当化」を主張する。非正当化とは、核兵器のもつ価値を剥奪するプロセスであり、核兵器の保有に当然付属すると主張されている核抑止としての有用性、名声、権威などを消滅させ破壊することである。たとえば、太平洋戦争の終結を日本が受け入れたのは広島・長崎への原爆投下ではなく、ソ連の参戦であるという事実、通常兵器による攻撃を核兵器保有国が防止できなかったいくつかの事例などを挙げ、核兵器の神話を破壊しようとしているものである。

核兵器の政治的価値を低減するには、国連安全保障理事会の常任理事国と5核兵器国が同一になっていることに関し、NPTが署名された時には中華民国(台湾)が常任理事国であったことも事実であり、今後の安保理改革で、日本やドイツなど非核兵器国を常任理事国にすることを進めていくべきであろう。

(黒澤 満)

第15項目： 非核兵器地帯条約

・2010年運用検討会議最終文書行動計画

Action 9: さらなる非核兵器地帯条約の設置の奨励、すべての関係諸国による条約及び議定書の批准、発効に向けた建設的協議及び留保見直しの奨励

1. 概要

非核兵器地帯 (Nuclear-Weapon-Free Zone: NWFZ) とは、ある地域の複数の国家が条約を締結し、その地域において核兵器の生産や取得、他国による核兵器の配備などを禁止するものである。ここには、NWFZ の構成国に対して核兵器国が核兵器の使用又は使用の威嚇を行わないという消極的安全保証 (NSA) の約束も含まれる。

1975 年 12 月 11 日の国連総会決議 3472B (XXX) によれば、非核兵器地帯は、国際条約によって、①境界が厳密に確定された地帯内において核兵器の完全な不存在が確保され、②そこから生ずる義務が遵守されることを保証するための国際的な検証・規制制度が設立され、③核兵器国が当該地帯に対して一定の義務を引き受けたものであり、③の核兵器国の義務には、設立条約の定める核兵器の不存在の尊重、条約違反となる行為の禁止、地帯内国家への核兵器の使用又は使用の威嚇の禁止が含まれている。

2. NWFZ の意義

NWFZ は、NPT の根本にある核不拡散の規範に通底するものの、両者には次のような相違がある。NPT は、条約成立時に核兵器を保有していた国を核兵器国として認め、他方で他のすべての国は非核兵器国であるとして核兵器の取得または生産を禁止している。これに対し、NWFZ は、構成国による核兵器の取得及び生産を禁止すると同時に、核兵器国がその地帯内に核兵器を配備することを禁止している点に特徴がある。さらに、NWFZ は、消極的安全保証、すなわち核兵器を保有しない国に対して核兵器国は核兵器の使用ないし使用の威嚇を行わないという約束を含んでおり、条約の議定書で、核兵器国がその議定書を署名・批准することにより構成国に対する NSA を法的義務として引き受ける点に特徴がある。NPT では、条約交渉過程において、非核兵器国が消極的安全保証を要求したものの受け入れられなかった経緯がある。また、非核兵器国のイニシアティブによって、域内の平和と安全保障のために核兵器の不在を確保しようとする制度だという点も NWFZ の特徴である。

3. NWFZ の進展

NWFZ は、冷戦期の欧州 (中部欧州、バルカン諸国・地中海、北欧) について何度か提案されたものの、東西の通常戦力不均衡を背景に、西側諸国では西ドイツ等への核兵器の配備が不可欠と考えられていたことから、現実的なものとはならなかった。とはいえ、下記の地域においては、キューバ危機やフランスによる核実験を契機として冷戦期から NWFZ の設定が進んだ。

(1) ラテンアメリカ及びカリブ地域非核兵器地帯条約 (トラテロルコ条約)

ラテンアメリカ諸国は、1962 年のキューバ危機を契機に、核兵器国の核攻撃に巻き込まれる可能性の排除を目的として非核兵器地帯の設置を決意した。世界最初の非核兵器地帯条約であるラテンアメリカ核兵器禁止条約は、1967 年 2 月 14 日に署名され、1968 年 12 月 11 日に発効した。条約の正式名称は、適用範囲の拡大に伴い、1990 年 7 月に「ラテンアメリカ及びカリブ地域核兵器禁止条約」と改正された。

条約は、核物質と核施設を平和利用のためにのみ利用することを定め、地域の締約国が核兵器を実験、使用、生産、取得、受領、配備することを禁止しており、さらに締約国のために第三国が核兵器を受領、貯蔵、配備、所有することを禁止している。条約の実施に関しては、総会、理事会、事務局からなるラテンアメリカ核兵器禁止機構 (OPANAL) が設置され、条約の適切な運用を図っている。

検証に関しては、IAEA の保障措置が適用され、各締約国は義務違反がなかったことを半年ごとに報告するよう定められている。

付属議定書 I は、この地帯の範囲内に領域を持つ域外国、すなわち、米国、英国、フランス、オランダが非核の地位を維持することを定めるもので、この 4 か国は 1992 年までにすべて批准を済ませた。付属議定書 II は、核兵器国がこの NWFZ を尊重し、条約の締約国に対して NSA を規定するもので、1979 年までにすべての核兵器国が批准した。

この条約の発効要件は、①域内国のすべての批准、②付属議定書 I のすべての国による批准、③付属議定書 II のすべての国による批准、④保障措置協定の締結がすべて満たされること、であったが、要件を放棄することも認められており、実際には要件を放棄した国に関して条約が発効していった。冷戦期には、地域の 2 大国であるブラジルとアルゼンチンに条約が適用されていなかったが、冷戦終結後、軍事政権から文民政権へ移行したこともあり、核兵器の開発を中止し、1990 年 11 月には共通原子力政策に関する共同声明に署名し、相互に相手国の原子力平和利用を検証・査察するために 1991 年 7 月にアルゼンチン・ブラジル核物質計量管理機構 (ABACC) の設置に合意、1994 年に両国に対して条約が適用されることとなった。さらに 2002 年 10 月にキューバが批准し、域内 33 か国のすべてが条約締約国になった。

(2) 南太平洋非核地帯条約 (ラロトンガ条約)

南太平洋非核地帯条約は、1985 年 8 月 6 日に署名され、1986 年 12 月 11 日に発効した (ミクロネシア、マーシャル諸島、パラオが未署名、トンガが未批准)。南太平洋諸国による非核地帯の設置は、フランスが 1966 年以降、南太平洋の属領で実施していた核実験を禁止することを目的としていた。1973 年には、オーストラリアとニュージーランドが、大気圏内核実験が国際法違反であること、核実験を即時に停止することを求めて、国際司法裁判所 (ICJ) に対してフランスを被告とする訴えを提起した。これを一つの契機として、フランスは大気圏内での核実験を停止し、地下核実験に移行すると発表した。地下での核実験はその後にも継続された。

1975 年以降、南太平洋フォーラム (SPF) では、この地域を核汚染及び核紛争への巻き添えの危険から解放するという目的を明確にし、1983 年から条約交渉を開始し、1985 年に条約が署名のため開放された。この条約は、核兵器の不存在という側面とともに、地域の環境保護にも重点を置き、核兵器のみならず地帯内における放射性廃棄物の投棄の禁止も含んでいる点に大きな特徴がある。このため、条約名も「非核兵器地帯」ではなく、「非核地帯」とされた。なお、日本が計画していた放射性廃棄物の投棄がその背景となったことに留意する必要がある⁵⁵。

⁵⁵ 日本は、1955年から1965年の間、日本とマリアナ諸島の中間の海域で放射性廃棄物の投棄を行っていた。この放射性廃棄物は、原子力発電所のものでなく、放射性同位元素の分配作業で発生した微量の放射性廃棄物であったが、1972年6月にストックホルムで開かれた国連人間環境会議で採択された決議の一つが放射性廃棄物の海洋投棄に関するものであったことや、同年11月にロンドンで「海洋汚染防止に関する国際会議」が開かれ、「廃棄物その他の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」が採択されるなど、放射性廃棄物の投棄を国際的に禁止する動きが活発化していった。この条約は「ロンドン条約」と通称され、1975年8月に発効したが、低レベルの放射性廃棄物の海洋投棄については、締約国の特別な許可の下に実施が認められることとなっていた。このため、日本は同年10月に(財)原子力環境整備センターを設立するなどして海洋投棄を継続する準備を進めていた。日本は、1980年7月に低レベル放射性廃棄物海洋実験投棄計画(1981年に小笠原諸島北東の公海、北緯30度 東経147度 水深6000mの地点にドラム缶五千から一万缶の実験投棄を実施予定だった)を関係国に通告したが、翌月グアムで開催された南太平洋諸国首脳会議において投棄計画の停止要求が決議された。日本は同年11月にロンドン条約に加盟するとともに、その後も低レベル放射性廃棄物

締約国は、核爆発装置の製造、あるいは取得・所有・管理を禁止され、その領域においていかなる核爆発装置も配置も防止することを約束している。放射性廃棄物の投棄に関してはいかなる形の投棄をも禁止する厳格なものとなっている。検証については、IAEA 保障措置の適用とともに、申し立てによる現地査察の実施も規定されている。

議定書 I は、地帯内に領域を持つフランス、英国、米国に対して非核の地域を適用するものであり、議定書 II は、核兵器国が地帯の地位を尊重すること、地帯内国家に対する NSA を規定している。議定書 III は、核実験に関するもので、核兵器国に対し公海を含む広大な地帯内のあらゆる場所での核実験の禁止を規定している。

ソ連および中国は冷戦期に議定書 II 及び III を批准した。フランスは、地帯内に核実験場を有しており、冷戦が終結後、包括的核実験禁止条約 (CTBT) の交渉が妥結する直前の 1995 年 9 月から 1996 年 1 月にかけて核実験を実施したものの、同月に実験場を閉鎖、3 月にラロトンガ条約の 3 つの議定書に署名し、9 月に批准した。英国も、1996 年 3 月に署名、1997 年 9 月に批准した。米国は、1996 年 3 月に署名した後、批准については 2010 年 5 月に批准承認を求める議定書を上院に送付したが、2013 年 3 月時点では承認に向けた具体的な動きは見られていない。

4. 冷戦終結以降における NWFZ の展開と NPT 運用検討会議

冷戦終結後は、米ソ対立が消失したことで、非核兵器地帯の設置に向けた動きが活発化するとともに、NPT の運用検討会議等でも NWFZ に言及がなされるようになった。とはいえ、核兵器国（特に米国）にとって NSA は、核抑止における「曖昧性」を手放すことでもあり、議定書の批准は停滞していた。こうした中、2010 年 5 月の NPT 運用検討会議の場においてクリントン国務長官が、アフリカ、南太平洋の NWFZ に言及したことで、停滞していた議論に一定の動きがみられている⁵⁶。この時、クリントン長官（当時）は、ペリンダバ条約及びラロトンガ条約について上院への批准承認を求める方針を明示し（2010 年 5 月に実施）、また、バンコク条約及び中央アジア非核兵器地帯条約についても協議の意向を表明したのである⁵⁷。

(1) 朝鮮半島非核化共同宣言

まず、米国が韓国に配備していた核兵器を撤去したことから、朝鮮半島における非核兵器地帯が現

の投棄は海洋汚染を引き起こさないとして計画の継続を模索したが、ロンドン条約締約国会議において「海洋投棄によるすべての影響が明らかにできるような研究が完了するまでは投棄を一時停止する」とする決議が採択されたことや、地球環境問題への国際的関心を背景とした関係国の懸念が高まったこと、そして最終的には、1993年10月にロシアによる日本海での放射性廃棄物海洋投棄が内外でつよい反発を引き起こしたことを受けて、同年11月に原子力委員会が海洋投棄は選択肢としないとの決定を行った。また、同月、ロンドン条約締約国会議は、同条約の付属書Iに示される海洋投棄禁止対象物質のリストの「高レベルの放射性廃棄物その他の高レベルの放射性物質」を「放射性廃棄物その他の放射性物質」とするなどの改正を決議した。

⁵⁶ 黒澤満「核兵器の役割低減と国際法」『国際法外交雑誌』（第111巻第3号、2012年11月）

⁵⁷ 2010 NPT Review Conference, Statement by the United States, General Debate, May 3, 2010. “[t]oday, I am announcing we will submit protocols to the United States Senate to ratify our participation in the nuclear-weapon-free zones that have been established in Africa and the South Pacific. Upon ratification, parties to those agreements will have a legally binding assurance that the United States will not use or threaten to use nuclear weapons against them, and will fully respect the nuclear-weapons-free status of the zones. And we are prepared to consult with the parties to the nuclear-weapons-free zones in Central and Southeast Asia, in an effort to reach agreement that would allow us to sign those protocols as well.”

実的なものとなり、韓国及び北朝鮮は、1991年12月31日に朝鮮半島非核化共同宣言に署名し、翌年2月19日に批准した。同宣言は、厳密な意味での非核兵器地帯条約ではないものの、朝鮮半島における核兵器の完全な不存在を検証・管理制度の下で確保することを目的として作成されている。両国には、核兵器の実験、製造、生産、受領、保有、貯蔵、配備及び使用の禁止、ならびに再処理施設及びウラン濃縮施設の保有禁止の義務が課せられ、相互査察が実施されることになっている。なお、核兵器国に対する義務（消極的安全保証を含む）は設定されていない。

両国は、批准書交換後、相互査察の詳細について交渉を開始したが合意には至らず、1993年に北朝鮮がIAEA特別査察を拒否したことに端を発する北朝鮮核開発問題により、非核化共同宣言が完全に履行される可能性は遠のき、さらに2006年、2009年、2013年の3度にわたって北朝鮮が核実験を実施したことは、同宣言の空文化を加速させたと言える。とはいえ、このことが、同宣言の法的な効力を失わせたとはまでは言うことはできないと考えられ、同宣言の位置づけについては慎重な判断が求められると言えよう。

（2）1995年NPT運用検討・延長会議

会議で採択された「原則及び目標」では、非核兵器地帯の設置が世界及び地域の平和と安全を強化するとの確信が再確認された。中東などの緊張地域における非核兵器地帯（及び非大量破壊兵器地帯）の発展が、地域固有の特性を考慮しつつ、優先事項として推奨すべきであり、2000年NPT運用検討会議までに新しい非核兵器地帯が設置されることを歓迎するとした。また、関連議定書へのすべての核兵器国の協力、尊重及び支持が、非核兵器地帯及び関連議定書を最大限に効果的なものにするために必要であると言及された。

（3）2000年NPT運用検討会議

非核兵器地帯に関しては、主要委員会Ⅱで議論された。会議の最終文書では、11の段落で、非核兵器地帯への言及があった。その主要なポイントは以下のとおり。①1995年以降の新たな非核兵器地帯の設置を支持、②中東、南アジアなど、非核兵器地帯が存在しない地域での設置の提案を支持、③モンゴルの非核兵器地位の宣言を支持、④朝鮮半島非核化共同宣言の迅速な履行を要請、⑤既存の非核兵器地帯条約に関して、地帯内のすべての国による署名・批准、核兵器国による関連議定書の署名・批准の重要性を強調、⑥中東非核兵器地帯設置の提案、中央アジア非核兵器地帯設置の提案、ならびに国連軍縮委員会による非核兵器地帯に関する報告書（1994年）に言及している。

（4）東南アジア非核兵器地帯条約（バンコク条約）

1995年12月、タイのバンコクで東南アジア諸国連合（ASEAN）首脳会議の際に、ASEAN加盟7か国と未加盟3か国の10か国がバンコク条約に署名し、1997年3月に7か国の批准を得て発効した。2001年12月にフィリピンが批准し、東南アジアのすべての国について発効することとなった。

東南アジアNWFZを設置しようとする動きは、1971年にASEANが東南アジア平和自由中立地帯（ZOPFAN）構想を宣言し、その基本的構成要素として非核兵器地帯の設置を含んでいた時までさかのぼる。冷戦が終結し、この地域に配備されていた核兵器も撤去され、カンボジア内戦が1991年のパリ平和協定で終結したことでNWFZが現実問題として議論されるようになった。1992年及び1993年のASEAN会合で条約交渉が開始され、1995年には署名にこぎつけた。ASEAN諸国は従来から中立的な立場を志向していたが、冷戦終結後も中国及びフランスが核実験を継続していたこと、中国の

核戦力の増強、中国との間の南沙（スプラトリー）諸島をめぐる中国との領土紛争を抱えていることなどが NWFZ 設置への動機となった。

条約は、NWFZ として締約国の領域、大陸棚及び排他的経済水域が含まれると定義し、締約国は、地帯の内外において、核兵器の開発、製造、取得、核兵器の配備や輸送、核兵器の実験が禁止される。また締約国は、その領域において他国が核兵器を開発、製造、取得、配備、実験、使用するのを認めることが禁止される。

検証については、IAEA 保障措置の受諾が規定され、条約の履行を監視し、遵守を確保するために東南アジア NWFZ 委員会が設置されている（第 8 条）。管理システムとして、報告と情報交換、疑惑の明確化の要請や事実調査団の派遣などが規定されている。

5 核兵器国による署名のために開放された議定書は、核兵器国が条約を尊重し、その違反に貢献しないこと、締約国に対して核兵器の使用又は使用の威嚇を行わないこと（NSA）、地帯内で核兵器の使用又は使用の威嚇を行わないことを約束するものとなっている。

この条約はすでに発効しているが、この議定書には、どの核兵器国も署名していない。その理由としては、NWFZ の定義として、各国の領域のみならず、大陸棚と排他的経済水域を含んでいること、議定書が NSA のみならず広く定義された地帯内での核兵器の使用又は使用の威嚇を禁止していることが挙げられる。その一方で、上記の 2010 年 NPT 運用検討会議での米国国務長官の発言を契機として、議論の進展がみられたことも事実である。2011 年 7 月の ASEAN 外相会合の際には、バンコク条約に関する作業グループが、ASEAN と軍備管理専門家及び核兵器国の代表による会議を 8 月に開催することを呼びかけ、この場で非公式の協議が行われた。同年 11 月には、核兵器国と条約締約国との間で協議が行われ、5 核兵器国が東南アジア非核兵器地帯条約（バンコク条約）の議定書に加入することを可能にするための協議が妥結したと報じられたものの、2012 年 7 月に行われた ASEAN 外相会合の際に署名の意向を表明したのは中国のみであったため、署名は先送りされることとなった。

（5）アフリカ非核兵器地帯条約（ペリンダバ条約）

1996 年 4 月にエジプトのカイロで署名され、2009 年 7 月に発効した。アフリカでの NWFZ の構想は、1960 年のサハラ砂漠におけるフランスの核実験の時期までさかのぼる。1964 年にはアフリカ統一機構（OAU）首脳会談はアフリカ非核化宣言を採択したが、南アフリカの核開発疑惑が存在したことで構想は進展しなかった。冷戦終結とともに、南アフリカが核開発の放棄に踏み切り NPT に加盟したことで交渉が可能となり、1995 年にかけて条約草案が作成された。条約は、締約国による核兵器の製造や取得さらには配備や実験を禁止するとともに、南アフリカの経緯から、核爆発装置の製造能力を申告し、それらを解体、廃棄することを規定している。さらに放射性廃棄物の投棄の禁止及び原子力施設への攻撃の禁止を規定し、核物質や核施設に対する高度の保安や物理的防護も定めている。条約の履行確保のために IAEA 保障措置の受諾のほか、アフリカ原子力委員会が設置され、年次報告の受領や情報交換、申し立てによる協議の調整や紛争解決を行うこととされている。中国、フランス、英国、ロシアは NSA に関する議定書 I、及び核実験を禁止する議定書 II をすでに批准している。米国は、1996 年 4 月にこれらの議定書に署名した後、批准について公的な動きは見られなかったものの、2010 年 5 月の NPT 運用検討会議の場における上記発言の後、2011 年 5 月にオバマ大統領が、上院に批准承認を求めた議定書を送付した。ただし、その直後に一部の上院議員から懐疑的な立場が表明されるなど議会の反応は思わしくなく、批准の見通しは立っていない。議定書 III は、地帯内に領域を持つフランスとスペインに非核の地位の維持を義務付けるものであり、フランスは批准してい

るが、スペインは署名もしていない。

(6) モンゴルの「非核兵器の地位」

モンゴルは、1992年の国連総会で一国非核地帯の地位を宣言して、核兵器国に対して安全の保証 (security assurances) を供与するよう求めた。1998年の国連総会で採択された決議 (A/RES/53/77E) では、モンゴルの「非核兵器の地位 (nuclear-weapon-free status)」の宣言を歓迎した。2000年2月3日、モンゴルは、既存の非核兵器地帯条約に類似した内容の国内法「モンゴル非核兵器の地位法」を採択した。5核兵器国は、2000年10月5日の共同声明で、1998年の国連総会決議の実施のために協力すること、ならびに1995年の国連安保理決議984 (非核兵器国に対する安全の保証) をモンゴルについて再確認することとした。2001年9月には、札幌で、国連アジア太平洋地域センター主催の非政府専門家グループ会合「Ways and means of strengthening Mongolia's international security and nuclear-weapon-free status」が開催され、「非核兵器の地位」が国際法の観点から考察された。この会議は、モンゴル独自の地位を適切に定義し確実なものとするために、非核兵器の地位を多国間合意 (モンゴルと中露又はモンゴルと5核兵器国) により制度化することが必要であるとした。その後、モンゴルは中露との条約締結による制度化を目標とするに至っている⁵⁸。5核兵器国は、2012年9月18日にも、モンゴルの非核兵器の地位に関する宣言を尊重し安全の保証を再確認する政治宣言に署名した。

(7) 中央アジア非核兵器地帯条約

1993年の国連総会において、ウズベキスタンのカリモフ大統領が提案した中央アジア NWFZ 構想は、1997年よりウズベキスタンの呼びかけで、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタンにより本格的に進められた。その背景として、①ロシアと中国という2核兵器国と接するという地政学的要因、②カザフスタンのセミパラチンスクにソ連の核実験場が存在していたことから、核実験等による環境汚染への対応が必要と認識されたこと、③冷戦終結に伴いカザフスタンから核兵器が撤去されたことが挙げられる。

中央アジア諸国は、1997年2月にカザフスタンのアルマトイでの首脳会談で中央アジア NWFZ を宣言することを支持するよう関係国に要請する宣言 (アルマトイ宣言) を採択し、同年9月のタシケント (ウズベキスタン) 会議において、中央アジア NWFZ への支持と援助を要請する5か国外相声明に署名した。この後、中央アジア諸国が、1997、1998年の国連総会決議で国連に条約案起草支援を要請したのを受け、国連アジア太平洋平和軍縮センターが支援することが決定され、1998年から条約案起草のための専門家会合が開催された。中央アジア NWFZ の起草にあたっては、日本も積極的に支援を行っており、1999年10月及び2000年4月には、札幌において専門家会合が開催された。2002年9月、中央アジア5か国が集まったサマルカンド専門家会合において、5か国間の条約案文の交渉が終了、2005年2月にタシケントで開催された域内会議において、条約及び議定書案について合意がなされ、5か国により早期署名を目指すこと等を確認するタシケント宣言が発出された。2006年9月8日、カザフスタンのセミパラチンスクにおいて条約署名式が開催され、5か国外相レベル (タジキスは外務第一次官、トルクメニスタンは駐カザフ大使、その他は外務大臣) が会合して条約に署名

⁵⁸ “Keeping Nuclear Weapons Out: Ambassador Jargalsaikhany Enkhsaikhany spoke with the Bulletin’s Giovanni Verlini about Mongolia’s nuclear-weapon-free zone.” *IAEA Bulletin*, vol.51, no.2, April 2010, p.45.

し、2009年3月に発効した。

中央アジア NWFZ の各締約国は、あらゆる核兵器その他の核爆発装置の研究、開発、生産、貯蔵、取得、保有、管理を行わないこと、及びそうした活動支援を受けないことを約束している。条約の適用範囲は、中央アジア 5 か国の領土、すべての水域及び領域とされている。追加議定書を含む IAEA 保障措置についても規定している。

核兵器搭載の航空機や船舶等の通過については、域内国で意見の対立があったが、他の非核兵器地帯と同様に、各締約国の判断に委ねることになっている。また、本条約には既存の条約上の権利や義務に影響を与えないとする規定（第 12 条）が含まれているため、ロシアと域内国間の集団的安全保障条約に従い、ロシアの核兵器を域内国に展開できるとの解釈も可能であることから、米国、英国、フランスは異議を唱えている。

5 核兵器国の署名・批准のために作成された議定書は、NSA 及び条約違反に貢献しないことを定めている。第 12 条の解釈について意見の対立があるため、早期の署名・批准は難しいと考えられるが、2010 年の運用検討会議では、米国及びロシアが協議の用意がある旨表明している。

5. NWFZ の課題

これまでラテンアメリカ、南太平洋、東南アジア、アフリカに NWFZ が設置されており、非軍事化が規定されている南極を含めると、南半球がほぼ NWFZ となっている。北半球においては、中央アジア NWFZ が設置されたが、既存の議定書の署名、批准を進めること及び留保の見直しを求めていくことが当面の課題であろう。

留保の例としてフランスは、「議定書に含まれる約束は、国連憲章第 51 条に規定された自衛権の完全な行使をまったく妨げないものであると意味すると解釈する」と述べている。また、米国、英国、ソ連（ロシア）は、地帯構成国が、核兵器国に支持されて攻撃する場合には、この約束に拘束されないという留保を付している。非核兵器地帯条約の議定書の意義が、自衛権行使の場合を含めいかなる状況下においても核兵器の使用を禁止する点にあることに鑑みれば、議定書の内容の実質的な変更には該当する留保であるといえ、見直しを求めていくことが重要であろう⁵⁹。

南アジアでは、インドとパキスタンの核実験により NWFZ の構想はとん挫しているが、CTBT の署名・批准、FMCT の交渉開始などに関連付けながら進めていくことが望まれる。

中東では、1974 年から NWFZ の設置が提案され、1995 年の運用検討会議では、中東非核兵器・非大量破壊兵器地帯の設置のための協力と努力を要請する中東決議が採択された。2010 年の運用検討会議の最終文書では、中東非核兵器・非大量破壊兵器地帯の設置のための会議を、国連事務総長及び NPT の被寄託国である米国、ロシア、英国が 2012 年に開催すること、そのための開催国及びファシリテーターを指定することとされ、その後開催国はフィンランド、ファシリテーターはフィンランド外務次官ラーヤバが指名された。2012 年 12 月の開催を目指してフィンランドを中心に会議の開催の調整が進められたが、11 月になって米務省より「中東の現下の状況、ならびに地域諸国が受諾可能な条件に合意できなかったことにより、会議を開催できない」ことが発表された。米国とともに中東会議の開催国であるロシアおよび英国は、会議延期の発表の際に、2013 年中の開催を求めたが、見通しは立っていない。

北東アジアは、政府レベルの提案はないが、研究者の間では様々な構想が提案されており、北朝鮮

⁵⁹ 黒澤満、前掲論文。

核問題の早期解決を図りつつ、朝鮮半島非核化共同宣言や、日本の非核三原則などを基礎にし、六者協議の枠組みを利用しながら協議を進めることも考えられよう。

(岡田 美保)

関連・参考資料

1. 国連総会決議 3472B (XXX) (1975 年 12 月 11 日)

<[http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/RES/3472\(XXX\)&Lang=E&Area=RESOLUTION](http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/RES/3472(XXX)&Lang=E&Area=RESOLUTION)>

2. 各非核兵器地帯条約本文

• **Bangkok Treaty**

[Treaty on the Southeast Asia Nuclear Weapon-Free Zone](#)

• **CANWFZ**

[Treaty on a Nuclear-Weapon-Free Zone in Central Asia](#)

• **Pelindaba Treaty**

[African Nuclear-Weapon-Free-Zone Treaty](#)

• **Treaty of Rarotonga**

[South Pacific Nuclear Free Zone Treaty](#)

• **Treaty of Tlatelolco**

[Treaty for the Prohibition of Nuclear Weapons in Latin America and the Caribbean](#)

3. 各非核兵器地帯条約の現状

[『日本の軍縮・不拡散外交』資料編](#)

第16項目： 保障措置

・2010年運用検討会議最終文書行動計画

Action25：NPTに基づく包括的保障措置協定の未締結状況の改善要請

Action26,27：包括的保障措置協定の遵守と問題点の速やかな解決要請

Action28：すべてのNPT加盟国の追加議定書締結と発効要請

Action29：包括的保障措置協定と追加議定書に基づく保障措置実施をIAEAに要請

Action30：NWSSの平和利用施設へのIAEA保障措置受け入れとIAEAの対応要請

Action31：小規模原子力国の少量議定書（小規模包括的保障措置協定）締結と発効要請

Action32：IAEA保障措置の定常的評価とその結果の解決に対する更なる強化への支援と実行要請

Action33：IAEA保障措置実施に対する加盟国への支援要請

Action34：IAEA保障措置実施のための技術開発支援要請

1. 背景

IAEAは1953年の米国アイゼンハワー大統領の原子力国際機関設立の必要性に関する国連演説を受けて、1957年に憲章が発効し、ウィーンに本部が設置された。憲章には、原子力技術の国際社会への恩恵拡大と、原子力平和利用を検証するための保障措置がその役割として規定されている。

NPT発効以前は、IAEAが加盟国に対して提供した核物質を含む原子力資機材に対する検証活動、加盟国が二国間協力協定等により移転された原子力資機材等の検証をIAEAに付託したものの検証活動、及び、加盟国が自発的に自国の原子力資機材を検証のために提示したものの検証活動を実施していた（INFCIRC/66Rev.2タイプの保障措置）。NPTが発効してからは、NPT加入国内のすべての平和利用下にある原料物質及び特殊核分裂性物質（以下核物質と省略する。）を対象としてIAEAによる検証を規定した包括的保障措置協定（Comprehensive Safeguards Agreement: CSA、INFCIRC/153(corrected)）の締結をNPT加入国が要請され、CSAを締結した国に対してIAEAは保障措置を実施することとなった。

当初、IAEA保障措置は、協定の対象となるすべての核物質を申告している締約国の平和利用状況を保証するとの信頼醸成機能を果たしていたが、1990年代に入ってイラクや北朝鮮の協定違反事例を踏まえて、締約国が、必ずしも自国のすべての原子力活動を申告していない可能性があるとの立場から、未申告の核物質や原子力活動を検知できる保障措置活動の強化機能を追加議定書（Additional Protocol: AP、INFCIRC/540）として公開した。

このAPによる保障措置は、従来からの申告された核物質に対するCSAによる検証に加えて、締約国からの申告の対象を締約国の原子力活動全体に拡大し、広範な原子力関連情報の提供を求めるとともに、核物質を取り扱わない研究施設や原子力産業にまで拡大した立ち入り権限を締約国に要請している。

2. IAEA保障措置をめぐる近年の課題

（1）CSAとAPの普遍化の要請

NPT第3条で、NPTに加入したすべての非核兵器国は、IAEAとの間で保障措置協定を締結し協定に定められた保障措置を受諾することを約束している。これを受けて、これまで大規模な原子力活動を実施している加入国は、CSAを締結しているが、小規模ないしは原子力活動を実施していない加

入国においては、当該国の保障措置活動の必要性が希薄であったために、協定締結は喫緊の事項との認識は薄かった。しかし、自国で原子力活動を行っていない国でも、関連資機材を生産し、輸出している可能性も排除できないことから（カーンネットワークのマレーシアの事例）、すべての加入国との間で保障措置協定と追加議定書を締結し、原子力関連活動を IAEA 保障措置下に置くことが必要であるとの認識が高まった。

小規模原子力活動国、ないしは自国で原子力活動を実施していない国に対しては、IAEA は少量議定書（Small Quantity Protocol: SQP）を締結することとしている。SQP は、IAEA とある国との間で、その国に規定の最少量以下の核物質しか存在せず、施設には核物質が全く存在しないことを前提にして締結された CSA の議定書である（追加議定書ではなく CSA の議定書）。従来は、この SQP によって、その国の核物質量が規定の限界を超えるまで、あるいは CSA で定義された施設において核物質が存在するようになるまでは、CSA の第 II 部の検証実施に関する詳細規定の大部分の実施が停止されることになっていた。しかし、IAEA は、2005 年に SQP のモデル文書を改定し、核物質の保有量によらず既存のあるいは計画中の原子力関連施設を保有する国には、従来の停止規定の適用を排除し、また、すべての SQP 締約国に核物質保有量が少量であっても冒頭報告提出を義務化し、特定査察、特別査察実施の権限を規定した。

本来 CSA は締約国内のすべての核物質を対象とした検証規定であると解釈されていたが、その第 II 部には締約国から申告された核物質の検証機能が規定され、申告されていない核物質が存在した場合にこれを対象とする検証措置が規定されていなかったことを受けて追加措置として AP が開発された。保障措置を完全に実施するためには、CSA と AP により規定された検証措置を効果的に実施することが必須であることから、すべての NPT 加入国に AP を含めた CSA の締結が要請される。

（2）核兵器国（NWSs）の平和利用施設の保障措置受諾要請

NWSs は、IAEA との間で自発的提供協定（Voluntary Offer Agreement: VOA）を締結している。核兵器国は、NPT の下では保障措置の受入は求められていないが、IAEA 保障措置の適用は非核兵器国（NNWs）の原子力産業にとって商業的な不利益をもたらすのではないかという NNWs からの懸念を鎮めるために、保障措置の受入を自発的に申し出た。VOA の下では、締約国は、IAEA が保障措置適用のために選択できるように、その核燃料サイクルにある一部又はすべての核物質及び/又は原子力施設を選択可能施設として申し出る（Eligible lists）。VOA は、普通、CSA の様式に従うが、その対象範囲は包括的ではない。IAEA はこの VOA を、NPT で定義された 5 つの NWSs のそれぞれと締結している。

IAEA は、NWSs への保障措置実施の効果と資源の関係から、①NWSs が他国と協定した法的な義務を満足しているかどうか、②新たな保障措置手段開発のためにいくつかの施設をモデルとして有益な保障措置経験が得られるかどうか、③CSA を発効させている他の国に対して輸送される核物質を検証した場合に、輸送先での費用対効果が向上するかどうかの視点で実施施設を選択している。

（3）IAEA 保障措置の効果的効率的実施と加盟国への支援要請

これまで IAEA 加盟国は、資源を効率的に活用し費用対効果の高い保障措置の実施を事務局に求めている。保障措置の実施及び問題解決は、IAEA だけでなく、当該国の資金提供や技術的支援及び解決に向けての協力が不可欠であり、加盟国との協調関係強化を IAEA も示唆している。CSA と AP が発効し、①当該国に未申告の核物質や原子力活動が存在する兆候が無い、②当該国の申告されている

施設の（未申告の）目的外使用の兆候が無い、及び③申告された核物質の転用の兆候が無い、の3つの条件が満たされた段階で、CSA と AP を効率的に組み合わせた保障措置（統合保障措置、Integrated Safeguards : IS）に移行し、保障措置の適用状況を緩和した検証手段が採られている。これは、保障措置実施の効果を損なうことなく効率化できる方法として更なる進展が求められている。

保障措置実施の結論は、これまで毎年6月のIAEA理事会へ事務局から保障措置実施報告書（Safeguards Implementation Report: SIR）として報告されているが、保障措置の問題解決には、迅速性が必要となることから、問題解決が急がれる事案については、適宜理事会に状況報告がなされてきている。保障措置協定違反等の有意な問題事案は、理事会決議により事務局長から国連安保理へ通報することになっており、これまでも通報された事例がある（イラク、北朝鮮、イラン、シリアの事例）。

3. 2005年の運用検討会議と我が国の対応

2005年の運用検討会議では、IAEAが推進する追加議定書の普遍化を支援するように、日本を中心とした西側先進国が追加議定書をNPT第3条に基づく保障措置実施の標準とするように求め、非同盟諸国の多くにおいても追加議定書を支持した。

我が国は、「21世紀のための21の措置」の中で以下のように提案した。

- ① 申告された核物質が転用されていないこと、未申告の核物質や原子力活動が存在しないことを確認するためのIAEA保障措置活動の能力向上の必要性を再確認し、APの普遍化の重要性を強調。
- ② 強化された保障措置システムがNPT第3条1項により求められるNPT保障措置の標準となるべきことを認識。
- ③ CSA、及び、AP未締結国に対し遅滞なく締結することを要求。
- ④ IS概念の枠組み作りが完了し、運用を開始したことを歓迎するとともに、保障措置の効率的な実施のためにISアプローチを強化するために必要な措置をIAEAに懇願。

4. 2010年の運用検討会議と我が国の対応

2010年に合意された最終文書として行動計画が合意された。保障措置関連事項の指摘は以下の通り。

- ① 包括的保障措置協定（CSA）と追加議定書の普遍化の要請
 - ・ NPTに基づくCSAの未締結状況の改善要請（#25）
 - ・ すべてのNPT加盟国のAP締結と発効要請（#28）
 - ・ 小規模原子力国のSQP（小規模CSA）締結と発効要請（#31）
- ② 核兵器国（NWSs）の平和利用施設の保障措置受諾要請
 - ・ NWSsの平和利用施設へのIAEA保障措置受け入れとIAEAの対応要請（#30）
- ③ IAEA保障措置の効果的効率的実施と加盟国への支援要請
 - ・ CSAの遵守と問題点の速やかな解決要請（#26、#27）
 - ・ CSAとAPに基づく保障措置実施をIAEAに要請（#29）
 - ・ IAEA保障措置の定常的評価とその結果の解決に対する更なる強化への支援と実行要請（#32）
 - ・ IAEA保障措置実施に対する加盟国への支援要請（#33）
 - ・ IAEA保障措置実施のための技術開発支援要請（#34）

我が国からは、阿部大使が以下の事項を表明した。

- ① CSA と AP が Integral Part であることに鑑み、未締結国に早期締結を要求。
- ② AP が保障措置実施上の効果が高いことから IS 適用を歓迎。
- ③ 締結国の SSAC（国内保障措置制度）の整備の重要性を指摘。

5. 最終文書指摘事項の対処内容

最終文書に盛り込まれた事項について現時点での対処状況は、以下の通り。

(1) CSA と AP の普遍化の要請

- ・ NPT に基づく CSA の未締結状況の改善要請 (#25)
- ・ すべての NPT 加盟国の AP 締結と発効要請 (#28)
- ・ 小規模原子力国の SQP（小規模 CSA）締結と発効要請 (#31)

2008 年以降の CSA 及び AP 締結国の推移を以下に示す。すべて当該年末の状況。

ただし合計数には、台湾と北朝鮮は含まれていない。しかし、台湾は独自に CSA と AP を締結している。

対象年	CSA+AP 締結国	CSA 締結国	CSA 未締結国	VOA+AP 締結国	合計
2008	84	71	30	5	190
2009	89	74	22	5	190
2010	99	69	17	5	190
2011	109	62	14	5	190

(2) 核兵器国 (NWSs) の平和利用施設の保障措置受諾要請

- ・ NWSs の平和利用施設への IAEA 保障措置受け入れと IAEA の対応要請 (#30)

2007 年以降に NWSs に対して行われた査察、設計情報の検認 (Design Information Verification: DIV) 及び CA の回数は以下の通り。ただし、2011 年の実施状況は公開されていない。

対象年	査察	設計情報検認 (DIV)	補完的なアクセス (CA)
2007	86	-	-
2008	85	11	-
2009	81	14	-
2010	110	15	2

(3) IAEA 保障措置の効果的効率的実施と加盟国への支援要請

- ・ CSA の遵守と問題点の速やかな解決要請 (#26、#27)
- ・ IAEA 保障措置の定常的評価とその結果の解決に対する更なる強化への支援と実行要請 (#32)

2008年以降、CSA 遵守状況に関して IAEA 事務局長が理事会へ報告した件数は以下の通り。

対象年	イラン事項	シリア事項	DPRK 事項	ROK 事項	エジプト事項
2007	4	-	-	1	-
2008	4	1	-	-	1
2009	4	4	-	-	-
2010	4	4	1	-	-
2011	4	2	1	-	-

- ・ CSA と AP に基づく保障措置実施を IAEA に要請 (#29)

2008年以降、当該年末の時点で、CSA と AP に基づく統合保障措置 (IS) へ移行した国数は以下の通り。

対象年	CSA+AP 締結国	IS 移行国
2008	84	33
2009	89	44
2010	99	48
2011	109	51

- ・ IAEA 保障措置実施に対する加盟国への支援要請 (#33)

2007年以降の IAEA 保障措置事業資金の推移は以下の通り。単位は百万ユーロ。

対象年	通常予算	特別拠出金	合計
2007	117.9	12.8	130.7
2008	103.6	10.7	114.3
2009	122.1	13.1	135.2
2010	116.1	18.2	134.3
2011	124.3	14.3	138.6

- ・ IAEA 保障措置実施のための技術開発支援要請 (#34)

IAEA は長期的・中期的保障措置戦略に基づいて、保障措置関係者の能力向上のための教育訓練や人的資金的資源の確保のための活動を実施している。特に IAEA 保障措置実施のための研究開発計画については、24 件の開発項目をあげ、加盟国からの開発支援計画 (Member State Support Programmes: MSSPs) を介して遂行している。

6. 近年の動向

(1) IAEA の長期的・中期的保障措置戦略

IAEA では、5 年毎に中期的戦略を作成し公開しており、2012 年から 2017 年までの中期的戦略が 2010 年 12 月の理事会に公開された。また、これと連動して保障措置局の 2012 年から 2023 年までの長期戦略が 2010 年 11 月の IAEA シンポジウムで公開された。

IAEA 全体の中期計画の中では、保障措置とその他の検証活動は効果を更に強化し、効率性を改善するとの立場を明らかにしている。これを受けて保障措置局の長期戦略では、以下の 3 つの展望に向かって業務を実施することを表明している。

- ① IAEA の検証活動が核兵器の拡散を抑止し、核兵器の無い世界への希望を前進させることによって更なる安心 (secure) な世界となるように貢献する。
- ② 国際的にきわめて重要な検証機関として認識され、国際社会から信頼と支援を得る。
- ③ 適正な資源に加え、必要な法的権限及び要請される技術的な能力を背景として IAEA の検証の目標を効果的かつ効率的に実施する集団として業務を実施する。

この保障措置局の長期戦略の中で特筆すべき事項は、IAEA が核軍備管理及び軍縮に関連する協定や取極めによる検証への技術的な専門性の提供態勢を維持することを技術的な能力の維持の事項に挙げていること、及び、検証の目標達成への支援に関して、加盟国や産業界などの利害関係者との効果的な協力関係維持を目標にしていることが挙げられる。

(2) IAEA 保障措置の実施状況

2012 年 10 月 24 日の時点で、177 か国 (台湾、北朝鮮は含まれないが台湾は独自に CSA 及び AP を締結している。) が CSA を発効させており、13 か国が CSA を未発効である。この 13 か国に対しては、IAEA はいかなる保障措置も実施していない。AP は、119 か国発効させている。

2011 年の保障措置実施状況は、2011 年 12 月末に CSA と AP を発効していた 109 か国 (及び台湾、ただし北朝鮮は事実上保障措置を実施していないことから含まれていない。) に対し、58 か国 (及び台湾) においては、核物質の転用も未申告の核物質や原子力活動の存在を示す兆候はなかったと結論しているが、51 か国については、核物質の転用の兆候は見出さなかったものの未申告の核物質や原子力活動が無いことの評価については継続中である。

CSA のみの発効で AP 未発効の 68 か国に対しては、申告された核物質の転用を示す兆候は見出されなかったとの結論のみである。

NPT 未加入国 3 か国 (インド、パキスタン、イスラエル) に対しては、INFCIRC/66/Rev.2 タイプの保障措置を実施し、限定的ではあるが保障措置対象となっている核物質の転用、もしくは施設の不法使用やその他の品目の不正使用の兆候は見出されなかったと結論している。

5 か国の NWSs は共に AP を発効させており、選択された施設の申告された核物質に対して保障措置が適用され、その核物質が転用された兆候は見出されなかったと結論した (選択可能施設の中からどこを選択し保障措置の適用対象としたのかは不明であるが選択の考え方は明示している。)

これら対象国への 2011 年内の査察は 1,750 回、設計情報検認 (DIV) は 423 回、補完的なアクセス (CA) は 142 回実施された。

(3) イランへの対応

2011 年中に IAEA 事務局長は CSA 及び国連安保理決議条項の実施に関して 4 件の報告書を理事会

に提出した。この中で、イランの未実施事項として、①AP 規定事項の実施（イランは AP に署名しており、AP では批准前でも当事国が合意すれば暫定的に AP 記載事項は実施できると規定している。）、②設計情報の早期提供（CSA の補助取極めの改定により設計情報は施設の建設計画の時点から段階的に早期に提供することとなった。）の実施、③重水製造関連活動の一時中止、④ウラン濃縮活動の一時中止、⑤原子力の軍事面の可能性を懸念させる未解決事項の解明を挙げている。

2011 年には、申告済みの核物質に対する検証活動は継続されたが、IAEA 理事会や安保理決議の要求事項に沿った CSA 遵守についてイランは非協力であった。そのため、未申告の核物質や原子力活動の存在を払拭できる信頼性のある検証が実施できず、イラン国内のすべての核物質が平和利用下にあったと結論することはできなかった。

2011 年 11 月理事会へ事務局長は、イランの原子力計画に軍事的様相があるとの懸念（核爆発装置を開発しているとの懸念）を示す分析結果を報告した。これを受けて理事会は、未解決事項に関する深刻な懸念を表明し、問題解決に向けての更なる対話の強化が不可欠であると声明した。

（４）シリアへの対応

2011 年中に IAEA 事務局長は CSA の実施に関して 2 件の報告書を理事会に提出した。この中で、IAEA は、2007 年 9 月にイスラエルの爆撃によってデール・アルズールサイトで破壊された設備は、申告されるべき原子炉（北朝鮮の天然ウラン燃料のガス炉に類似した炉）であった可能性が高いことを報告した。2011 年 6 月 9 日に理事会は、シリアの CSA 不履行に関し、IAEA 加盟国及び国連安保理並びに総会に事務局長から報告することを決定した。シリアは問題解明のための協力の姿勢を示したもののデール・アルズールサイトに関連した他の 3 か所の問題はについて、未解決のままである。

申告された核物質については平和利用下にあったと IAEA は結論している。

（５）北朝鮮（DPRK）への対応

2011 年 9 月に IAEA 事務局長は、DPRK における保障措置実施状況について 1 件の報告を理事会及び総会に提出した。IAEA は 1994 年以降 CSA に規定されている保障措置を実施できない状況にある。六か国協議により付託された検証活動についても 2002 年末から 2007 年 7 月までの間及び 2009 年 4 月以降現在に至るまで、いかなる活動も実施できていない。このような状況から、IAEA は DPRK の原子力活動に対していかなる保障措置結論も導出していない。

（６）保障措置協定及び追加議定書発効促進活動

IAEA は IAEA 総会決議及び IAEA の「保障措置協定及び追加議定書締結促進行動計画」に基づき、IAEA は事務局長が率先して有意な原子力活動実施国の CSA 及び AP 発効の促進、未締結国に対する IAEA と加盟国による発効支援、改定 SQP 締結促進のための太平洋地域、カリブ海地域のアウトリーチセミナー開催を含む IAEA と加盟国との発効促進のための協調を行っている。

7. 今後の課題

AP が公開されてから 10 年以上経過し、締約国の原子力活動を対象とした CSA と AP を効果的に組み合わせた統合保障措置はほぼ軌道に乗った。今後とも IAEA は、平和利用原子力活動状況を検証する competent authority としての地位を維持していくことになる。

AP が保障措置手段として追加されたことにより、施設別に保有する核物質に着目した検証から、

対象国の原子力活動全体を俯瞰した検証を実施する国レベル概念（State-level Concept）へと視野が拡大されてきている。これは、IAEA の資源を効果的に活用するために、AP による対象国の原子力活動に関する拡大申告内容や IAEA が独自に収集した対象国の原子力活動に関する広範な情報を分析し、核拡散に使用される可能性のある経路を特定し、その経路に優先度を着けて検証活動を行うというものである。

IAEA は保障措置結論を、①申告された核物質の転用を示す兆候が見られなかったこと、②申告された施設の不法使用を示す兆候が見られなかったこと、及び、③当該国内に未申告の核物質や原子力活動の存在を示す兆候が見られなかったことの 3 段階に分けて導出しており、①と②は従来からの CSA に基づく当事国からの核物質に関する計量管理報告とこの報告内容に対する査察により検証され、③は AP に基づく当事国の原子力活動に関する拡大申告とこの申告内容に対する補完的なアクセスにより検証している。

しかし、未申告の核物質や原子力活動の検知を意図することは、従来の「締約国からの申告の正当性を保証すること」との検証の概念を超えて、申告されていない秘密裏の活動を検知するための捜査という概念への拡大にもつながり、国際機関としての活動権限や範囲を逸脱していくことの懸念も惹起される。このようなことから、IAEA に対して、単に検知機能を強化するだけではなく、IAEA が申告の正確性と完全性について懸念を表明した場合には、その懸念に対する証拠（エビデンス）を国際社会に対して明示することも求めていくべきであろう。

特に 2000 年代当初から話題となっている核の闇市場は、国家の関与が薄く、個人が暗躍したことが明らかとなっており、IAEA による締約国の検証という構図ではなく、締約国との協力関係により闇市場を摘発し、その先にある不心得国家への拡散を防止するという新たな構図が見えてきた。今後、締約国が主体となって行う核不拡散措置、原子力供給国グループ（Nuclear Suppliers Group: NSG）による輸出管理との協力体制を強化することが IAEA 保障措置を効果的かつ効率的に運用するために必要となろう。このために、締約国が確立し維持する義務を有する計量管理システム（SSACs/RSACs）との協調関係も強化しなければならない。このために IAEA では保障措置対象国が具備すべき計量管理システムの能力に関するガイドラインを作成し公開している。

従来からの定量的な核物質に対する検証も継続する必要がある、これを効率的に実施するためには、新規建設される保障措置対象となる原子力施設に適用される保障措置手段を設計の段階から考慮することを奨励している（Safeguards-by-design）。これは、適切な保障措置手段を施設の設計の段階から組み込むことにより、運転開始後費用対効果の高い保障措置が実施可能となることを期待したものである。今後は、保障措置実施に対する理解が増進し、その適用が前広に検討されるようになるだろう。

（菊地 昌廣）

関連・参考資料

- ・ IAEA 憲章<<http://www.iaea.org/About/statute.html>>
- ・ INFCIRC/66Rev.2 タイプ保障措置協定
<<http://www.iaea.org/Publications/Documents/Infcircs/Others/infcirc66r2.pdf>>
- ・ INFCIRC/153 タイプ包括的保障措置協定
<<http://www.iaea.org/Publications/Documents/Infcircs/Others/infcirc153.pdf>>
- ・ INFCIRC/540 追加議定書

<<http://www.iaea.org/Publications/Documents/Infcircs/1997/infcirc540c.pdf>>

- ・ 包括的保障措置協定少量議定書標準テキスト

<<http://ola.iaea.org/OLA/documents/ginf276mod1.pdf>>

- ・ 2005 年 NPT 運用検討会議日本提案「21 世紀のための 21 の措置」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/npt/j_teian.html>

- ・ 2010 年 5 月 10 日 NPT 運用検討会議第 2 委員会における阿部大使の発言

<<http://www.mofa.go.jp/policy/un/disarmament/npt/review2010-4/maincommittee2.html>>

- ・ IAEA 年報 2008 から 2011 年まで

<<http://www.iaea.org/OurWork/SV/Safeguards/documents/es2008.pdf>>

<<http://www.iaea.org/OurWork/SV/Safeguards/documents/es2009.pdf>>

<<http://www.iaea.org/OurWork/SV/Safeguards/documents/es2010.pdf>>

<<http://www.iaea.org/OurWork/SV/Safeguards/documents/es2011.pdf>>

- ・ IAEA 加盟国保障措置支援計画

<http://www.bnl.gov/ispo/docs/pdf/RD%20Programme/D-IS_ProgrammeForNuclearVerification_2012-2013.pdf>

- ・ IAEA 保障措置長期計画 2012-2023

<[http://www.iaea.org/OurWork/SV/Safeguards/documents/LongTerm_Strategic_Plan_\(20122023\)-Summary.pdf](http://www.iaea.org/OurWork/SV/Safeguards/documents/LongTerm_Strategic_Plan_(20122023)-Summary.pdf)>

- ・ IAEA 理事会におけるイラン関連報告

<<http://www.iaea.org/Publications/Documents/Board/2011/gov2011-65.pdf>>

<<http://www.iaea.org/Publications/Documents/Board/2011/gov2011-54.pdf>>

<<http://www.iaea.org/Publications/Documents/Board/2011/gov2011-29.pdf>>

<<http://www.iaea.org/Publications/Documents/Board/2011/gov2011-7.pdf>>

- ・ IAEA 理事会におけるシリア関連報告

<<http://www.iaea.org/Publications/Documents/Board/2011/gov2011-30.pdf>>

<<http://www.iaea.org/Publications/Documents/Board/2011/gov2011-8.pdf>>

- ・ IAEA 理事会及び総会における北朝鮮関連報告

<http://www.iaea.org/About/Policy/GC/GC55/GC55Documents/English/gc55-24_en.pdf>

第17項目： 輸出管理

・2010年運用検討会議最終文書行動計画

Action35：核関連輸出における条約義務との適合、核兵器や核起爆装置の開発を支援しない旨の確認

Action36：輸出管理体制構築における多国間で交渉され合意されたガイドライン等の活用

Action37：核関連輸出相手国によるIAEAの保障措置受諾条件化の推奨

1. 核輸出管理の背景

NPTにおける輸出管理は、NPT第3条の中に規定されている。NPT第3条1項では、平和利用目的に移転された核技術等が核兵器開発に転用されるのを防止するため、非核兵器国は、NPTの条約上の義務の履行確認を目的として、IAEAの保障措置を受け入れるとしている。同条第2項では、各締約国は「(a) 原料物質若しくは特殊核分裂性物質又は(b) 特殊核分裂性物質の処理、使用若しくは生産のために特に設計され若しくは作成された設備若しくは資材」を、IAEAの保障措置が適用されない限り、「平和的目的のためいかなる非核兵器国にも供給しないことを約束する」としている⁶⁰。

2010年のNPT再検討会議の最終文書では、行動計画35で締約国の、核関連の輸出が、条約上の義務に適合しており、核兵器や核起爆装置の開発を直接もしくは間接的に支援しないことを確認する、そして行動計画36で、締約国は自身の輸出管理を発展させるうえで、多国間で交渉され合意されたガイドライン等を活用するとし、行動計画37では、締約国は核関連の輸出の際に相手国がIAEAの保障措置を受け入れているかどうかを条件とするよう推奨する、としている。最終文書では、保障措置と輸出管理を義務付けたが、保障措置等の条件化（輸出の際の審査条件として重視する）については呼びかけるに留まっている。

行動計画で言及された、多国間で形成されたガイドラインとは1974年に発足したザンガー委員会（同年9月にIAEA文書として公表されたINFCIRC/209）と核供給国グループ（NSG）である。NSGは1974年のインドの核実験を契機に、NPT非加盟国を含めた原子力関連輸出を規定するガイドラインを設定する目的に1978年に設立された。ザンガー委員会は38ヶ国でNSGは47カ国であり、ザンガー委員会参加国は全てNSGにも参加している⁶¹。

2. NSGとザンガー委員会の役割とその相違

NSGは1975年11月に設立された不拡散レジームであり、参加条件は、NSGガイドラインのPart1とPart2のアネックスに記載された製品を供給する能力を持ち（通過も含む）、その規定を順守する

⁶⁰ NPT条約

⁶¹ ザンガー委員会参加国：アルゼンチン、豪州、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ブルガリア、カナダ、カザフスタン、中国、チェコ、クロアチア、デンマーク、フィンランド、仏、独、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、露、スロバキア、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、米国。

NSG参加国：アルゼンチン、豪州、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、**ブラジル**、ブルガリア、カナダ、中国、クロアチア、**キプロス**、チェコ、デンマーク、**エストニア**、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、**アイスランド**、アイルランド、イタリア、日本、カザフスタン、韓国、**ラトビア**、**リトアニア**、ルクセンブルク、**マルタ**、オランダ、**ニュージーランド**、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、露、スロバキア、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、米国。太字はNSGのみ加盟している国。

意思を持ち、そしてガイドラインの履行を可能とする輸出管理制度を保有することとなっている。1978年に作成された Part1 には、核兵器目的に利用される製品と技術（核物質から製造技術まで 5 つのカテゴリーが存在）記載され、核物質及び原子炉や再処理・燃料製造機器と技術の輸出管理指針（INFCIRC/254）が公表されている。Part2 は、イラクの核開発計画の発見を契機に作成されたリストで、汎用技術（IAEA の保障措置がかけられていない核燃料サイクルや核爆発に貢献する技術等）が対象となっている。

ザンガー委員会の公表した INFCIRC/209 では、NPT 非締約国の非核兵器国に対する輸出とそこからの再移転において、輸出した核物資に IAEA の保障措置を適用する（メモランダム A）と、同じ輸出及び再移転において、輸出した「原子力資機材」で処理、使用及び生産される核物質に IAEA 保障措置を適用する（メモランダム B）が存在する。この二つのメモランダムは、IAEA の保障措置をトリガー（発動）するので、「トリガー・リスト」と呼ばれる。メモランダム B には、技術変化などに対応して規制内容を明確化するための議定書が添付されており、過去、明確化のための見直しは 8 回行われており、最新の見直しは 2008 年に行われた⁶²。

ザンガー委員会は、NPT 第 3 条第 2 項の解釈を実施するためのレジームで、活動は NPT の枠内に限定される。さらに、ザンガー委員会は原子力専用品のみ（NSG の Part1）を輸出管理の対象にするが、NSG は汎用技術が含まれている。NSG は移転の 4 条件（核実験を行わないという公式の保証、IAEA 包括的保障措置の適用、核物質保護のための措置、輸入した品目を第三国に再移転する際、原供給国に与えた保証と同一の保証の当該第三国からの取付け）を定めているが、ザンガー委員会は移転される核物質等に対する保障措置の適用を求める。

3. インドの例外化措置

2005 年 7 月にインドのシン首相が訪米した際、米印共同声明が発表され、その中で米国は NPT 非加盟のインドを特例として原子力協力を進めることが表明された。インドは 1974 年と 98 年に核実験を行い、NPT 枠外の核保有国であった。このため、国連の経済制裁等による原子力関係の貿易制限を受け、原子力発電の燃料と、開発技術の導入に困難をきたしていた。

米印原子力協定では、インド国内の 22 の原子力・核関連施設を民生用と軍事用に区分し、前者については IAEA の保障措置を受け入れるとしている。この協定が成立するためには、NSG と米国議会の承認が必要であった。NSG の決定はコンセンサスで成立するため、全参加国がインドの例外化措置に賛成する必要がある。インドのムガチー外相は 2008 年 8 月の NSG 臨時総会の前に声明を発表し、核実験の一方的モラトリアムの継続、また、民生用原子力施設について IAEA と保障措置協定締結し、保障措置の下に置かれる施設に関する追加議定書への署名と遵守の約束、濃縮・再処理等の機微な技術を有していない国に対するそれら技術の移転の控え、FMCT 締結に向けて他の国々と協力する用意があるとの宣言、そして国際社会の核軍縮、核廃絶、核不拡散へのコミットメントの表明、を行った。

これを受け、NSG は 2008 年 9 月にインドの例外化措置をコンセンサスで決定した。その際日本は、「仮にインドによる核実験モラトリアムが維持されない場合には、NSG としては例外化措置を失効ないし停止すべきであること、また、NSG 参加各国は各国が行っている原子力協力を停止すべきである」と表明している。

NSG は、参加国はインド国内の IAEA の保障措置下の民生用原子力施設に対し、トリガー・リス

⁶² <<http://www.iaea.org/Publications/Documents/Infcircs/Numbers/nr201-250.shtml>>

ト品目及び／または関連技術の移転（機微な輸出はガイドラインの Para6 と 7 の下に）、核関連の汎用機器、物質、ソフトウェア及び関連技術の移転、そして INFICIC/254/Part 1 にリストアップされたアネックス A 及び B の品目のインドへの承認された移転について相互通告などに合意している。

4. NSG と輸出管理

NSG における輸出管理の議論では、核関連製品等の適切な輸出管理（再輸出に関する規定を含む）のあり方と、その適切さを担保する条件は何か、という二つの方向性の議論が存在することが分かる。NSG では、IAEA の保障措置の受け入れが、核関連製品等の移転の条件となっている。2010 年の NPT では、IAEA の追加保障措置の受け入れも条件として含めるかどうかが議題となっている。ただし、現状での NSG の活動内容を俯瞰すると、NSG のリスト（トリガーリストと汎用品リスト）の改定と、不拡散にかかわる規範と手続を非 NSG 国が受け入れるように呼びかけるアウトリーチ活動が中心となっている。

たとえば、NSG は毎年 6 月に総会を開催するが、2012 年ではイランと北朝鮮における核開発に懸念を表明し、非 NSG 国からの核関連資機材等の輸出防止策を強化する上でアウトリーチの重要性を強調している。2011 年の総会では、核兵器の拡散防止を促進する上での輸出管理の重要性が確認された。また、2009 年以降の総会では、2008 年の決定で二国間の原子力協定の進捗状況を NSG で情報交換すると規定されたため、インドの例外措置に関する内容が常に議題となり、この問題での透明性は高まっていると評価できよう。

5. NSG ガイドラインの修正（2011 年）

2011 年に NSG 議長は、参加国がガイドラインの Part1 の para 6 と 7 を修正すると表明した。具体的には、供給国は核兵器製造に貢献する可能性がある資機材等を輸出することに対し「抑制政策（policy of restraint）」を採用する、供給国は輸出される核物資等が平和目的に限定されることを潜在的な需要国に確認する、20%以上の核濃縮を可能とする物資の輸出に関する特別な措置の創設、などの修正を行っている。

この問題は 2004 年に議論が始まり、修正案がまとまってから約 3 年を経たものである。修正された NSG ガイドライン Para6 では、輸出抑制する機微な施設、技術、機材のクライテリアが明記され、濃縮関係の輸出に関する措置を規定した Para7 では、技術共有に関する規制措置が盛り込まれた（ブラックボックス化）。これにより、NSG ガイドラインに、受領国に必要な全原子力資機材と技術および濃縮再処理品目の移転の要件が含まれることになった。クライテリアには、NPT 加盟、保障措置協定への違反の有無、核不拡散、原子力安全等に加え、IAEA 追加議定書の発効も含まれたが、未発効でも移転が可能とする余地が残された。

濃縮再処理品目の移転に関し、複数のクライテリアの一つとして IAEA 理事会での承認を得た地域的管理取極めの存在が取り上げられた。この取極めは ABACC（Brazilian-Argentine Agency for Accounting and Control of Nuclear Materials）のことを指す。ABACC の存在により、追加議定書未発効のブラジルとアルゼンチンの間で、濃縮・再処理に関する協力を行うことが可能になった。この二カ国と ABACC、そして IAEA との間では、四者協定が締結されている。

6. 今後の展望

NSG とザンガー委員会などで採用される核関連物資、技術及び関連汎用品等のリストは、核不拡散

と原子力の平和利用に関する二つの相反する利益を共存させるものであり、そのコンセンサス形成において重要な意味を持っている。ただし、たとえ NSG 等が技術動向に留意し（ほぼすべての総会において、技術動向の把握とリスト改定に関する合意が見られる）、リストのアップデートを図ったとしても、実際に管理を行うのはそれぞれの国家である。したがって、不拡散に対するそれぞれの国家の関与は死活的に重要である。そしてそれは、NSG の運営自体にも直接的にかかわる。

非 NSG 国にガイドライン等の受け入れを求めてゆく上で重要な役割を果たすのが、2004 年に国連安保理で議決された決議 1540 である。1540 決議により、非 NSG 国であっても、非国家主体等に核関連物資などを移転することを国内措置で非合法化することが求められており、各国はその進捗状況を決議 1540 に基づいて編成された 1540 委員会に報告する義務がある。ガイドラインの普遍化という意味では、NSG の 2011 年総会では、IAEA の追加議定書への参加を原子力関連の資機材の輸出に際する条件とすることに対する検証の実施が決定されている。2010 年 NPT 運用検討会議の最終文書の行動計画 36 の普遍化を進めると、原子力移転に制約がかかるため、その是非については議論が続くと考えられる。

(佐藤 丙午)

関連・参考資料

1. NSG ガイドライン (Part 1 Annex A、トリガー・リスト)
2. NSG ガイドラインの Para6 と Para7

< <http://www.nuclearsuppliersgroup.org/Leng/PDF/infcirc254r11p1.pdf> >

第18項目： 国連安全保障理事会決議 1540 遵守問題

1. 安保理決議 1540 の経緯

国産安保理決議 1540 (UNSCR) は、2001年9月11日の同時多発テロを受け、大量破壊兵器の製造に使用される資源や技術等が非国家主体に非合法に移転されることを防止することを目的に設置された措置である。

1540の目的は、非国家主体が大量破壊兵器の資材及び開発技術を保有しないことを、各国が国内法制によって担保することを目指すものであり、国連安保理決議によって国家の国内政策を規定するものである。国内法制の制定においては、輸出管理法、リスト、そしてライセンス過程（輸出許可手続きの厳格化）、税関等の強化、そして罰則の強化などが求められている。さらに、輸出管理の対象となるのは、大量破壊兵器と関連技術だけではなく、投射手段の開発等に関連する資材や技術等の規制も必要であるとしている。

UNSCR1540は、その役割が多方面で評価されているが、その成果は定性的に表れるものであり、大量破壊兵器の拡散防止に具体的につながったという証拠を見つけるのは困難である。しかし、各国がUNSCR1540をどのように遵守しているかを知ることは可能である。

2. 法制度の執行措置

UNSCR1540の機能は4つに分かれる。まず、法制度等の創設・履行の報告（National Implementation）であるが、UNSCR1540は加盟国に法制度の整備状況の報告を求めており、提出された報告書（一次報告書）に基づき、場合によっては二次報告（委員会による第一次報告書の分析で不明確とされた点を確認するためと、報告書提出後に法整備等の進展があった場合等）を求める場合がある。2012年現在、168ヶ国が第一次報告書を提出しており、そのうち105ヶ国は第二次時報告書を提出している。しかし、24ヶ国は第一次報告書も提出していない。提出が求められている報告書には、UNSCR1540が求めている法的措置の現状を記載する必要があり、委員会が作成したテンプレートに従って回答する形式をとっている。

3. 国内法制度構築支援

第二の機能は、国内法制等の整備に関する支援（Assistance）である。1540委員会は2010年に支援に至る手続きを明示している。それらは、各国による委員会への要請、委員長による確認、要請から1週間以内に支援可能国への要請事項の配布、要請国の承認があった場合に要請内容の1540委員会のHPでの公開、委員会の専門家による非公式なマッチ・メイキング、特定の要請の委員長による委員国への回覧、委員長からの要請、というプロセスを経る。2010年以降、支援要請内容と、支援国による支援内容の公示をHP上で行っており、マッチ・メイキングは1540委員会を経て実施する場合と、HPを参照した各国による直接の交渉という2つのトラックで実施されており、1540委員会は直接交渉によるマッチングの場合の委員会への事後報告を呼びかけているが、必ずしもすべての情報が委員会の下に集まっているわけではない。

4. 情報協力

第三の機能は、情報協力（Cooperation）である。UNSCR1540では、2004年に決議が成立し、また決議に基づいて委員会が設立された際に、対テロ協力に関する二つの委員会（アルカイダとタリー

バンに対する制裁強化を定めた 1999 年の UNSCR1267、そして対テロに関する情報や技術協力を定めた 2001 年の UNSCR 1373) との協力を呼びかけており、テロ問題を提起した各種地域機構との連携を含め、協力の必要性を強調している。ただし、情報協力等が特別な枠組みを設置して実施されたとの情報が明らかになる可能性は低く、その実態を把握するのは困難である。

5. アウトリーチ

1540 委員会の第四の機能は、透明性の向上とアウトリーチ(Transparency and Outreach)である。委員会は、国連軍縮局 (UN Office of Disarmament Affairs: UNODA) との協力で実施されるイベントによるアウトリーチと、国家及び各種国際・地域機関及び会議等が実施するアウトリーチ・イベントへの専門家の派遣を積極的に行っている。委員会が関係するイベントは、2006 年から実施されており、2012 年には 20 回実施したことが HP 上で示されている。2012 年のイベントを参照すると、UNSCR1540 を直接扱ったワークショップ等として、コロンビア (3 月)、ウズベキスタン (5 月)、カザフスタン (5 月)、リトアニア (6 月)、マケドニア (6 月)、ポーランド (7 月)、モンテネグロ (10 月)、タジキスタン (10 月)、南アフリカ (11 月) がある。

1540 に関連するイベントとしては、マルタとトルクメニスタンで税関手続きとライセンス発給に関する地域ワークショップ (1 月と 3 月)、UNSCR1540 の履行トレーニング (4 月)、ドイツ政府主催 (ノルウェー、米国、EU による共同スポンサー) による国際及び地域産業協会会議 (5 月)、OSCE と UNODA が主催した税関手続きとライセンス発給に関する地域ワークショップ (10 月)、インド政府と UNODA が主催した、核セキュリティ・ワークショップ (12 月) が開催された。さらに、UNSCR1540 をテーマとした国連大学主催会議 (1 月)、ウィーンにおいてコーディネーション会合 (3 月)、モルドバで輸出管理法制度整備のための作業会合 (3 月)、ウィーンで国家行動計画作成のための諮問会合 (3 月) も開催されている。

透明性の向上とアウトリーチは、1540 委員会の活動の中で非常に重要なものと位置づけられており、主に、個別の国家に対する制度構築支援、税関や輸出ライセンス関係省庁に対する実務者会合、そして総合的な会議等に分類することが可能である。2013 年には、1 月にウィーンで、UNSCR1540 と市民社会の関与をテーマとした会合が開催された。上記のアウトリーチや支援等の会合には、1540 委員会の委員長や、委員会メンバー、そして専門家等が参加しており、委員会のプレゼンスを示すものとなっている。専門家等の派遣では、各国政府が主催しているセミナー等への派遣も実施しており、日本が 1994 年から開催し続けているアジア輸出管理セミナーにおいても、1540 委員会の専門家が参加し、セッションで発表するなどの活動が実施されている。

UNSCR1540 は供与国 (Supply-Side) と需要国 (Demand-Side) の双方の輸出管理制度を強化し、非国家主体への核関連物資や技術の移転を防止する上で重要な役割を果たす。しかし、決議自体は各国に非合法移転の防止策を求め、それを報告することを義務付けるもので、非合法の定義は各国の法制度の下で決定される。これは、UNSCR1540 において管理強化が求められる行為である、輸出、通過、積替え等も同様であり、決議では行為そのものの実質的な内容も定義されていない。したがって、核不拡散に関する国連決議や、核セキュリティサミットにおいて UNSCR1540 の実施が言及されていたとしても、その内容は不明確なままであり、本質的には行動規範の枠から出るものではない。

UNSCR1540 による輸出管理法制度の強化の意義は、各国が法制度を整備し、税関の機能を強化し、輸出ライセンス制度を構築する過程で、それが国際的な標準手続きと規制製品のリストの採用につながることである。不拡散輸出管理レジームに参加していない国に拡散防止策の実施を求めていく上で、

レジーム自体の意思決定過程にそれら国家の参加を許すのは困難であるが、第三国移転の問題を考えたとき、彼らが共通の基準で輸出管理を実施することには大きな意義がある。1540 委員会が積極的にアウトリーチ活動を実施し、同時に不拡散レジーム参加国が支援を進める背景には、レジームとレジーム非参加国の間を繋ぎ、制度構築を通じた規制強化を図る狙いがある。

6. 1540 の今後

UNSCR1540 とそれに基づいて設置された 1540 委員会の活動は、2006 年と 2008 年にそれぞれ延長された後、2011 年の UNSCR1977 によって活動を 2021 年 4 月 25 日まで延長することが決まっている。今後、1540 委員会は各国から提出される報告書の取りまとめと（及びウェブ上での公開）、国際及び地域機関によるアウトリーチ活動、さらに各国の法制度の構築支援等を続けることになる。マンドートの変更がない限り、1540 委員会の活動は行政執行的な側面が中心となり、政治的に耳目を集める新たな課題等に取り組む可能性は低い。2012 年 6 月に成立した UNSCR2055 では、仕事量の増大に対応するために、1540 委員会の下におかれた専門家委員の定数を 9 人に拡大することを国連事務総長に要請している（承認され、2012 年 9 月以降拡大されている）。

このように、UNSCR1540 の遵守を各国に求め、各国が遵守を決定した後に、実質的な規制強化を進めていくアプローチは、漸進的に第三国移転管理の強化につながる。したがって、今後も NPT を含め、多様な場面で UNSCR1540 は言及され続けることが予想される。

(佐藤 丙午)

関連・参考資料

- ・国連安保理決議 1540 [S/RES/1540 \(28 April 2004\)](#)

第19項目： 北朝鮮問題

・2010年運用検討会議最終文書行動計画

その他の地域の問題：完全かつ検証可能な形ですべての核兵器及び核開発計画の放棄の督促

1. 経緯

北朝鮮は1985年12月にNPTに加入した。さらに1992年2月には韓国との間で「朝鮮半島の非核化に関する共同宣言」を発効させ、NPT上の義務に加えて、濃縮・再処理を行わないことに合意した。しかしながら、1992年4月のIAEA包括的保障措置協定発効に伴う特定査察で、北朝鮮は報告した以上のプルトニウムを抽出した疑いがあること、ならびに北朝鮮に2つの未申告核施設が存在することなどが発覚した。IAEAは1993年2月に未申告施設への特別査察を要求したが、北朝鮮はこれを拒否し、さらに3月にはNPT脱退を通告した。北朝鮮に対してNPTに留まるよう求めた国連安保理決議825の採択後、米朝協議が開始された。その結果、NPT脱退が発効する1日前の6月11日、北朝鮮が「脱退発効の中断」を表明すると米朝共同声明が発出された。

しかしながら、北朝鮮はIAEA査察を全面的に受け入れることはせず、1994年5月にはIAEAの立ち会いなしに黒鉛減速炉から使用済み燃料棒の抜き取りを開始した。安保理では経済制裁が、また米国では北朝鮮への軍事行動が検討されるなか、北朝鮮は6月にIAEA脱退を表明した。この危機は、カーター元大統領の訪朝、そして1994年10月の米朝枠組み合意（北朝鮮による核開発の凍結、米国などによる軽水炉や重油の供与などを盛り込む）の成立によって回避された。

2002年10月、北朝鮮がケリー米国務次官補にウラン濃縮計画の存在を認めたとされ、米朝関係は再び緊張した。北朝鮮は同年12月、核開発計画の凍結解除を宣言し、さらに2003年1月には「1993年の脱退発効の中断を解除」するとし、NPT脱退を表明した。英国の国際戦略研究所(IISS)の分析では、この間、北朝鮮は、核兵器4～8発分のプルトニウムを貯蔵したと推測されている⁶³。

北朝鮮核問題などの解決に向けて、2003年8月、中国が議長国となり、日・米・韓・中・露・北朝鮮による第1回目の六者会合が開催された。2005年9月の第4回六者会合では、初めての合意文書である「共同声明」が採択され、北朝鮮は、すべての核兵器と既存の核計画の放棄、ならびにNPTおよびIAEA保障措置への早期の復帰を約束した。しかしながら2005年2月には、北朝鮮は核兵器保有宣言を行っていた。そして2006年10月9日、北朝鮮は初の地下核実験を実施したと発表した。これを受けて安保理は、国連憲章第7章第41条に基づく制裁措置を課す決議1718を採択した。安保理決議1718では、北朝鮮がさらなる核実験・弾道ミサイル発射を行わないこと、NPTおよびIAEAへ復帰することを要求するとともに、北朝鮮が核計画を「完全な、検証可能な、かつ不可逆的な方法で放棄」することを決定した。

第5回六者会合第3次会合（2007年2月）では、「共同声明実施のための初期段階の措置」が採択され、北朝鮮による寧辺の核施設の活動停止と封印、(米中韓露による)重油5万トン相当の緊急エネルギー支援（日本は拉致問題を含む日朝関係の現状を踏まえ、参加せず）などが合意された。さらに同年10月の第6回六者会合第2次会合では、「共同声明実施のための第2段階の措置」が採択され、北朝鮮はすべての核施設の無能力化、ならびにすべての核計画の完全かつ正確な申告を行うことに合

⁶³ John Chipman, "North Korea's Weapons Programmes: A Net Assessment," Press Statement, International Institute for Strategic Studies, 21 January 2004, pp. 2-3.

意した。

これを受けて北朝鮮は、2007年11月に寧辺の核施設（5MW 黒鉛炉、再処理工場、燃料製造施設）の無能力化を開始し、翌年6月には核計画の申告を行った。その後、北朝鮮への検証措置のあり方が議論の焦点となったが、2008年12月の第6回六者会合に関する首席代表者会合でも合意には至らなかった（六者会合はその後、開催に至っていない）。

2009年に発足したオバマ政権は北朝鮮との協議を継続する方針を明確に示したものの、北朝鮮がこれに応じることなく、逆に危機をエスカレートさせた。北朝鮮は、2009年4月の「人工衛星」と称する弾道ミサイルの発射を受けて出された安保理議長声明に「反発」し、六者会合からの離脱とプルトニウム生産の再開を表明した。さらに、5月25日には2度目の地下核実験を実施したと発表した。

これを受けて、北朝鮮への制裁措置の強化を盛り込んだ安保理決議1874が採択された。日本も、「国際連合安全保障理事会決議第1874号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法」の制定をはじめとして、一連の制裁決議が求める措置を厳格に実施してきた。

2. 2010年運用検討会議

2010年NPT運用検討会議（北朝鮮は不参加）では、日本や韓国などが北朝鮮核問題の解決を強く主張した。会議の最終文書では、北朝鮮による核実験を強く非難するとともに、北朝鮮は核兵器国の地位を有することはできないとした。また、六者会合の再開を求めるとともに、北朝鮮に対して2005年9月の共同声明の履行、ならびにNPTへの早期の復帰を求めた。

3. その後の展開

2010年運用検討会議に先立つ3月、北朝鮮は韓国の哨戒艦「天安」を攻撃し、これを沈没させた。さらに、同年11月には延坪島を砲撃した。核問題でも、米国の敵視政策に対応すべく核抑止力を強化するとの発言が繰り返され⁶⁴、さらに北朝鮮は、それまで否定してきたウラン濃縮計画の存在を認め、2010年11月、米国の科学者らにウラン濃縮施設を公開した。

金正日総書記の死去後の2012年2月29日、北朝鮮が核実験、長距離ミサイル発射、寧辺でのウラン濃縮の一時停止を約束する代わりに米国が食糧支援を実施する合意に達したことが両者からそれぞれ発表された。しかしながら、停止される活動として、寧辺でのウラン濃縮以外の活動が含まれるか否かについて、両者が発表した内容には食い違いが見られた。さらに、この合意が発表された直後の3月、北朝鮮が「人工衛星」打ち上げ計画を発表した。失敗に終わったものの打ち上げは4月13日に実施され、16日には北朝鮮のミサイル発射に対する安保理議長声明が全会一致で採択された。

北朝鮮は2012年12月12日に、再び人工衛星「銀河3号」と称する長距離ミサイル実験を実施した。前回までの実験とは異なり、12月の実験では飛翔体が衛星軌道に投入されたことが確認された。この成功は、北朝鮮がICBM能力の取得に近づいたことを意味するものと言えた。この実験を受けて国連安保理は、2013年1月27日に決議2087を全会一致で採択した。この決議では、累次の安保理決議に対する違反となる北朝鮮のミサイル発射を非難するとともに、「制裁対象の追加、金融面での措置等について、これまでの一連の安保理決議で定められた制裁措置を拡充・強化し、実効性を高める強い内容が含まれるもの」⁶⁵となった。

⁶⁴ “Foreign Ministry Vows to Bolster Nuclear Deterrent in New Way,” *Korean Central News Agency*, June 28, 2010, <<http://www.kcna.co.jp/item/2010/201006/news28/20100628-12ee.html>>.

⁶⁵ 「北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射に関する国連安保理決議の採択について」外務大臣談話、2013

この決議の採択に、北朝鮮は強く反発した。外務省声明に続いて出された国防委員会声明では、「国連安保理によって採択された北朝鮮に関するすべての不法な決議を全面的に拒否する」とした上で、「朝鮮半島の非核化よりも、米国を含む大国の非核化にすべての努力が向けられるべきである」と述べ、さらに「北朝鮮により連続して発射される様々な衛星および長距離ロケット、および実施されるより高いレベルの核実験も、…米国を標的としたものとなることを隠さない」⁶⁶として、核実験実施の意思を明らかにした。北朝鮮は、2012年12月のミサイル実験の前後から核実験の準備を進めていたとみられる。

そして、2013年2月12日午前11時57分、北朝鮮の豊溪里付近で通常とは異なる波形の地震が探知された。北朝鮮の朝鮮中央通信は同日、「北部地下核実験場で第3回地下核実験を成功裏に行った」こと、「以前と異なり、爆発力が大きいながらも、小型化、軽量化された原子爆弾を使い、高い水準で安全かつ完璧に実施された今回の核実験は、周囲の生態環境にいかなる否定的影響も与えなかったと確認された」こと、「原子爆弾の作用特性（複数）や爆発の威力など、すべての測定結果が設計値と完全に一致した」ことなどを伝えた⁶⁷。

この核実験に対して、安保理は同年3月7日に「憲章第7章の下で行動し、同憲章第41条に基づく措置」として、貨物検査や金融措置など、北朝鮮に対する制裁措置の追加や強化を盛り込んだ決議2094を採択した。これに対して北朝鮮は、休戦協定の白紙化（3月10日）、戦略ロケット軍部隊などへの「1号戦闘勤務態勢」の発令（3月26日）など、さらなる挑発を繰り返している。

4. 展望

北朝鮮は、当面は核兵器を放棄する意思がないと明言している。2012年4月には、憲法の前文に、自らを「核武装国 (nuclear-armed state)」であると位置づけた⁶⁸。「戦略的忍耐 (strategic patience)」を北朝鮮政策の基本方針とした第一期オバマ政権の下では、結局、六者会合を開催することもできなかった。

2012年には、日本の政権交代、米国、韓国およびロシアにおける大統領選挙の実施、中国の指導部の交代、そして北朝鮮の最高指導者の交代と、北東アジアの政治状況は大きく変わった。北朝鮮の長距離ミサイル発射および核実験実施を受けて、他の六者会合当事国が今後、どのような北朝鮮政策を打ち出すかが、まずは注目される。ただ、北朝鮮が核兵器に係る政策を劇的に変更しない限り、北朝鮮核問題を解決に導く効果的な施策は見出し難い。北朝鮮はおそらく、米国などとの「平和協定」締結などを目指して、少なくとも当面は日米韓などへの挑発を繰り返すとみられ、限定的な武力行使を伴う可能性も排除できない。日米韓は、「関与」の窓は空けつつ、北朝鮮の武力挑発などへの抑止態勢を強化するとともに、経済制裁などを通じて北朝鮮への「圧力」を強めるほかないように思われる。この点で、北朝鮮と緊密な関係にある中国が果たすべき役割は大きい。

年1月25日、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/25/dkf_0123.html>

⁶⁶ “DPRK NDC Issues Statement Refuting UNSC Resolution,” *KCNA*, January 24, 2013, <<http://www.kcna.co.jp/item/2013/201301/news24/20130124-10ee.html>>.

⁶⁷ “KCNA Report on Successful 3rd Underground Nuclear Test,” *KCNA*, February 12, 2013, <<http://www.kcna.co.jp/item/2013/201302/news12/20130212-18ee.html>>.

⁶⁸ “We ARE a nuclear power: North Korea's chilling claim in new constitution,” *Mail Online*, 31 May 2012, <<http://www.dailymail.co.uk/news/article-2152718/New-constitution-declares-North-Korea-nuclear-armed-nation-indomitable-military-power.html>> より引用。

また北朝鮮が兵器用高濃縮ウランの生産に成功しているとなれば、核兵器の数的な増強はもとより、その国外移転の可能性も懸念される。北朝鮮からの核関連資機材・技術の流出防止の重要性は一層高まっている。他方で、北朝鮮における急激な国内情勢の変化の可能性も皆無ではない。様々な事態への適切な対応を、常に検討し、用意する必要がある。

(戸崎 洋史)

関連・参考資料

- [国連安保理決議825 \(1993年5月11日\) : NPT脱退問題](#)
- [国連安保理決議1695 \(2006年7月15日\) : ミサイル実験の非難](#)
- [国連安保理決議1718 \(2006年10月14日\) : 核実験の非難、制裁](#)
- [国連安保理決議1874 \(2009年6月12日\) : 核実験の非難、制裁](#)
- [国連安保理決議2087 \(2013年1月29日\) : ミサイル実験の非難、制裁強化](#)
- [国連安保理決議2094 \(2013年3月7日\) : 核実験の非難、制裁](#)

- [「朝鮮半島の非核化に関する共同宣言」\(1992年2月19日発効\)](#)
- [「米朝枠組み合意」\(1994年10月21日\)](#)
- [「第4回六者会合に関する共同声明 \(2005年9月19日\)](#)
- [「共同声明実施のための初期段階の措置」\(2007年2月13日\)](#)
- [「共同声明実施のための第2段階の措置」\(2007年10月3日\)](#)

第20項目： イラン問題

1. 経緯

(1) イラン核疑惑の経緯

2002年にイランの反体制派によって、イランがナタンズとアラクにおいて秘密裏に核施設が建設していたことが暴露された。また、IAEAによってもこの活動の存在が裏付けられ、しかも、これらの資材の調達等において「核の闇市場」とつながっていたことも判明した。

IAEA理事会は、2003年9月、イランに対して追加議定書の署名、ウラン濃縮・再処理活動の停止を求める決議を採択した。また、同時に欧州三カ国（イギリス、フランス、ドイツ）がイランと交渉を行い、2004年11月に、濃縮活動の停止を含むパリ合意が成立した。

しかし、2005年6月に、イランの新しい大統領として対外的に強硬姿勢を取るアフマディネジャドが就任すると、欧州三カ国とのパリ合意は崩壊し、2005年8月、イランはウラン転換を再開した。それを受けてIAEA理事会は、イランが保障措置協定不遵守であると明記した決議を採択した⁶⁹。しかし、この時には、IAEA理事会は直ちに国連安保理に報告（付託）するのではなく、イランに対して遵守に回帰するための猶予を与えた。

この決議では、イランに対して以下のことを求めた。

・個人、調達に関連する文書、汎用機器、軍が所有する工場、研究開発拠点へのアクセスを含む透明性確保の手段の実施

- ・すべての濃縮関連活動の完全かつ継続的な停止
- ・重水研究炉建設の再考
- ・完全な追加議定書の批准と履行
- ・追加議定書の規定に従って行動すること

イランには、これらを実施する法的な義務がかかっていたわけではないが、これらの要求は、IAEAがイランの遵守に対する検証を担保出来るかどうかの判断基準となっていた。2008年9月にエルバラダイ事務局長が報告の中で、IAEAは、これらの透明性確保の手段をイランが実施することなしに、「イランにおける未申告の核物質や活動の不存在の検証を進める立場にない」ことを確認している⁷⁰。

(2) 国連安保理への付託と国連安保理決議

2006年1月にイランは、ナタンズの遠心分離施設の開発を再開し、その翌月（2月4日）IAEA理事会は、イランの事案を国連安保理に付託する決議を採択した⁷¹。その二日後、イランは、追加議定書の自主的な履行を停止した。

以降、国連安保理で採択されたイラン関連の決議は以下のとおりである。

UNSCR1696（2006年7月）

- ・拘束力を持つ形で、2006年2月のIAEA理事会決議の要求した活動の停止と透明性担保のための手段を講じるようにイランに要求

UNSCR1737（2006年12月）

⁶⁹ [GOV/2005/77, September 24, 2005.](#)

⁷⁰ [GOV/2008/38, September 15, 2008.](#)

⁷¹ [GOV/2006/14, February 4, 2006.](#)

- ・ 活動の停止を求める活動に重水関連の活動も入る
- ・ 技術・物資の移転禁止、金融資産の凍結、入国・通過を警戒

UNSCR1747 (2007年3月)

- ・ 制裁対象の拡大、イランへの新規資金援助・融資の中止を要請

UNSCR1803 (2008年3月)

- ・ 拡散に関与したと思われる者など特定人物に対する渡航禁止措置、イラン金融機関との取引、イランへの武器(国連軍備登録制度リスト上の××)移転の制限、領域内でのイラン関連積み荷検査の要請
- ・ 他方で、イランにNPT第4条の原子力平和利用の「奪い得ない権利」があることを確認

UNSCR1835 (2008年9月)

- ・ 前の決議の確認

UNSCR1929 (2010年6月)

- ・ 制裁の強化
- ・ 加えて、弾道ミサイル関連の活動を自粛することを要求、さらに補完的取り決め(subsidiary arrangement) 3.1の履行を求める。

UNSCR1696は、国連憲章第7章第40条を引いて、IAEAの求める停止の義務を果たすことを求めている⁷²。また、UNSCR1737、1747、1803、および1929は、第41条に基づいて制裁を科している⁷³。

(3) IAEA憲章における国連安保理への付託とイランの不遵守構成要件

IAEA憲章に規定される不遵守の場合の対応は以下のとおりである。IAEAは、「保障された世界的軍備縮小の確立を促進する国際連合の政策及びその政策に従って締結されるすべての国際協定に従って、機関の事業を行うこと」(憲章第3条B.1)とされている。憲章第3条B.4では、IAEAは国連総会に対して年次報告を提出することになっており、それが適当な場合には安保理に報告書が提出され、「機関の事業に関して安全保障理事会の権限内の問題が生じたときは、機関は、国際の平和及び安全の維持に関する主要な責任を負う機関である安全保障理事会に通告」することが規定されている。

さらに、第12条Cでは、IAEAの査察(視察)部の役割および違反(不遵守: non-compliance)の報告が規定されている。すなわち、視察部は、「計量の結果を入手しかつ検認する責任」を負い、査察をはじめ「機関と関係国との間の協定に定める計画の他のすべての条件に対する違反の有無を決定する責任を負う」。そして視察員は、違反を事務局長に報告する義務があり、事務局長はその報告を理事会に伝達する⁷⁴。

⁷² 第40条は、「事態の悪化を防ぐため、第39条の規定により勧告をし、又は措置を決定する前に、安全保障理事会は、必要又は望ましいと認める暫定措置に従うように関係当事者に要請することができる…」と規定している。

⁷³ 第41条は、「安全保障理事会は、その決定を実施するために、兵力の使用を伴わないいかなる措置を使用すべきかを決定することができ、且つ、この措置を適用するように国際連合加盟国に要請することができる。この措置は、経済関係及び鉄道、航海、航空、郵便、電信、無線通信その他の運輸通信の手段の全部又は一部の中断並びに外交関係の断絶を含むことができる。」と規定する。

⁷⁴ なお、イランはこの条文につき、不遵守の決定はあくまでも査察官の役割であり、事務局長もしくは理事会の権限ではない、との議論を展開する。

イランの事案の場合、2005年9月24日のIAEA理事会決議（GOV/2005/77）で、理事会は、イランが、2003年11月の事務局長報告（GOV/2003/75）に詳述されているように、NPT 保障措置協定遵守の義務を多くの点で果たしていないもしくは違反しており、これは、IAEA 憲章第12条Cの文脈から不遵守を構成すると認めた。

さらに、理事会は、同報告書（GOV/2003/75）に言及されたイランの核関連活動の隠蔽の歴史、こうした活動の性質、2002年9月のイランによる申告に対するIAEAの検認活動の中で明るみに出た問題およびイランの核計画が厳密に（*exclusively*）平和目的であることに対する信頼（*confidence*）の不在（*absence*）が、国際の平和と安全の維持に関する主要な責任を負う安全保障理事会の権限内の問題、すなわち、第3条C.4の文脈上も国連安保理のマンデートであるとした。

すなわち、イランの不遵守は、保障措置協定遵守の義務違反と、イランの核計画の平和目的への信頼の不在の二つの点から構成され、安保理への付託がなされたと解することができる。したがって、理論上は、保障措置協定に従ってイランが査察、保障措置を受け入れたとしても、第二の平和目的への信頼が確立されなければ、イランの不遵守の状態は解消されたとは言えないことになる。（この点については、2011年11月の事務局長報告の付属書（Annex）において核兵器開発疑惑の具体的な内容が示されているが、この疑惑の解消が必要であるということになる。）

IAEAの役割として、兵器化に関する活動がIAEA保障措置協定の遵守・不遵守の判断の対象となるかどうかについては議論の余地がある。IAEAは民生用とされる核物質や核関連施設の保障措置と検認にその任務が限られており、それが兵器化に関連する活動であったとしても、そのほかの活動には判断を下す権限がないというのがイランなどの主張である。しかし、上述の第二点目、すなわち信頼の確立という観点からは、兵器化疑惑の解消が必要となる、すなわち、この信頼の確立のための検証（パルチンの軍事施設へのアクセスと査察）はIAEAのマンデートに含まれることになる。

（4）NPT 違反

国連安保理決議では、イランがNPTに違反しているかどうかは判断されていない。決議は、基本的にイランがIAEAとの保障措置協定不遵守の状態にあることに対するものである。しかし、IAEAとの保障措置協定不遵守の状態にあるという事は、NPT第3条の非核兵器国が保障措置を受けることの義務に違反していると解されよう。

また、2011年11月の事務局長報告の付属書（Annex）に詳述されているイランの核計画の軍事的側面が事実だとすれば、第2条違反を構成することになる。

2. 2010年運用検討会議

2010年運用検討会議の最終文書においては、イランの問題に関する直接の言及はなされていない。これは、欧米が最終文書の成果を出すことを優先し、イランの反対によりコンセンサスが崩壊することを防止することを優先させた結果といえる。しかしながら、その議論の過程においては、イランをめぐっていくつかの論点が提起された。一義的には、イランの不遵守の問題であるが、イラン問題から端を発し注目されたイシューとしては、平和利用の「奪い得ない権利」をめぐる南北の対立、脱退問題がある。

（1）イランの不遵守の問題

2010年のNPT運用検討会議では、西側を中心にステートメントにおいて多くの国がイランの問題

に言及した。他方で、NAM 諸国の強硬派を中心に、イランには、原子力平和利用の「奪い得ない権利」があり、IAEA および欧米諸国の要求は、こうした「奪い得ない権利」を侵すものだとの反発もあった。

最終文書においては、既述のようにイランに対する直接の非難は避けられており、レビュー・セクションのパラグラフ 23 で、不遵守の問題について「多数の (numerous) 国」が懸念を表明していると述べられており、これがイランを指しているのみである。また同セクションのパラグラフ 10 で不拡散の検証を、保障措置を通じて行う IAEA の権限を確認し、次のパラ 11 では、保障措置協定の遵守を確保するうえで IAEA による国連安保理（および国連総会）へのアクセスを確保する重要性が触れられている。

その一方、パラ 76 では、イランおよび他のいくつかの NAM 諸国の主張により、平和利用に資する目的の核施設に対する攻撃や攻撃の脅威の危険性を指摘し、そのような攻撃や攻撃の恫喝は、国際法の適用に重大な懸念を生じるとの文言が盛り込まれている。

(2) 「奪い得ない権利」と脱退問題をめぐる対立

NPT 第 10 条の脱退問題では、報告書に記載すべき文言調整のために非公式協議の場が設けられた。また、この脱退問題と制度の問題を扱うための補助機関を第三委員会の下に設置するにあたっては、イランは当初それに反対をしていたがのちに反対を取り下げた。

脱退の手続きをより厳格にし、脱退を難しくすることで条約の実効性強化を狙う先進国を中心とするグループと、「奪い得ない権利」との関連、およびウィーン条約法条約の解釈との関連で原則的に現在の条文に触らず、特別な措置は不要とする途上国の強硬派グループ（イラン、エジプトなど）の間で議論が紛糾した。イランは、「2000 年の最終文書では議論されていないのでそれに従うべき」、「脱退後に脱退国が条約の不遵守に責任を負い続けるかどうかなどの問題は、将来起こり得ないことであり、そうした問題は議論すべきではない」などと強硬に主張し第 10 条問題に関する記述の削除を求めた。北朝鮮の脱退問題に対し NPT がいまだに明確に対処し得てないことを理由に脱退問題について議論をすべきとする国が多数を占めたが、イランをはじめとする慎重論のために、脱退問題は、行動計画ではなくレビュー部分にのみ記載されることになった。

なお、NPT 運用検討会議の枠組みに直接かかるイシューではないが、2010 年運用検討会議の会期中に、トルコとブラジルがイランとの間で、イランにおいて濃縮したウランをイランの外で管理するかわりに核燃料を供給する、いわゆる「スワップ協定」に合意したと発表された⁷⁵。この協定は、かつて EU3+3 が提案した案に近いものであったが、国際社会の支持を得るところとはならなかった。NPT 運用検討会議の場においても、特に取り上げられ議論の俎上に上がらなかった。逆に、対イラン制裁を強化する安保理決議案が提案され（安保理には 5 月 19 日に提出）、同決議案は安保理で議論ののち 6 月に採択された。

3. 今後

イランは、2012 年から NAM の議長国を務めており、2015 年の NPT 運用検討会議も NAM はイランのリーダーシップの下で臨むことになる。2010 年の運用検討会議においては、イランとエジプトなどが同調し、中東決議の実施に関する会議の開催が盛り込まれたり、あるいは脱退問題等において、

⁷⁵ 合意が発表されたのは、2010年5月17日。

先進国との間の対立が表面化するなど、会議におけるコンセンサスを基本とした意思決定の規範を利用し、最終文書を入質にとるような形で自らの主張を展開していった。イランが NAM の議長国になることにより、NAM が、核軍縮、中東決議および平和利用の「奪い得ない権利」などのイシューにおいてこのようなより強硬な姿勢を 2015 年において示すことになるのか注目される。ただ、今後これまでよりも強硬な姿勢を示す可能性がある一方で、先進国との原子力協力を進める UAE をはじめとする原子力の新規導入国や不拡散などで協調的な姿勢を示しているシンガポールなど、穏健な国々の間には、NAM の中でも原則主義的・非協調的な姿勢を取る国々、とりわけイランに対して懸念を示すところも出てきている。

議長国としてのイランが、これらの国をも糾合して、先進国、とりわけ米国に対して強硬な姿勢で NAM 全体として同一歩調を打ち出すことが可能かどうかは未知数である。また、NAM 諸国間での原子力や不拡散に対する姿勢が多様化している中で、イランのリーダーとしての采配次第では、NAM としての一体的な行動を維持し、大きな影響力を発揮し続けることが困難になり、NAM 諸国間の分裂を招く可能性もある。

(秋山 信将)

第 2 1 項目： 原子力安全

・ 2010 年 NPT 運用検討会議最終文書行動計画

Action 57：原子力エネルギー利用に際し保障措置及び原子力安全・核セキュリティの確保

Action 59：原子力安全に関連した国際枠組みへの加盟検討

Action 60：原子力安全と核セキュリティのベスト・プラクティスの共有

Action 61：高濃縮ウラン備蓄の最小化勧奨

Action 62：放射性物質の安全・保全及び環境保護に関する国際基準に則った輸送等

Action 63：関連する国際枠組みへの加盟による核関連の原子力損害賠償責任体制の構築

1. 概要

原子力は人類に大きな福利をもたらす一方で、一旦事故が起きるとサイト内を始め周辺の住民及び環境に長期に渡って甚大な被害を与えることは、これまで起こった 3 度の原子力事故において経験されたとおりである。事故の防止と事故が起きた後の迅速な措置について、予め十分な方策を検討し実施することが原子力安全の重要なテーマであり、IAEA の活動の 3 本柱の一つとして、原子力平和利用が始まった当初より推進されてきた。科学技術の進歩に伴い常に最新の知見を取入れ改善されてきたが、2011 年の福島原子力事故を契機に、一層の安全の担保が検討されるとともに核セキュリティとの相補性が新たに認識され、統合的な強化の必要性が提唱されている。

2. 安全施策の確立に関する国際協調

(1) IAEA 安全基準⁷⁶

原子力安全の規制は基本的に各国の責任において実施することとされているが、一定レベルの安全の基準を確保し国際的な整合性を持たせるため、IAEA 事務局及び IAEA 加盟国から派遣された専門家が構成する安全基準委員会が IAEA 安全基準を策定し、加盟国に周知を図っている。

IAEA 安全基準は、安全原則、安全要件及び安全指針の 3 階層で構成されている。基本の階層である安全原則は防護及び安全の目的・原理を制定している。次の階層である安全要件は、人と環境の防護を確保するために満たすべき要件と、要件が満たされない場合のとるべき措置を制定している。3 番目の階層である安全指針は安全要件を遵守する方法に関して国際的に合意できる好事例を反映した勧告と指針を制定している。これらはいずれも IAEA の出版物としてまとめられている。

(2) 条約

(a) 原子力安全

・原子力の安全に関する条約（原子力安全条約）⁷⁷

⁷⁶ IAEA ホームページ Nuclear Safety & Security

<<http://www-ns.iaea.org/tech-areas/safety-infrastructure/default.asp?s=117&l=118>>

⁷⁷ IAEA ホームページ Convention on Nuclear Safety

<<http://www-ns.iaea.org/conventions/nuclear-safety.asp>>

- 原子力の高い水準の安全を、国内措置及び国際協力の拡充を通じて達成・維持することを目的として、1996年10月発効。
- 法令上の枠組み・規制機関の整備、原子力施設の安全性に関する検討・必要な措置、作業員・公衆に対する放射線防護の措置、原子力施設の緊急事態に対応するための措置をとることを規定し、締約国による検討会合を開催（少なくとも3年に1度）することとしている。
- ・原子力事故の早期通報に関する条約（原子力事故早期通報条約）⁷⁸
 - チェルノブイリ原子力発電所事故を契機として、原子力事故の際に周辺諸国への被害を最小限にとどめるための国際的枠組みの構築を目的として、後記の原子力事故援助条約と合わせて採択され、1986年10月発効。
 - 原子力事故の際、IAEA及び関係各国へ早期通報するとともに、事故原因、放出放射能量、拡散予測データ等の提供することを規定。
- ・原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約（原子力事故援助条約）⁷⁹
 - チェルノブイリ原子力発電所事故を契機として、原子力事故の際に周辺諸国への被害を最小限に食い止めるための国際的枠組みの構築を目的として、前記の原子力事故早期通報条約と合わせて採択され、1987年2月発効。
 - 原子力事故又は放射線緊急事態の際、IAEA及び締約国間で協力して迅速な援助を行うことと、そのための情報公開、経費負担、人員派遣等について規定。
- ・使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約（放射性廃棄物等安全条約）⁸⁰
 - 各国から放射性廃棄物管理の安全に関する基本原則の制定が強く望まれるようになり、IAEA総会、専門家会合における議論を経て2001年6月発効。
 - 使用済燃料及び放射性廃棄物の管理施設の立地・設計・建設・使用の各段階において高い水準の安全を確保するための法令上・行政上の必要な措置をとることを規定。

我が国は上記4条約の締結国であるとともに、新規の原子力協力協定の締結に際し、相手国に対しても上記4条約の批准を強く促している。(b) 原子力損害賠償に関する条約⁸¹
 原子力事故が発生した場合の損害の規模・性質の特殊性に鑑みて、国境を越えた損害の処理等に適切かつ迅速に対応するために定めた原子力損害賠償制度の国際ルールで、現在、以下の3条約がある。

- ・ 2004年パリ条約改正議定書（改正パリ条約）

⁷⁸ IAEAホームページ Convention on Early Notification of a Nuclear Accident

<<http://www-ns.iaea.org/conventions/emergency.asp?s=6&l=39>>

⁷⁹ IAEAホームページ Convention on Assistance in the Case of a Nuclear Accident or Radiological Emergency

<<http://www.iaea.org/Publications/Documents/Infocircs/Others/infocirc336.shtml>>

⁸⁰ IAEAホームページ Joint Convention on the Safety of Spent Fuel Management and on the Safety of Radioactive Waste Management <<http://www-ns.iaea.org/conventions/waste-jointconvention.asp>>

⁸¹ 文科省ホームページ 原子力損害賠償に関する国際条約への対応の方向性について

<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/007/shiryo/08081105/004.htm>

- OECD/NEA で採択され 1968 年に発効、2004 年に改正議定書を採択。仏・独・伊・英等、主に EU 加盟国が締約。現在、EU 諸国において条約に対応した国内法を準備中。
 - 損害の定義は、死亡又は身体の障害、財産の滅失又は毀損、経済的損失、環境損害の原状回復措置費用、環境損害に基づく収入の喪失、防止措置費用及びその措置から生じた損失・損害。
 - 免責事由は、戦闘行為、敵対行為、内戦又は反乱。
- 1997 年ウィーン条約改正議定書（改正ウィーン条約）
 - IAEA で採択され 1977 年に発効、2003 年に改正議定書を採択。締約国は、改正前の条約については中東欧・中南米の IAEA 加盟国等 34 ヶ国、改正条約についてはアルゼンチン、ベラルーシ、モロッコ等 5 ヶ国。
 - 損害の定義は、死亡又は身体の傷害、財産の滅失又は毀損、経済的損失、環境損害の原状回復措置費用、環境損害に基づく収入の喪失、防止措置費用及びその措置から生じた損失・損害、環境汚染によって生じたものではない経済的損失。
 - 免責事由は、戦闘行為、敵対行為、内戦又は反乱。
 - 原子力損害の補完的補償に関する条約（補完的補償条約、CSC）
 - 1977 年に IAEA で採択されるも未発効（発効要件は、5 ヶ国の締約と原子炉熱出力の合計が 4 億 kW 以上）。締約国は、アルゼンチン、モロッコ、ルーマニア、米国の 4 ヶ国。
 - 損害の定義は、死亡又は身体の傷害、財産の滅失又は毀損、経済的損失、環境損害の原状回復措置費用、環境損害に基づく収入の喪失、防止措置費用及びその措置から生じた損失・損害、環境汚染によって生じたものではない経済的損失。
 - 免責事由は、戦闘行為、敵対行為、内戦又は反乱、異常に巨大な天災地変。

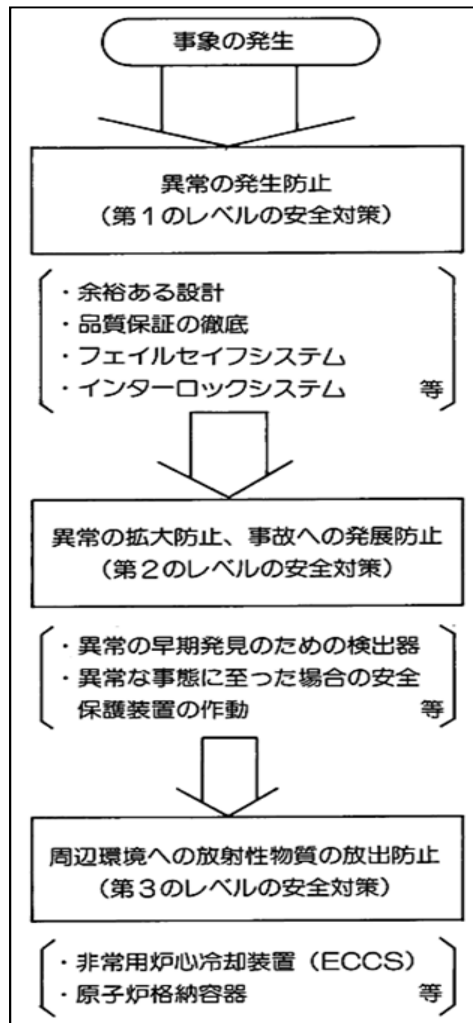
現在我が国はいずれの条約も批准していないが、仮に締約を想定した場合、現行の原子力損害賠償法との親和性及び免責事由に異常に巨大な天災地変が含まれる点から、CSC を念頭に置くのが現実的とされている。

（3） 技術的な裏付け

原子力施設における安全確保は、平常運転時の放射性物質の管理とともに、多重防護による事故防止が重要な考え方である。多重防護は多段階の安全対策を講じるもので、一般的なものとしては、異常を起こさないようにする第一のレベル(異常発生 of 未然防止)、たとえ起こったとしてもその異常が事故へ拡大しないようにする第二のレベル(事故への拡大防止)、たとえ事故へ発展したとしても放射性物質が外部に異常に放出されないようにする第三のレベル(周辺公衆への影響防止)の 3 つのレベルに分け、全体としての安全防護を高い水準のものとしている⁸²。下図に多重防護の大まかな概念を示す。

⁸² 平成元年版原子力安全年報 第1章第3節「多重防護の考え方と故障・トラブル等」

<<http://www.nsr.go.jp/archive/nsc/hakusvo/H1/1-1-3.htm>>



多重防護の考え方（平成元年版原子力安全年報より）

主要な術語

- ・フェイルセーフシステム：システムの一部に故障があった場合でも、それがシステム全体の故障や事故に波及せず安全が確保されるようなシステムの考え方。例えば、制御棒を炉心上部から挿入することにより、制御棒駆動装置用の電源が喪失した場合でも、制御棒そのものの重さにより自動的に制御棒が挿入され、原子炉が安全に自動停止するシステム。
- ・インターロックシステム（フルプルーフ）：誤操作による異常の発生を防止するシステム。例えば、運転員が誤って制御棒を引き抜こうとしても、機械的・電氣的に受け付けなくすることにより、引き抜きができないようなシステム。
- ・非常用炉心冷却系、または緊急炉心冷却装置（ECCS）：原子炉内の水が減少したり、太いパイプが破れて急速に水がなくなったりした時（冷却材喪失事故という）に、緊急に炉心を冷却するために設けられている装置。原子炉中へ水を送り込んだり、燃料棒に直接水をかけて冷やしたりして、熱くなる燃料棒の破損を防止。
- ・原子炉格納容器：原子炉圧力容器やポンプなど重要な機器をすっぽり覆っている気密建造物をいう。万一事故が起きて、原子炉圧力容器などから放射性物質が出てきても、放射性物質の周辺環境への放出を防ぐ（すなわち格納容器内に閉じ込める）という重要な役割をもつ。

- ・原子炉圧力容器：原子力発電所の核燃料、減速材及び1次冷却材など原子炉の主要構成材料を収納し、その中で核分裂のエネルギーを発生させる容器。
- ・シビアアクシデント：一般に、設計基準事象を大幅に超える事象であって、安全設計の評価上想定された手段では適切な炉心の冷却又は制御ができない状態であり、その結果、炉心の重大な損傷に至る事象をいう。原子炉の場合には特に炉心損傷事故ともいう。米国のスリーマイル島原子力発電所事故、旧ソ連のチェルノブイリ原子力発電所事故、1F事故はシビアアクシデントに相当する。
- ・国際原子力事象評価尺度 (INES)⁸³：原子力事故等の重大性を評価する尺度で、IAEA と OECD/NEA が策定し 1992 年に各国に対し正式採用を勧告した。外部への放射性物質の放出量、原子炉等の損壊の程度及び防護システムの損壊の程度の 3 つの基準で判断し、レベル 0～7 の 8 段階で評価するもので数字が大きいほど重大性が高い。レベル 1～3 を異常な事象、レベル 4～7 を事故と分類しており、スリーマイル島事故はレベル 5、チェルノブイリ事故及び 1F 事故はレベル 7 とされている。

(4) 安全文化の醸成・啓蒙

安全文化は、チェルノブイリ原子力発電所の事故後に、IAEA の諮問グループである INSAG が提唱したもので、原子力開発に携わるすべての個人、組織が常に原子力安全に関する意識を最優先に持って行動することを求めた思想である。個人及び組織がそれぞれの業務を安全に遂行できるように、安全に対する取組みを展開・強化するための組織内での共通理解、継続的手段の提供、教育訓練の実施、それらの実施に対する評価と改善等を通じ、強固な安全文化の育成・支援を行うこととされている。

3. 東京電力福島第一原子力発電所事故 (1F 事故) を契機とした安全強化の取組み

(1) IAEA 原子力安全行動計画 (2011 年 9 月 22 日 IAEA 総会)

1F 事故に鑑みて今後とるべき措置を以下の 12 の行動計画にまとめた。

- i) 原子力発電所の安全に関する脆弱性の評価
- ii) IAEA ピアレビューの強化による加盟国への最大限の利便提供
- iii) 緊急時に対する備えと対応の強化
- iv) 国の規制体制の効果的な強化
- v) 原子力安全に関する運転組織の効果的な強化
- vi) IAEA 安全基準のレビュー、強化、および実施に対する改善
- vii) 国際的規制の枠組みの効果的な強化
- viii) 加盟国の原子力利用計画の開始に必要な基盤整備の促進
- ix) 能力構築の強化と維持
- x) 原子力事故時の放射線からの人及び環境保護の確保
- xi) 透明性、効果的な連絡、情報伝達の改善を推進
- xii) 研究開発の効果的な利用

(2) 原子力安全に関する福島閣僚会議 (2012 年 12 月 15-17 日)

⁸³ IAEA ホームページ Nuclear Safety & Security

<<http://www-ns.iaea.org/tech-areas/emergency/ines.asp>>

1F事故から得られた知見・教訓の国際社会との共有を通じて原子力安全の強化に資するため、日本政府とIAEAが共催した国際会議で、国際社会の様々な取組に関する進捗状況が議論された。

・閣僚級本会合（15日）

IAEA加盟各国から示された見解を反映した成果文書として発出された「原子力安全に関する福島閣僚級会議共同議長声明」において、国際的な原子力安全の強化に関連し、1F事故から得られた教訓の継続的な共有・周知、緊急時対応に係る努力（IAEAの緊急時対応援助ネットワークRANETの強化等）、科学的・客観的な情報に基づく対応の重要性が強調され、IAEA原子力安全行動計画に盛り込まれた主要項目の進展が言及された。

・専門家会合（16-17日）

専門家会合1「1F事故からの教訓」では、シビアアクシデントの発生を防止し、事故が起きた際の影響を緩和するための方策を不断に追及していく重要性が強調された。

専門家会合2「1F事故を踏まえた原子力安全の強化」では、原子力安全の強化及びIAEA安全基準の強化に関する不断の取組みの重要性が強調された。

専門家会合3「放射線からの人及び環境の防護」では、放射線防護・除染及びオフサイト活動に関する研究開発を踏まえた、公衆へのリスクコミュニケーションの重要性が強調された。

（3）原子力安全と核セキュリティの相補性

1F事故の直接の原因は、外部電源が喪失した際に原子炉施設に交流電源を供給するための予備設備である非常用ディーゼルエンジンが、津波により使用不能となったことであり、この点では事故の防止対策は原子力安全の範疇にある。一方、施設外部からの侵入者、あるいは内部の従事者等が意図的にこれらの主要機器を破壊して同様の事故を引き起こす、いわゆるテロリストによる攻撃を想定した場合、防止対策は核セキュリティの範疇と考えられる。

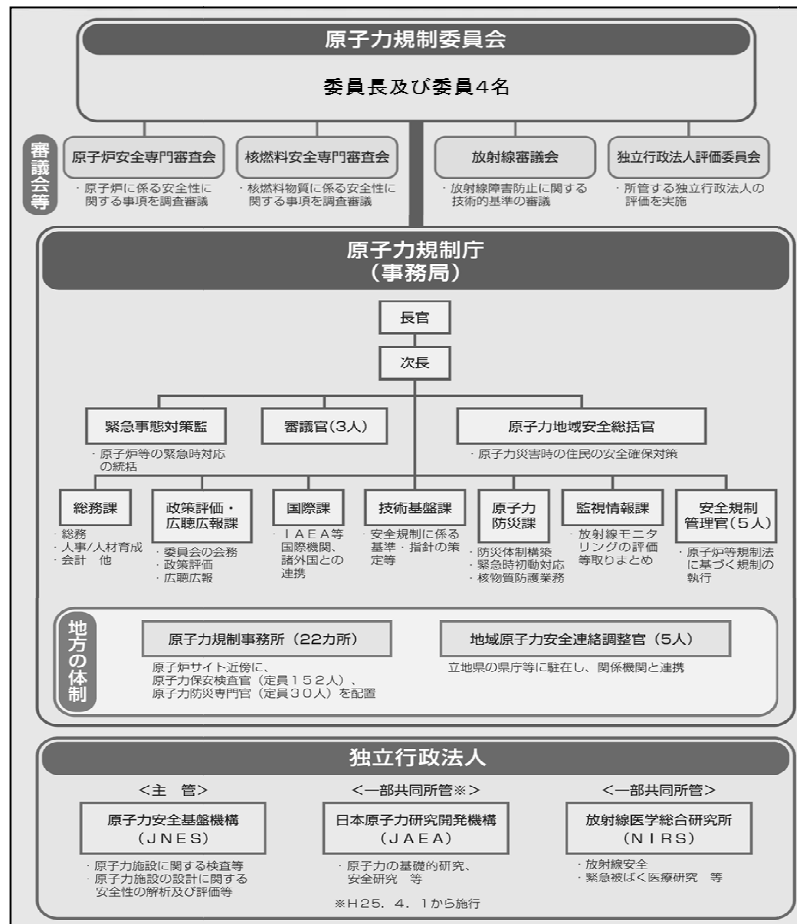
しかしながら、防護されるべき機器とそれが機能しなかったときにもたらされる事故とは同一であることから、原因である津波とテロリストは同義であるにとらえ、原子力安全と核セキュリティの両面から総合的に施設・機器の脆弱性を評価し、対策を強化していくことが重要である。

更に、近年は情報網の高度化に伴うサイバーテロが増加し、実際に官公庁のコンピューターが攻撃を受け、被害を受けるケースが頻発している。こうしたサイバーテロにより原子力発電所等の制御系が誤作動を起こし事故に至る恐れは、可能性としては低いと考えられるが、万が一を想定して十分な対策を立てておくことも必要であろう。

4. 我が国の取組み

（1）新たな規制体系

1F事故以前は、原子力安全委員会、原子力安全保安院、文科省等の複数の行政組織によるダブルチェックを経て原子力安全の規制が実施されていたが、原子力安全に係る業務の一元化、規制と利用の分離、緊急事態対応の強化のため、2012年9月、環境省の外局として設置された原子力規制委員会（原子力規制委員会設置法に基づく3条委員会）が、3S全般に係る規制を所掌することとなった（保障措置に関する業務は2013年4月より所掌）。また、委員会の事務局として原子力規制庁が設置された。組織の構成を下図に示す。



原子力規制の行政組織⁸⁴

(2) プラント等における安全対策

(a) ストレステスト

1F事故後、原子力発電所の再起動に関して国民・住民から十分な理解を得るため、2011年7月に原子力安全委員会が求めた既設の発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価⁸⁵、原子力安全・保安院が策定した評価手法及び実施計画に基づいて、停止中の発電用原子炉（福島第一、福島第二を除く）に対する一次評価が行われ、報告された。

一次評価は、安全上重要な施設・機器等について、設計上の想定を超える事象に対して、どの程度の安全裕度が確保されているか、許容値等に対しどの程度の裕度を有するかという観点から行うとともに、設計上の想定を超える事象に対し安全性を確保するために取られている措置について、多重防護の観点からその効果を示したもので、これにより、必要な安全水準に一定の安全裕度が上乘せされていることを確認することとされている。

ii) 耐震バックチェック及びバックフィット⁸⁶

⁸⁴ 原子力規制委員会パンフレット<http://www.nsr.go.jp/nra/panflet/nsr_panf.pdf>

⁸⁵ 原子力規制委員会ホームページ 我が国原子力発電所の安全性の確認について(平成23年7月11日)
<<http://www.nsr.go.jp/archive/nisa/stresstest/files/20110711.pdf>>

⁸⁶ 原子力規制委員会ホームページ 新しい耐震設計審査指針について
<<http://www.nsr.go.jp/activity/regulation/doukou/taishin/index.html>>

2006年に策定された新耐震審査指針を踏まえた耐震安全性の確認（バックチェック）に関する原子力安全委員会の要請を受けて、原子力安全・保安院はその実施を事業者に指示した。事業者は既存の原子力発電所に対して、地質調査、耐震安全性評価で用いる基準地震動の策定、施設の耐震安全性・地盤の安定性・地震随件事象に対する評価を主な内容とするバックチェックを実施し、評価結果を原子力安全・保安院に報告、原子力安全・保安院は評価結果の妥当性を確認し、原子力安全委員会に報告、原子力安全委員会はその報告に関し検討を行った。これがバックチェックの一連の流れであったが、1F事故後、原子力規制委員会も、既設の原子力発電所等に対する最新の知見に照らした耐震安全性の確認が重要と判断し、耐震設計審査指針に照らした耐震安全性の評価（耐震バックチェック）について事業者から提出された報告書に関し、厳正に評価を行うとしている。

また、原子力規制委員会は、今後の規制の進め方として、最新の技術的知見を技術基準に取り入れ、既に許可を得た施設に対しても新基準への適合を義務づける制度（バックフィット）を導入し、安全性向上につながる施設改造の届出制度や多数の原子力施設に対する設備・機器等の型式承認制度の導入等を通して耐震安全性の確保を行うとしている。

iii) 発電用軽水型原子炉施設に係る新安全基準骨子案⁸⁷

平成25年2月、原子力規制委員会は、1F事故の教訓や最新の技術的知見、IAEA等の国際機関の定める安全基準を含む海外の規制動向等を踏まえた新たな規制を導入するため、新安全基準の骨子案を策定した。今後、パブリックコメントを経て法制化されることとなっている。

新安全基準策定の基本方針は、深層防護の考え方の徹底、安全確保の基礎となる信頼性の強化（火災防護対策の強化・徹底、内部溢水対策の導入等）、自然現象等による共通原因故障に係る想定と防護対策の拡充（地震・津波の評価の厳格化、津波浸水対策の導入等）である。

更に、シビアアクシデント対策及びテロ対策における基本方針として、炉心損傷防止、格納機能維持、ベントによる管理放出、放射性物質の拡散抑制といった多重防護措置や、使用済燃料プールにおける防護対策の強化、緊急時対策所の耐性強化、通信の信頼性・耐久力の向上、使用済み燃料プールを含めた計測系の強化（指揮通信、計測系の強化）に加え、意図的な航空機落下等に備えた特定安全施設の導入も盛り込まれている。

iv) 原子力発電所に対するリスク低減に向けた課題の重点化⁸⁸

シビアアクシデントに対する十分な対策をとるために、JAEAの専門家は次のような安全性に関する研究開発の必要性を指摘している。

- 低頻度ではあるが大きな影響をもたらす外的事象(地震、津波、爆発等)への対応
- シビアアクシデントの発生防止及びシビアアクシデント評価のための手法の高度化
- シビアアクシデントを想定した緊急時への準備の充実
- 外的事象評価を含むシステム安全研究
- シビアアクシデント発生防止など、対策の高度化に関する実験的・解析的研究
- シビアアクシデント時の現象解明研究

⁸⁷ 原子力規制委員会ホームページ 発電用軽水型原子炉施設に係る新安全基準骨子案

<http://www.nsr.go.jp/public_comment/bosyu130206.html>

⁸⁸ 日本原子力研究開発機構安全研究センターホームページ

<<http://www.iaea.go.jp/04/anzen/introduction/index.html>>

- シビリアクシデントの進展及びソースタームを評価する手法の改良整備及び適用研究
- 最新知見に基づく環境影響評価手法の整備と防災への適用研究

5. 今後の課題

1F 事故後、原子力発電からの撤退を表明したのはドイツ、スイスなど欧州の少数の国に留まり、世界的にみると今後も原子力に対する一定の依存度を維持する国々が大半である。加えて、2020 年前後に原子力発電の開始を見込んでいるアジア・中東の原子力発電新興国では、導入計画に大きな変更は見られていない。このような状況下で、これまで原子力安全の推進に多大の貢献をしてきた日本の知見・経験および高い技術力に対する期待は依然として高く、1F 事故を通じて得られた貴重な教訓を原子力安全の強化に生かして行くことが一層望まれている。NPT 運用検討会議の行動計画に謳われている安全基準の策定・推進に関して、他の原子力先進国に伍して原子力安全の強化に貢献していくことは日本の国際的責務であろう。

(玉井 広史)

第 2 2 項目： 核セキュリティ

・ 2010 年運用検討会議最終文書行動計画

Action40：核セキュリティと核物質防護の最上級の標準維持の奨励

Action41：INFCIRC/225Rev.4 及び改訂版（Rev.5）の核物質及び原子力施設への適用奨励

Action42：核物質防護条約未締約国の早期批准と締結奨励

Action44：放射線源に関する IAEA 行動規範及びガイドラインの実施要請

Action45：核テロ防止条約未締約国の速やかな条約締結を奨励

1. 背景

核セキュリティは、以前は核物質防護（Physical Protection: PP）として取り扱う原子力開発利用が開始されたときから、危険な核物質を保全するとの立場で対処されてきた。原子力先進国であった米国は、PP の分野においても先導的、主導的な役割を果たしてきた。1960 年代の後半から米国内はもとより国際的にもテロが頻発し、原子力施設からの核物質の盗取や施設への妨害破壊行為が懸念されるようになった。1969 年に核物質を取り扱う者が対応すべき事項として PP に関する連邦規則（10CFR Part73）を成立させ、1978 年の核不拡散法に反映させて、二国間協力協定で核物質や資機材供給する国に対しても PP 対策を要請した。我が国においても原子力黎明期の PP 対策は、二国間協定の要請によるものであった。

IAEA では 1975 年に原子力導入国に対する PP 対策の共通認識構築のためにガイドライン（INFCIRC/225）を作成し公開した。このガイドラインはその時々国際情勢を勘案して度々改訂されてきている（現在は Rev.5。内容については後述）。また、1987 年には「核物質の防護に関する条約」（核物質防護条約：以下 PP 条約）も発効した。この PP 条約は、2005 年に改正され、名称も「核物質及び原子力施設の防護に関する条約」（改正核物質防護条約：以下改正 PP 条約）と変更されたが、現時点で未発効である。

PP は、本来非国家主体あるいは犯罪者対策として当事国が独自の判断で導入すべき事項と考えられていたことから、NPT においては、国家以外への拡散に対する懸念事項として捉えられ、議論されることはほとんどなかった。しかし、ソ連崩壊、引き続く米国同時多発テロが発生した中で、放射性物質を含む核物質の拡散や原子力施設への大規模な妨害破壊行為の懸念が高まり、国際的に核セキュリティ対策の強化の必要性が認識されるようになった。

PP は、原子力施設内の核物質に着目して、国家以外の非国家主体等第 3 者による核爆発装置製造のための核物質の盗取や不法取得防止、及び、原子力反対派グループによる不法侵入防止を主眼とした対応を行っていた。すなわち、事業者による防護対策（外部からの侵入の阻止、検知、警察当局への通報）、及び、通報を受けた警察当局による犯人検束が主体であった。

冷戦終了後、非国家主体による取得した核物質の公衆への拡散（放射性物質のばらまき）防止や、その他の放射性物質の不法取得防止（ダーティ爆弾対応）への対策が段階的に追加された。ソ連解体直後のロシアや旧ソ連諸国には、大量破壊兵器の処理を進めるだけの財政的、能力的余裕がなく、また政治的な意思にも欠けていたため、これら物質の拡散を防止するために、米国はナン・ルーガー法に基づき対ロ協力を開始し、欧州や我が国など先進諸国による旧ソ連諸国との協力を90年代初めから実施した。

加えて 2001 年 9 月 11 日の米国同時多発テロ以降、非国家主体等強力な暴力手段を有する不心得者による原子力施設への妨害破壊行為防止へと対応の視点が拡大された。

以前は、核テロ対策は、国際的な認識に沿って核物質防護（核物質の盗取防止対策や、人為的な核物質の散布防止対策を根幹に据えていた。）を基本としており、妨害破壊行為により、施設の重要な機器が機能不全に至り、結果として過酷事故につながることの防止対策を要求していなかった。

PP と核セキュリティの機能を表-1 で比較する。

表-1 PP と核セキュリティ対応の比較

想定される不法行為	核物質防護対応	核セキュリティ対応
○核物質の盗取・不法取得に起因する - 非国家主体（テロリストを含む）への核拡散（核爆弾の製造） - 非国家主体の核物質散布による公衆への放射線障害	○ ○	○ ○
○その他の放射性物質（RI等）の盗取・不法取得に起因する - 非国家主体によるダーティ爆弾の製造 - 非国家主体による放射性物質散布による公衆への放射線障害		○ ○
○原子力施設への妨害破壊行為に起因する - 核物質飛散による公衆への放射線障害 - 原子力施設の管理不全（暴走）による事故	△	○ ○
○放射性物質取り扱い施設への妨害破壊行為に起因する - 放射性物質飛散による公衆への放射線障害		○
○反原子力グループのデモンストレーションによる施設への不法侵入	○	○
○電力供給不全による経済への影響		○

日本では、安土桃山時代の刀狩以降の歴史的文化的により、民間人が武器を自由に所有することはなく、武器による一定規模のテロが発生する可能性は低いと考えられていた。大規模な妨害破壊行為を伴う原子力施設への侵入は想定しにくく、主に出入り口のすり抜けや内部者からの手引きなどによる施設への侵入及び核物質の盗取を想定した防護対策がなされていた。しかし、冷戦終了後の国際情勢の変化から、PP 条約が改正され、新たに「核によるテロリズム行為の防止に関する国際条約」（以下、核テロ防止条約）も発効した。

NPT 運用検討会議においても最近では核不拡散だけでなく、原子力の平和利用を維持するための要件としても取り上げられている。

2. 2005 年運用検討会議と我が国の対応

NPT 運用検討会議開催直前の 2005 年 4 月 13 日に、国連総会において核テロ防止条約が採択されたことを受けて、発言国の多くは核テロ防止条約、PP 条約の改訂及び国連安保理決議 1540 を支持する旨、表明した。核物質防護、核テロについては、大きな対立点はなかった。

我が国は、「21 世紀のための 21 の措置」に中で、以下の表明をしている。

- PP 条約締約国に対し、同条約強化のための改正 PP 条約案を 2007 年 7 月の外交会合において合意することを要求
- 核テロ防止条約の採択を歓迎

3. 2010 年運用検討会議と我が国の対応

2010 年の合意された最終文書として行動計画が合意された。

行動計画において、合意された内容は以下の通り。

#40：各国が核セキュリティと核物質防護の最上級の標準を維持することを奨励

#41：各国が INFCIRC/225Rev.4 及び改訂版 (Rev.5) を可能な限り自国の核物質及び原子力施設へ適用することを奨励

#42：核物質防護条約未締約国の早期批准と締結を奨励

#44：すべての国に放射線源 (Radioactive Sources) に対する安全とセキュリティに関する改訂された IAEA の行動規範 (Code of Conduct) 及び 2004 年に IAEA 理事会で承認された放射線源の輸出入のガイドラインの実施を要請

#45：核テロ防止条約未締約国の速やかな条約締結を奨励

我が国は、「2010 年 NPT 運用検討会議に向けた実践的核軍縮及び不拡散措置の新しいパッケージ」の中で、以下の表明をしている。

- ・ すべての国に対し、2005 年の改正を含む PP 条約及び核テロ防止条約の早期締結を含め、核物質及び原子力施設のセキュリティを強化するための更なる措置を採ることを求める。

4. 最終文書指摘事項の対処内容

表-2 PP 条約締約状況 (採択；1979年10月、効力発生；1987年2月8日)

年	当該年の締約国数 ^注	当該年までの累計
2004年以前	111	111
2005年	6	117
2006年	6	123
2007年	8	131
2008年	7	138
2009年	4	142
2010年	3	145
2011年	0	145
2012年	3	148

注：この中には1つの国際機関 (ユーラトム) を含む。

(出典：IAEAウェブサイト。2012年10月17日現在)

表-3 改正 PP 条約締約状況 (採択；2005年7月8日、効力発生；未発効)

年	当該年の批准書等寄託国数	当該年までの累計
2005年	1	1
2006年	5	6
2007年	7	13
2008年	9	22
2009年	11	33

2010年	12	45
2011年	7	52
2012年	8	60

(出典：IAEAウェブサイト。2012年11月8日現在)

表-4 核テロ防止条約締約状況 (採択；2005年4月13日、効力発生；2007年7月7日)

年	当該年の締約国数	当該年までの累計
2005年	0	0
2006年	11	11
2007年	19	30
2008年	18	48
2009年	15	63
2010年	13	76
2011年	1	77
2012年	6	83

(出典：国連データベース。2012年11月22日現在)

5. 2010年ワシントン核セキュリティサミットと我が国の対応

2009年4月5日のプラハにおけるオバマ大統領による「核無き世界」の演説を受けて、2010年4月12日と13日に、47か国3国際機関が参加しワシントンにおいて核セキュリティサミットが開催された。この会議には、NPT未加盟国であるインド、パキスタン及びイスラエルも出席した。サミットでは、核セキュリティ向上のための国内及び国際措置、IAEAの役割等についての意見が交換され、各国から、①核テロを国際犯罪として罰するための新たな国際法廷の設置を含む法的基盤検討の必要性、②核テロ防止条約等の関連条約の批准促進・普遍化の必要性、③核セキュリティ向上のための人材育成等のキャパシティ・ビルディング、国際協力、情報共有の必要性、④IAEAへの貢献を強化すべき必要性等が表明された。

我が国からは鳩山総理が出席し、核テロ防止に貢献するためのイニチアチブとして、①核セキュリティ強化のためのアジア総合支援センターを2010年度中に我が国に設立、②核物質の測定、検知及び核鑑識に係る研究開発を実施、③IAEA核セキュリティ事業に対する一層の財政的・人的貢献、④世界核セキュリティ協会(WINS)会合の日本での開催を4つの協力措置として表明した。

サミットにおいて核テロ対策を強化するための具体的な措置と必要性について一致し、今後取り組むべき措置等について記したコミュニケと作業計画を採択した。

6. 2012年ソウル核セキュリティサミットと我が国の対応

2012年3月26日と27日に、53か国と4国際機関が参加して、第2回の核セキュリティサミットがソウルで開催された。会合では、前回採択した作業計画の各国における進捗や、各国の基本姿勢、各国毎の具体的な取組、国家間での協力協調などについて意見交換された。

我が国からは、野田総理が「核セキュリティ強化のための国際協力措置と国内措置、将来への約束」をテーマとしたプレナリーセッション等に参加した。

各国から原子力の安全な活用のためには核テロの脅威に対する具体的な措置を早急にとることが必要であることや、核兵器の無い世界に向けて忍耐強い努力が必要であるとの基本姿勢が述べられた。

我が国からは、野田総理は福島原発事故に触れ、復興が着実に進展していること、福島事故から得られた知見や教訓をテロへの備えに生かす必要があることを強調し、国内での取り組みとして、①電源装置の強化や放射線防護車、サーベイメータ等の装備の充実や防護の多重化等を通じた脆弱性の回避、②対応手順や訓練の徹底、共同訓練の実施等を介した異なる組織間の連携強化、③武装治安要員の強化や巡視体制の強化等の人的警備体制の強化、④情報セキュリティの強化の取り組みを紹介した。また、国際的な取組として、①核不拡散・核セキュリティ総合支援センターを介した人的・物質的支援の充実、②輸送分野でのセキュリティ強化、情報安全強化などでの同志国との連携強化、③IAEAとの連携強化等について表明した。

7. 今後の課題

従前の核拡散の懸念は、核兵器を保有しようとする国家に対する拡散であった。これは、NPTに基づくIAEA保障措置や、供給国との間の二国間協定などにより対応されてきた。しかし、冷戦が終了し、二極体制が崩壊したことを受けて、不心得国家が出現し、さらに、強大な資金力と武力を背景とした所謂非国家主体とよばれる勢力が台頭し、今や国際的な安全保障を脅かすようになってきた。このような世界情勢の変化と連動して、核拡散も不心得国家や、テロリストになり得る非国家主体への拡散の懸念へと変化してきた。核セキュリティは、新たな核拡散への対応措置としてこれから一層強化すべき事項であろう。

当初の国際保障措置を含む核不拡散対応は、二極体制下で東西両陣営の駆け引きの中で行われてきた。しかし、不心得国家への保障措置や非国家主体への核セキュリティ対策は、いまやすべての国家を対象とした脅威となってきた。特に原子力施設に対するテロ行為は、原子力の平和利用を意図する国家だけでなく、軍事利用を行っている国家に対しても共通の脅威として認識される。すなわち、国際的に関係なく共通の脅威となってきた。

このような国家として国際政治の対象とならない、見えない敵からの脅威を払拭するためには、世界の国家レベルで協調した対応が求められるようになり、かつ実施されるようになる。このためには、共通の敵に関する情報の共有と国家間で共通したレベルの対応が求められることになる。我が国においても、自国の原子力施設への防護措置を国家間で共有できる脅威のレベルに対応して強化するとともに、途上国を含めた新規原子力導入国に対して、原子力安全の確保と並行して核セキュリティ対策の支援を行っていく必要がある。

(菊地 昌廣)

関連・参考資料

- ・IAEA 核セキュリティ勧告

<http://www.pub.iaea.org/MTCD/publications/PDF/Pub1481_web.pdf>

- ・核物質防護条約

<<http://www.iaea.org/Publications/Documents/Infocircs/Others/infocirc274r1.pdf>>

- ・核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/shomei_14.pdf>

・国連安保理決議 1540

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/un_cd/gun_un/pdfs/anpori_1540.pdf>

・2005年 NPT 運用検討会議日本提案「21世紀のための21の措置」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/npt/j_teian.html>

・放射線源に対する安全とセキュリティに関する改定された IAEA の行動規範

<<http://www.iaea.org/Publications/Booklets/RadioactiveSources/radioactivesource.pdf>>

・放射線源の輸出入のガイドライン

<http://www.pub.iaea.org/MTCD/Publications/PDF/8901_web.pdf>

・2010年ワシントン核セキュリティサミット関連文書

<<http://fpc.state.gov/c35775.htm>>

・2012年ソウル核セキュリティサミット関連文書

<http://www.thenuclearsecuritysummit.org/eng_main/main.jsp>

1. PP条約/改正PP条約について

1977年に行われた INFCIRC/225 の見直しの時に、核物質の国際輸送時の核物質防護や核物質が関係する国際間の犯罪の取り扱いに関する国際協力の重要性が認識され、その後政府間協議が開催された。1980年3月に「核物質の防護に関する条約」（核物質防護条約：PP条約）が署名のために開放され、1981年2月に発効した。

PP条約の概要は以下の通り。

(1) 国際輸送中の核物質の防護義務

- ① 国際輸送中の核物質が自国の領域内や管轄下の船舶や航空機にある場合、適切な防護措置を採る。
- ② 適切な防護措置が講じられていない場合、輸出入の許可、空港・港湾への入港や陸地・内水の通行を拒否する。
- ③ 国際的な水域または空間を通過して輸送される場合、適切な防護措置を自国の国内法の枠内で講ずる。

(2) 犯罪人処罰義務

- ① 核物質を不正に利用し、生命などに危険を引き起こした場合、核物質による殺人や傷害を処罰する国内法を整備する。
- ② 海外で犯罪を引き起こした場合は、犯罪人引渡条約上の引き渡されるべき犯罪とする。
- ③ 引き渡しを行わない場合には、その国において刑事裁判権が成立するような措置を採る。

冷戦終了後核物質が関与する国際的な犯罪の可能性が懸念されるようになり、1999年11月から2003年3月にかけて、二度にわたりPP条約改正を検討する非公式会合が開催され、条約の適用範囲や条約上の犯罪行為対象の拡大について議論され、2005年5月に7月に条約改正案が採択された。改正PP条約は、従来のPP条約の締約国の3分の2が批准書、受諾書、承認書のいずれかを寄託した日の30日後に発効し、その後締約する国はそれらを寄託した日に効力を生ずるとしているが、現時点でこの条件が満たされず、未発効である。我が国も、改正PP条約の批准、受諾、または承認を行っていない。

改正された条約の特徴は以下の通り。

(1) 名称の変更

従来の PP 条約の名称が「核物質の防護に関する条約」であったが、改正条約の名称は、「核物質及び原子力施設の防護に関する条約」と変更された。

(2) 適用対象の拡大

従来の PP 条約は核物質の国際輸送に関する規制のみであったが、改正条約では、国内の平和目的の核物質の使用、貯蔵及び輸送が対象となり、また、原子力施設の防護についても防護措置を講ずることが求められた。

(3) 基本原則の規定

締約国が防護措置を講ずる際の「防護の目的」と国と事業者の役割分担や設計基礎脅威（DBT）などの考え方を踏襲した「基本原則」が規定された。

(4) 犯罪行為の明確化

従来の犯罪行為の規定に加えて、核物質の不法輸出入、原子力施設の運転を妨害する行為、放射性物質を拡散させることによる人への放射線致死障害あるいは環境や財産への損害が犯罪行為として規定された。

改正 PP 条約が未発効である理由として、国内の核物質防護対応を一律に国際条約で規制すべきであるかどうかの議論がある。そもそも核物質防護対応は国内犯罪行為として対処されるべき事象であり、犯罪行為防止機能は、その国情によって異なるものと考えられてきている。すなわち、核物質が関与した犯罪が発生した時の危険性への懸念は、国際的に共有できるものの、そのような犯罪発生の蓋然性については、国情によって異なるとの認識があることによる。

2. 核テロ防止条約について

核テロ防止条約は、1996年に国連総会において採択された「国際テロリズム廃絶措置」決議に基づき、ロシアの提唱により1997年から交渉が開始され、2005年4月に国連総会で採択され、9月に署名のために開放され、2007年7月に発効した。我が国は、同年9月2日に発効させている。

核テロ防止条約の概要は以下の通り。

(1) 対象物の定義

「放射性物質」、「核物質」、「原子力施設」等について定義しているが、「放射性物質」は「核物質その他の放射線を放出する物質」と定義されており、「核物質」も「放射性物質」に含まれている。

(2) 犯罪の定義

- ① 不法かつ故意に死若しくは身体の重大な傷害又は財産若しくは環境に対する損害を引き起こすことを意図して放射性物質を所持し、または装置を製造しもしくは所有すること
- ② 不法かつ故意に死若しくは身体の重大な傷害又は財産若しくは環境に対する損害を引き起こすことを意図して放射性物質若しくは装置を使用し、または放射性物質を放出する等の方法で、原子力施設を使用し若しくは損壊すること
- ③ ②の犯罪を行うと脅迫すること
- ④ 脅迫し、または暴力を用いて、不法かつ故意に放射性物質、装置または原子力施設を要求すること
- ⑤ ①及び②の未遂
- ⑥ ①から⑤までの犯罪に加担し、組織し、指示し、または寄与する行為

(3) 軍事活動の適用除外

軍隊の活動の適用除外を明記している。

(4) 国内法上の取り扱い

(2)の行為を国内法上の犯罪行為として規定し、重大性を考慮した適切な罰則を科することを要請している。

(5) 情報の機密保護

情報の機密保持について「締約国は他の締約国からこの条約に基づき、またはこの条約の実施のために行われる活動に参加することにより、秘密のもととして受領した情報の秘密性を保護するため、自国の国内法に適合する範囲で適切な措置を採る」ことを求めている。

(6) IAEA 勧告 (INFCIRC/225) との関連

本条約の目的のために、IAEA 勧告や任務を考慮しつつ、放射性物質の防護を確保するための適切な措置を採ることを求めている。

(7) 裁判権、訴追手続き等

自国の領域内での犯罪に関する裁判権の設定や犯罪人引渡し、訴追手続きに関する措置を講ずることを求めている。

(8) 犯罪使用後の対象物の返還

押収された放射性物質の国際約束に沿った管理義務や押収品の帰属国への返還などを規定している。

我が国においては、「放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」(以下、「放射線発散処罰法」)を 2007 年に成立させ、核テロ防止法発効と同日に施行した。

3. IAEA 核セキュリティガイドライン (INFCIRC/225Rev.5) について

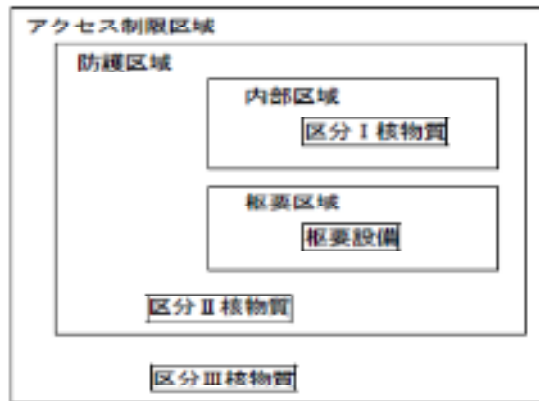
IAEA では、以前から核物質防護のガイドラインを策定し、また、国際的な要請の変化に応じて改訂し公表してきた。米国同時多発テロ以降の国際情勢に鑑み、IAEA では、それまでの「核物質及び原子力施設の物理的防護に関する IAEA のガイドライン (INFCIRC/255/Rev.4)」を「核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告 (INFCIRC255/Rev.5)」と題名を変更して勧告文書を改訂した。

Rev. 4 は、1999 年に、冷戦終了後の旧ソ諸国から流出した核物質のテロリストへの移転を防止するために、施設の防護機能の強化、国境での検知を想定して改訂された。この改訂には同時多発テロの影響は配慮されていない。

Rev. 5 では、同時多発テロの対象事象を視野に入れて改訂され、空からの侵入脅威 (Airborne Threat) や、離れた地点からの攻撃 (Stand-off Attack) への対抗策及び内部者 (Insider) 対策を講ずるべきであるとの要件が追加された。

このような強化された勧告を取り込む形で、最近、主要な原子力施設 (発電炉施設及び再処理施設) では、核物質が収容される建屋 (内部区域として設定) だけでなく、安全確保のための枢要機器が配置や設置されている場所を枢要設備として設定し、ここも防護対象とするように国内法が改訂された (事例として、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規制、平成 24 年 3 月 29 日経済産業省令第 21 号)。

Rev.5 における防護の概念を図-2 に示す。しかし、Rev.5 に示されているような空からの侵入脅威 (Airborne Threat) や、離れた地点からの攻撃 (Stand-off Attack) に対する具体的な対策や対策のための指針は明示されていない。



核物質防護区域設定の概念

		区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ
プルトニウム		2kg以上	500gを超え 2kg未満	15gを超え 500g以下
濃縮ウラン	20%以上	5kg以上	1kgを超え 5kg未満	15gを超え 1kg以下
	10%以上 20%未満	-	10kg以上	1kgを超え 10kg以下
	天然ウランの比率を 超え10%未満	-	-	10kg以上
ウラン233		2kg以上	500gを超え 2kg未満	15gを超え 500g以下

内部区域:

防護区域の内側にあり区分Ⅰの核物質の使用及び貯蔵が行われる区域

重要区域:

防護区域の内側にあつて、それへの妨害破壊行為が直接的または間接的に高い影響につながる機器、システムまたは装置もしくは核物質を收容している区域

防護区域:

区分Ⅰ及び区分Ⅱの核物質及び妨害破壊行為の標的を收容している物理的な障壁によって囲まれた区域

アクセス制限区域:

物理的な防護のために立ち入りが制限されかつ管理され、公共から分離された原子力施設及び核物質を含む指定された区域

図-2 Rev.5 に基づく核物質防護の概念

第23項目： 輸送

・2010年運用検討会議最終文書行動計画

Action 62：原子力安全・核セキュリティ及び環境保護に関する国際基準に則った放射性物質の輸送等

1. 背景

我が国は、核燃料の効率的な利用を図る観点からプルトニウムの平和利用を行っており、1968年以降、英仏両国に原子力発電所の使用済燃料の再処理を委託してきた。そして、1980年代以降は、再処理工程から排出される回収プルトニウムを海外輸送にて返還させる必要が生じるに至った。しかしながら、原子力平和利用に伴う拡散リスクへの懸念や環境保護問題への関心が高まるにつれ、我が国によるプルトニウムの平和利用やその海上輸送に対する批判が表面化することとなった。

2. 過去に提起された輸送に係る問題とその解決策

現行の日米原子力協力協定下において、英仏で再処理した回収プルトニウムを日本に返還するに当たり、安全及び核物質防護上の数々の懸念が提示され、様々な施策を経て輸送の実現に至っている。ここではその経緯をまとめる。

(1) 現行の日米原子力協力協定締結時の海上輸送の包括同意化（1988年）⁸⁹

1988年7月に発効した日米原子力協力協定においては、当初、回収プルトニウムの輸送は航空手段によるものとされていたが、航空輸送に対する懸念が提起され、海上輸送に重心が移っていった。

(a) マコースキー修正条項（航空機輸送における安全性確認試験）

核物質防護の観点から、輸送に要する時間及び経路を最短とするため当初は航空輸送が望ましい方法とされ、発効当時の実施取極附属書においては航空輸送のみに包括同意が与えられていた。しかしながら、経路にあたるアラスカ等において主に安全上の理由から懸念が高まり、アラスカ州選出のマコースキー議員から航空輸送に対する規制強化の法案（マコースキー修正条項）が提出され成立に至った。この修正条項は、米国の領空を通過するプルトニウムの航空輸送に際し、輸送容器が安全であるとの認証を米国原子力規制委員会（NRC）が議会に対して行うこと、この認証のために以下の試験に対して安全が担保されることを定めたものである。

i) 試験試料を格納した輸送容器の最高巡航高度からの落下試験

ii) 試験試料を格納した輸送容器を搭載した飛行機の墜落試験

しかしながら、これらの条件を満足するためのNRCの認証基準の策定および輸送容器の開発を短期間に行うことは現実的ではないことから、航空輸送を第一の選択肢としつつも海上輸送について検討を進めることとなった。

(b) 海上輸送に対する課題とその解決

海上輸送は輸送に要する時間及び経路が長大であり、盗取・妨害行為等にさらされる可能性が高まるため、核物質防護上の懸念への対策強化が必須となった。主な課題は輸送ルートの選定と護衛船の選定であった。輸送ルートについては、テロ攻撃の懸念の高いスエズ運河、パナマ運河、マラ

⁸⁹ 遠藤哲也「日米原子力協定(1988年)の成立経緯と今後の問題点（平成22年11月、国問研）」

ツカ海峡等を回避し、無寄港で日本に至る複数のルートが検討され、各ルートにおける脅威を評価した上で輸送の実施直前に決定された。護衛船については、盗取・妨害行為を防止するための武装を施し、かつ無寄港で日本まで航行できる船舶であることが条件とされた。当時、海上保安庁は無寄港の条件に適合する船舶を保有していなかったため、自衛隊の艦艇の使用が取りざたされたこともあったが、結局、海上保安庁の巡視船を新たに建造することとなった。以上のような対応を踏まえて海上輸送の段取りが定まり、実施取極を改定して海上輸送に対する包括同意が与えられる運びとなった。

(2) あかつき丸輸送 (1992 年)

これは、日米原子力協力協定における海上輸送に関する包括的事前同意が与えられてから最初に実施された回収プルトニウム輸送である。この輸送計画に対し、米国政権及び議会の一部、NGO 等から核物質防護上と安全性に対する懸念が提起された。海上輸送の実施については、すでに日米原子力協定締結の時点で正式に妥結していたことに加え、あかつき丸の輸送に対して、護衛には海上保安庁が新たに建造した巡視船しきしまが任務に当たり、前述の懸念のある地点を回避した大西洋、喜望峰、インド洋、オーストラリア南方、タスマン海を経て日本に至る無寄港ルートが選択された。このため、こうした懸念は輸送計画に大きな影響を与えるものとはならなかったものの、反プルトニウム利用派の NGO は、海洋法上、領海の無害通航権はあるが、有害物質を搭載した船舶の領海通航は拒否できるとの主張を展開し、アルゼンチン、インドネシア、ナウル等があかつき丸による自国領海の通過を拒否することを表明しただけでなく、多くの沿岸国・島嶼国が日本政府に対して輸送への不安を表明する書簡を送付するなど批判的な立場をとった。

なお、現在は回収プルトニウム単体ではなく、ウラン・プルトニウム混合酸化物 (MOX) 燃料として国際輸送が行われているが、こうした経緯の影響もあり、MOX 燃料等の海上輸送に際しても沿岸国の反対が表明されている。

3. 輸送に関する法的枠組み

こうした批判とは別に、係る放射性物質の海外輸送手順や態様は、法的には、「危険物の輸送に関する国連の勧告」に従うべきものである。この勧告の 1.4.3.2.3 項は、放射性物質の輸送については、核物質防護条約及び IAEA の「核物質及び原子力施設の核物質防護ガイドライン」に従うこととしている。

我が国は、これまで核物質防護条約や IAEA のガイドラインにおける核物質の輸送に関する規定に従い、かかる物質の輸送を実施してきている。上述のように、輸送航路上の沿岸諸国や通行する運河を有する国は、放射性物質輸送の安全の確保あるいは事故が発生した時の対応準備等の観点から、海上輸送の中止ないしは輸送情報の公開を求めているが、我が国は、上記の条約に従い、核物質防護上の配慮から情報を提供していない。

核物質を含む放射性物質の輸送に関する核物質防護上の要件は、主に「核物質防護条約」と「核物質及び原子力施設の核物質防護ガイドライン」に規定されている。

(1) 核物質防護条約の規定

核物質防護条約において国際輸送に関する関係国間の事項は、第 4 条 3 項に以下のように規定されている。

「締約国は、この条約の非締約国間における国際輸送中の核物質が附属書 I に示される水準で防護される保証を得られない限り、核物質が自国の陸地若しくは内水又は空港若しくは海港を經由して自国の領域を通過することを認めてはならない。ただし、当該保証を得ることが実行可能でない場合は、この限りでない。」

ここで通過を認められないのは、非締約国間の輸送の経路が対象となっており、核物質防護条約締約国間の輸送経路が、当該国の陸地若しくは内水又は空港若しくは海港であった場合には、必然的に拒否されるものではない（核物質防護条約で規定されている国際輸送に適用される防護の水準については、下記の関連・参考資料を参照）。

（2）核物質及び原子力施設の核物質防護ガイドラインの規定

当該ガイドラインにおける核物質の輸送関連事項は、輸送当事者が配慮すべき内容が規定されている。核物質の輸送の共通要件として輸送経路に関し 6.6 項(d)に、「時間と経路を変えることによって、予見可能な行動行程となることをさけること」、6.6 項(h)に、自然災害、市民による騒乱又は既知の脅威のある地域を回避する経路を使用すること」が規定されており、また、6.8 項に、「国際間輸送を開始するのに先立ち、荷送人は手配したことが荷受国及びその他の通過国の物理的防護の規定に従っていることを確認すべきである」とされ、通過国が然るべき物理的防護の規定を有していることが通過経路選択の判断基準となる。このように、輸送に関して通過国への情報提供等の対処に関する規定はない。

4. 現状と今後の課題

近年、核セキュリティ、なかでも核物質の輸送時の脅威に対する懸念が国際的に高まっていることを背景として、2011年1月に公表された IAEA 核セキュリティ勧告文書(INFCIRC)改訂第5版(Rev.5)では、輸送に関連して新たに「輸送中の核物質への妨害破壊行為に対する措置の検討」の項目が追加された。ここでは、輸送時に妨害破壊行為に対する防護措置が大幅に具体化され、妨害破壊行為による放射線影響を緩和・最小化するための措置、妨害破壊行為に対する核物質の物理的防護要件、輸送時に盗取された核物質を発見・回収するための措置が追加されたほか、そのための危機管理計画の作成も含まれるに至った。また、最上位の区分の核物質を輸送する際の防護措置に通信システムの盗聴防止措置機能等の新たな措置が要求されるなど、輸送時の措置が全面的に強化されている⁹⁰。

我が国では、INFCIRC Rev.5 及びその後発生した福島第一原発事故の影響も加味して対応策が検討され、核セキュリティ対策全般の強化が図られている⁹¹が、輸送時の核セキュリティと言っても、輸送物、輸送方法、輸送経路・日時ごとに、所管する規制行政機関及び治安当局が異なっている⁹²。

⁹⁰ [INFCIRC/225/Rev.5](#)

⁹¹ 原子力委員会核物質防護専門部会報告書「我が国の核セキュリティ対策の強化について」（平成24年3月9日）

⁹² 我が国における陸上輸送及び海上輸送における関係省庁は下表のように整理される（なお、核物質の航空輸送は実施されないため、整理対象外）。（出典：原子力委員会核物質防護専門部会報告書「我が国の核セキュリティ対策の強化について」 p.13.）

	輸送物	輸送方法	輸送経路・日時
陸上輸送*	経済産業省（原子力安全・保安院）* 文部科学省*	【所外輸送】国土交通省* 【所内輸送】経済産業省*	都道府県公安委員会

このため、INFCIRC Rev.5 にて追加された危機管理計画の作成を伴う輸送時の妨害破壊行為に対する防護措置及び発見・回収のための措置の検討にあたっては、各規制行政機関、治安当局、許可事業者を交えた綿密な調整が必要であり、核セキュリティに関わる専門知識に基づく防護措置の企画能力も求められている。現在、INFCIRC Rev.5 に示された個々の対策の追加や強化について、核物質輸送における「輸送方法」等を主管する規制行政機関である国土交通省が、原子力事業者、輸送容器保有者及び輸送事業者を対象に輸送実態及び技術的対応可能性等に関わる調査を進めており、その結果を踏まえて本格的検討がなされることになる。

なお、関西電力は、2011年3月11日の東日本大震災及び福島第一原発事故の影響により見合されていた高浜原子力発電所3号機で使うMOX燃料のフランスからの輸送について、再開を決定したことを2013年3月に発表している⁹³。福島第一原発事故の影響もあり、この分野における我が国の国家実行がこれまで以上に注目される状況にあり、関係諸国からの情報公開要求と核セキュリティ上の配慮とのバランスをどのように維持していくのかという問題も、今後の重要な課題であると言えよう。

このほか、①我が国の核セキュリティ対策の検討過程において長年の課題であった内部脅威への重点対策として重視される個人の信頼性確認制度のあり方、及び②原則として民間事業者には武装警備が認められていない我が国の現在の仕組みを前提としたテロ発生時の許可事業者と治安当局の役割分担のあり方が、原子力施設及び輸送時共通の検討課題として挙げられよう。

(菊地昌廣、玉井広史、岡田美保)

関連・参考資料

- ・ UN Recommendations on the Transport of Dangerous Goods – Model Regulations, Seventeenth revised edition, <http://www.unece.org/trans/danger/publi/unrec/rev17/17files_e.html>
- ・ 核物質防護条約 <<http://www.iaea.org/Publications/Documents/Infcircs/Others/infcirc274r1.pdf>>
- ・ 核物質及び原子力施設の核物質防護ガイドライン：INFCIRC/225 Rev.4 <<http://www.iaea.org/Publications/Documents/Infcircs/1999/infcirc225r4c.pdf>>
- ・ 附属書 I 附属書 II に区分する核物質の国際輸送において適用される防護の水準
 - 1 国際核物質輸送中に貯蔵される核物質の防護の水準には、次のことを含む。
 - (a) 第3群の核物質の貯蔵に当っては、出入が規制されている区域内において行うこと。
 - (b) 第2群の核物質の貯蔵に当っては、警備員若しくは電子装置による常時監視の下にあり、かつ、適切な管理の下にある限られた数の入口を有する物理的障壁によって囲まれた区域内又は防護の水準がこのような区域と同等である区域内において行うこと。
 - (c) 第1群の核物質の貯蔵に当っては、第2群について定められた防護区域であって、更に、信頼性の確認された者に出入が限られ、かつ、適当な関係当局と緊密な連絡体制にある警備員の監視の下にある区域内において行うこと。（このこととの関連においてとられる具体的な措置は、攻撃又は許可なしに出入が行われること若しくは許可なしに核物質が持ち出されることを発見し及び防止することを目的とする。）
 - 2 国際輸送中の核物質の防護の水準には、次のことを含む。

海上輸送	国土交通省	国土交通省	海上保安庁
------	-------	-------	-------

*平成24年の規制省庁の改廃に伴い、陸上輸送の輸送物については原子力規制委員会が、陸上輸送の輸送方法については国土交通省が、それぞれ所管することとなった。

⁹³ 関西電力HP <<http://www.kepco.co.jp/pressre/2013/0321-1j.html>>

- (a) 第2群及び第3群の核物質の輸送に当っては、特別の予防措置（荷送人、荷受人及び運送人との事前の取決め並びに輸出国及び輸入国それぞれの管轄権及び規制に服する自然人又は法人との事前の合意で輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを含む。）の下に行うこと。
- (b) 第1群の核物質の輸送に当っては、第2群及び第3群の核物質の輸送について定められた前記の特別の予防措置をとるほか、更に、護送者による常時監視の下及び適当な関係当局との緊密な連絡体制が確保される条件の下に行うこと。
- (c) ウランが500キログラムを超える量の天然ウラン（鉱石又は鉱石の残滓の状態のものを除く。）が輸送される際の防護には、出荷の事前通告であって輸送方式及び到着予定日時を明記するもの並びに積荷の受領の確認を含むこと。

・附属書Ⅱ 核物質の区分表

核物質	形態	第1群	第2群	第3群(注c)
1. プルトニウム (注a)	未照射(注b)	2kg以上	500gを超え 2kg未満	15gを超え500g以下
2. ウラン-235	未照射(注b) ウラン-235の濃縮度が 20%以上のウラン	5kg以上	1kgを超え 5kg未満	15gを超え1kg以下
	未照射(注b) ウラン-235の濃縮度が 10%以上20%未満のウラン		10kg以上	1kgを超え10kg未満
	未照射(注b) ウラン-235の濃縮度が天然ウランにおける 混合率を超え10%未満のウラン			10kg以上
3. ウラン-233	未照射(注b)	2kg以上	500gを超え 2kg未満	15gを超え500g以下
4. 照射済燃料			劣化ウラン、天然ウラン、 トリウム又は低濃縮燃料 (核分裂性成分含有率1 0%未満)(注d、注e)	

注a すべてのプルトニウム(プルトニウム 238の同位体濃度が80%を超えるプルトニウムを除く。)

注b 原子炉内で照射されていない核物質、又は原子炉内で照射された核物質であって遮へいがない場合にこの核物質からの放射線量率が1m離れた地点で1時間当たり100ラド以下であるもの

注c 第3群に掲げる量未満のもの及び天然ウランは、管理についての慎重な慣行に従って防護するものとする。

注d 第2群についての防護の水準が望ましいが、いずれの国も、具体的な状況についての評価に基づき、これと異なる区分の防護の水準を指定することができる。注e 他の燃料であって、当初の核分裂性成分含有量により、照射前に第1群又は第2群に分類されているものについては、遮へいがない場合にその燃料からの放射線量率が1m離れた地点で1時間当たり100ラドを超える間は、防護の水準を一群下げることができる。

第24項目： IAEA 技術協力

- 2010年運用検討会議最終文書行動計画

Action 52： IAEA 技術協力プログラムの有効性・効率性の強化のための取組みを継続

Action 53： 発展途上国の原子力平和利用支援のための IAEA 技術協力プログラム強化

Action 54： 十分、確実、予見可能な技術協力活動のための資源確保努力

Action 55： 追加的特別拠出金の勧奨

Action 56： 原子力平和利用の発展に必要な人材育成のための二国間及び国際的な取組み奨励

1. 概要

IAEA の設立当初から活動の3本柱の一つとして重点が置かれており、加盟国が分担金に準じて拠出する技術協力基金で賄われている。初期には、多くの加盟国が原子力に関する十分な能力を有していなかったためプログラムもあまり大きくはなく、主に技術導入の支援を目的とした人材育成と制度・設備の構築が主であった。その後、技術協力基金の増加とともにプロジェクトの大型化、複数年化が進むなど形態が複雑化し、現在はその焦点が支援から持続的な社会経済発展と技術・インフラの整備に関する協力に当てられている。地域協力協定を通じた途上国間の技術協力の促進、得られた便益の共有も活発に行われている⁹⁴。

2. 枠組み

技術協力の活動全般は、IAEA 加盟国からの分担金および特別拠出金による技術協力基金 (TCF) によって賄われており、2011年分の基金として2011年末時点で6,290万ユーロが拠出されている。

技術協力の形態には、国別協力、地域協力、地域間協力の3種類がある。国別協力は、費用対効果が高く、安全とセキュリティを担保した技術利用の観点で対象国における開発支援に重点を置いている。地域協力は、特定地域における複数国のニーズに合う国境を越えた技術協力を行うもので、アフリカ、アジア・太平洋、欧州、ラテンアメリカの4つの地域毎に行われている。地域間協力は、地域を超えた支援を行うもので、異なる地域に属する複数の加盟国のニーズに対応するものである。

技術協力の活動は、技術協力局が技術協力全般の調整と各地域を所掌し、原子力科学・応用局が各プロジェクト分野を所掌して連携しつつ実施されるほか、事務局長の諮問機関である **Standing Advisory Group on Technical Assistance and Cooperation (SAGTAC)**、1996年に設置)において技術協力に関する戦略・政策を議論している。SAGTAC のメンバーは加盟国における原子力研究開発センターや研究所、あるいは国際組織等の専門家の中から事務局長に指名されている。

3. 活動内容

現在の IAEA 技術協力活動は、1997年に策定された技術協力戦略（2002年改定）に基づいて実施されている。従来、IAEA は原子力技術の産業移転、健康、農業、水の管理等に重要な役割を果たしてきたが、策定された戦略では、協力の対象をこれらの技術力の強化を通じた持続的な人類社会の発展を目指す社会経済的な便益の供与にも拡張し、健康、農業生産性と食品安全保障、水資源の管理、環境保護、放射線等の物理的および化学的応用、持続的エネルギー開発の6つの分野とした⁹⁵。

⁹⁴ IAEA Technical cooperation programme, <<http://www.iaea.org/technicalcooperation/programme/index.html>>

⁹⁵ IAEA The Department of Technical Cooperation

これに加えて、原子力安全と核セキュリティの強化が、現在の協力対象となっている。また、技術協力を円滑に進めるツールとして、プロジェクトの設計の基準を定める「モデルプロジェクト」、国ごとの開発ニーズに合わせた「国別プログラムの枠組み」、持続的発展に向けた費用対効果を加味した「テーマ別プラン」の3つを新たに設定した⁹⁶。

技術協力の重点は地域ごとに異なり⁹⁷、アフリカ地域では食品安全保障と栄養向上のための原子力技術応用に加え、水資源の管理、エネルギー開発計画の改善、産業部門および環境安全における品質管理となっている。アジア・太平洋地域では、健康・農業・産業の各部門における原子力技術の応用に適した人材・制度の育成・強化のほか、原子力発電計画の導入に向けた基盤整備および原子力安全強化に対する支援である。欧州地域では、原子力発電計画を立案中の国々に対する支援と放射線利用による健康管理である。一方、ラテンアメリカ地域では、地域プロジェクトを推進する技術的な卓越性と指導力が特に強調されている。

なお、天野事務局長は2010年に就任以来、特に放射線を利用したがん治療に力を入れており、がん治療行動プログラム PACT を推進している。同プログラムは過去30年間に2億6千万ドルを投じ、130のプロジェクトにおいてがん診断、管理、処置を行ってきた。さらに、今後、数年のうちにサイバズドルフの研究所内にがんトレーニングセンターを設立し、放射線治療の専門家の訓練を提供する計画がある⁹⁸。

4. 中期戦略 2012-2017⁹⁹

技術協力の持続性を担保しつつ一層の推進を図るために、総会、理事会、SAGTAC等における議論を通じて5年毎に中期戦略を策定している。現在進行中の「中期戦略 2012-2017」では、2010年 NPT 運用検討会議の行動計画を踏まえ、加盟国の経験と知見を効果的に共有して技術移転の推進を図ることとされ、以下の6項目の戦略目的が策定されている。

- A. 原子力発電への利用促進
- B. 原子力に関する科学・技術・応用の強化・推進
- C. 原子力安全とセキュリティの向上
- D. 効果的な技術協力の提供
- E. IAEA 保障措置及び検認活動の効率向上と強化
- F. 効果的かつ革新的な管理・計画の提供

5. 我が国の貢献

我が国は、毎年、加盟国の中でもトップクラスの特別拠出金を提供しており、2011年度には、IAEA 平和利用イニシアティブに対する350万ドルを含め総額1200万ドル以上の特別拠出をIAEA技術

<<http://www.iaea.org/technicalcooperation/programme/TCDepartment/index.html>>

⁹⁶ IAEA Technical cooperation strategy

<<http://www.iaea.org/technicalcooperation/programme/policy-context/TC-Strategy/index.html>>

⁹⁷ IAEA Annual Report 2011 p.13 <<http://www.iaea.org/Publications/Reports/Anrep2011/yearinreview.pdf>>

⁹⁸ IAEA PACT Brochure: <<http://cancer.iaea.org/documents/PACTBrochure.pdf>>

⁹⁹ IAEA Medium Term Strategy 2012-2017: <http://www.iaea.org/About/mts2012_2017.pdf>

協力基金として IAEA に拠出した¹⁰⁰。また、IAEA の各局に様々なクラスの専門職とコストフリーの専門家を派遣するなど、IAEA の活動を積極的に支援している。

IAEA の地域協力の一つである RCA (アジア・太平洋地域の開発途上国を対象とした協力協定で、1972 年以来、地域の 17 ヶ国が参加し、29 プロジェクトを実施) において、医療・健康、放射線防護、および工業分野のプロジェクトに参加し、特に医療・健康分野の主導国を務め、加盟国間の技術支援協力を推進している。

6. 今後の課題

途上国に対する技術協力は IAEA の活動のうちでも大きな比重を占めており、その役割は今後も大きく期待されているものである。平和利用イニシアティブを含む加盟国からの拠出金で賄われている点から、国別、地域協力、地域間協力を通じた財政面と人材面における総合的な支援が強く望まれる。

一方、新たな原子力発電導入国の増加に加え、核開発懸念国の問題が未解決であり、IAEA の査察業務量の一層の増大が予測される中、IAEA の中期戦略の中で挙げられている IAEA 保障措置及び検認活動の効率向上と強化は急務の課題である。改良型の軽水炉に適用し得る先進保障措置技術、あるいは国レベルアプローチを指向した保障措置手法の導入等、取り組むべき技術課題の解決に向けた IAEA 加盟国の一致した協力が望まれる。

また、2012 年のソウル核セキュリティサミット¹⁰¹において新たに追加された放射線源の管理強化に沿って、産業・医療・農業・研究分野において利用される放射線源の管理、高放射線源の国内登録・管理、紛失・盗取された放射線源の回収等、必要とされる先進技術及びシステム開発を進めるために IAEA の果たす役割は大きく、この分野においても加盟各国の緊密な協力が不可欠である。

(玉井 広史)

¹⁰⁰ 平成23年第5回原子力委員会定例会議：

<<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/iinkai/teirei/siryo2011/siryo05/siryo2-4.pdf>>

¹⁰¹ 2012 Seoul Nuclear Security Summit Seoul Communiqué:

<http://www.thenuclearsecuritysummit.org/userfiles/Seoul%20Communiqué_FINAL.pdf>

第25項目： PUI (Peaceful Uses Initiative 平和利用イニシアティブ)

- ・2010年運用検討会議最終文書行動計画

Action 55：追加的特別拠出金の勧奨

Action 56：原子力平和利用の発展に必要な人材育成のための二国間及び国際的な取組み奨励

1. 概要

2010年5月のNPT運用検討会議において、米国が原子力の平和利用分野におけるIAEAの活動を支えるための財源として設立をよびかけたもの。このイニシアティブの下で、2011年より原子力発電導入基盤整備等の原子力発電分野、非原子力発電分野（環境、水資源、鉱工業、食品、農業、健康等における放射線の利用）及び安全・セキュリティに係る分野（放射線防護等）における途上国支援のためのIAEAプロジェクトを実施（先進国と途上国間の研究者の相互交流を促進するための調整研究プログラムを含む）。2012年3月時点で、米国、日本、チェコ、ハンガリー、韓国、ニュージーランド、スウェーデンからの拠出により2200万ユーロが集まり、IAEAの60の技術協力プログラムに充てられ、発展途上国を中心に100の加盟国が恩恵を受けている。

2. 経緯

- ・2010年5月に開催されたNPT運用検討会議において、原子力の平和利用分野におけるIAEAの活動を支えるための拠出と使途を米国政府が提案し、同会議の最終文書に採択された。

クリントン米国国務長官による一般演説要旨¹⁰²

- IAEAの新たな「平和利用イニシアティブ」に米国は5年間で5,000万ドルを拠出するとともに、他の加盟国による5,000万ドルの追加拠出を期待する。
- 資金を、原子力の平和利用を通じた、ヘルスケアと栄養摂取の改善、水資源の管理、食品安全性の向上、各国のインフラ整備に対する支援に利用する。

NPT運用検討会議において採択された最終文書

- パラ 55:IAEAの活動に対する特別拠出として今後5年間で1億ドルの資金を集めるイニシアティブに対し、各国の拠出を要請
 - パラ 56：原子力平和利用の発展に必要な人材を育成するための、国内、二国間及び国際的な取組みを奨励
- ・IAEAは第54回総会（2010年9月）において、PUIを歓迎する旨を表明した。

総会における採択文書 (IAEA GC(54)/RES/10)

- 今後5年間でIAEAの活動に対して1億ドルの特別拠出金を計画するとの加盟国の表明を歓迎するとともに、可能な限りの追加貢献を加盟国に対し要望する。
- ・2011年に各国から特別拠出金としてIAEAに拠出が行われ、この基金に基づくプロジェクトがIAEA技術協力局及び原子力エネルギー局、原子力科学・応用局、原子力安全・セキュリティ局の技術部署によって開始された。

¹⁰² Statement by Secretary of State Hillary Rodham Clinton to the 2010 Review Conference of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons (General Debate, May 3, 2010).

3. 現状

米国、日本、チェコ、ハンガリー、韓国、ニュージーランド、スウェーデンからの特別拠出金により集まった 2200 万ユーロ（2012 年 3 月時点）は、IAEA の各局が所掌する 60 の技術協力プログラムに振り分けられ、発展途上国を中心とした 100 の加盟国への支援に活用されている。各プロジェクトはテーマ別パッケージにとりまとめられ、加盟国からの支援要請を受けて実施されている。各局における実施内容は次のとおりである（2012 年 3 月現在）

（1）原子力科学・応用局

以下の分野の 29 プロジェクトで約 620 万ユーロ

- ・健康
 - 放射線医療と栄養に関する教育改善の訓練計画及びカリキュラム
 - 緊急時対応の向上のための生体被ばくに関するネットワーク
- ・農業
 - 不妊虫放飼技術を用いた寄生虫病対策に関する科学知識の共有
- ・水・環境
 - 水の有効性向上に関する IAEA イニシアティブ（iWAVE）：帯水層の水利用に関する認識を高める新しいプロジェクト（パイロットプロジェクトを実施）
 - 海域環境の保護のための有害物質源の追跡（加盟国のニーズ増大）

（2）原子力エネルギー局

IAEA の各局を横断的に渡る以下の分野の 33 プロジェクトで約 780 万ユーロ

- ・基盤整備
 - 原子力発電炉建設プロジェクトのための意識改革（ピアレビュー支援、法規の整備、緊急時対応の指針、原子炉運転に向けた能力強化、e-learning、等）
 - 原子炉の計画・開発に関する意思決定、導入支援
- ・燃料サイクル
 - ウラン採鉱（包括的な訓練パッケージ）
 - 使用済燃料貯蔵の性能証明（輸送を含む）
 - 従事者及び公衆に対する放射線防護、安全、セキュリティ
- ・研究炉
 - 教育訓練（地域の訓練プログラム、バーチャル炉）
- ・規制のための基盤整備

4. 我が国の貢献

我が国は、安全を確保した原子力発電の適切な導入支援、核軍縮・不拡散分野における先進国と途上国の対立構造の緩和及び協力関係の促進、更に米国が IAEA の強化として PUI を重視しており日米関係の一層の強化、との観点から PUI への参加を決定し、2011 年度より新たに予算を計上して特別拠出金の提供を開始した（拠出額は下表のとおり）。

拠出金額（百万円）

年度	H23	H24	H25
予算額	312	284	280
執行額	312		

(外務省平成 24 年行政事業レビューシート)

(玉井 広史)

第26項目： 核燃料サイクル国際管理

- ・ 2010年 運用検討会議最終文書における行動計画

Action 58 : Action 58 : 核燃料サイクルの多国間アプローチの進展に関する議論の継続

1. 概要

古くは、1940年代に提唱されたバルークプラン（核物質を国際機関にプールし希望国に貸与する構想）や1950年代にIAEAの発足に至ったAtoms for Peace演説を契機とする核物質の国際管理構想にその萌芽が見られるが、構想が本格化するのには濃縮・再処理に関する原子力ビジネスが活発となった1970年代であった。当時、インドが原子力平和利用のもとで核爆発を実施するなど、国際的な核拡散に対する懸念が高まり、NSGの設立による輸出管理の強化、米国の核不拡散法に代表される二国間協定による規制強化が実施されるとともに、国際的に核物質及び機微技術を管理する体制の構築も模索された（核燃料サイクルの全分野における核不拡散性を技術的に分析したINFCE（国際核燃料サイクル評価）、使用済燃料の国際協力による貯蔵管理を目的としたIPS（プルトニウム国際貯蔵）、IAEA憲章に基づく余剰プルトニウムの国際貯蔵を検討したISFM（使用済核燃料国際管理）、核燃料・資機材・技術の供給保証について議論したCAS（供給保証委員会）等）ものの様々な課題に直面し、実現に至らなかった。近年は先進国における使用済燃料の処理・処分の深刻化に加え新興国における発電炉導入計画の急増に伴い、フロントエンド及びバックエンドを通じた核不拡散体制の強化・推進、新興国における原子力利用の基盤整備が喫緊の課題となっており、IAEA等においてこれらの諸課題に関する議論が進み、その一部については国際的な枠組みの構築が実現している。

2. 過去の国際管理構想

(1) 国際核燃料サイクル評価（INFCE）¹⁰³

インドの核実験を契機とする核不拡散強化の国際的気運と米国議会における核不拡散強化論を背景として、原子力平和利用と核不拡散の両立の方策を探るため、米国カーター大統領(当時)の提唱により、1977年から2年余りに渡って開催され、核燃料サイクルの全分野における技術的・分析的作業を実施した。1980年に公刊された報告書では、IAEA保障措置を基幹とすることにより、核燃料サイクルの進展による核拡散のリスクを十分に抑制することが可能であり、保障措置の改良に加え、国際的制度の構築、技術的代替手段の確立の努力が重要であるとの結論がまとめられている。米国は当初、地域的枠組みを含む新たな措置による核不拡散の強化を構想していたが、平和利用の権利の障害を嫌った利用国の利害と対立した結果、地域枠組みのような結論には至らなかった。

(2) プルトニウム国際貯蔵（IPS）¹⁰⁴

再処理により抽出されたプルトニウムのうち余剰分をIAEAに預託し国際的な管理の下で貯蔵することにより、軍事目的への転用防止とプルトニウムの平和利用推進を図る構想で、エクランドIAEA事務局長(当時)の提唱により1978年に検討が開始されたものである。西側先進国の主導によ

¹⁰³ 原子力白書（昭和55年版）第4章 国際関係活動 3. 核拡散防止に関する国際秩序形成のための国際的協議と我が国の立場 <<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/hakusho/wp1980/sb2040301.htm>>

¹⁰⁴ 原子力白書（昭和63年版）第9章 核不拡散 2. 核不拡散に関する国際的協議 <<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/hakusho/wp1988/sb2090201.htm>>

り当初の構想で案の検討が進められたが、まとめの段階になって発展途上国より規制を極力緩和しようとする案が出され、更に IAEA による強い規制を課す案が提示された。以上の 3 案について調整がつかず、三論併記の形で報告書がまとめられ、1992 年、IAEA 理事会への報告を以って専門家会合レベルの検討を終了した。その後、IAEA 理事会の場で本構想の取組みについて検討が行われたが調整がつかず、議論は凍結され今日に至っている。

(3) 使用済燃料国際管理 (ISFM) ²

将来的に使用済燃料が貯蔵容量を大幅に上回ることが予想されたことから、これを国際的に貯蔵・管理しようとする構想で、1979 年、IAEA の第 1 回専門家会合で検討が開始された、その後、技術・経済に関する検討と制度・手続きに関する検討を行う 2 つのサブグループにおいて検討が進められ、暫定貯蔵に適した貯蔵技術、使用済燃料の管理を促す要因、本構想に関連する IAEA の役割等が示され、1982 年の第 6 回会合で最終報告書が取りまとめられた。使用済燃料の管理は先進国と途上国の双方にとって共通の課題であることから大きな意見の相違が顕在化しなかったものの、実際に適当な立地点を特定できなかつたため、本構想が実現に向けて動き出すことはなかった。

(4) 供給保証委員会 (CAS) ²

核不拡散を確保しつつ原子力資機材、技術及び核燃料サービスの供給をいかに保証するかを検討するため、エクランド IAEA 事務局長(当時)の提唱により 1980 年に IAEA 理事会が設置したもので、3 つのワーキンググループにおいて、国際協力の原則、緊急事態とバックアップメカニズム、原子力協力協定改定のメカニズムについて検討を行った。しかしながら、供給保証が機微技術等の国際的な拡散防止に寄与できるとする意見の一方で、供給国が必要以上に資機材・技術の移転を制限することになり、平和利用の権利が阻害されるとする途上国の意見が出て対立が顕在化し、国際原子力エネルギー協力、核不拡散の基本原則及び危機対応メカニズムのいずれについてもコンセンサスには至らなかつた。

3. 現在、実施あるいは議論されている主な構想

(1) 国際プルトニウム管理 (IPM)

1992 年、原子力発電の増大によるプルトニウムの余剰傾向と冷戦の終結に伴う核兵器解体プルトニウムが発生する状況に直面し、IAEA はプルトニウムの蓄積量予測や適切な国際管理の在り方に関する検討を開始した。1994 年にはプルトニウム利用に関係する 9 ヶ国(米、ロ、英、仏、中、日、ベルギー、独、スイス)を中心に国際プルトニウム管理の在り方について検討を開始し、1997 年、IAEA に「国際プルトニウム指針」の採用の決定と、合わせてそれぞれ自国のプルトニウム利用計画及び保有量を報告した。これを受け、IAEA は国際プルトニウム指針、各国のプルトニウム管理政策、プルトニウム保有量を公表した¹⁰⁵。同指針ではプルトニウム管理に係る基準等の体系化、透明性の向上、国際輸送と保安に係る規定が盛り込まれており、指針に基づいて各国は毎年末時点のプルトニウム保有量を IAEA に報告することとされている。

我が国は、原子力政策大綱に「使用済燃料を再処理し回収プルトニウム、ウランを有効利用する」とのプルトニウム利用の基本方針と「利用目的のないプルトニウム(余剰プルトニウムを持たない)」

¹⁰⁵ [INFCIRC/549](#)

とのプルトニウム保有の基本的考え方を規定し、プルトニウム指針に基づいて分離プルトニウム管理状況を毎年IAEAに報告するとともに公表し、プルトニウム平和利用の透明性確保を図っている。

(2) 核燃料供給保証

濃縮・再処理に関する機微技術及び施設の拡散を防止するため、これらの技術等を保有していない国が自国に技術導入を行おうとするインセンティブを抑制することを目的とした、ウラン燃料の供給を保証する国際的な枠組みである。この枠組みについては、2003年10月に当時のエルバラダイ IAEA 事務局長が濃縮・再処理施設の多国間管理構想を最初に発表したほか¹⁰⁶、同事務局長からの諮問を受けた専門家グループが、核不拡散・核セキュリティに関する国際協力を推進するための核燃料サイクルの多国間アプローチに関する検討を行い、2005年「核燃料サイクルの多国間アプローチ」と題する報告書を IAEA 事務局等に提出した¹⁰⁷。これは後に米・ロ・欧州等から提案され IAEA において議論されてきた様々な構想のベースとなるもので、概要を次節(a)に示す。また、各国から提案された様々な構想の特徴を末尾の表にまとめた。これらのうち、現在、枠組み構築がなされたもの、あるいは構築に向けた具体的な進展が見られている提案の経緯と現状について(b)-(d)に、日本が独自に行った提案について(e)に、それぞれ概説する。

(a)核燃料サイクルの多国間アプローチ

報告書では、施設の形態として「所有権はそのまま」「既存の施設を多国間に転換」「合同の施設を新設」という3つを想定し、核燃料サイクルの様々な活動（濃縮、再処理、処分、貯蔵、燃料リース）について評価した。また、保障措置、輸出管理、条約・協定等の国際約束との整合性についても議論している。そして、「核不拡散の担保」と「供給サービスの担保」という従来、同時には完全に満足されなかった二項目を成立させるのは多国間アプローチであると結論付け、核不拡散を担保しつつ供給保証を行うために、以下の5つのアプローチを順次導入していくことを提案している。

- ・ 既存の市場メカニズムの強化
- ・ IAEA が参画し国際的な供給保証を推進：
- ・ ボランタリーベースで既存の施設を多国間管理に転換
- ・ 多国間あるいは地域間の施設の新設
- ・ 強固な多国間取極あるいは協力による核燃料サイクルの拡張

(b)核脅威イニシアティブ (NTI) 提案に基づく IAEA 核燃料バンク

2006年9月に IAEA において NTI が提案した構想¹⁰⁸で、IAEA が所有し管理する供給保証用の核燃料バンクを創設するために加盟国からの拠出を募ったものである。これを受け各国から資金提供の申し出があり、2009年3月にバンク設立の資金条件が満たされ、2010年12月、IAEA 理事会においてバンクの設立が議決された。バンクを設置するホスト国についてはカザフスタンからの申し出があり、候補地の核セキュリティ・核物質防護、保障措置に関するインフラの整備状況の調査

¹⁰⁶ “Towards a Safer World”, Dr. Mohamed ElBaradei, 16 October 2003, Op-Ed, published in The Economist <<http://www.iaea.org/NewsCenter/Statements/2003/ebTE20031016.html>>.

¹⁰⁷ [INFCIRC/640](http://www.iaea.org/NewsCenter/Statements/2005/INFCIRC/640)

¹⁰⁸ NTI Homepage: <http://www.nti.org/c_press/release_IAEA_fuelbank_091906.pdf>.

の結果、2011年9月にIAEAバンクのサイトとして適切であると判断された。2012年5月にはIAEAとカザフスタンの間でホスト国が締結する協定に関する正式交渉を開始したが、本年3月のIAEA理事会で正式にサイト地を発表するとともに早期にバンク設立作業計画を具体化する見込みである。

(c)米国核燃料供給保証 (American Assured Fuel Supply)

2005年9月のIAEA総会でDOEが発表した構想で、米国が保有する解体核弾頭から得られた17.4トンの高濃縮ウランを希釈して低濃縮ウランの備蓄を創設するものである。2007年よりIAEAの検認下で高濃縮ウランの希釈が開始され、2012年3月のIAEA理事会において高濃縮ウランの希釈が完了し約230トンの低濃縮ウランが備蓄された旨の発表を行った。

これに先立って2011年8月、DOE/NNSAは米国核燃料供給保証が利用可能になる旨の発表を行い、本供給保証を受けるための条件及び手続を公表した¹⁰⁹。この中で、濃縮ウランの受給条件として、受領国が1978年米国核不拡散法に規定されている基準（IAEA保障措置の適用、核爆発装置への使用・研究開発の禁止、核物資防護措置、第三国移転および再処理等に対する米国の事前同意）を満足するとともに、米国との間で原子力平和利用に関わる二国間協定の締結が要求されている。本供給保証は、IAEAが主宰する国際核燃料バンクとは独立したものであり、受領国に対し複数のオプションを提供するという点でIAEAの同バンクを補完するものであるといえる。

(d)ロシア提案の国際ウラン濃縮センター (International Uranium Enrichment Center: IUEC)

2006年に発表された構想で、各国から出資を受けてアンガルスク（ロシア）に濃縮役務の提供と供給保証用のウラン備蓄を行うための拠点を設立するものである¹¹⁰。濃縮ウランの供給は自国内でウラン濃縮の技術開発を行っていない国にのみ行い、またウラン濃縮技術に関する情報は出資国に提供しないブラックボックス方式とされている。

2009年11月には、ロシア提案に係る協定案（創設に係るIAEA-ロシア間の協定および濃縮ウラン供給に係るIAEA-受領国間のモデル協定）がIAEA理事会で承認され、更にIAEA2010年3月にIUECの管理運営を行うロシア原子力公社ROSATOMとIAEAとの間でIUECにおける低濃縮ウラン備蓄の創設に係る協定の署名が行われ、活動が本格化した。IUECからの初の燃料供給は2012年5月にIUECとウクライナの間で署名された低濃縮ウランの供給に関する協定に基づいて行われ、ウクライナからIUECへの天然ウラン提供、IUECでの濃縮、ROSATOMの燃料会社TVELにおけるウクライナの発電炉用燃料（1000MWt炉の約半分の装荷量）への加工に至っている。現在、IUECに対する出資国と出資比率はロシア70%、カザフスタン、ウクライナ、アルメニアがそれぞれ10%となっているが、IUECは新たな出資国の参加を歓迎している。

(e)日本提案のIAEA核燃料供給登録システム

2006年9月のIAEA総会特別イベントにおいて提案された構想¹¹¹で、濃縮ウラン及び濃縮役務の提供だけでなく燃料加工等をはじめ核燃料サイクルのフロントエンド全体をカバーしていることに特色がある。

¹⁰⁹ Federal Register/ Vol.76, No.160/Thursday, Aug. 18, 2011/ Notices.

¹¹⁰ [INFCIRC/667](#)

¹¹¹ [INFCIRC/683](#)

このシステムにおいては、参加国はウラン精鉱、回収ウランを含む燃料備蓄、転換、濃縮及び燃料加工の能力（現保有量及び供給能力）を IAEA に通知・登録し、更に、サービス等の供給能力に応じて 3 段階に区分されたレベルを毎年、IAEA に通知する。一方、IAEA はシステム全体の管理、情報のデータベース化、供給条件の検討を行うとともに、実際に供給ニーズが発生した際、仲介及び国際市場のモニタリングを行うことになっている¹¹²。

2009 年 1 月に、フロントエンドにおける燃料供給の現状等に関する理解促進を目的に IAEA 理事会議場で開催された **Seminar on Global Nuclear Fuel Supply** においても本構想が紹介され、当時、NAM 諸国が供給保証の議論のテーブルに着かない状況の中、供給保証メカニズムの議論を前に進めるためのきっかけの一つになったと評価されている。

（3）国際原子力エネルギー協力フレームワーク（IFNEC）

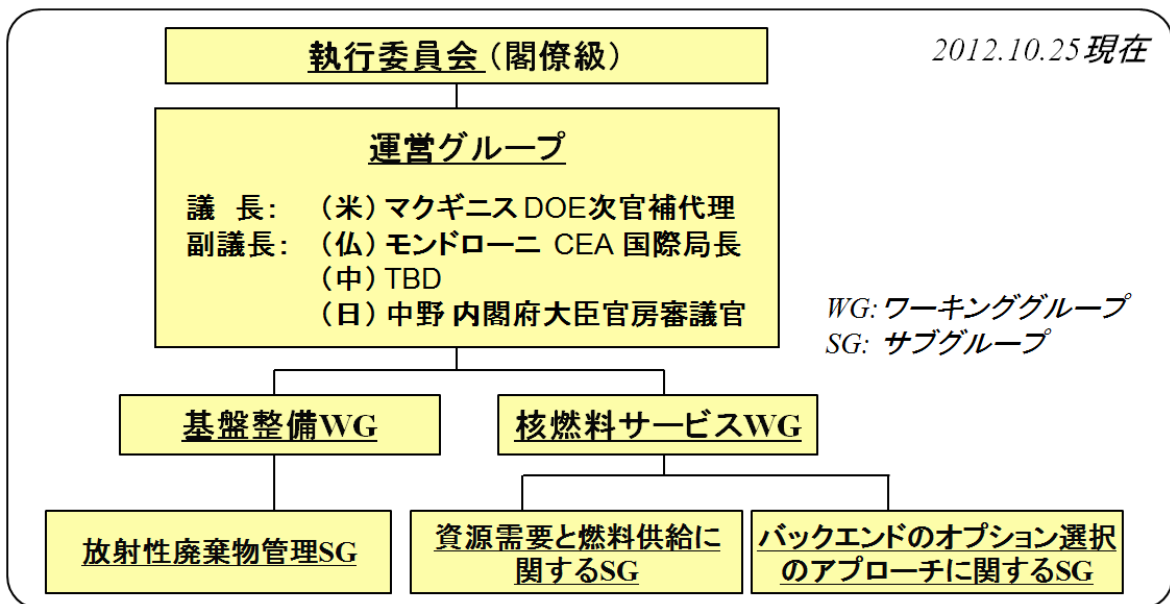
2005 年、世界的なエネルギー需要の増大と原子力利用の拡大に伴う核拡散の懸念を背景に、当時のブッシュ米国大統領が原子力利用に関する包括的イニシアティブとして国際原子力パートナーシップ（GNEP）を提唱した。この中に、フロントエンドとバックエンドの双方について核燃料供給サービスの確立が謳われ、また、米国内での活動を対象としたプログラムと国際協力を進めるものとに分かれ、国際協力については協力組織が構築されていた。

2009 年、オバマ政権下で GNEP の米国内プログラムが終了したことを受け、国際協力を継続するため名称を IFNEC と変更し、組織、活動内容はそのまま引き継がれた。IFNEC は、「原子力エネルギー平和利用の促進のため、参加国相互に有益なアプローチを探求するためのフォーラムを形成し」「参加国はいかなる権利も放棄する必要がなく、ボランティアベースで努力を分かち合う」こととされている¹¹³。

メンバーは、正式な参加国（32 ヶ国：日米等原子力利用主要国）、オブザーバー（31 ヶ国と 3 国際機関：IAEA, GIF, EURATOM）とで構成され（2012 年 10 月現在）、下図に示す組織体制（GNEP から継続）で運営されている。

¹¹² 小林直樹他、「核燃料供給保証システムについての調査」JAEA-Review 2009-035（2010年3月）。

¹¹³ IFNEC homepage <<http://www.ifnec.org/>>



IFNEC の組織体制

フォーラム形式の実質の議論をする場合は基盤整備（プラントの安全かつ効率的運転、放射性廃棄物の安全・セキュリティ・持続的管理、インフラ整備・人的資源の開発）と核燃料サービス（燃料サービスの世界市場への提供、核拡散リスクの低減に合致した原子力利用オプションの提供）の二つのワーキンググループであり、それぞれ、図に示したサブワーキンググループで更に専門的な議論を進めている。主に進められてきた議論は、中間貯蔵および地層処分に関する国際協力、原子力エネルギー事業に関するファイナンスであり、更に東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「1F事故」と表記）後は安全対策、緊急時の備え、賠償・資金調達に関する課題が俎上に乗っている。2012年10月、モロッコで開かれた執行委員会会合では共同声明を发出し、1F事故の教訓に関する情報交換と国際的議論の継続、燃料供給サービス構想の議論および作業の継続、平和利用の基盤整備支援のためのベストプラクティスの促進を表明した。

4. 今後の課題

2005年に燃料供給保証の構想が提案された際は、「濃縮・再処理を行わない国」が燃料供給を受ける条件とされていたが、構想の実現に至る過程でG77やNAM諸国の間に「この条件がNPT第IV条の原子力平和利用の権利の制限となり、「持つ国」と「持たざる国」の新たな二分化に繋がる」等の懸念が広がってIAEAにおけるバンク設立の手続きが進まなかったことを踏まえ、現在結ばれている供給保証に係る協定のいずれも「濃縮・再処理を行わない国」との条件は課されていない。これは、燃料供給保証構想が本来意図していた機微技術の拡散防止の効果の点では後退した感があるのは否めないが、保障措置や核物質防護等の担保が見込まれることから核不拡散の強化の観点からは一定の効果があると考えられよう。一方、燃料供給の発動条件の一つに「核不拡散以外の政治的な理由（技術的もしくは商業的な理由を除く）によって核燃料の供給が途絶した場合」とあるが、このような理由とはいかなるものか、それによって燃料供給を要請する加盟国が具体的に想定されるか、等については明らかとなっておらず、今後の議論に委ねられよう。

バックエンドについては、公式にはIFNECの場での国際管理の議論が進められてはいるものの具体的な検討には至っておらず、主に国ごとの対応となっている。ウラン燃料の市場が安定している現在、フロントエンドにさしあたっての緊急性は見られないのに対し、使用済燃料の貯蔵や放射

性廃棄物の処分等は喫緊の課題である。一国の中ですら処分場はおろか中間貯蔵上の選定すら難航する中で、国際管理に関する議論を深めていくことは困難を極めよう。しかし、今後、アジアや中東における新規原子力発電導入国の増加が見込まれる中、バックエンドの管理体制の構築について新興国にベストプラクティスを示していくことが原子力先進国の責務であろう。

(玉井 広史)

主な核燃料供給保証の提案

提案名	米提案：LEU 備蓄	六ヶ国（仏、独、 蘭、露、英、米） 提案：マルチラテ ラル・メカニズム	NTI 提案： IAEA 核燃料バンク	日本提案： IAEA 核燃料供給 登録システム	ドイツ提案： 多国間管理によ る濃縮サンクチュ アリー・プロジ ェクト (MESP)	ロシア提案： アンガルス濃 縮センター (IUEC)	英国提案： 核燃料保証（旧濃縮ボ ンド提案）
項目	2005年9月	2006年5月	2006年9月 IAEA 特別イベント時	2006年9月 IAEA 特別イベン ト時	2006年9月 IAEA 特別イベン ト時	2006年1月	2007年6月(濃縮ボン ド) 2009年3月(核燃料保 証)
発端	機微な技術 や施設の拡 散防止	機微技術（濃縮、 再処理）の拡散防 止	核燃料サイクル施 設を建設しないこ とを選択した国へ の支援	・核燃料市場の透 明性・予測可能性 の向上 ・フロント・エン ド全体が対象	拡散防止と核燃 料への確実なア セスの確立の ための核燃料サ イクルの多国間 管理化	濃縮を含めた 核燃料サイク ル・サービス を提供する国 際的なセンタ ーの創設	エネルギー安全保障に 合致した原子力平和利 用の推進及び導入の支 援
目的							
概要	・解体核起源 の17.4トン のHEUを希 釈してLEU を備蓄 ・IAEAの供 給保証メカ ニズムをバ ックアップ するもの	・3層からなる供給 保証体制 第1層：市場原理 による供給 第2層：IAEAのサ ポートを伴う濃縮 事業者のバックア ップ 第3層：各国/IAEA によるLEU備蓄 ・IAEA事務局長報 告（2007年6月） のベース	・IAEA核燃料バン ク創設に5千万ド ルを拠出 条件1：IAEAが2 年以内に必要なら ば行動を起こすこと （後に1年延長） 条件2：他の加盟国 等から1億ドル(or 相当の現物)拠出	・天然ウラン、 LEU、転換・濃 縮・燃料製造等、 供給能力を登録 ・以下の三つのレ ベルを明示 レベル1：商業規 模での輸出なし レベル2：すでに 商業規模での輸 出あり レベル3：短期間 で輸出可能な備 蓄あり ・六ヶ国提案を補 完	どの国の主権も 及ばない非主権 地帯を設け、 IAEAが管理する 多国間ウラン濃 縮施設を建設 ・核燃料バンクも 設置 ・通常の濃縮役務 供給に核燃料バ ンクも加えるも の	・露アングアル スクに国際ウ ラン濃縮セン ター (IUEC) を設置 ・参加国は濃 縮役務の優先 的オプション ・120tのLEU を備蓄 ・濃縮サービ スと出資、燃 料バンクを組 合わせたもの	供給国、受領国、IAEA とで予め協定を締結し ておき、供給途絶が起 こった場合、IAEA保障 措置の適用・原子力安 全・核物質防護等の要 件を満たしていること を前提にIAEAの承認 のもとで供給 ・六ヶ国提案を補完(第 2層に相当)

備蓄の規模	230トン(100万kW級原子炉の約6回分の取替燃料に相当)	IAEA保障措置協定違反がなく、原子力安全と核物質防護の国際基準を満たしていること	100万kW級の加圧水型原子炉のコア燃料をカバー	仮想の備蓄(既存契約への割り込みで対応)	120トン(100万kW級原子炉の2回分に相当)	IAEAにより受領国内の全ての核物質が平和目的に利用されているとの判定、包括的保障措置協定・追加議定書の発効、濃縮・再処理に係る研究開発・運転・資機材の購入・製造を行わないとの約束
受給要件	市場での供給途絶が起こった場合、一定の核不拡散の条件に合致する受領者が利用可能	IAEA保障措置協定違反がなく、原子力安全と核物質防護の国際基準を満たしていること	異例な事態により市場からのLEUの調達が可能になった場合、直近の保障措置実施報告において、対象国に申告した核物質に転用の事実がなく保障措置の実施に関し問題がないこと	市場での供給途絶が起こった場合。保障措置の適用、追加議定書の発効、核物質防護措置、原子力安全等について、別途考慮すべき	自国内でウラン濃縮の技術開発を行っていないこと	
供給可否の決定者	国務省の同意、商務省・国防省の助言を受け、DOEが決定		IAEA事務局長	IAEA事務局長		
進捗状況 2013年 2月現在	2011年8月のDOEの発表後、特段の進展なし	提案後、特段の進展なし	IAEA-カザフスタン間でホスト国協定の締結交渉中。2013年3月にサイト地を正式発表の見込み	提案後、特段の進展なし	IUEC-ウクライナの低濃縮ウランの供給に関する協定に基づき、燃料加工を実施中(IUECからの初の供給)	2011年3月のIAEA理事会において提案を採択、同年5月、IAEAは提案の内容と供給国・受領国・IAEAが締結する協定のモデルを加盟国に回付

第27項目： 中東問題

- ・ 2010年 運用検討会議最終文書行動計画

IV. 中東、特に1995年の中東決議履行

7. 国連事務総長及び中東決議の共同提案国（米、英、露）が、すべての中東諸国の参加する会議を2012年に開催すること

1. 経緯

中東の核兵器拡散問題は、特に1995年以降、NPT運用検討会議の成否を左右する問題の一つとなってきた。NPT締約国でありながら核兵器取得の意思が強く懸念されたイラクやイランは、両国の問題を会議で採択される文書に厳しい文言で言及しようとする米国に強く抵抗し、そのせめぎ合いは、しばしば会議最終日までもつれ込んだ。また、エジプトを中心とするアラブ諸国は、中東において唯一NPTに加入せず、核兵器の保有を肯定も否定もしない「曖昧政策」を維持するイスラエルの核問題が会議で採択される文書に適切に盛り込まれなければ、そうした文書の採択には反対するとの強い姿勢で臨んできた。

特に後者の問題に関しては、米国は、イスラエルとの「特殊な関係」に配慮しつつも、核不拡散体制の維持および強化という最優先課題のために運用検討会議を「成功」させる必要性から、一定の配慮を示してきた。1995年の運用検討・延長会議では、イスラエルがNPTに加入しない限りは条約の無期限延長を支持しないとエジプトが表明するなかで、コンセンサスでのNPT無期限延長を達成すべく、「中東決議」が採択された。この決議では、地域のNPT非締約国に対して、条約への早期加入およびIAEA包括的保障措置協定の受諾が求められたが、NPT非締約国名は明記されなかった。

2000年の運用検討会議では、中東問題を含む「地域問題」を取り扱う補助機関を設置するとのアラブ諸国の主張が受け入れられ、さらにコンセンサスで採択された最終文書では、イスラエルを含む非締約国名が明記された上で、NPTへの非締約国としての加入などが求められた。

他方、国連総会では、イランおよびエジプトが初めて提案した1974年以来、中東非核兵器地帯に関する決議が採択され、1980年以降はイスラエルも反対せず、コンセンサスでの採択が続いている。1990年にはエジプトが、核兵器のみならず生物・化学兵器を含むすべての大量破壊兵器（WMD）を地域から除去するという中東非WMD地帯の設置を提案し、これについてもイスラエルを含む地域諸国は原則として賛成している。しかしながら、イスラエルが「曖昧政策」を放棄してNPTに加入する見通しは立たず、イラン核問題や一部のアラブ諸国による生物・化学兵器保有（疑惑）などとも相俟って、中東非WMD地帯の設置に向けた具体的な動きは見られなかった。

2. 2010年NPT運用検討会議

2004年のアラブ・サミット（チュニジア）において、国連の傘下で中東非核兵器地帯の設置を議論する国際会議の開催を求める宣言を行ったアラブ連盟は、2005年のNPT運用検討会議以降、中東非核兵器地帯に関する国際会議を国連が開催するよう提案してきた¹¹⁴。さらに、2010年の運用検討会議では、アラブ連盟としての提案とは別に、エジプトが、中東非核兵器地帯の設置に関する交渉を2011年

¹¹⁴ [NPT/CONF.2005/WP.40, 17 May 2005](#); [NPT/CONF.2010/PC.I/WP.28, 3 May 2007](#);
[NPT/CONF.2010/PC.II/WP.2, 9 April 2008](#); [NPT/CONF.2010/WP.29, 13 April 2010](#).

までに開始するよう求めた¹¹⁵。

2010年運用検討会議の成功が核不拡散体制の強化に極めて重要だと位置付けていた米国は、会議前からエジプトやアラブグループと非公式に緊密な協議を継続し、アラブ諸国が強く求めていた中東非核兵器地帯に関する国際会議の開催について、事前にエジプトと合意していたとされる¹¹⁶。「交渉」マナーについて、米国が現在の安全保障環境では時期尚早だと立場を崩さず¹¹⁷、また核問題だけでなく他のWMDの問題も含まれることとなったが、会議の最終文書において、「核兵器および他の大量破壊兵器のない中東地帯」(a Middle East zone free of nuclear weapons as well as other weapons of mass destruction)に関して、国連事務総長および「中東決議」の共同提案国(米、英、露)が、すべての中東諸国の参加する会議(以下、「2012年中東会議」)を2012年に開催することが明記された。最終文書では、国連事務総長および「中東決議」の共同提案国が、地域諸国と協議しつつ、ファシリテーターを任命すること、ファシリテーターは2012年中東会議の開催を準備するとともに、2012年中東会議で地域の参加国により合意されたフォローオンのステップの履行を支援すること、2015年運用検討会議およびその準備委員会に報告を行うこととされた。

3. その後の展開

しかしながら、2010年運用検討会議の終了直後から、2012年中東会議の開催は極めて難しいタスクであることが、改めて認識された。イスラエルが、イスラエルを名指しする一方でイランに言及していない最終文書を「欠陥があり偽善的だ」として強く批判するとともに、「NPTの非締約国として、イスラエルは(運用検討)会議の決定による義務を負うことはない」¹¹⁸とし、中東会議への不参加を示唆したためである。米国のトウシャー国務次官は運用検討会議の終了に際して、「米国が極めて遺憾に思う最終文書でのイスラエルの名指しによって、米国がイスラエルの会議出席の条件を整えることができるかどうかははなはだ疑問だ」¹¹⁹と述べ、ジョーンズ大統領補佐官も、「米国は2012年の会議に大きな懸念を抱いており、最終文書の中東部分でイスラエルの名指しが決定されたことを遺憾に思う。…2012年の会議の共催国として、米国はすべての国が出席できる場合にだけ、会議が確実に開かれるようにする。…イスラエルが不当に名指しされたため、2012年の会議に中東地域の重要国がすべて出席するかどうかは疑問である」と発言した¹²⁰。

¹¹⁵ [NPT/CONF.2010/WP.14, 25 March 2010.](http://www.un.org/News/Press/docs/2010/01/100111.nptconf2010wp14.html)

¹¹⁶ Julian Borger, “US and Russia to Propose Ban on WMD in Middle East,” *The Guardian*, May 2, 2010, <<http://www.guardian.co.uk/world/2010/may/02/major-powers-propose-ban-wmds-middle-east>>.

Alison Kelly, “NPT: Back on Track,” *Arms Control Today*, Vol. 40, No. 6 (July/August 2010), <http://www.armscontrol.org/act/2010_07-08/kelly>.

¹¹⁷ William Potter, Patricia Lewis, Gaukhar Mukhatzhanova and Miles Pomper, “The 2010 NPT Review Conference: Deconstructing Consensus,” *CNS Special Report*, June 17, 2010, p.11.

¹¹⁸ “Statement by Government of Israel on NPT Review Conference Middle East Resolution,” 29 May 2010, Israel Ministry of Foreign Affairs, <http://www.mfa.gov.il/MFA/Government/Communiques/2010/Statement_Government_Israel_NPT_Review_Conference_29-May-2010>.

¹¹⁹ Ellen Tauscher, “United States Closing Statement at the 2010 NPT Review Conference,” New York City, May 28, 2010, <<http://www.state.gov/t/us/142370.htm>>.

¹²⁰ “Statement by the National Security Advisor, General James L. Jones, on the Non-Proliferation Treaty Review Conference,” May 28, 2010. <<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/statement-national-security-advisor-general-james-l-jones-non-prolifer>>

ファシリテーターの任命も難航した。最終的にフィンランドのラーヤバ (Jaakko Laajava) 国務次官が任命され、同国が会議のホスト国になることが決まったのは、運用検討会議から1年以上が経過した2011年10月であった。ラーヤバ大使はその後、精力的に関係国との協議を重ねたが、4月上旬のイスラエルとの協議でも、エジプトやシリアを含む中東諸国での進行中の紛争が会議に先立って解決されるべきだと主張するイスラエルから、会議の参加について回答を得ることはできなかった¹²¹。核問題で西側諸国やIAEAと対立するイランも、イスラエルの核問題が地域における最大の問題だと主張する一方で、2012年中東会議への参加に関する態度は明らかにしなかった。

2012年NPT準備委員会の時点で、ラーヤバ大使は、関係国などとの100を超える協議を行ったこと、議論は前向き (positive manner) になされたことに触れつつ、「会議の議題、モダリティ、および手続き事項をまとめるために、一層の協議が必要だ」とも認めた¹²²。同準備委員会では、エジプトは2012年準備委員会において、同年3月のアラブ・サミット参加国が、中東非大量破壊兵器地帯に関する2012年の中東「会議は核の領域におけるアラブ諸国の政策にとって分岐点であり、その失敗は (NPTに関する) 政策の見直しをもたらさうる」 (括弧内引用者)¹²³としたことに触れて警告したことも注目された。

他方、IAEAにおいては、2000年以来検討されてきた中東非核兵器地帯に関する会議 (「Forum on Experience of Possible Relevance to the Creation of a Nuclear-Weapon-Free Zone (NWFZ) in the Middle East」) が2011年11月に開催された。この会議は、信頼醸成措置や検証措置を含め、既存の非核兵器地帯の経験と中東の問題について議論することを目的に位置づけ、中東非核兵器地帯の設置に向けた努力の継続などを提案する議長サマリーが提出された。なお、この会議にはイスラエルは参加したものの、イランは、イスラエルが「NPTに加入せず、国際機関と協力しない限り、この種の会議は無益であり、成功しない」 (ソリターニ・イラン大使) として参加しなかった。

またIAEAの文脈では、アラブ諸国が総会で、長年提案してきたイスラエル核問題に関する決議について、2011年および2012年には提案しなかった。これは、2012年中東会議へのイスラエルの参加にマイナスと考えた西側諸国などが、会議に向けて好ましい状況を構築するために、アラブ諸国に提案しないよう要請し、アラブ諸国もこれを受け入れたためである。

その後も、ラーヤバ大使による関係諸国との協議をはじめとして、会議の開催に向けた努力が続けられた。2012年12月17日から3日間での会議の開催が調整されていると報道された。さらに2012年11月に欧州の民間研究機関が開催した会議で、イランのソリターニIAEA大使が、中東会議への参加の意向を明言した (ただ、この発言がなされた頃には会議の延期はほぼ決まっていたとされる)¹²⁴。しかしながら11月23日、米 국무省より、「中東の現下の状況、ならびに地域諸国が受諾可能な条件に合意

[ation-treaty->](#)

¹²¹ “Israeli Officials, Envoy Quietly Discuss WMD-Free Zone Conference,” *Global Security Newswire*, April 11, 2012, <<http://www.nti.org/gsn/article/israel-envoy-quietly-discuss-wmd-free-zone-meeting/>>.

¹²² “Report of the Facilitator to the First Session of the Preparatory Committee for the 2015 Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons,” 8 May 2012.

¹²³ “Statement by H.E. Ambassador Ahmad Fathalla, First Under Secretary, Ministry of Foreign Affairs of the Arab Republic of Egypt,” Before the First Preparatory Committee for the 2015 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Cluster II, 8 May 2012.

¹²⁴ “Iran Pledges to Attend Planned WMD Summit,” *Global Security Newswire*, November 6, 2012, <<http://www.nti.org/gsn/article/iran-israel-join-informal-gathering-eye-wmd-summit/>>.

できなかったことにより、会議を開催できない」ことが発表された¹²⁵。ラーヤバ大使は、会議の可能な限り早期の開催のため努力を継続するとし、「できるだけ早期に多国間の協議を行うよう提案する」と述べた¹²⁶。

エジプトやアラブ連盟は、会議延期の原因がこれへの参加の意思を表明しなかったイスラエルにあると批判し¹²⁷、アラブ連盟のエル・アラビー事務局長は、その延期が「地域安全保障、ならびに核拡散を防止する国際的なシステム全体にネガティブな影響を与えるだろう」¹²⁸と述べた。またイランのソリターニ IAEA 大使は、イスラエルの核兵器能力を支持したい米国は、イスラエルのために中東会議を人質にしたと批判した¹²⁹。

4. 展望

米国とともに中東会議の開催国であるロシアおよび英国は、会議延期の発表の際に、2013 年中に開催するよう求めた。ロシアは、NPT 準備委員会を意識しつつ同年 4 月までに開催するよう求め、その声明では「追加の数ヶ月は、適当な準備に十分であろう」とも述べている¹³⁰。ただ、本稿執筆時点では、会議開催の見通しは依然として示されていない。米国など中東会議の主催者は、延期をもたらした具体的な理由には言及していないが、会議の議題やモダリティを確定できなかったこと、また会議に対するイスラエルの消極性とイランの曖昧な態度、シリア内戦の激化、地域諸国の内政の不安定化などといった問題が複雑に絡み合ったことによると考えられる。こうした問題を超えて 2013 年 NPT 準備委員会までに会議を開催するのは容易ではない。

上述のように、アラブ諸国は、中東会議が失敗すれば核の分野における政策を見直すとしている。その「政策の見直し」が具体的に何を指すかは明らかではないが、少なくとも中東会議開催までは、アラブ諸国は NPT 運用検討プロセスに厳しい態度で臨むことは間違いない。中東会議が開催されなければ、2013 年準備委員会をアラブ諸国がボイコットする可能性も懸念されている¹³¹。

WMD 拡散問題が凝縮され、根深い紛争状況も続く中東において、非 WMD 地帯に関して中東諸国が一堂に会する会議を開催するのはもとより容易ではない。域外諸国の果たしうる役割にも限界がある。他方、NPDI のメンバーには中東の一国である UAE、ならびに中東に隣接するトルコが含まれている。NPDI が、そうしたメンバーシップを活かした働きかけを一層活発化させることは、会議の開催、またその間の NPT 体制へのダメージ低減に必要なと思われる。

¹²⁵ Victoria Nuland, Department Spokesperson, Office of the Spokesperson, “2012 Conference on a Middle East Zone Free of Weapons of Mass Destruction (MEWMDZF),” Press Statement, November 23, 2012, <<http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2012/11/200987.htm>>.

¹²⁶ Ministry for Foreign Affairs of Finland. “Helsinki Middle East Conference,” Press Releases, November 24, 2012, <<http://forin.finland.fi/public/default.aspx?contentid=263448&nodeid=15145&contentlan=2&culture=en-US>>.

¹²⁷ “Meeting on Middle East WMD Postponed,” *Arms Control Today*, Vol. 42, No. 1 (December 2012), p. 22.

¹²⁸ “Iran, Arabs criticize delay of Middle East nuclear talks,” *Reuters*, November 26, 2012, <<http://news.yahoo.com/iran-criticizes-u-over-delayed-middle-east-atomic-141240328.html>>.

¹²⁹ “Iran, Arabs criticize delay of Middle East nuclear talks,” *Reuters*, November 26, 2012, <<http://news.yahoo.com/iran-criticizes-u-over-delayed-middle-east-atomic-141240328.html>>.

¹³⁰ “Meeting on Middle East WMD Postponed,” *Arms Control Today*, Vol. 42, No. 1 (December 2012), p. 22.

¹³¹ Elaine M. Grossman, “Arab League Threatens Nonproliferation Event Boycott,” *Global Security Newswire*, February 21, 2013, <<http://www.nti.org/gsn/article/arab-states-threaten-boycott-nonproliferation-conference/>>.

関連・参考資料

- ・[「中東決議」 NPT/CONF.1995/32 \(Part I\), Annex \(1995年NPT運用検討・延長会議\)](#)
- ・[中東非核兵器地帯に関する国連総会決議 A/RES/67/28 \(2012年\)](#)
- ・[中東における核拡散の脅威に関する国連総会決議 A/RES/67/73 \(2012年\)](#)

II. 資料編

II. 資料編

1. 核兵器の不拡散に関する条約（全文）—————154
2. 2015年運用検討会議第2回準備委員会（2013年4月22日-5月3日）関連—160
軍縮不拡散イニシアティブ（NPDI）共同作業文書
 - ・ CTBT
 - ・ 輸出管理
 - ・ 戦術核兵器
 - ・ 核兵器の役割低減
3. 2015年運用検討会議第1回準備委員会（2012年4月30日-5月11日）関連—169
 - (1) 議長サマリー—————169
 - (2) NPDI 共同作業文書—————186
 - ・ 兵器用核分裂性物質生産禁止条約
 - ・ 核軍縮の透明性
 - ・ 軍縮不拡散教育
 - ・ IAEA 追加議定書
 - (3) 日-オーストリア共同作業文書—————197
 - ・ 軍縮不拡散教育
4. 2010年運用検討会議（2010年5月3日-28日）関連—————200
 - ・ 最終文書（行動計画関連部分抜粋）
5. 2000年運用検討会議（2000年4月24日-5月19日）関連—————214
 - ・ 最終文書（第6条履行に向けた13の実践的措置部分抜粋）
6. その他—————216
 - (1) 国連事務総長による5項目提案（2008年10月）—————216
 - (2) ICNND 報告書—————218
 - ・ 2010年NPT運用検討会議への提言部分
 - ・ 短中長期提言部分（概要より抜粋）
7. 主要国の軍縮・不拡散枠組みへの加入状況—————221

1. 核兵器の不拡散に関する条約

Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons (NPT)

Signed at Washington, London, and Moscow July 1, 1968.

Entered into force March 5, 1970

The States concluding this Treaty, hereinafter referred to as the "Parties to the Treaty",

Considering the devastation that would be visited upon all mankind by a nuclear war and the consequent need to make every effort to avert the danger of such a war and to take measures to safeguard the security of peoples,

Believing that the proliferation of nuclear weapons would seriously enhance the danger of nuclear war,

In conformity with resolutions of the United Nations General Assembly calling for the conclusion of an agreement on the prevention of wider dissemination of nuclear weapons,

Undertaking to cooperate in facilitating the application of International Atomic Energy Agency safeguards on peaceful nuclear activities,

Expressing their support for research, development and other efforts to further the application, within the framework of the International Atomic Energy Agency safeguards system, of the principle of safeguarding effectively the flow of source and special fissionable materials by use of instruments and other techniques at certain strategic points,

Affirming the principle that the benefits of peaceful applications of nuclear technology, including any technological by-products which may be derived by nuclear-weapon States from the development of nuclear explosive devices, should be available for peaceful purposes to all Parties of the Treaty, whether nuclear-weapon or non-nuclear weapon States,

Convinced that, in furtherance of this principle, all Parties to the Treaty are entitled to participate in the fullest possible exchange of scientific information for, and to contribute alone or in cooperation with other States to, the further development of the applications of atomic energy for peaceful purposes,

Declaring their intention to achieve at the earliest possible date the cessation of the nuclear arms race and to undertake effective measures in the direction of nuclear disarmament,

Urging the cooperation of all States in the attainment of this objective,

Recalling the determination expressed by the Parties to the 1963 Treaty banning nuclear weapon tests in the atmosphere, in outer space and under water in its Preamble to seek to achieve the discontinuance of all test explosions of nuclear weapons for all time and to continue negotiations to this end,

Desiring to further the easing of international tension and the strengthening of trust between States in order to facilitate the cessation of the manufacture of nuclear weapons, the liquidation of all their existing stockpiles, and the elimination from national arsenals of nuclear weapons and the means of their delivery pursuant to a Treaty on general and complete disarmament under strict and effective international control,

Recalling that, in accordance with the Charter of the United Nations, States must refrain in their international relations from the threat or use of force against the territorial integrity or political independence of any State, or in any other manner inconsistent with the Purposes of the United Nations, and that the establishment and maintenance of international peace and security are to be promoted with the least diversion for armaments of the worlds human and economic resources,

Have agreed as follows:

Article I

Each nuclear-weapon State Party to the Treaty undertakes not to transfer to any recipient whatsoever nuclear weapons or other nuclear explosive devices or control over such weapons or explosive devices directly, or indirectly; and not in any way to assist, encourage, or induce any non-nuclear weapon State to manufacture or otherwise acquire nuclear weapons or other nuclear explosive devices, or control over such weapons or explosive devices.

Article II

Each non-nuclear-weapon State Party to the Treaty undertakes not to receive the transfer from any transferor whatsoever of nuclear weapons or other nuclear explosive devices or of control over such weapons or explosive devices directly, or indirectly; not to manufacture or otherwise acquire nuclear weapons or other nuclear explosive devices; and not to seek or receive any assistance in the manufacture of nuclear weapons or other nuclear explosive devices.

Article III

1. Each non-nuclear-weapon State Party to the Treaty undertakes to accept safeguards, as set forth in an agreement to be negotiated and concluded with the International Atomic Energy Agency in accordance with the Statute of the International Atomic Energy Agency and the Agency's safeguards system, for the exclusive purpose of verification of the fulfillment of its obligations assumed under this Treaty with a view to preventing diversion of nuclear energy from peaceful uses to nuclear weapons or other nuclear explosive devices. Procedures for the safeguards required by this article shall be followed

with respect to source or special fissionable material whether it is being produced, processed or used in any principal nuclear facility or is outside any such facility. The safeguards required by this article shall be applied to all source or special fissionable material in all peaceful nuclear activities within the territory of such State, under its jurisdiction, or carried out under its control anywhere.

2. Each State Party to the Treaty undertakes not to provide: (a) source or special fissionable material, or (b) equipment or material especially designed or prepared for the processing, use or production of special fissionable material, to any non-nuclear-weapon State for peaceful purposes, unless the source or special fissionable material shall be subject to the safeguards required by this article.

3. The safeguards required by this article shall be implemented in a manner designed to comply with article IV of this Treaty, and to avoid hampering the economic or technological development of the Parties or international cooperation in the field of peaceful nuclear activities, including the international exchange of nuclear material and equipment for the processing, use or production of nuclear material for peaceful purposes in accordance with the provisions of this article and the principle of safeguarding set forth in the Preamble of the Treaty.

4. Non-nuclear-weapon States Party to the Treaty shall conclude agreements with the International Atomic Energy Agency to meet the requirements of this article either individually or together with other States in accordance with the Statute of the International Atomic Energy Agency. Negotiation of such agreements shall commence within 180 days from the original entry into force of this Treaty. For States depositing their instruments of ratification or accession after the 180-day period, negotiation of such agreements shall commence not later than the date of such deposit. Such agreements shall enter into force not later than eighteen months after the date of initiation of negotiations.

Article IV

1. Nothing in this Treaty shall be interpreted as affecting the inalienable right of all the Parties to the Treaty to develop research, production and use of nuclear energy for peaceful purposes without discrimination and in conformity with articles I and II of this Treaty.

2. All the Parties to the Treaty undertake to facilitate, and have the right to participate in, the fullest possible exchange of equipment, materials and scientific and technological information for the peaceful uses of nuclear energy. Parties to the Treaty in a position to do so shall also cooperate in contributing alone or together with other States or international organizations to the further development of the applications of nuclear energy for peaceful purposes, especially in the territories of non-nuclear-weapon States Party to the Treaty, with due consideration for the needs of the developing areas of the world.

Article V

Each party to the Treaty undertakes to take appropriate measures to ensure that, in accordance with this Treaty, under appropriate international observation and through appropriate international procedures,

potential benefits from any peaceful applications of nuclear explosions will be made available to non-nuclear-weapon States Party to the Treaty on a nondiscriminatory basis and that the charge to such Parties for the explosive devices used will be as low as possible and exclude any charge for research and development. Non-nuclear-weapon States Party to the Treaty shall be able to obtain such benefits, pursuant to a special international agreement or agreements, through an appropriate international body with adequate representation of non-nuclear-weapon States. Negotiations on this subject shall commence as soon as possible after the Treaty enters into force. Non-nuclear-weapon States Party to the Treaty so desiring may also obtain such benefits pursuant to bilateral agreements.

Article VI

Each of the Parties to the Treaty undertakes to pursue negotiations in good faith on effective measures relating to cessation of the nuclear arms race at an early date and to nuclear disarmament, and on a Treaty on general and complete disarmament under strict and effective international control.

Article VII

Nothing in this Treaty affects the right of any group of States to conclude regional treaties in order to assure the total absence of nuclear weapons in their respective territories.

Article VIII

1. Any Party to the Treaty may propose amendments to this Treaty. The text of any proposed amendment shall be submitted to the Depositary Governments which shall circulate it to all Parties to the Treaty. Thereupon, if requested to do so by one-third or more of the Parties to the Treaty, the Depositary Governments shall convene a conference, to which they shall invite all the Parties to the Treaty, to consider such an amendment.

2. Any amendment to this Treaty must be approved by a majority of the votes of all the Parties to the Treaty, including the votes of all nuclear-weapon States Party to the Treaty and all other Parties which, on the date the amendment is circulated, are members of the Board of Governors of the International Atomic Energy Agency. The amendment shall enter into force for each Party that deposits its instrument of ratification of the amendment upon the deposit of such instruments of ratification by a majority of all the Parties, including the instruments of ratification of all nuclear-weapon States Party to the Treaty and all other Parties which, on the date the amendment is circulated, are members of the Board of Governors of the International Atomic Energy Agency. Thereafter, it shall enter into force for any other Party upon the deposit of its instrument of ratification of the amendment.

3. Five years after the entry into force of this Treaty, a conference of Parties to the Treaty shall be held in Geneva, Switzerland, in order to review the operation of this Treaty with a view to assuring that the purposes of the Preamble and the provisions of the Treaty are being realized. At intervals of five years thereafter, a majority of the Parties to the Treaty may obtain, by submitting a proposal to this effect to the

Depositary Governments, the convening of further conferences with the same objective of reviewing the operation of the Treaty.

Article IX

1. This Treaty shall be open to all States for signature. Any State which does not sign the Treaty before its entry into force in accordance with paragraph 3 of this article may accede to it at any time.
2. This Treaty shall be subject to ratification by signatory States. Instruments of ratification and instruments of accession shall be deposited with the Governments of the United States of America, the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and the Union of Soviet Socialist Republics, which are hereby designated the Depositary Governments.
3. This Treaty shall enter into force after its ratification by the States, the Governments of which are designated Depositaries of the Treaty, and forty other States signatory to this Treaty and the deposit of their instruments of ratification. For the purposes of this Treaty, a nuclear-weapon State is one which has manufactured and exploded a nuclear weapon or other nuclear explosive device prior to January 1, 1967.
4. For States whose instruments of ratification or accession are deposited subsequent to the entry into force of this Treaty, it shall enter into force on the date of the deposit of their instruments of ratification or accession.
5. The Depositary Governments shall promptly inform all signatory and acceding States of the date of each signature, the date of deposit of each instrument of ratification or of accession, the date of the entry into force of this Treaty, and the date of receipt of any requests for convening a conference or other notices.
6. This Treaty shall be registered by the Depositary Governments pursuant to article 102 of the Charter of the United Nations.

Article X

1. Each Party shall in exercising its national sovereignty have the right to withdraw from the Treaty if it decides that extraordinary events, related to the subject matter of this Treaty, have jeopardized the supreme interests of its country. It shall give notice of such withdrawal to all other Parties to the Treaty and to the United Nations Security Council three months in advance. Such notice shall include a statement of the extraordinary events it regards as having jeopardized its supreme interests.
2. Twenty-five years after the entry into force of the Treaty, a conference shall be convened to decide whether the Treaty shall continue in force indefinitely, or shall be extended for an additional fixed period or periods. This decision shall be taken by a majority of the Parties to the Treaty.

Article XI

This Treaty, the English, Russian, French, Spanish and Chinese texts of which are equally authentic, shall be deposited in the archives of the Depositary Governments. Duly certified copies of this Treaty shall be transmitted by the Depositary Governments to the Governments of the signatory and acceding States.

IN WITNESS WHEREOF the undersigned, duly authorized, have signed this Treaty.

DONE in triplicate, at the cities of Washington, London and Moscow, this first day of July one thousand nine hundred sixty-eight.

2. 2015 年運用検討会議第 2 回準備委員会関連

(1) NPTDI 共同作業文書

・ CTBT

[NPT/CONF.2015/PC.II/WP.1](#)

Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty: Working paper submitted by the members of the Non-Proliferation and Disarmament Initiative (Australia, Canada, Chile, Germany, Japan, Mexico, the Netherlands, Poland, Turkey and the United Arab Emirates)

1. The 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons emphasized in its action plan the urgency of the entry into force of the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty (see NPT/CONF.2010/50 (Vol. I), actions 10-14). This principle was stressed also at the 2000 Review Conference (see NPT/CONF.2000/28 (Parts I and II)), the Final Declaration of the 2011 Conference on Facilitating the Entry into Force of the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty, the 2012 Joint Ministerial Statement of the Friends of the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty and General Assembly resolution 67/76.

Importance of the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty and its verification regime

2. The Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty is intrinsically linked to the goals and objectives of the Non-Proliferation Treaty and in this regard is an invaluable component of the nuclear disarmament and non-proliferation regime. Conclusion of negotiations on the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty was an integral part of the indefinite extension of the Non-Proliferation Treaty in 1995. The early entry into force of the Treaty was identified as the first of 13 practical steps for the systematic and progressive efforts to implement article VI of the Non-Proliferation Treaty and paragraphs 3 and 4 (c) of the 1995 Decision on “Principles and Objectives for Nuclear Non-Proliferation and Disarmament”, agreed by the Review Conference in 2000. Additionally, the basic obligations under article I of the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty represent the contemporary standard by which the provisions of article V of the Non-Proliferation Treaty on peaceful applications of any nuclear explosions will now be interpreted.

3. The obligations under the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty contribute to the limitation of the vertical and horizontal proliferation of nuclear weapons. The Treaty helps to constrain those States intent on developing a nuclear capability and inhibit the development of more advanced forms of nuclear weapons by the nuclear-weapon States and other States possessing nuclear weapons.

4. The widespread condemnation that has followed nuclear tests since the negotiation of the Treaty, demonstrated most recently by the response to the test conducted by the Democratic People’s Republic of Korea on 12 February 2013, is testament to the normative strength of the Treaty’s provisions. Together with the

existing voluntary moratoriums on nuclear test explosions, the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty has proved to be beneficial to nuclear disarmament and non-proliferation by stigmatizing nuclear test explosions. However, this is not a substitute for a permanent and legally binding commitment to end nuclear weapon testing and all other nuclear explosions, which can only be achieved by the entry into force of the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty.

5. Continuing with the development of the Treaty's verification regime is vital to the effectiveness of the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty. This includes the International Monitoring System (IMS) and preparedness by the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty Organization to conduct on-site inspections, as well as the development of verification-related technical capacity in States. The International Monitoring System, which is at the core of the verification regime, is capable of accurately detecting and identifying explosions larger than 1 kiloton worldwide, in the atmosphere, under water or under ground, and has already proved its effectiveness. Additionally, data from IMS has important civil and scientific benefits, especially in the context of natural disasters and other emergency situations, such as tsunami alerts. IMS stations were able to detect signatures from the damage to the Fukushima nuclear power plant following the devastating earthquake and tsunami on 11 March 2011.

6. Confidence in the ability of the verification regime to meet the requirements of the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty is fundamental to the success of the Treaty as it gives States the assurance of adherence to the test ban. In this regard, further international cooperation in the development of the regime should be encouraged.

Status of the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty

7. We welcome the recent ratifications by Brunei Darussalam, Chad, Ghana, Guinea, Guatemala and Indonesia, as well as the signature by Niue. We particularly commend the leadership demonstrated by Indonesia's ratification of the Treaty on 6 February 2012, the first Annex 2 State to ratify the Treaty since 2008; this reduces the number of Annex 2 States yet to ratify the Treaty to eight. The Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty has now been signed by 183 States, of which 159 States have ratified the Treaty.

8. Ratification by the eight remaining Annex 2 States — China, the Democratic People's Republic of Korea, Egypt, India, Iran (Islamic Republic of), Israel, Pakistan and the United States of America — is required for the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty to enter into force. There is also a small number of non-Annex 2 States that have yet to ratify the Treaty.

9. The International Monitoring System, consisting of 321 monitoring stations and 16 laboratories built in 89 countries worldwide, is currently 85 per cent complete.

Promotion of the entry into force of the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty

The review cycle of 2015 should:

10. Urge all States that have yet to ratify the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty to do so without delay, in particular the remaining eight Annex 2 States. Annex 2 States should not wait for other States to ratify the Treaty.

11. Reiterate that nuclear-weapon States have a particular responsibility, as agreed in action 10 of the action plan, to encourage ratification of the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty and call upon them to take the initiative in this regard. Ratification by nuclear-weapon States that have not yet done so would provide further impetus towards entry into force of the Treaty.

12. As stipulated in action 11 of the action plan, pending the Treaty's entry into force, call upon all States to uphold and maintain a moratorium on nuclear-weapon test explosions and any other nuclear explosions.

13. In accordance with action 14, encourage all States parties to the Non-Proliferation Treaty to assist the Preparatory Commission of the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty Organization in its work in anticipation of and preparing for the entry into force of the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty. This includes the early completion and provisional operation of the International Monitoring System, which serves as an effective, reliable, participatory and non-discriminatory element of the verification system globally and helps to provide assurance of compliance with the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty.

2. 2015 年運用検討会議第 2 回準備委員会関連

(1) NPTDI 共同作業文書

- ・輸出管理

[NPT/CONF.2015/PC.II/WP.2](#)

Export controls: Working paper submitted by the members of the Non-Proliferation and Disarmament Initiative (Australia, Canada, Chile, Germany, Japan, Mexico, the Netherlands, Poland, Turkey and the United Arab Emirates)

1. The Non-Proliferation and Disarmament Initiative is committed to engaging in the fullest possible exchange of equipment, materials and scientific and technical information for the peaceful uses of nuclear energy. In the view of the Initiative, multilateral export control regimes allow for such an exchange by aiming to ensure that nuclear trade for peaceful purposes does not contribute to the proliferation of nuclear weapons or other nuclear explosive devices, while also ensuring that such trade is not unnecessarily constrained. Export controls are a legitimate and important method of implementing a State party's non-proliferation obligations under the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons. The requirement for all States to establish and enforce effective domestic export controls has been expressed in Security Council resolutions 1540 (2004), 1673 (2006), 1810 (2008), 1887 (2009) and 1977 (2011).

2. In their June 2012 Istanbul statement, Non-Proliferation and Disarmament Initiative Foreign Ministers stated that export controls play a crucial role in implementing nuclear non-proliferation obligations under the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons article III, paragraph 2. The Foreign Ministers urged all States to establish, develop, review and maintain appropriate effective national export controls over both nuclear and nuclear-related dual-use items and technology, including as required by paragraph 3 (d) of Security Council resolution 1540 (2004), and stated the commitment of Non-Proliferation and Disarmament Initiative members to share national experiences and information in the field of export controls with all interested States parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons.

3. The Action Plan agreed in the Final Document of the 2010 Review Conference lists a number of ways for States parties to strengthen domestic export control systems:

(a) Action 35 urges all States parties to ensure that their nuclear-related exports do not directly or indirectly assist the development of nuclear weapons or other nuclear explosive devices;

(b) Action 36 encourages States parties to make use of multilaterally negotiated and agreed guidelines and understandings in developing their own national export controls;

(c) Action 37 encourages States parties to consider whether a recipient State has brought into force International Atomic Energy Agency (IAEA) safeguards obligations in making nuclear export decisions;

(d) Action 43, in its second part, urges States parties to implement the IAEA Guidance on the Import and Export of Radioactive Sources approved by the Board of Governors in 2004;

(e) Action 44, in its second part, calls upon States parties to establish and enforce effective domestic controls to prevent the proliferation of nuclear weapons in accordance with their relevant international legal obligations.

4. The NPDI supports building upon these steps during the 2015 Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons review cycle in the following practical ways:

(a) Encouraging States parties to share best practices and lessons learned regarding building, implementing and reinforcing effective domestic export control systems and practices, including the effective use of catch-all controls;

(b) Requiring ongoing compliance by States with their IAEA safeguards obligations as a condition of nuclear equipment, material and technology supply by States parties;

(c) Reaffirming the principle that States parties should require the conclusion and implementation of a Safeguards Agreement (INFCIRC/153 (Corrected)) as well as an Additional Protocol (INFCIRC/540 (Corrected)) with IAEA as a condition for new supply arrangements with non-nuclear-weapon States;

(d) Calling on States parties to adhere to the multilaterally negotiated and agreed guidelines and understandings of the Nuclear Suppliers Group and Zangger Committee in developing their domestic export control systems.

2. 2015年運用検討会議第2回準備委員会関連

(1) NPDI 共同作業文書

・戦術核兵器

NPT/CONF.2015/PC.II/WP.3

Non-strategic nuclear weapons: Working paper submitted by the members of the Non-Proliferation and Disarmament Initiative (Australia, Canada, Chile, Germany, Japan, Mexico, the Netherlands, Poland, Turkey and the United Arab Emirates)

1. Action 3 of the action plan adopted by the 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons states: “In implementing the unequivocal undertaking by the nuclear-weapon States to accomplish the total elimination of their nuclear arsenals, the nuclear-weapon States commit to undertake further efforts to reduce and ultimately eliminate all types of nuclear weapons, deployed and non-deployed, including through unilateral, bilateral, regional and multilateral measures.”

2. To this end, strategic nuclear weapons have been the object of a phased reduction process (e.g. through the new START Treaty). Intermediate-range ground-based nuclear weapons have been eliminated altogether from the arsenals of the United States and the Russian Federation by means of the Intermediate-Range Nuclear Forces Treaty. Unilateral commitments, such as the presidential nuclear initiatives made by the United States and the Soviet Union/Russian Federation in 1991 and 1992, have led to the decommissioning and (partial) abolition of certain types of non-strategic nuclear weapons and a significant reduction of such weapons.

3. However, there are nuclear weapons — especially those that can be considered non-strategic nuclear weapons — that have not been covered by any arms control agreements. The Non-Proliferation and Disarmament Initiative is of the opinion that the further reduction of the numbers and types of non-strategic nuclear weapons should be placed higher on the international agenda if the overall reduction process of nuclear weapons is to continue towards the goal of a world free of nuclear weapons. Furthermore, the status of implementation of some commitments already made has not been subject to any accountability or verification. Although transparency is lacking, we know that important numbers of these weapons remain in arsenals. And the fact that these weapons are typically smaller and more easily transported poses the additional risk of nuclear terrorism if security precautions are insufficient. Thus, the need for strengthening nuclear security has also made addressing non-strategic nuclear weapons an imperative for inclusion in the disarmament process.

4. We call on the United States and the Russian Federation to continue their mutual efforts to enhance transparency, further reduce their numbers of strategic and non-strategic

nuclear weapons and as such improve strategic stability, based on the principle of undiminished security for all.

5. In this context, the Non-Proliferation and Disarmament Initiative takes note of the decision of NATO, agreed at its 2012 Chicago summit, that NATO allies aim to continue developing and exchanging transparency and confidence-building ideas with the Russian Federation with the goal of developing detailed proposals on and increasing mutual understanding of the non-strategic nuclear force postures in Europe of NATO and the Russian Federation. Members of the Non-Proliferation and Disarmament Initiative also call upon the other nuclear-weapon States and States possessing nuclear weapons to start reducing or further reduce their strategic and non-strategic nuclear weapons, in a verifiable and irreversible manner, with a view to eliminating all nuclear weapons, including through unilateral, bilateral, regional and multilateral measures.

6. Addressing non-strategic nuclear weapons may also highlight possible inconsistencies between declaratory policies and deployment postures, particularly with respect to negative security assurances. We therefore call for a fresh look at the deployment of non-strategic nuclear weapons. A lack of transparency further complicates this matter, which demonstrates the importance of the reporting form called for in actions 5 and 21 of the action plan.

We therefore:

7. Urge the inclusion of non-strategic nuclear weapons in any future nuclear disarmament processes, with a view to their elimination, and a cessation of the development and production of new nuclear weapons.

8. Call upon all nuclear-weapon States and other States possessing nuclear weapons to review promptly their deployment posture of non-strategic nuclear weapons in the context of their declaratory policies.

9. Call upon nuclear-weapon States to provide information as agreed at the 2010 Review Conference, using a standard reporting form to be agreed under action 21 of the action plan. 10. Call for, as a first step on the way to the elimination of non-strategic nuclear weapons, transparency with respect to the current status of the implementation of the 1991 and 1992 presidential nuclear initiatives and possible verification of such implementation.

11. Welcome progress in the dialogue on non-strategic nuclear weapons proposed by NATO at its Chicago summit, as a contribution towards including non-strategic nuclear weapons in post-new-START reduction processes.

2. 2015年運用検討会議第2回準備委員会関連

(1) NPT共同作業文書

- ・核兵器の役割低減

NPT/CONF.2015/PC.II/WP.4

Reduced role of nuclear weapons: Working paper submitted by the members of the Non-Proliferation and Disarmament Initiative (Australia, Canada, Chile, Germany, Japan, Mexico, the Netherlands, Poland, Turkey and the United Arab Emirates)

1. The Final Document of the 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons states: “The Conference expresses its deep concern at the continued risk for humanity represented by the possibility that these [nuclear] weapons could be used and the catastrophic humanitarian consequences that would result from the use of nuclear weapons.” (para. 80)
2. As the Final Document recalls, “the total elimination of nuclear weapons is the only absolute guarantee against the use or threat of use of nuclear weapons and the legitimate interest of non-nuclear-weapon States in receiving unequivocal and legally binding security assurances from nuclear-weapon States which could strengthen the nuclear non-proliferation regime.” (action plan, sect. I.C., para. i)
3. The total elimination of nuclear weapons in a transparent and irreversible manner is a goal to which members of the Non-Proliferation and Disarmament Initiative are firmly committed. In working towards this goal, one of the areas where progress is needed and feasible is the role of nuclear weapons in military doctrines. The role of nuclear weapons is defined by each nuclear-weapon State’s declaratory policy and subsequently translated into military doctrine and force posture.
4. This is also addressed in action 5 of the Final Document, which states: “The nuclear-weapon States commit to accelerate concrete progress on the steps leading to nuclear disarmament, contained in the Final Document of the 2000 Review Conference, in a way that promotes international stability, peace and undiminished and increased security. To that end, they are called upon to promptly engage with a view to ... (c) further diminish the role and significance of nuclear weapons in all military and security concepts, doctrines and policies”
5. Members of the Non-Proliferation and Disarmament Initiative want to draw attention to the importance of further reducing the role and significance of nuclear weapons in declaratory policies. According to the general principles of the action plan laid down in actions 1 and 2, declaratory policies should reflect the commitment to achieving a world without nuclear weapons and be consistent with the principles of irreversibility, verifiability and transparency.

On this basis, the 2015 Review Conference should reiterate the following:

6. In view of the catastrophic humanitarian consequences of any use of nuclear weapons, it is imperative that the more than 65 year record of nuclear non-use be extended forever. Members of the Non-Proliferation and Disarmament Initiative thus see the need for determined steps by the nuclear-weapon States towards nuclear disarmament, with the final objective of a nuclear-weapon-free world.

7. To ensure progress on this road and to prevent nuclear weapons from ever being used again, concrete efforts must be made so that the possible use of nuclear weapons becomes even more remote than it is now.

8. Quantitative reductions should be accompanied by steps towards reducing the role and significance of nuclear weapons in security strategies and military doctrines. These steps are important contributions towards the goal of complete nuclear disarmament and will be mutually reinforcing with further quantitative reductions.

9. All nuclear-weapon States should reiterate that they will not use or threaten to use nuclear weapons against non-nuclear-weapon States that are parties to the Non-Proliferation Treaty and in compliance with their nuclear non-proliferation obligations (what are termed “negative security assurances”).

10. All nuclear-weapon States should make a political commitment to refrain from developing new nuclear warheads.

11. The 2010 action plan calls upon the nuclear-weapon States to provide information, using a standard reporting form to be agreed under action 21, to the Preparatory Committee at its third session in 2014 on their efforts towards the reduction of the role of nuclear weapons. When developing such a form, the nuclear-weapon States are encouraged to refer to the draft reporting form (NPT/CONF.2015/PC.I/WP.12), which the Non-Proliferation and Disarmament Initiative proposed at the first session of the Preparatory Committee for the 2015 Review Conference held in 2012.

12. In order to reduce the role of nuclear weapons, States parties are called upon to promote actively disarmament and non-proliferation education. We encourage all States parties to contribute to raising awareness, in particular among younger generations, of the tragic consequences of the use of nuclear weapons.

3. 2015年運用検討会議第1回準備委員会関連

(1) 議長サマリー

[NPT/CONF.2015/PC.I/WP.53](#)

Chairman's factual summary (Working paper)

1. States parties reaffirmed their commitment to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons. They recalled their resolve to seek a safer world for all and to achieve the peace and security of a world without nuclear weapons in accordance with the objectives of the Treaty.
2. States parties underlined the fundamental importance of effective and balanced implementation of the Treaty across its three pillars, full compliance with all the Treaty's provisions, and universal adherence to the Treaty. They emphasised that strengthening implementation of the Treaty and of decisions taken by States parties, complying with the Treaty and effectively addressing compliance issues, and achieving universal adherence to the Treaty were key challenges for the review process.
3. In this context, States parties underlined the necessity of implementation of Decisions 1 and 2 and the Resolution on the Middle East adopted by the 1995 Extension and Review Conference, the Final Document adopted by the 2000 Review Conference, and the conclusions and recommendations for follow-on actions adopted at the 2010 Review Conference.
4. States parties again called on India, Israel and Pakistan to accede to the Treaty as non-nuclear-weapon States promptly and without conditions and to bring into force comprehensive safeguards agreements as required by the Treaty.
5. While acknowledging some progress in the implementation of the commitments contained in the conclusions and recommendations for follow-on actions adopted at the 2010 Review Conference, States parties recognised that greater implementation efforts were required. States parties recalled the importance of regular reporting of their implementation efforts.
6. States parties looked forward to the remainder of the current review cycle as a time for further implementation efforts and to produce recommendations for possible consideration and adoption at the 2015 Review Conference in further pursuit of the Treaty's objectives, including a world without nuclear weapons.
7. States parties recalled the unequivocal undertaking of the nuclear-weapon States to accomplish the total elimination of their nuclear arsenals leading to nuclear disarmament, to which all States parties are committed under article VI. Many States parties emphasised that the indefinite extension of the Treaty at the 1995 Review and Extension Conference did not imply the indefinite possession of nuclear weapons.
8. States parties recalled that significant steps by all the nuclear-weapon States leading to nuclear disarmament should promote international stability, peace and security, and be based on the principle of increased and undiminished security for all. It was emphasised that

nuclear disarmament and non-proliferation were mutually reinforcing. Many States parties expressed their concern that the continued possession of nuclear weapons might provide an incentive for additional States to acquire nuclear weapons.

9. States parties recalled their deep concern at the catastrophic humanitarian consequences of any use of nuclear weapons. Many States parties stressed their serious concern that in such an event, these humanitarian consequences would be unavoidable and emergency relief could not be provided to affected areas. They expressed their expectation that the humanitarian consequences of any use of nuclear weapons would be addressed during the current review cycle.

10. Many States parties expressed a concern that any use or threat of use of nuclear weapons would be inconsistent with fundamental rules of international humanitarian law. Some nuclear-weapons States outlined that under their respective national policies any use of nuclear weapons would only be considered in extreme circumstances in accordance with applicable international humanitarian law. States parties reaffirmed the need for all States at all times to comply with applicable international law, including international humanitarian law.

11. Many States parties cited the advisory opinion of the International Court of Justice on the Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons, issued at The Hague on 8 July 1996.

12. States parties recalled their commitment to pursue policies that are fully compatible with the Treaty and the objective of achieving a world without nuclear weapons. States parties recalled their commitment to apply the principles of irreversibility, verifiability and transparency to the implementation of treaty obligations. Many States parties considered that this applied particularly in the field of nuclear disarmament.

13. Many States parties stressed the need for the negotiation of a phased programme for the complete elimination of nuclear weapons with a specified time frame, including a nuclear weapons convention. Some States parties called for the construction of a comprehensive framework of mutually reinforcing instruments, backed by a strong system of verification and including clearly defined benchmarks and timelines, for the achievement and maintenance of a world without nuclear weapons. It was recalled that achieving progress on nuclear disarmament was a shared responsibility of all States.

14. States parties recalled the need for the full implementation of concrete actions leading to nuclear disarmament as contained in the conclusions and recommendations for follow-on actions adopted at the 2010 Review Conference. States parties recalled the need for the nuclear-weapon States to reduce and eliminate all types of their nuclear weapons and encouraged, in particular, those States with the largest nuclear arsenals to lead efforts in this regard.

15. The nuclear-weapon States provided information on their efforts to implement their nuclear disarmament commitments. States parties took note of these efforts.

16. Many States parties welcomed the entry into force of the Treaty on

Measures for the Further Reduction and Limitation of Strategic Offensive Arms on 5 February 2011. The Russian Federation and United States of America provided information on steps taken to implement that Treaty. While acknowledging this positive achievement, many States parties expressed concern that the total estimated number of nuclear weapons, deployed and non-deployed, still amounted to several thousands. The Russian Federation and the United States of America were encouraged to continue negotiations to achieve greater reductions in their nuclear arsenals, including non-strategic nuclear weapons.

17. The nuclear-weapons States informed States parties about their meeting, held in Paris 30 June – 1 July 2011. At that meeting, the nuclear-weapon States expressed their determination to implement the commitments made at the 2010 Review Conference and to achieve further progress in meeting the objectives of the Treaty. In this context, their discussions on transparency, mutual confidence, proposals for a standard reporting form, safeguards and responses to notifications of withdrawal from the Treaty and their work on verification and definitions of key nuclear terms continued. The nuclear-weapon States announced that they would meet again in Washington, D.C. 27-29 June 2012.

18. The United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland provided information on implementation of planned reductions of nuclear weapons. France announced that it had achieved a number of planned reductions. Many States parties acknowledged these efforts.

19. Many States parties considered that multilateralism and multilaterally agreed solutions in accordance with the Charter of the United Nations provided the only sustainable method of addressing disarmament and international security issues. States parties recalled the commitment by the nuclear-weapon States to undertake further efforts to reduce and ultimately eliminate all types of nuclear weapons, deployed and non-deployed, including through unilateral, bilateral, regional and multilateral measures.

20. Increased transparency by some of the nuclear-weapon States was welcomed by many States parties, including by disclosing the total number of nuclear weapons they possess. States parties recalled that transparency was essential to building trust and confidence as an important part of the disarmament process. Non-nuclear-weapon States parties encouraged the nuclear-weapon States to enhance transparency as an essential confidence-building measure.

21. States parties recalled that at the 2010 Review Conference the nuclear-weapon States were called upon to report on certain nuclear disarmament undertakings to the 2014 session of the Preparatory Committee. Non-nuclear-weapon States parties underlined the value and importance of nuclear-weapon States' regular reporting to the Committee. Some States parties made specific suggestions as to the content of a standard reporting form for use by the nuclear-weapon States and the frequency of that reporting.

22. Many States parties stressed that, while important, reductions in deployments or in alert status could not substitute for the irreversible elimination of nuclear weapons. It was emphasised that concrete agreed measures to reduce further the

operational status of nuclear weapons systems were a step leading to nuclear disarmament. Many States parties continued to call for reductions in the operational status of nuclear weapons. Many States parties expressed concern over the continued modernisation of nuclear arsenals, including in connection with the ratification of nuclear arms reduction agreements, and the development of advanced and new types of nuclear weapons and their delivery systems and related infrastructure.

23. Many States parties expressed concerns regarding the continued role of nuclear weapons in national and regional military doctrines. In this connection, they emphasised the need to diminish further the role of nuclear weapons in all military and security concepts, doctrines and policies. Some States parties stressed the need for progress in the reduction and elimination of nuclear weapons which continued to be stationed outside the territories of the nuclear-weapon States.

24. States parties recalled that the Conference on Disarmament should immediately establish a subsidiary body to deal with nuclear disarmament. Many States parties variously made specific proposals, including that the 2015 Review Conference adopt an action plan or a new package of ambitious agreements supported by concrete and measurable benchmarks for the elimination of nuclear weapons. Such proposals included the convening of a high-level international conference to identify ways and means of eliminating nuclear weapons pursuant to a phased programme to prohibit the development, production, acquisition, testing, stockpiling, transfer, use or threat of use of nuclear weapons and to provide for their destruction. Many States parties called for the establishment of a subsidiary body on nuclear disarmament at the 2015 Review Conference.

25. States parties expressed deep concern at the continuing stalemate in the Conference on Disarmament, including the persistent failure to agree on and implement an agreed, comprehensive and balanced programme of work, despite further attempts to achieve consensus. The high-level meeting on revitalizing the work of the Conference on Disarmament and taking forward multilateral disarmament negotiations, convened by the Secretary-General of the United Nations in September 2010 was noted. In light of the continuing stalemate in the Conference on Disarmament, a number of States parties stressed the need for the international community to consider options to ensure progress in multilateral disarmament negotiations.

26. States parties recalled that the Conference on Disarmament should immediately begin negotiation of a non-discriminatory, multilateral and internationally and effectively verifiable treaty banning the production of fissile material for use in nuclear weapons or other nuclear explosive devices in accordance with the report of the Special Coordinator of 1995 (CD/1299) and the mandate contained therein. Some States parties emphasised that negotiation of such a treaty was the next logical step on the negotiating agenda for the multilateral disarmament machinery. Pending the negotiation and entry into force of such a treaty, some States parties called for nuclear-weapons States and all other relevant States to maintain or implement declared moratoria on the production of fissile material for use in nuclear weapons

or other nuclear explosive devices. Pending such negotiations, a number of States parties reported on their efforts to encourage substantive discussion of issues relevant to such a treaty.

27. The achievement of steps by the Russian Federation and the United States of America to implement the Plutonium Management and Disposition Agreement and its Protocols, including discussion with the International Atomic Energy Agency for the application of verification arrangements, was acknowledged by many States parties.

28. States parties stressed the importance of the application of the principles of irreversibility, verifiability and transparency to the removal from military programmes of fissile material designated as no longer required for military purposes. To this end, some States parties called for the earliest development of effective and credible multilateral verification arrangements, in the context of the IAEA, to ensure the irreversible removal of fissile material designated by each nuclear-weapon State as no longer required for military purposes.

29. States parties reaffirmed that the total elimination of nuclear weapons was the only absolute guarantee against the use or threat of use of nuclear weapons. States parties recalled that non-nuclear-weapon States parties had a legitimate interest in receiving unequivocal and legally binding security assurances from nuclear-weapon States not to use or threaten to use nuclear weapons against them. In this regard, many States parties emphasised that these assurances should be unconditional. States parties recalled that the Conference on Disarmament should immediately begin discussion of effective international arrangements to assure non-nuclear-weapon States against the use or threat of use of nuclear weapons, with a view to elaborating recommendations dealing with all aspects of this issue, not excluding an internationally legally binding instrument. Many States parties emphasised the need to conclude a universal, unconditional and legally binding instrument to assure non-nuclear-weapon States parties to the Treaty against the use or threat of use of nuclear weapons by the nuclear-weapon States. Many States parties called for the establishment of a subsidiary body at the 2015 Review Conference on this issue.

30. Ahead of any such further steps, the nuclear-weapon States were called upon to respect fully and extend their existing commitments with regard to security assurances. In addition to its policy of no-first-use of nuclear weapons, some States parties recognised that China had declared an unconditional commitment not to use or threaten to use nuclear weapons against non-nuclear-weapon States or nuclear-weapon-free zones.

31. States parties underlined the urgent importance of bringing the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty into force, as a core element of the international nuclear disarmament and non-proliferation regime. States parties welcomed the recent ratification of the Treaty by Indonesia, as a State listed in Annex 2, and the ratifications of Ghana, Guatemala and Guinea, as well as the signature of Niue.

32. All States that have not yet done so were called upon to ratify the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty without delay, particularly the eight remaining States whose ratifications were necessary for the Treaty to enter into force. States parties recalled that positive decisions on the Treaty by the nuclear-weapon States would have a beneficial impact

towards the ratification of the Treaty. States parties recognised the contribution of the Article XIV Conferences on Facilitating the Entry into Force of the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty to the process of the Treaty's universalisation, and encouraged the use of this and other mechanisms for the promotion of the Treaty, including outreach activities and capacity-building initiatives. All States, particularly those that have recently ratified the Treaty, were urged to engage with States that have yet to ratify, to share their experiences of ratification and to encourage further ratifications of the Treaty.

33. Pending the entry into force of the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty, all States were urged to maintain or implement declared moratoria on the conduct of nuclear test explosions.

34. Many States parties called for the immediate closure and dismantlement of any remaining sites for nuclear test explosions and their associated infrastructure, the prohibition of nuclear weapons research and development, as well as for all States to refrain from the use of alternate means of nuclear testing and the use of new technologies to upgrade nuclear weapon systems. Many States parties expressed concern that any development of new types of nuclear weapons might result in the resumption of nuclear testing and defeat the object and purpose of the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty.

35. States parties stressed the need to support the important work of the Preparatory Commission of the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty Organization to establish the verification system for the Treaty, and encouraged development of related technical capacity in States. Support was expressed by a number of States parties for the civil use of data from the international monitoring system, particularly in the context of natural disasters and other emergency situations.

36. Some States parties welcomed various initiatives to explore the feasibility and complexity of nuclear disarmament verification, including the project by Norway and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, which considered the technical and procedural challenges of nuclear weapons dismantlement, in the context of article VI of the Treaty.

37. States parties recalled the importance of disarmament and non-proliferation education, including continued efforts to educate young people, the use of new information and communications technology, as well as collaboration among governments, international organisations, non-governmental organisations, academic institutions and the private sector.

38. New proposals and initiatives from governments and civil society related to achieving a world without nuclear weapons were recognised and support was expressed for continuing future efforts in these fields. States parties recognised the valuable role played by civil society in the implementation of the objectives of the Treaty.

39. States parties underlined that IAEA safeguards were a fundamental component of the nuclear non-proliferation regime, played an indispensable role in the implementation of the Treaty and helped to create an environment conducive to nuclear cooperation.

40. It was emphasised that the International Atomic Energy Agency (IAEA) was

the competent authority responsible for verifying and assuring, in accordance with the statute of IAEA and the IAEA safeguards system, compliance by States parties with their safeguards agreements undertaken in fulfillment of their obligations under article III, paragraph 1, of the Treaty with a view to preventing diversion of nuclear energy from peaceful uses to nuclear weapons or other nuclear explosive devices. A number of States parties emphasised the statutory role of the IAEA Board of Governors and Director General in the full implementation of safeguards agreements.

41. Many States parties considered that safeguards should be implemented in a manner designed to comply with article IV of the Treaty and avoid hampering the economic or technological development of the parties or international cooperation in the field of peaceful nuclear activities.

42. States parties recalled the importance of the application of IAEA comprehensive safeguards to all source or special fissionable material in all peaceful nuclear activities in the States parties in accordance with the provisions of article III of the Treaty. They welcomed that six additional States had brought into force comprehensive safeguards agreements with the IAEA since the 2010 Review Conference, and urged the 14 States parties that had not yet brought their comprehensive safeguards agreements into force to do so as soon as possible.

43. States parties recalled their encouragement for all States with small quantities protocols either to amend or rescind them, as appropriate, and acknowledged that the revised small quantities protocol had been accepted by 53 States.

44. States parties recalled their encouragement to all States that had not yet done so to conclude and bring into force additional protocols and to implement them provisionally pending their entry into force as soon as possible. States parties welcomed the fact that since the 2010 Review Conference, 14 States had brought the additional protocol into force.

45. Many States parties noted that comprehensive safeguards agreements were not sufficient for the IAEA to provide credible assurances regarding the absence of undeclared nuclear material and activities. They noted that implementation of an additional protocol provided the IAEA with additional information and access, strengthened the Agency's ability to provide assurances of the absence of undeclared nuclear material and activities in a State, and provided increased confidence about the State's compliance with its obligations under the Treaty. A number of those States parties considered that a comprehensive safeguards agreement, together with an additional protocol, represented the current verification standard.

46. Many States parties noted that it was the sovereign decision of any State to conclude an additional protocol, but once in force, the additional protocol was a legal obligation. Many States parties emphasised the need to distinguish between legal obligations and voluntary confidence-building measures and to ensure that such voluntary undertakings were not turned into legal safeguards obligations. They noted that additional measures related to safeguards should not affect the rights of the non-nuclear-weapon States parties to the Treaty.

47. In order to achieve greater adherence to the additional protocol, a number

of States parties highlighted the need to provide guidance and assistance in order to develop national processes and to build the required legal and institutional domestic infrastructure. Some States parties offered assistance towards that end.

48. Many States parties emphasised that adherence to the Treaty and to full-scope safeguards should be a condition for any cooperation in the nuclear area with States not party to the Treaty.

49. Some States parties noted the importance of the voluntary-offer agreements and related additional protocols implemented by the nuclear-weapon States. They noted that such agreements provided the IAEA with valuable experience in implementing safeguards. Many States parties proposed that the nuclear-weapon States undertake to accept full-scope safeguards.

50. States parties recalled that IAEA safeguards should be assessed and evaluated regularly. Decisions adopted by the IAEA policy bodies aimed at further strengthening the effectiveness and improving the efficiency of IAEA safeguards should be supported and implemented.

51. States parties acknowledged additional technical and financial contributions by States to help the IAEA meet its safeguards responsibilities, and to enhance the related technology base, including the construction of a new Safeguards Analytical Laboratory.

52. A number of States parties welcomed the work being undertaken by the IAEA in the conceptualisation and the development of State-level approaches to safeguards implementation and also welcomed the implementation of State-level integrated safeguards approaches by the IAEA.

53. Many States parties stressed the significance of maintaining and observing fully the principle of confidentiality with respect to safeguards information and underlined the responsibility of the IAEA in this regard. Given concerns about cases of leakage of such information, they emphasised that the confidentiality of such information should be fully respected and that the measures for its protection should be strengthened, with a view to preventing the leakage of sensitive or confidential information.

54. States parties recalled the importance in complying with non-proliferation obligations, addressing all compliance matters in order to uphold the Treaty's integrity and the authority of the safeguards system. Many States parties expressed concern with respect to matters of non-compliance with safeguards obligations, including cases currently subject to resolutions by the United Nations Security Council and IAEA Board of Governors, and called on any non-compliant States to provide full cooperation with the IAEA and move promptly into full compliance with their obligations.

55. Many States parties underlined that the reporting of the IAEA on the implementation of safeguards should continue to be factual and technically based and reflect appropriate reference to the relevant provisions of safeguards agreements. It was stressed that, in accordance with article XII.C of the Statute of the IAEA and INFCIRC/153 (Corrected), the inspectors shall report any non-compliance to the Director General who shall thereupon transmit the report to the Board of Governors, which shall call upon a State in question to remedy forthwith any non-compliance

which it finds to have occurred, and shall report the non-compliance to all members and to the Security Council and General Assembly of the United Nations.

56. Many States parties emphasised the importance of access to the United Nations Security Council and the General Assembly by the IAEA, including its Director General, in accordance with article XII.C of the Statute of the IAEA and paragraph 19 of INFCIRC/153 (Corrected), and the role of the Security Council and the General Assembly, in accordance with the Charter of the United Nations, in upholding compliance with IAEA safeguards agreements and ensuring compliance with safeguards obligations by taking appropriate measures in the case of any violations notified to it by the IAEA.

57. A number of States parties emphasised that responses to concerns over compliance with any obligation under the Treaty by any State party should be pursued by diplomatic means, in accordance with the provisions of the Treaty and the Charter of the United Nations.

58. States parties recalled the need to ensure that their nuclear-related exports did not directly or indirectly assist the development of nuclear weapons or other nuclear explosive devices and that such exports were in full conformity with the objectives and purposes of the Treaty as stipulated, particularly, in articles I, II and III, as well as the decision on principles and objectives of nuclear non-proliferation and disarmament adopted in 1995 by the Review and Extension Conference. A number of States parties expressed the view that export controls were a legitimate, necessary and desirable means of implementing the obligations of States parties under article III of the Treaty. States parties recalled their encouragement for the use of multilaterally negotiated and agreed guidelines and understandings by States parties in developing their own national export controls.

59. Many States parties expressed deep concern regarding limitations and restrictions on exports to developing countries of nuclear material, equipment and technology for peaceful purposes, which those States considered to be inconsistent with the provisions of the Treaty. They called for the immediate removal of any restrictions or limitations posed on peaceful uses of nuclear energy which were incompatible with the provisions of the Treaty. Many States parties expressed the view that effective export controls were essential for facilitating the fullest possible cooperation in the peaceful uses of nuclear energy in conformity with the Treaty.

60. Many States parties stressed that any new supply arrangements for the transfer of source or special fissionable material or equipment or material especially designed or prepared for the processing, use or production of special fissionable material to non-nuclear-weapon States should require, as a necessary precondition, acceptance of the full-scope safeguards and internationally legally binding commitments not to acquire nuclear weapons or other nuclear explosive devices. A number of States parties expressed the view that any such new supply arrangements should also require acceptance of an additional protocol based on INFCIRC/540 (Corrected).

61. States parties noted the importance of effective physical protection of all nuclear material and the need for strengthening international cooperation in this respect. States parties

recognised that the primary responsibility for nuclear security rested with individual States. States parties recalled that, when developing nuclear energy, including nuclear power, the use of nuclear energy must be accompanied by appropriate and effective levels of security, consistent with States' national legislation and respective international obligations.

62. Some States parties considered that the IAEA had an essential role in efforts to improve the global nuclear security framework, and to promote its implementation. States parties recalled their encouragement to States to maintain the highest possible standards of security and physical protection of nuclear material and facilities. States parties were encouraged to apply, as appropriate, the recommendations on the physical protection of nuclear material and nuclear facilities contained in IAEA document INFCIRC/225/Rev.5 and in other relevant international instruments at the earliest possible date. States parties were encouraged to take full advantage of the IAEA advisory services in the field of nuclear security.

63. States parties welcomed the recent accessions to the amendment to the Convention on the Physical Protection of Nuclear Material, and all States that had not yet done so were encouraged to ratify the amendment to the Convention at the earliest possible date. Some States parties welcomed the establishment of the Nuclear Security Guidance Committee in the IAEA and the continuing development of the Nuclear Security Series.

64. A number of States parties noted with serious concern the issue of illicit trafficking in nuclear materials and radioactive substances. States parties recalled the need to improve their national capabilities to detect, deter and disrupt illicit trafficking in nuclear materials throughout their territories, in accordance with their relevant international obligations, and called upon those States parties in a position to do so to work to enhance international partnership and capacity-building in this regard. They also recalled the need for States parties to establish and enforce effective domestic controls to prevent the proliferation of nuclear weapons in accordance with their relevant international legal obligations. It was suggested that States parties could agree to share, subject to respective national laws and procedures, information and expertise through bilateral and multilateral mechanisms. A number of States parties emphasised the importance of developing nuclear forensics as a tool in determining the origin of detected nuclear and other radioactive materials and in providing evidence for the prosecution of acts of illicit trafficking and malicious uses. Some States parties noted the work of the IAEA in support of the efforts of States parties to combat such trafficking, including the Agency's activities undertaken to provide for an enhanced exchange of information and the continued maintenance of its illicit trafficking database.

65. Many States parties expressed concerns related to the threat of terrorism and the risk that non-State actors might acquire nuclear weapons and their means of delivery. The contribution of the Global Partnership against the Spread of Weapons and Materials of Mass Destruction and the Global Initiative to Combat Nuclear

Terrorism in enhancing the physical protection of nuclear facilities and fissile material worldwide was welcomed. The need to implement fully Security Council resolution 1540 (2004) was noted. States parties recalled that all States parties that had not done so should become party to the International Convention on the Suppression of Acts of Nuclear Terrorism.

66. States parties noted the Communiqué adopted at the Seoul Nuclear Security Summit on 26-27 March 2012. Many States parties acknowledged the new national commitments made at the Summit to strengthen nuclear security and address nuclear terrorism.

67. States parties recalled their support for internationally recognised nuclear-weapon-free zones established on the basis of arrangements freely arrived at among the States of the region concerned, and in accordance with the 1999 Guidelines of the United Nations Disarmament Commission. The contributions of the Antarctic Treaty, the Treaty for the Prohibition of Nuclear Weapons in Latin America and the Caribbean (Treaty of Tlatelolco), the South Pacific Nuclear Free Zone Treaty (Treaty of Rarotonga), the Treaty on the Southeast Asia Nuclear Weapon-Free Zone (Bangkok Treaty), the African Nuclear-Weapon-Free Zone Treaty (Pelindaba Treaty) and the Treaty on a Nuclear-Weapon-Free Zone in Central Asia towards attaining the objectives of nuclear disarmament and nuclear non-proliferation were recognised. States parties welcomed the efforts to consolidate the nuclear-weapon-free status of Mongolia. States parties welcomed the increased cooperation amongst the parties to the zones and noted with satisfaction the preparations to convene in 2015 the Third Conference of the States Parties and Signatories to Treaties that Established Nuclear-Weapon-Free Zones and Mongolia.

68. States parties welcomed progress towards consolidating existing nuclear-weapon-free zones, including the establishment of the African Commission on Nuclear Energy and the agreement between the parties to the Treaty on the Southeast Asia Nuclear Weapon-Free Zone and the nuclear-weapon States pertaining to the Protocol to that Treaty. States parties looked forward to the nuclear-weapon States signing and ratifying the Protocol to that Treaty as soon as possible. States parties looked forward to the resumption of consultations with nuclear-weapon States on the Protocol to the Treaty on a Nuclear-Weapon-Free Zone in Central Asia. Many States parties expressed concern that reservations and interpretive declarations with respect to the protocols to the nuclear-weapon-free zone treaties had yet to be withdrawn. Many States parties expressed the view that the establishment of nuclear-weapon-free zones did not substitute for legal obligations and unequivocal undertakings of the nuclear-weapon states to accomplish the total elimination of their nuclear arsenals.

69. States parties recalled the importance of the Resolution on the Middle East adopted by the 1995 Review and Extension Conference and recalled the affirmation of its goals and objectives by the 2000 Review Conference and in the conclusions and recommendations for follow-on actions adopted at the 2010 Review Conference. They recalled that the resolution remained valid until the goals and objectives were achieved and that the resolution, which had been co-sponsored by the depositary States of the Treaty, was an essential element of the outcome of the 1995 Conference and of the basis on which the Treaty had been indefinitely extended without a

vote in 1995. States parties recalled their resolve to undertake, individually and collectively, all necessary measures aimed at its prompt implementation.

70. States parties recalled the importance of a process leading to the full implementation of the 1995 Resolution on the Middle East and the practical steps to that end endorsed at the 2010 Review Conference. In that context, States parties welcomed the appointment by the Secretary-General of the United Nations and the co-sponsors of the 1995 Resolution, in consultation with the States of the region, of Mr. Jaakko Laajava (Finland) as the facilitator, as well as the designation of Finland as the host Government for the 2012 Conference on the establishment of a Middle East zone free of nuclear weapons and all other weapons of mass destruction. States parties expressed appreciation for the facilitator's report to the Committee, contained in NPT/CONF.2015/PC.I/11, and looked forward to his report at the Committee's second session. They welcomed his extensive and continuing consultations since his appointment.

71. States parties emphasised the importance of holding the Conference in 2012 with the participation of all States of the region, in implementation of the conclusions and recommendations for follow-on actions adopted at the 2010 Review Conference. States parties recognised that a successful Conference required further work by all in accordance with its terms of reference as endorsed by the 2010 Review Conference. States parties variously stressed the need for the facilitator, conveners of the Conference and all States of the region to accelerate and intensify their consultations.

72. Many States parties sought further clarity on outstanding issues including agenda, modalities, outcome and follow-on steps to a continuing process. Some States parties underlined the importance of inclusivity in the preparations for the Conference. States parties recalled the responsibility of the Secretary-General of the United Nations and the co-sponsors of the 1995 Resolution, in consultation with the States of the region, to convene the Conference. Some States parties expressed the view that the region itself bore the responsibility for creating a political environment favourable to a successful Conference. States parties looked forward to the Conference as a positive step forward toward the establishment of a Middle East zone free of nuclear weapons as well as other weapons of mass destruction.

73. Many States parties emphasised that such a zone in the Middle East would greatly enhance international peace and security, as well as confidence in the region. Some States parties underlined the need to make use of the experience of other zones free of nuclear and other weapons of mass destruction in establishing such a zone in the Middle East. Some States parties noted the helpful role the IAEA, the Organisation for the Prohibition of Chemical Weapons, the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty Organization and the Implementation Support Unit of the Biological Weapons Convention could play to support efforts to create such a zone. Many States parties called for the establishment of a subsidiary body at the 2015 Review Conference to assess the implementation of the 1995 Resolution.

74. States parties recalled the necessity of strict adherence by all States parties

to their obligations and commitments under the Treaty and the need for all States in the region to take relevant steps and confidence-building measures to contribute to the realisation of the objectives of the 1995 Resolution. They recalled that all States should refrain from undertaking any measures that precluded the achievement of this objective.

75. States parties recalled the importance of Israel's accession to the Treaty and the placement of all its nuclear facilities under comprehensive IAEA safeguards. States parties recalled the urgency and importance of achieving universality of the Treaty and the need for all States in the Middle East that had not yet done so to accede to the Treaty as non-nuclear-weapon States so as to achieve its universality at an early date.

76. On other regional issues, States parties recalled the need for India and Pakistan to accede to the Treaty as non-nuclear-weapon States promptly and without conditions and to bring into force comprehensive safeguards agreements as required by the Treaty. Some States parties called on India and Pakistan to restrain their nuclear weapon and missile programmes and, pending their accession to the Treaty, to take and advance practical nuclear disarmament and non-proliferation measures.

77. States parties recalled the need for the Democratic People's Republic of Korea to fulfil the commitments under the Six-Party Talks, including the complete and verifiable abandonment of all nuclear weapons and existing nuclear programmes in accordance with the September 2005 joint statement. The Democratic People's Republic of Korea was urged to comply with its obligations under United Nations Security Council Resolutions 1718 (2006) and 1874 (2009). It was emphasised that the Democratic People's Republic of Korea could not have the status of a nuclear-weapon State in accordance with the Treaty in any case. Serious concern was expressed about its nuclear programme, including its uranium enrichment programme, as a challenge to the Treaty. The importance of achieving the goal of the denuclearisation of the Korean Peninsula and the need for a peaceful resolution of this issue were stressed. Serious concern was expressed about the 13 April 2012 launch by the Democratic People's Republic of Korea. The Democratic People's Republic of Korea was called upon to refrain from further actions, including nuclear test explosions, which would cause security concerns in the region.

78. States parties welcomed the outcome of the 14 April 2012 discussions between the Islamic Republic of Iran and the E3+3. Many States parties considered this an opportunity to take concrete steps, guided by a step-by-step approach and the principle of reciprocity, to negotiate a sustainable solution which would effectively address specific concerns articulated by many States parties and would restore international confidence in the exclusively peaceful purpose of the Iranian nuclear programme, while fully respecting that country's right to the peaceful use of nuclear energy in conformity with articles I, II, and III of the Treaty. States parties recognised the essential role of the IAEA on this issue. The Islamic Republic of Iran stated that its nuclear programme was exclusively for peaceful purposes and was in conformity with the Treaty.

79. Many States parties stressed that they sought specific outstanding issues in respect of the

nuclear activities of the Syrian Arab Republic to be resolved, including through that country's full cooperation with the IAEA. The Syrian Arab Republic stated that it was committed to its comprehensive safeguards agreement and that it was awaiting the implementation of a work plan with the Agency.

80. States parties recalled that nothing in the Treaty should be interpreted as affecting the inalienable right of all the parties to the Treaty to develop research, production and use of nuclear energy for peaceful purposes without discrimination and in conformity with articles I, II and III of the Treaty. This right constituted one of the fundamental objectives of the Treaty. States parties stressed that this right must be exercised in conformity with obligations under the Treaty. States parties recalled that each country's choices and decisions in the field of peaceful uses of nuclear energy should be respected without jeopardising its policies or international cooperation agreements and arrangements for peaceful uses of nuclear energy and its fuel cycle policies.

81. States parties recalled their undertaking to facilitate, and their right to participate in, the fullest possible exchange of equipment, materials and scientific and technological information for the peaceful uses of nuclear energy in conformity with all the provisions of the Treaty. Many States parties considered such exchange as important in light of climate change, the growing demand for energy, the need to achieve the Millennium Development Goals and sustainable development. States parties recalled the importance of facilitating transfers of nuclear technology and international cooperation among States parties in conformity with the Treaty, and eliminating in this regard any undue constraints inconsistent with the Treaty. Many States parties emphasised that the transfer of nuclear technology and international cooperation should be supported and pursued in good faith without discrimination. States parties recalled that, in promoting the peaceful uses of nuclear energy, preferential treatment should be given to the non-nuclear-weapon States parties to the Treaty, taking the needs of developing countries, in particular, into account.

82. Many States parties stressed the importance of nuclear knowledge sharing and the transfer of nuclear technology to developing States for the sustainment and further enhancement of their scientific and technological capabilities, thereby also contributing to their socio-economic development. States parties underscored the central role of the IAEA in the field of peaceful uses of nuclear energy. States parties emphasised the value and importance of the IAEA technical cooperation programme, particularly in the areas of human health, food and agriculture, water resources, environmental protection, industrial application, nuclear and radiation safety, and nuclear energy.

83. States parties recalled the need to strengthen the IAEA technical cooperation programme in assisting developing States parties in the peaceful uses of nuclear energy. States parties emphasised the need for continued efforts, within the IAEA, to enhance the effectiveness, efficiency and transparency of its technical cooperation programme and to ensure that IAEA resources for technical cooperation activities are sufficient, assured and predictable. Many States parties stressed that the technical cooperation and assistance provided by the IAEA should not be subject to any conditions incompatible with the provisions of its Statute.

84. A number of States parties indicated their support for the IAEA Peaceful Uses Initiative (PUI).

Some States parties provided information on contributions to the PUI since 2010, and urged all States in a position to do so to help further expand access to nuclear technologies and applications.

85. States parties acknowledged that the primary responsibility for nuclear safety rested with individual States. States parties recalled that, when developing nuclear energy, including nuclear power, use of nuclear energy must be accompanied by appropriate and effective levels of safety, consistent with States' national legislation and respective international obligations.

86. Many States parties emphasised the IAEA's central role in promoting international cooperation and in coordinating international efforts to strengthen global nuclear safety, including its role in the development and promotion of nuclear safety standards.

87. Many States parties emphasised that given the trans-boundary consequences of nuclear accidents, nuclear safety was not solely a matter of national concern and that international cooperation was vital for exchange of knowledge, technology, learning and best practices. They noted that the accident at the Fukushima Daiichi Nuclear Power Station in March 2011 demonstrated the need to strengthen nuclear safety globally, including improvement of relevant international legal instruments. States parties welcomed the national, regional and global efforts to strengthen nuclear safety in response to the accident.

88. States parties welcomed the IAEA Ministerial Conference on Nuclear Safety, held in June 2011, and its Declaration. Many States parties welcomed steps to implement the Nuclear Safety Action Plan endorsed by the General Conference of the IAEA in September 2011. Some States parties encouraged States to host IAEA safety review missions on a regular basis.

89. States parties acknowledged the efforts of the Secretary-General of the United Nations in relation to nuclear safety, including the convening of the High-level Meeting on Nuclear Safety and Security in September 2011.

90. States parties noted the planned Fukushima Ministerial Conference on Nuclear Safety to be hosted by Japan, in cooperation with the IAEA, scheduled for December 2012. States parties welcomed the decision to hold an extraordinary meeting of Contracting Parties to the Convention on Nuclear Safety in August 2012.

91. Many States parties expressed the view that measures and initiatives aimed at strengthening nuclear safety and security must not be used to deny or restrict the right of developing countries to nuclear energy for peaceful purposes.

92. States parties that had not yet done so were called upon to become a party to the Convention on Nuclear Safety, the Convention on Early Notification of a Nuclear Accident, the Convention on Assistance in the Case of a Nuclear Accident or Radiological Emergency, and the Joint Convention on the Safety of Spent Fuel Management and on the Safety of Radioactive Waste Management. States parties welcomed new ratifications to these conventions since 2010. Further, States parties that had not yet done so were called upon to implement the Code of Conduct on the Safety and Security of Radioactive Sources and the Guidance on the Import and Export of Radioactive Sources.

93. States parties encouraged further voluntary steps to minimise the use of highly-enriched

uranium in the civilian sector, where technically and economically feasible. Some States parties provided information on their efforts to minimise the use of highly-enriched uranium and to return all stockpiles of highly-enriched uranium to the countries of origin. These efforts were welcomed. Some States parties encouraged the further use of low-enriched uranium targets for radioisotope production.

94. States parties recalled that it was in the interests of all States parties that the transport of radioactive materials continues to be conducted consistent with international safety, security and environmental protection standards and guidelines. A number of States parties welcomed the informal discussions on communication between shipping States and coastal States with IAEA involvement regarding concerns over potential accidents or incidents during the transport of radioactive materials.

95. Many States parties noted the decisions by the IAEA Board of Governors related to assurances of supply, including the establishment of a reserve of low-enriched uranium in the Russian Federation and the approval of the Model Nuclear Fuel Assurance Agreement to underpin commercial contracts. Preparations for Kazakhstan to host the low-enriched uranium bank under the auspices of the IAEA were also noted. A number of States parties encouraged further discussions on the development of multilateral approaches to the nuclear fuel cycle. Many States parties noted that such discussions should take place in a non-discriminatory and transparent manner without affecting rights under the Treaty and without prejudice to national fuel cycle policies, while tackling the technical, legal and economic complexities surrounding these issues.

96. States parties recalled that all States should abide by the decision adopted by consensus at the IAEA General Conference on 18 September 2009 on prohibition of armed attack or threat of attack against nuclear installations, during operation or under construction.

97. States parties recalled the need for States to put in force a civil nuclear liability regime by becoming party to relevant international instruments or adopting suitable national legislation, based upon the principles established by the main pertinent international instruments.

98. States parties recalled that each State party shall in exercising its national sovereignty have the right to withdraw from the Treaty if it decides that extraordinary events, related to the subject matter of the Treaty, have jeopardized the supreme interest of its country, in accordance with article X of the Treaty.

99. A number of States parties called for further discussion pertaining to article X of the Treaty, including possible responses to a notice of withdrawal, and the continued application of IAEA safeguards and the disposition of equipment and materials acquired or developed under safeguards while Party to the Treaty, in the event of a withdrawal. Some States parties stressed that a State party remained responsible under international law for violations committed while Party to the Treaty.

100. Some States parties did not support efforts to reinterpret or restrict the

sovereign right of withdrawal, as these could be detrimental to the implementation of the Treaty. A number of States parties emphasised the importance of encouraging States to remain in the Treaty by variously reaffirming the role of the Treaty and achieving its universality, implementing all the conclusions and recommendations for follow-on actions adopted at the 2010 Review Conference, and addressing the root causes that might lead a State party to withdraw.

101. A number of States parties expressed an interest in continuing the examination of means to improve the effectiveness of the strengthened review process of the Treaty in the lead up to the 2015 Review Conference. States parties raised a number of specific suggestions in this regard.

3. 2015 年運用検討会議第 1 回議準備委員会関連

(2) NPDI 共同作業文書

- 兵器用核分裂性物質生産禁止条約

[NPT/CONF.2015/PC.I/WP.10](#)

Fissile material cut-off treaty: practical steps to implement action 15 of the action plan of the 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons.

Joint Working Paper submitted by the Non-Proliferation and Disarmament Initiative

1. Negotiation of a treaty banning the production of fissile material for use in nuclear weapons or other explosive devices remains a shared non-proliferation and disarmament priority of the international community. For example:

- Action 15 of the action plan of the 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons states that “[...] the Conference on Disarmament should, within the context of an agreed, comprehensive and balanced programme of work, immediately begin negotiations of a treaty banning the production of fissile material for use in nuclear weapons or other explosive devices in accordance with the report of the Special Coordinator of 1995 (CD/1299) and the mandate contained therein”.

- The General Assembly, in its resolution 66/44, which was submitted by Canada, resolved “to consider options for the negotiation of a treaty banning the production of fissile material for nuclear weapons or other nuclear explosive devices at its sixty-seventh session should the Conference on Disarmament fail to agree on and implement a comprehensive Programme of Work by the end of its 2012 session”.

- The General Assembly, in its resolution 66/44, further “encourages interested Member States (...) to continue efforts, including within and on the margins of the Conference on Disarmament, in support of the commencement of negotiations, including through meetings involving scientific experts on various technical aspects of the treaty, drawing on available expertise from the IAEA and other relevant bodies, as appropriate”.

2. Perceiving the fissile material cut-off treaty as an indispensable step on the way towards a nuclear-weapon free world and, more concretely, as the next logical step on the negotiating agenda of the multilateral disarmament machinery, we consider the start of such negotiations to be an urgent task. Preferably, this task should be fulfilled by the Conference on Disarmament. We recall that the Conference on Disarmament already achieved consensus on a programme of work that included such negotiations in May 2009 (decision CD/1864).

3. Negotiations within the Conference on Disarmament on a fissile material cut-off treaty on the basis of its decision CD/1864 or similar arrangements are currently being hindered by national and regional security concerns voiced by at least one State member of the Conference on Disarmament. We continue to hold the view that these concerns may be effectively addressed

in the course of negotiations, and should therefore not prevent their commencement. Additionally, we encourage intensified bilateral, regional and subregional dialogue to address said concerns.

4. Other issues of concern to some States members of the Conference on Disarmament may also be addressed in the course of negotiations. This applies in particular to the question whether and how a fissile material cut-off treaty would encompass existing stocks of fissile material for use in nuclear weapons or other explosive devices. We reaffirm our view that nothing in the negotiating mandate as described in document CD/1299 of 24 March 1995, which formed part of decision CD/1864, prevents States members of the Conference on Disarmament from raising this issue in the negotiation process.

5. An important objective in getting the Conference on Disarmament to start fissile material cut-off treaty negotiations remains the involvement of States members of the Conference on Disarmament that are not parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons. We will continue our efforts through those States, and urge relevant actors to use their influence in this respect.

6. To support the commencement of fissile material cut-off treaty negotiations, Non-Proliferation and Disarmament Initiative members Australia and Japan initiated a series of technical side events on the margins of the Conference on Disarmament in 2011. In the first quarter of 2011, such meetings were further endorsed by a large majority of United Nations Member States in General Assembly resolution 66/44. Non-Proliferation and Disarmament Initiative members Germany and the Netherlands therefore decided to organize two further scientific experts' meetings on a fissile material cut-off treaty in 2012. These meetings are intended to continue feeding ideas related to a fissile material cut-off treaty back into the Conference on Disarmament, thus serving, inter alia, as a confidence-building measure. All Non-Proliferation and Disarmament Initiative members support the initiative taken by Germany and the Netherlands and encourage the Conference on Disarmament and the States parties to the Non-Proliferation Treaty to participate in these meetings.

7. Recalling further General Assembly resolution 66/44 and in the light of the inability of the Conference of Disarmament to agree, at the first part of its 2012 annual session, on a programme of work that includes fissile material cut-off treaty negotiations, we are currently consulting on options for such negotiations, taking into account the venues of past treaties.

8. Pending the entry into force of a fissile material cut-off treaty, we reiterate the repeated international call that all nuclear-weapon States and the non-States parties to the Non-Proliferation Treaty should maintain or declare moratoriums on the production of fissile material for nuclear weapons or other nuclear explosive devices. As negotiations on a fissile material cut-off treaty have been unable to start for so many years, there is a need to create, on an urgent basis, a de facto fissile material cut-off treaty world, which would then facilitate negotiations on, and the conclusion of, a fissile material cut-off treaty. The effectiveness and the significance

of moratoriums in accelerating actual treaty negotiations have already been proven by the case of the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty negotiations and preceding moratoriums on nuclear testing.

3. 2015年運用検討会議第1回準備委員会関連

(2) NPDI 共同作業文書

・核軍縮の透明性

(報告書フォームの表部分については

<http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=NPT/CONF.2015/PC.I/WP.12>を参照。)

[NPT/CONF.2015/PC.I/WP.12](#)*

Transparency of nuclear weapons: the Non-Proliferation and Disarmament Initiative: Working paper submitted by Australia, Canada, Chile, Germany, Japan, Mexico, the Netherlands, Poland, Turkey and the United Arab Emirates

1. Increased transparency of information related to nuclear weapons is an important precondition for further progress in nuclear disarmament and verification. This notion was reflected in the 13 practical steps for the systematic and progressive efforts to achieve complete disarmament adopted by the 2000 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons (see NPT/CONF.2000/28 (Parts I and II)). In step 9 (b), the Review Conference called for increased transparency by the nuclear-weapon States with regard to the nuclear weapons capabilities and the implementation of agreements pursuant to article VI and as a voluntary confidence-building measure to support further progress on nuclear disarmament, and, in step 12, the States parties committed themselves to reporting regularly on the implementation of article VI of the Treaty.
2. In its Final Document (see NPT/CONF.2010/50 (Vol. I)), the 2010 Review Conference recognized that nuclear disarmament and achieving the peace and security of a world without nuclear weapons would require openness and cooperation, and affirmed the importance of enhanced confidence through increased transparency and effective verification. Action 5 (g) of the action plan adopted by consensus by the Conference called upon the nuclear-weapon States to further enhance transparency and increase mutual confidence, and action 21 encouraged them to agree as soon as possible on a standard reporting form and to determine appropriate reporting intervals for the purpose of voluntarily providing standard information without prejudice to national security.
3. The Review Conference noted the increased transparency of some nuclear-weapon States with regard to the number of nuclear weapons in their national inventories. Their contributions, and the entry into force of the Treaty between the United States of America and the Russian Federation on Measures for the Further Reduction and Limitation of Strategic Offensive Arms, on 5 February 2011, must be welcomed. There is, however, a greater need for and expectation of more detailed information related to nuclear weapons by all nuclear-weapon States. This holds especially true with regard to non-strategic nuclear weapons, which to date have not formed part of arms control and disarmament processes. Additional information would be seen not only as an

important security and confidence-building measure, but would also facilitate further progress in nuclear disarmament.

4. The Review Conference called upon the nuclear-weapon States to report on their nuclear disarmament undertakings to the Preparatory Committee in 2014. Action 21 provides a framework in that regard by introducing the idea of a standard reporting form. In this context, efforts by the nuclear-weapon States to coordinate the implementation of their commitments under the action plan are welcomed. In support of that process, the members of the Non-Proliferation and Disarmament Initiative, which are non-nuclear-weapon States, proposed a draft standard nuclear disarmament reporting form, which was shared with the nuclear-weapon States in June 2011. The draft form is set out in the annex to the present working paper.

5. For the purpose of the 2015 review cycle, we would like to restate our expectations with regard to greater transparency of information related to nuclear weapons, which might be taken into consideration by the nuclear-weapon States. First, the standard reporting form might include, without prejudice to the national security of the nuclear-weapon States, information on:

- (a) The number, types (strategic or non-strategic) and status (deployed or non-deployed) of nuclear warheads;
- (b) The number and, if possible, types of delivery vehicles;
- (c) The number and types of weapons and delivery systems dismantled and reduced as part of nuclear disarmament efforts;
- (d) The amount of fissile material produced for military purposes;
- (e) The measures taken to diminish the role and significance of nuclear weapons in military and security concepts, doctrines and policies.

6. The elements suggested above are included in the draft reporting form. The draft form is, however, indicative and thus neither exhaustive nor definitive. For example, in the final form agreed upon by the nuclear-weapon States, standardized reporting might also include national budgets and other resources devoted to the maintenance of nuclear arsenals. Other States parties, nuclear-weapon States and non-nuclear-weapon States alike, may well have additional views on the elements of the form.

7. Second, although action 5 of the action plan calls upon the nuclear-weapon States to report on nuclear disarmament undertakings to the Preparatory Committee in 2014, we encourage them to consider voluntarily presenting preliminary reports, subject to future updates, at each session of the Preparatory Committee.

8. Third, to facilitate transparency and information exchange, we encourage the nuclear-weapon States to continue discussions on definitions and terminology related to nuclear weapons.

9. Lastly, we encourage all States parties, including non-nuclear-weapon States, to submit regular reports on the implementation of the 2010 action plan and other relevant documents, in accordance with action 20.

Annex

Draft standard nuclear disarmament reporting form: [name of country], 20xx

At the 2010 Review Conference, the States parties adopted an unprecedented set of actions pertaining to the three pillars of the Treaty. Of particular significance was action 21, in which, as a confidence-building measure, all the nuclear-weapon States were encouraged to agree as soon as possible on a standard reporting form and to determine appropriate reporting intervals for the purpose of voluntarily providing standard information without prejudice to national security. The present draft reporting form seeks to provide exploratory input into the process of specifying and developing a standard reporting form for the meeting of the five permanent members of the Security Council in Paris. This exercise seeks to provide a possible standard form for reporting on some of the most critical information, so as to enhance transparency regarding the efforts of the nuclear-weapon States in relation to nuclear disarmament, as mentioned, in particular, in actions 3 and 5 (a) of the action plan. In that action plan, the nuclear-weapon States also committed themselves to a wide range of other disarmament measures, and their efforts in relation to those measures should also be reported. The present draft form contains possible elements in that regard. Under this proposal, the nuclear-weapon States are expected to report on their efforts at each session of the Preparatory Committee. Although action 5 calls upon them to report those undertakings to the Preparatory Committee in 2014, nothing prevents them from presenting such a report, albeit in a preliminary form, at each session of the Preparatory Committee held before 2014.

3. 2015年運用検討会議第1回準備委員会関連

(2) NPT共同作業文書

- ・軍縮不拡散教育

[NPT/CONF.2015/PC.I/WP.14](#)

Disarmament and non-proliferation education: practical steps to implement action 22 of the action plan adopted at the 2012 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: Joint working paper submitted by the Non-Proliferation and Disarmament Initiative

1. The 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, for the first time in the history of the Treaty, underscored the importance of disarmament and non-proliferation education as a useful and effective means to advance the goals of the Treaty in support of achieving a world without nuclear weapons. Indeed, in action 22 of the action plan adopted at the Conference, all States are encouraged to implement the recommendations contained in the report of the Secretary-General on the United Nations study on disarmament and non-proliferation education (A/57/124).

2. As expressed in our ministerial statement released in September 2011, the members of the Non-Proliferation and Disarmament Initiative are committed to actively promoting disarmament and non-proliferation education to achieve a world free of nuclear weapons, recognizing the particular importance of passing on to younger generations the first-hand experiences of survivors (hibakushas) with regard to the tragic consequences of the use of nuclear weapons, so as to ensure that those memories do not fade away. We will actively promote this issue in this 2015 Treaty review process and are committed to the implementation of the above-mentioned recommendations.

3. According to the report of the Secretary-General, the overall objective of disarmament and non-proliferation education is to impart knowledge and skills to individuals to empower them to make their contribution, as national and world citizens, to the achievement of concrete disarmament and non-proliferation measures. Disarmament and non-proliferation education should thus not be intended to indoctrinate in terms of specific ways of thinking, but rather to nurture critical thinking. In this way, people will be empowered to obtain a thorough grasp of the international situation, make sound judgements and take appropriate actions.

4. In implementing action 22, States parties are invited to take into account the following three points:

(a) As achieving a world without nuclear weapons requires long-term continuous efforts, educating young people, especially teenagers, is most crucial. The amassed knowledge and experience of older generations should be passed on to younger generations, including in the educational process, so that they can actively engage in disarmament and non-proliferation issues;

(b) Disarmament and non-proliferation education should be undertaken in a collaborative way. Various actors such as governments, both national and local, international organizations, non-governmental organizations, media, academics and the private sector should closely cooperate with and learn from one another through interaction. Governments can serve as the hub of a network among actors as well as a provider of resources to facilitate interaction;

(c) The 2002 report on disarmament and non-proliferation education recommended using new information and communications technologies, in particular the Internet, and a full range of pedagogical methods including literature, theatre and other artistic activities. It would be more effective to utilize new tools that have become available since the report was published in 2002, including YouTube and social network services such as Twitter and Facebook.

5. The following are examples of good practices by members of the Initiative:

(a) Since 2003, Canada, through the Department of Foreign Affairs and International Trade International Security Research and Outreach Programme, has collaborated with the Simons Foundation, a Canadian disarmament non-governmental organization, on an annual graduate research awards competition. The programme is aimed at engaging postgraduate students at Canadian universities with respect to particular issues on the international security agenda, particularly nuclear non-proliferation, arms control and disarmament. In 2011, the programme was expanded to include a presentation and debate on research papers by award recipients at an event attended by Canadian officials and the Canadian expert community;

(b) In the latter part of 2011, Japan and the Office for Disarmament Affairs co-organized a social media Poetry for Peace Contest, along with a side event involving the testimony of atomic bomb survivors, held on 26 October during Disarmament Week. A Facebook page was set up for the contest, which was linked to the websites of the Office and the Ministry of Foreign Affairs of Japan and contained uploaded video and written testimonies of atomic bomb survivors, translated into several languages. People around the world were invited to watch and read their living testimonies and, if inspired, to create and submit poems. In the end, 741 poems were submitted. The contest evolved into a dialogue among those visiting the site and sharing the common goal of international peace;

(c) Since 2010, the Ministry of Foreign Affairs of the Netherlands has provided grants to three doctoral students pursuing research on the subject of non-proliferation. By funding these researchers, the Netherlands is seeking to contribute to the education of a new generation of non-proliferation experts. Investing in young academics is especially important, as academic knowledge contributes to progress on non-proliferation, arms control and disarmament. Furthermore, the Security Policy Department of the Ministry of Foreign Affairs has opened a Facebook page aimed at students to call attention to security-related issues, such as the proliferation of weapons of mass destruction. On the page, students can find interesting facts and participate in discussions;

(d) In December 2011, the Permanent Mission of the Republic of Poland to the United Nations and International Organizations in Vienna, in cooperation with the Vienna Centre for Disarmament and Non-Proliferation, conducted a seminar entitled "In search of a new framework for nuclear disarmament: 20 years after the new beginning". The event sparked a results-oriented discussion among representatives of academia, independent experts and non-governmental organizations on arms control and disarmament issues. Students and teachers from the Diplomatic Academy of Vienna took active part in the event.

3. 2015 年運用検討会議第 1 回準備委員会関連

(2) NPDI 共同作業文書

- IAEA 追加議定書

[NPT/CONF.2015/PC.I/WP.37](#)

Additional protocol: Working paper submitted by the members of the Non-Proliferation and Disarmament Initiative (Australia, Canada, Chile, Germany, Japan, Mexico, the Netherlands, Poland, Turkey and the United Arab Emirates)

1. The 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons emphasized in its action plan the importance of the additional protocol (see actions 28-30). In action 28, the Conference encouraged all States parties that had not yet done so to conclude and to bring into force additional protocols as soon as possible and to implement them provisionally pending their entry into force.
2. On this basis, and taking into account the risk of the proliferation of nuclear weapons and the concomitant serious challenge to global security, in addition to the importance of the Treaty in preventing such proliferation, the Non-Proliferation and Disarmament Initiative is taking specific actions to support and strengthen the Treaty framework and to facilitate the implementation of the action plan agreed upon at the 2010 Review Conference, including promoting the signing of additional protocols.

Importance of the additional protocol

3. Document INFCIRC/540 (Corrected) sets out a model additional protocol agreement between a State and the International Atomic Energy Agency (IAEA) for the application of safeguards in connection with the Treaty. An integral part of the IAEA safeguards system, it is regarded as a credible means of ensuring the absence of undeclared nuclear material or activities in a State. It is important to make the effectiveness of IAEA safeguards certain through the maintenance of additional protocols by all States parties to the Treaty. This will give IAEA the strengthened authority that it requires to verify both the correctness and the completeness of State reports.
4. Article III, paragraph 1, of the Treaty requires States parties to accept safeguards. The minimum standard should be a comprehensive safeguards agreement and an additional protocol.
5. The added assurance provided by safeguards reinforced by an additional protocol will facilitate the international community's full support for and confidence in States wishing to pursue the development of peaceful nuclear energy programmes.

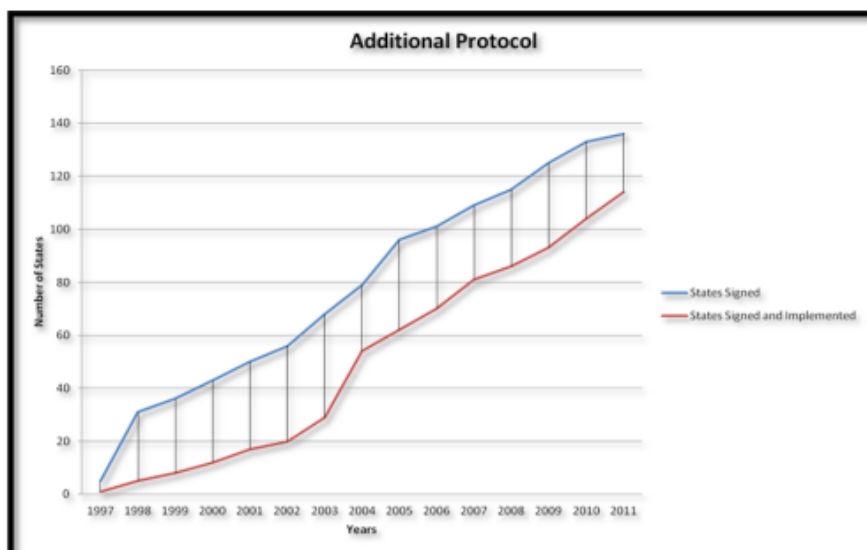
Status of entry into force of additional protocols

6. The Initiative welcomes both the increase in the number of States that have

implemented an additional protocol and the efforts by IAEA to promote the conclusion of such protocols. Currently, 115 States and the European Atomic Energy Community have additional protocols in force, an increase of 14 States since the end of the 2010 Review Conference.

7. A number of States, however, have not signed or brought into force an additional protocol, for various reasons. Some have pointed to the political process required for implementation, others the lack of expertise and/or resources for effective implementation, and others legal challenges. Consequently, the international community's strategy to facilitate the universalization should be wide-ranging, holistic and take into account the factors specific to each country and region.

Signature and implementation of additional protocols



8. In relation to the lack of capacity (e.g. legal or technical) for the effective implementation of an additional protocol, the Initiative is of the view that assistance is needed to provide guidance and education to develop processes and build the required national infrastructure. It is necessary and expedient to assist States lacking such capacity if they are to adhere to the requirements set out in their additional protocols.

9. Efforts should be stepped up through IAEA and bilateral and regional means to address the political challenges to bringing an additional protocol into force.

3. 2015年運用検討会議第1回準備委員会関連

(3) 日-オーストリア共同作業文書

- ・ 軍縮・不拡散教育

[NPT/CONF.2015/PC.I/WP.11](#)

Bridging the generation divide for peace and a sustainable future through disarmament and non-proliferation education: implementing the action plan of the 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, in particular action 22: Working paper submitted by Austria and Japan

1. The conclusions and recommendations for follow-on actions of the 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons contain principles, objectives and individual actions to be implemented by States parties. Action 22 encourages all States to implement the recommendations contained in the report of the Secretary-General of the United Nations (A/57/124) regarding the United Nations study on disarmament and non-proliferation education, in order to advance the goals of the Treaty in support of achieving a world without nuclear weapons.

2. Japan has long supported activities in the field of disarmament and non-proliferation education. It also emphasized the importance of promoting cooperation with civil society towards a world without nuclear weapons in its joint working paper with the United Nations University submitted to the 2010 Review Conference (NPT/CONF.2010/WP.6). For Austria, strengthening the role of civil society in disarmament and non-proliferation matters is of particular importance, as demonstrated by the announcement by the Minister for Foreign Affairs, Michael Spindelegger, at the 2010 Review Conference of the creation of the Vienna Center for Disarmament and Non-Proliferation.

3. In his report, the Secretary-General encourages disarmament and non-proliferation education activities at all academic levels, including secondary education. In that regard, and in line with action 22 of the action plan of the 2010 Review Conference, Austria and Japan are supporting the James Martin Center for Nonproliferation Studies to bring the Critical Issues Forum, a programme that promotes non-proliferation and disarmament education for high school students, to the Preparatory Committee. 4. Given the catastrophic humanitarian consequences of any use of nuclear weapons and that the effects of nuclear activities span the lives of generations, raising awareness about issues at the core of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons will provide young people with knowledge and insight of relevance throughout their lifetime and beyond.

5. Many activities can serve as models for disarmament education, such as:

(a) Critical Issues Forum for high school students. Since 1997, the James Martin Center for Nonproliferation Studies at the Monterey Institute of International Studies has been conducting an annual programme for high school teachers from the Russian Federation, the United States of America and other countries to assist them in developing curricula, innovative

teaching methods and resources on topics related to preventing the spread of weapons of mass destruction and ballistic missiles. In 2012, part of the programme is co-hosted by Austria and Japan;

(b) United Nations Conference on Disarmament Issues. Every year since 1989, Japan has hosted the United Nations Conference on Disarmament Issues in various cities. Large local audiences have actively participated in the debates and deepened their understanding of disarmament and non-proliferation issues;

(c) United Nations Disarmament Fellowship Programme. Every year since 1983, Japan has been honoured to host participants in the United Nations Disarmament Fellowship Programme, who have visited Hiroshima and Nagasaki and learned about the realities of the terrible devastation wrought by the atomic bombings;

(d) Global Forum on Disarmament and Non-Proliferation Education. Japan will join with the United Nations University in hosting the Global Forum on Disarmament and Non-Proliferation Education in Nagasaki on 10 and 11 August 2012. Through this forum, which will see the participation of Governments, international organizations and civil society, Japan will raise awareness of the importance of disarmament and non-proliferation education, promote cooperation and contribute to the development of further efforts in this area;

(e) Work of a special communicator for a world without nuclear weapons. In 2010, Japan launched a programme of appointing hibakusha (atomic bomb survivors) as special communicators for a world without nuclear weapons, in order to share their experiences first-hand with people worldwide, especially younger generations;

(f) Atomic bomb exhibition. In November 2011, the cities of Hiroshima and Nagasaki, in cooperation with the Government of Japan, jointly opened a permanent exhibition on the atomic bombings, similar to that at United Nations Headquarters in New York, at the United Nations Office at Geneva. It seeks to promote understanding of the terrible devastation caused by the use of nuclear weapons and further deepen recognition of the need for strengthened disarmament efforts by the entire international community;

(g) Translating the testimonies of atomic bomb survivors. Japan has sought to make the testimonies of hibakusha more widely available by translating them into English and other languages and making them available on the website of the Ministry of Foreign Affairs.

6. In view of General Assembly resolution 65/77, on disarmament and non-proliferation education, Austria and Japan encourage other countries and international and civil society organizations to join efforts in this field and recognize the power and promise of education to achieve a world without nuclear weapons. This would contribute to reinforcing a culture of peace, to building bridges through dialogue and to forming an alliance of civilizations as a basis for peace and a sustainable future.

4. 2010 年運用検討会議関連

- ・最終文書（行動計画関連部分抜粋）

2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons

Final Document

Volume I

Part I

Conclusions and recommendations for follow-on actions

I. Nuclear disarmament

In pursuit of the full, effective and urgent implementation of article VI of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons and paragraphs 3 and 4 (c) of the 1995 decision entitled “Principles and objectives for nuclear non-proliferation and disarmament”, and building upon the practical steps agreed to in the Final Document of the 2000 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, the Conference agrees on the following action plan on nuclear disarmament which includes concrete steps for the total elimination of nuclear weapons:

A. Principles and objectives

- i. The Conference resolves to seek a safer world for all and to achieve the peace and security of a world without nuclear weapons, in accordance with the objectives of the Treaty.
- ii. The Conference reaffirms the unequivocal undertaking of the nuclear-weapon States to accomplish the total elimination of their nuclear arsenals leading to nuclear disarmament, to which all States parties are committed under article VI.
- iii. The Conference reaffirms the continued validity of the practical steps agreed to in the Final Document of the 2000 Review Conference.
- iv. The Conference reaffirms that significant steps by all the nuclear-weapon States leading to nuclear disarmament should promote international stability, peace and security, and be based on the principle of increased and undiminished security for all.
- v. The Conference expresses its deep concern at the catastrophic humanitarian consequences of any use of nuclear weapons and reaffirms the need for all States at all times to comply with applicable international law, including international humanitarian law.
- vi. The Conference affirms the vital importance of universality of the Treaty on

the Non-Proliferation of Nuclear Weapons and calls on all States not parties to the Treaty to accede as non-nuclear-weapon States to the Treaty promptly and without any conditions and to commit to achieving the complete elimination of all nuclear weapons, and calls upon States to promote universal adherence to the Treaty and not to undertake any actions that can negatively affect prospects for the universality of the Treaty.

The Conference resolves that:

- Action 1: All States parties commit to pursue policies that are fully compatible with the Treaty and the objective of achieving a world without nuclear weapons.
- Action 2: All States parties commit to apply the principles of irreversibility, verifiability and transparency in relation to the implementation of their treaty obligations.

B. Disarmament of nuclear weapons

i. The Conference reaffirms the urgent need for the nuclear-weapon States to implement the steps leading to nuclear disarmament agreed to in the Final Document of the 2000 Review Conference, in a way that promotes international stability, peace and security, and based on the principle of undiminished and increased security for all.

ii. The Conference affirms the need for the nuclear-weapon States to reduce and eliminate all types of their nuclear weapons and encourages, in particular, those States with the largest nuclear arsenals to lead efforts in this regard.

iii. The Conference calls on all nuclear-weapon States to undertake concrete disarmament efforts and affirms that all States need to make special efforts to establish the necessary framework to achieve and maintain a world without nuclear weapons. The Conference notes the five-point proposal for nuclear disarmament of the Secretary-General of the United Nations, which proposes, inter alia, consideration of negotiations on a nuclear weapons convention or agreement on a framework of separate mutually reinforcing instruments, backed by a strong system of verification.

iv. The Conference recognizes the legitimate interests of non-nuclear-weapon States in the constraining by the nuclear-weapon States of the development and qualitative improvement of nuclear weapons and ending the development of advanced new types of nuclear weapons.

The Conference resolves that:

- Action 3: In implementing the unequivocal undertaking by the nuclear-weapon States to accomplish the total elimination of their nuclear arsenals, the nuclear-weapon States commit to undertake further efforts to reduce and ultimately eliminate all types of nuclear weapons,

deployed and non-deployed, including through unilateral, bilateral, regional and multilateral measures.

- Action 4: The Russian Federation and the United States of America commit to seek the early entry into force and full implementation of the Treaty on Measures for the Further Reduction and Limitation of Strategic Offensive Arms and are encouraged to continue discussions on follow-on measures in order to achieve deeper reductions in their nuclear arsenals.

- Action 5: The nuclear-weapon States commit to accelerate concrete progress on the steps leading to nuclear disarmament, contained in the Final Document of the 2000 Review Conference, in a way that promotes international stability, peace and undiminished and increased security. To that end, they are called upon to promptly engage with a view to, inter alia:

- (a) Rapidly moving towards an overall reduction in the global stockpile of all types of nuclear weapons, as identified in action 3;

- (b) Address the question of all nuclear weapons regardless of their type or their location as an integral part of the general nuclear disarmament process;

- (c) To further diminish the role and significance of nuclear weapons in all military and security concepts, doctrines and policies;

- (d) Discuss policies that could prevent the use of nuclear weapons and eventually lead to their elimination, lessen the danger of nuclear war and contribute to the non-proliferation and disarmament of nuclear weapons;

- (e) Consider the legitimate interest of non-nuclear-weapon States in further reducing the operational status of nuclear weapons systems in ways that promote international stability and security;

- (f) Reduce the risk of accidental use of nuclear weapons; and

- (g) Further enhance transparency and increase mutual confidence.

The nuclear-weapon States are called upon to report the above undertakings to the Preparatory Committee at 2014. The 2015 Review Conference will take stock and consider the next steps for the full implementation of article VI.

- Action 6: All States agree that the Conference on Disarmament should immediately establish a subsidiary body to deal with nuclear disarmament, within the context of an agreed, comprehensive and balanced programme of work.

C. Security assurances

i. The Conference reaffirms and recognizes that the total elimination of nuclear weapons is the only absolute guarantee against the use or threat of use of nuclear weapons and the legitimate interest of non-nuclear-weapon States in receiving unequivocal and legally binding security assurances from nuclear-weapon States which could strengthen the nuclear non-proliferation regime.

ii. The Conference recalls United Nations Security Council resolution 984 (1995) noting the

unilateral statements by each of the nuclear-weapon States, in which they give conditional or unconditional security assurances against the use and the threat of use of nuclear weapons to non-nuclear-weapon States parties to the Treaty and the relevant protocols established pursuant to nuclear-weapon-free zones, recognizing that the treaty-based security assurances are available to such zones.

Without prejudice to efforts within the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, the Conference resolves that:

- Action 7: All States agree that the Conference on Disarmament should, within the context of an agreed, comprehensive and balanced programme of work, immediately begin discussion of effective international arrangements to assure non-nuclear-weapon States against the use or threat of use of nuclear weapons, to discuss substantively, without limitation, with a view to elaborating recommendations dealing with all aspects of this issue, not excluding an internationally legally binding instrument. The Review Conference invites the Secretary-General of the United Nations to convene a high-level meeting in September 2010 in support of the work of the Conference on Disarmament.

- Action 8: All nuclear-weapon States commit to fully respect their existing commitments with regard to security assurances. Those nuclear-weapon States that have not yet done so are encouraged to extend security assurances to non-nuclear-weapon States parties to the Treaty.

- Action 9: The establishment of further nuclear-weapon-free zones, where appropriate, on the basis of arrangements freely arrived at among States of the region concerned, and in accordance with the 1999 Guidelines of the United Nations Disarmament Commission, is encouraged. All concerned States are encouraged to ratify the nuclear-weapon-free zone treaties and their relevant protocols, and to constructively consult and cooperate to bring about the entry into force of the relevant legally binding protocols of all such nuclear-weapon-free zones treaties, which include negative security assurances. The concerned States are encouraged to review any related reservations.

D. Nuclear testing

- i. The Conference recognizes that the cessation of all nuclear test explosions and all other nuclear explosions, by constraining the development and qualitative improvement of nuclear weapons and ending the development of advanced new types of nuclear weapons, constitutes an effective measure of nuclear disarmament and non-proliferation in all its aspects.

- ii. The Conference reaffirms the vital importance of the entry into force of the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty as a core element of the international nuclear disarmament and non-proliferation regime, as well as the determination

of the nuclear-weapon States to abide by their respective moratoriums on nuclear test explosions pending the entry into force of the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty.

The Conference resolves that:

- Action 10: All nuclear-weapon States undertake to ratify the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty with all expediency, noting that positive decisions by nuclear-weapon States would have the beneficial impact towards the ratification of that Treaty, and that nuclear-weapon States have the special responsibility to encourage Annex 2 countries, in particular those which have not acceded to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons and continue to operate unsafeguarded nuclear facilities, to sign and ratify.

- Action 11: Pending the entry into force of the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty, all States commit to refrain from nuclear-weapon test explosions or any other nuclear explosions, the use of new nuclear weapons technologies and from any action that would defeat the object and purpose of that Treaty, and all existing moratoriums on nuclear-weapon test explosions should be maintained.

- Action 12: All States that have ratified the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty recognize the contribution of the conferences on facilitating the entry into force of that Treaty and of the measures adopted by consensus at the Sixth Conference on Facilitating the Entry into Force of the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty, held in September 2009, and commit to report at the 2011 Conference on progress made towards the urgent entry into force of that Treaty.

- Action 13: All States that have ratified the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty undertake to promote the entry into force and implementation of that Treaty at the national, regional and global levels.

- Action 14: The Preparatory Commission for the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty Organization is to be encouraged to fully develop the verification regime for the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty, including early completion and provisional operationalization of the international monitoring system in accordance with the mandate of the Preparatory Commission, which should, upon entry into force of that Treaty, serve as an effective, reliable, participatory and non-discriminatory verification system with global reach, and provide assurance of compliance with that Treaty.

E. Fissile materials

- i. The Conference reaffirms the urgent necessity of negotiating and bringing to a conclusion a non-discriminatory, multilateral and internationally and effectively verifiable

treaty banning the production of fissile material for nuclear weapons or other nuclear explosive devices.

The Conference resolves that:

- Action 15: All States agree that the Conference on Disarmament should, within the context of an agreed, comprehensive and balanced programme of work, immediately begin negotiation of a treaty banning the production of fissile material for use in nuclear weapons or other nuclear explosive devices in accordance with the report of the Special Coordinator of 1995 (CD/1299) and the mandate contained therein. Also in this respect, the Review Conference invites the Secretary-General of the United Nations to convene a high-level meeting in September 2010 in support of the work of the Conference on Disarmament.

- Action 16: The nuclear-weapon States are encouraged to commit to declare, as appropriate, to the International Atomic Energy Agency (IAEA) all fissile material designated by each of them as no longer required for military purposes and to place such material as soon as practicable under IAEA or other relevant international verification and arrangements for the disposition of such material for peaceful purposes, to ensure that such material remains permanently outside military programmes.

- Action 17: In the context of action 16, all States are encouraged to support the development of appropriate legally binding verification arrangements, within the context of IAEA, to ensure the irreversible removal of fissile material designated by each nuclear-weapon State as no longer required for military purposes.

- Action 18: All States that have not yet done so are encouraged to initiate a process towards the dismantling or conversion for peaceful uses of facilities for the production of fissile material for use in nuclear weapons or other nuclear explosive devices.

F. Other measures in support of nuclear disarmament

i. The Conference recognizes that nuclear disarmament and achieving the peace and security of a world without nuclear weapons will require openness and cooperation, and affirms the importance of enhanced confidence through increased transparency and effective verification.

The Conference resolves that:

- Action 19: All States agree on the importance of supporting cooperation among Governments, the United Nations, other international and regional organizations and civil society aimed at increasing confidence, improving transparency and

developing efficient verification capabilities related to nuclear disarmament.

- Action 20: States parties should submit regular reports, within the framework of the strengthened review process for the Treaty, on the implementation of the present action plan, as well as of article VI, paragraph 4 (c), of the 1995 decision entitled “Principles and objectives for nuclear non-proliferation and disarmament”, and the practical steps agreed to in the Final Document of the 2000 Review Conference, and recalling the advisory opinion of the International Court of Justice of 8 July 1996.

- Action 21: As a confidence-building measure, all the nuclear-weapon States are encouraged to agree as soon as possible on a standard reporting form and to determine appropriate reporting intervals for the purpose of voluntarily providing standard information without prejudice to national security. The Secretary-General of the United Nations is invited to establish a publicly accessible repository, which shall include the information provided by the nuclear-weapon States.

- Action 22: All States are encouraged to implement the recommendations contained in the report of the Secretary-General of the United Nations (A/57/124) regarding the United Nations study on disarmament and non-proliferation education, in order to advance the goals of the Treaty in support of achieving a world without nuclear weapons.

II. Nuclear non-proliferation

The Conference recalls and reaffirms the decision of the 1995 Review and Extension Conference entitled “Principles and objectives for nuclear non-proliferation and disarmament”, noting paragraph 1 of the principles and the elements relevant to article III of the Treaty, in particular paragraphs 9 to 13 and 17 to 19, and to article VII, in particular paragraphs 5 to 7. It also recalls and reaffirms the Resolution on the Middle East adopted at that Conference. The Conference also recalls and reaffirms the outcome of the 2000 Review Conference.

- Action 23: The Conference calls upon all States parties to exert all efforts to promote universal adherence to the Treaty, and not to undertake any actions that can negatively affect prospects for the universality of the Treaty.

- Action 24: The Conference re-endorses the call by previous review conferences for the application of IAEA comprehensive safeguards to all source or special fissionable material in all peaceful nuclear activities in the States parties in accordance with the provisions of article III of the Treaty.

- Action 25: The Conference, noting that 18 States parties to the Treaty have yet to bring into force comprehensive safeguards agreements, urges them to do so as soon as possible and without further delay.

- Action 26: The Conference underscores the importance in complying with the non-proliferation obligations, addressing all compliance matters in order to uphold the Treaty’s integrity and

the authority of the safeguards system.

- Action 27: The Conference underscores the importance of resolving all cases of non-compliance with safeguards obligations in full conformity with the IAEA statute and the respective legal obligations of Member States. In this regard, the Conference calls upon Member States to extend their cooperation to the Agency.

- Action 28: The Conference encourages all States parties which have not yet done so to conclude and to bring into force additional protocols as soon as possible and to implement them provisionally pending their entry into force.

- Action 29: The Conference encourages IAEA to further facilitate and assist the States parties in the conclusion and entry into force of comprehensive safeguards agreements and additional protocols. The Conference calls on States parties to consider specific measures that would promote the universalization of the comprehensive safeguards agreements.

- Action 30: The Conference calls for the wider application of safeguards to peaceful nuclear facilities in the nuclear-weapon States, under the relevant voluntary offer safeguards agreements, in the most economic and practical way possible, taking into account the availability of IAEA resources, and stresses that comprehensive safeguards and additional protocols should be universally applied once the complete elimination of nuclear weapons has been achieved.

- Action 31: The Conference encourages all States parties with small quantities protocols which have not yet done so to amend or rescind them, as appropriate, as soon as possible.

- Action 32: The Conference recommends that IAEA safeguards should be assessed and evaluated regularly. Decisions adopted by the IAEA policy bodies aimed at further strengthening the effectiveness and improving the efficiency of IAEA safeguards should be supported and implemented.

- Action 33: The Conference calls upon all States parties to ensure that IAEA continues to have all political, technical and financial support so that it is able to effectively meet its responsibility to apply safeguards as required by article III of the Treaty.

- Action 34: The Conference encourages States parties, within the framework of the IAEA statute, to further develop a robust, flexible, adaptive and cost-effective international technology base for advanced safeguards through cooperation among Member States and with IAEA.

- Action 35: The Conference urges all States parties to ensure that their nuclear-related exports do not directly or indirectly assist the development of nuclear weapons or other nuclear explosive devices and that such exports are in full conformity with the objectives and purposes of the Treaty as stipulated, particularly, in articles I, II and III of the Treaty, as well as the decision on principles and objectives of nuclear non-proliferation and disarmament adopted in 1995 by the Review and Extension Conference.

- Action 36: The Conference encourages States parties to make use of multilaterally negotiated and agreed guidelines and understandings in

developing their own national export controls.

- Action 37: The Conference encourages States parties to consider whether a recipient State has brought into force IAEA safeguards obligations in making nuclear export decisions.

- Action 38: The Conference calls upon all States parties, in acting in pursuance of the objectives of the Treaty, to observe the legitimate right of all States parties, in particular developing States, to full access to nuclear material, equipment and technological information for peaceful purposes.

- Action 39: States parties are encouraged to facilitate transfers of nuclear technology and materials and international cooperation among States parties, in conformity with articles I, II, III and IV of the Treaty, and to eliminate in this regard any undue constraints inconsistent with the Treaty.

- Action 40: The Conference encourages all States to maintain the highest possible standards of security and physical protection of nuclear materials and facilities.

- Action 41: The Conference encourages all States parties to apply, as appropriate, the IAEA recommendations on the physical protection of nuclear material and nuclear facilities (INFCIRC/225/Rev.4 (Corrected)) and other relevant international instruments at the earliest possible date.

- Action 42: The Conference calls on all States parties to the Convention on the Physical Protection of Nuclear Material to ratify the amendment to the Convention as soon as possible and encourages them to act in accordance with the objectives and the purpose of the amendment until such time as it enters into force. The Conference also encourages all States that have not yet done so to adhere to the Convention and adopt the amendment as soon as possible.

- Action 43: The Conference urges all States parties to implement the principles of the revised IAEA Code of Conduct on the Safety and Security of Radioactive Sources, as well as the Guidance on the Import and Export of Radioactive Sources approved by the IAEA Board of Governors in 2004.

- Action 44: The Conference calls upon all States parties to improve their national capabilities to detect, deter and disrupt illicit trafficking in nuclear materials throughout their territories, in accordance with their relevant international legal obligations, and calls upon those States parties in a position to do so to work to enhance international partnerships and capacity-building in this regard. The Conference also calls upon States parties to establish and enforce effective domestic controls to prevent the proliferation of nuclear weapons in accordance with their relevant international legal obligations.

- Action 45: The Conference encourages all States parties that have not yet done so to become party to the International Convention for the Suppression of Acts of Nuclear Terrorism as soon as possible.

- Action 46: The Conference encourages IAEA to continue to assist the States parties in strengthening their national regulatory controls of nuclear material, including the establishment and maintenance of the State systems of accounting for and control

of nuclear material, as well as systems on regional level. The Conference calls upon IAEA Member States to broaden their support for the relevant IAEA programmes.

III. Peaceful uses of nuclear energy

The Conference reaffirms that the Treaty fosters the development of the peaceful uses of nuclear energy by providing a framework of confidence and cooperation within which those uses can take place. The Conference calls upon States parties to act in conformity with all the provisions of the Treaty and to:

- Action 47: Respect each country's choices and decisions in the field of peaceful uses of nuclear energy without jeopardizing its policies or international cooperation agreements and arrangements for peaceful uses of nuclear energy and its fuel cycle policies.

- Action 48: Undertake to facilitate, and reaffirm the right of States parties to participate in, the fullest possible exchange of equipment, materials and scientific and technological information for the peaceful uses of nuclear energy.

- Action 49: Cooperate with other States parties or international organizations in the further development of nuclear energy for peaceful purposes, with due consideration for the needs of the developing areas of the world.

- Action 50: Give preferential treatment to the non-nuclear-weapon States parties to the Treaty, taking the needs of developing countries, in particular, into account.

- Action 51: Facilitate transfers of nuclear technology and international cooperation among States parties in conformity with articles I, II, III, and IV of the Treaty, and eliminate in this regard any undue constraints inconsistent with the Treaty.

- Action 52: Continue efforts, within IAEA, to enhance the effectiveness and efficiency of its technical cooperation programme.

- Action 53: Strengthen the IAEA technical cooperation programme in assisting developing States parties in the peaceful uses of nuclear energy.

- Action 54: Make every effort and to take practical steps to ensure that IAEA resources for technical cooperation activities are sufficient, assured and predictable.

- Action 55: Encourage all States in a position to do so to make additional contributions to the initiative designed to raise 100 million dollars over the next five years as extrabudgetary contributions to IAEA activities, while welcoming the contributions already pledged by countries and groups of countries in support of IAEA activities.

- Action 56: Encourage national, bilateral and international efforts to train the necessary skilled workforce needed to develop peaceful uses of nuclear energy.

- Action 57: Ensure that, when developing nuclear energy, including nuclear power, the use of nuclear energy must be accompanied by commitments to and ongoing

implementation of safeguards as well as appropriate and effective levels of safety and security, consistent with States' national legislation and respective international obligations.

- Action 58: Continue to discuss further, in a non-discriminatory and transparent manner under the auspices of IAEA or regional forums, the development of multilateral approaches to the nuclear fuel cycle, including the possibilities of creating mechanisms for assurance of nuclear fuel supply, as well as possible schemes dealing with the back-end of the fuel cycle without affecting rights under the Treaty and without prejudice to national fuel cycle policies, while tackling the technical, legal and economic complexities surrounding these issues, including, in this regard, the requirement of IAEA full scope safeguards.

- Action 59: Consider becoming party, if they have not yet done so, to the Convention on Nuclear Safety, the Convention on Early Notification of a Nuclear Accident, the Convention on Assistance in the Case of a Nuclear Accident or Radiological Emergency, the Joint Convention on the Safety of Spent Fuel Management and on the Safety of Radioactive Waste Management, the International Convention for the Suppression of Acts of Nuclear Terrorism, the Convention on the Physical Protection of Nuclear Material, and to ratify its amendment so that it may enter into force at an early date.

- Action 60: Promote the sharing of best practices in the area of nuclear safety and security, including through dialogue with the nuclear industry and the private sector, as appropriate.

- Action 61: Encourage States concerned, on a voluntary basis, to further minimize highly enriched uranium in civilian stocks and use, where technically and economically feasible.

- Action 62: Transport radioactive materials consistent with relevant international standards of safety, security and environmental protection, and to continue communication between shipping and coastal States for the purpose of confidence-building and addressing concerns regarding transport safety, security and emergency preparedness.

- Action 63: Put in force a civil nuclear liability regime by becoming party to relevant international instruments or adopting suitable national legislation, based upon the principles established by the main pertinent international instruments.

- Action 64: The Conference calls upon all States to abide by the decision adopted by consensus at the IAEA General Conference on 18 September 2009 on prohibition of armed attack or threat of attack against nuclear installations, during operation or under construction.

IV. The Middle East, particularly implementation of the 1995 Resolution on the Middle East

1. The Conference reaffirms the importance of the Resolution on the Middle East adopted by the 1995 Review and Extension Conference and recalls the affirmation of its goals and objectives by the 2000 Review Conference of the Parties to the Treaty on the

Non-Proliferation of Nuclear Weapons. The Conference stresses that the resolution remains valid until the goals and objectives are achieved. The resolution, which was co-sponsored by the depositary States of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons (the Russian Federation, the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and the United States of America), is an essential element of the outcome of the 1995 Conference and of the basis on which the Treaty was indefinitely extended without a vote in 1995. States parties renew their resolve to undertake, individually and collectively, all necessary measures aimed at its prompt implementation.

2. The Conference reaffirms its endorsement of the aims and objectives of the Middle East peace process, and recognizes that efforts in this regard, as well as other efforts, contribute to, inter alia, a Middle East zone free of nuclear weapons as well as other weapons of mass destruction.

3. The Conference takes note of the reaffirmation at the 2010 Review Conference by the five nuclear-weapon States of their commitment to a full implementation of the 1995 Resolution on the Middle East.

4. The Conference regrets that little progress has been achieved towards the implementation of the 1995 Resolution on the Middle East.

5. The Conference recalls the reaffirmation by the 2000 Review Conference of the importance of Israel's accession to the Treaty and the placement of all its nuclear facilities under comprehensive IAEA safeguards. The Conference reaffirms the urgency and importance of achieving universality of the Treaty. The Conference calls on all States in the Middle East that have not yet done so to accede to the Treaty as non-nuclear-weapon States so as to achieve its universality at an early date.

6. The Conference stresses the necessity of strict adherence by all States parties to their obligations and commitments under the Treaty. The Conference urges all States in the region to take relevant steps and confidence-building measures to contribute to the realization of the objectives of the 1995 Resolution on the Middle East and calls upon all States to refrain from undertaking any measures that preclude the achievement of this objective.

7. The Conference emphasizes the importance of a process leading to full implementation of the 1995 Resolution on the Middle East. To that end, the Conference endorses the following practical steps:

(a) The Secretary-General of the United Nations and the co-sponsors of the 1995 Resolution, in consultation with the States of the region, will convene a conference in 2012, to be attended by all States of the Middle East, on the establishment of a Middle East zone free of nuclear weapons and all other weapons of mass destruction, on the basis of arrangements freely arrived at by the States of the region, and with the full support and engagement of the nuclear-weapon States. The 2012 Conference shall take as its terms of reference the 1995 Resolution;

(b) Appointment by the Secretary-General of the United Nations and the

co-sponsors of the 1995 Resolution, in consultation with the States of the region, of a facilitator, with a mandate to support implementation of the 1995 Resolution by conducting consultations with the States of the region in that regard and undertaking preparations for the convening of the 2012 Conference. The facilitator will also assist in implementation of follow-on steps agreed by the participating regional States at the 2012 Conference. The facilitator will report to the 2015 Review Conference and its Preparatory Committee meetings;

(c) Designation by the Secretary-General of the United Nations and the co-sponsors of the 1995 Resolution, in consultation with the States of the region, of a host Government for the 2012 Conference;

(d) Additional steps aimed at supporting the implementation of the 1995 Resolution, including that IAEA, the Organisation for the Prohibition of Chemical Weapons and other relevant international organizations be requested to prepare background documentation for the 2012 Conference regarding modalities for a zone free of nuclear weapons and other weapons of mass destruction and their delivery systems, taking into account work previously undertaken and experience gained;

(e) Consideration of all offers aimed at supporting the implementation of the 1995 Resolution, including the offer of the European Union to host a follow-on seminar to that organized in June 2008.

8. The Conference emphasizes the requirement of maintaining parallel progress, in substance and timing, in the process leading to achieving total and complete elimination of all weapons of mass destruction in the region, nuclear, chemical and biological.

9. The Conference reaffirms that all States parties to the Treaty, particularly the nuclear-weapon States and the States in the region, should continue to report on steps taken to implement the 1995 Resolution, through the United Nations Secretariat, to the President of the 2015 Review Conference, as well as to the Chairperson of the Preparatory Committee meetings to be held in advance of that Conference.

10. The Conference further recognizes the important role played by civil society in contributing to the implementation of the 1995 Resolution and encourages all efforts in this regard.

Other regional issue

1. The Conference strongly urges the Democratic People's Republic of Korea to fulfil the commitments under the Six-Party Talks, including the complete and verifiable abandonment of all nuclear weapons and existing nuclear programmes in accordance with the September 2005 joint statement, and urges the Democratic People's Republic of Korea to return, at an early date, to the Treaty and to its adherence with its IAEA safeguards agreement. The Conference also calls on the Democratic People's Republic of Korea and all States parties to fully implement all relevant nuclear non-proliferation

and disarmament obligations. The Conference reaffirms its firm support for the Six-Party Talks and remains determined to achieve the satisfactory and comprehensive resolution to the issues involved through diplomatic means.

5. 2000年運用検討会議関連

・最終文書（第6条履行に向けた13の実践的措置部分抜粋）

Article VI and eighth to twelfth preambular paragraphs

[...]]

15. The Conference agrees on the following practical steps for the systematic and progressive efforts to implement article VI of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons and paragraphs 3 and 4 (c) of the 1995 Decision on “Principles and Objectives for Nuclear Non-Proliferation and Disarmament”:

1. The importance and urgency of signatures and ratifications, without delay and without conditions and in accordance with constitutional processes, to achieve the early entry into force of the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty.

2. A moratorium on nuclear-weapon-test explosions or any other nuclear explosions pending entry into force of that Treaty.

3. The necessity of negotiations in the Conference on Disarmament on a non-discriminatory, multilateral and internationally and effectively verifiable treaty banning the production of fissile material for nuclear weapons or other nuclear explosive devices in accordance with the statement of the Special Coordinator in 1995 and the mandate contained therein, taking into consideration both nuclear disarmament and nuclear non-proliferation objectives. The Conference on Disarmament is urged to agree on a programme of work which includes the immediate commencement of negotiations on such a treaty with a view to their conclusion within five years.

4. The necessity of establishing in the Conference on Disarmament an appropriate subsidiary body with a mandate to deal with nuclear disarmament. The Conference on Disarmament is urged to agree on a programme of work which includes the immediate establishment of such a body.

5. The principle of irreversibility to apply to nuclear disarmament, nuclear and other related arms control and reduction measures.

6. An unequivocal undertaking by the nuclear-weapon States to accomplish the total elimination of their nuclear arsenals leading to nuclear disarmament, to which all States parties are committed under article VI.

7. The early entry into force and full implementation of START II and the conclusion of START III as soon as possible while preserving and strengthening the Treaty on the Limitation of Anti-Ballistic Missile Systems as a cornerstone of strategic stability and as a basis for further reductions of strategic offensive weapons, in accordance with its provisions.

8. The completion and implementation of the Trilateral Initiative between the United States of America, the Russian Federation and the International Atomic Energy Agency.

9. Steps by all the nuclear-weapon States leading to nuclear disarmament in a way that promotes international stability, and based on the principle of undiminished

security for all:

- Further efforts by the nuclear-weapon States to reduce their nuclear arsenals unilaterally;
- Increased transparency by the nuclear-weapon States with regard to the nuclear weapons capabilities and the implementation of agreements pursuant to article VI and as a voluntary confidence-building measure to support further progress on nuclear disarmament;
- The further reduction of non-strategic nuclear weapons, based on unilateral initiatives and as an integral part of the nuclear arms reduction and disarmament process;
- Concrete agreed measures to further reduce the operational status of nuclear weapons systems;
- A diminishing role for nuclear weapons in security policies to minimize the risk that these weapons will ever be used and to facilitate the process of their total elimination;
- The engagement as soon as appropriate of all the nuclear-weapon States in the process leading to the total elimination of their nuclear weapons.

10. Arrangements by all nuclear-weapon States to place, as soon as practicable, fissile material designated by each of them as no longer required for military purposes under IAEA or other relevant international verification and arrangements for the disposition of such material for peaceful purposes, to ensure that such material remains permanently outside military programmes.

11. Reaffirmation that the ultimate objective of the efforts of States in the disarmament process is general and complete disarmament under effective international control.

12. Regular reports, within the framework of the strengthened review process for the Non-Proliferation Treaty, by all States parties on the implementation of article VI and paragraph 4 (c) of the 1995 Decision on “Principles and Objectives for Nuclear Non-Proliferation and Disarmament”, and recalling the advisory opinion of the International Court of Justice of 8 July 1996.

13. The further development of the verification capabilities that will be required to provide assurance of compliance with nuclear disarmament agreements for the achievement and maintenance of a nuclear-weapon-free world.

6. その他

(1) 国連事務総長による 5 項目提案 (2008 年 10 月)

"THE UNITED NATIONS AND SECURITY IN A NUCLEAR-WEAPON-FREE WORLD,"

delivered in New York, 24 October 2008.

The Secretary-General's five point proposal on nuclear disarmament

First, I urge all NPT parties, in particular the nuclear-weapon-states, to fulfil their obligation under the treaty to undertake negotiations on effective measures leading to nuclear disarmament.

They could pursue this goal by agreement on a framework of separate, mutually reinforcing instruments. Or they could consider negotiating a nuclear-weapons convention, backed by a strong system of verification, as has long been proposed at the United Nations. Upon the request of Costa Rica and Malaysia, I have circulated to all UN member states a draft of such a convention, which offers a good point of departure.

The nuclear powers should actively engage with other states on this issue at the Conference on Disarmament in Geneva, the world's single multilateral disarmament negotiating forum. The world would also welcome a resumption of bilateral negotiations between the United States and Russian Federation aimed at deep and verifiable reductions of their respective arsenals.

Governments should also invest more in verification research and development. The United Kingdom's proposal to host a conference of nuclear-weapon states on verification is a concrete step in the right direction.

Second, the Security Council's permanent members should commence discussions, perhaps within its Military Staff Committee, on security issues in the nuclear disarmament process. They could unambiguously assure non-nuclear-weapon states that they will not be the subject of the use or threat of use of nuclear weapons. The Council could also convene a summit on nuclear disarmament. Non-NPT states should freeze their own nuclear-weapon capabilities and make their own disarmament commitments.

My third initiative relates to the "rule of law." Unilateral moratoria on nuclear tests and the production of fissile materials can go only so far. We need new efforts to bring the CTBT into force, and for the Conference on Disarmament to begin negotiations on a fissile material treaty immediately, without preconditions. I support the entry into force of the Central Asian and African nuclear-weapon-free zone treaties. I encourage the nuclear-weapon states to ratify all the protocols to the nuclear-weapon-free zone treaties. I strongly support efforts to establish such a zone in the Middle East. And I urge all NPT parties to conclude their safeguards agreements with the IAEA, and to voluntarily adopt the

strengthened safeguards under the Additional Protocol. We should never forget that the nuclear fuel cycle is more than an issue involving energy or non-proliferation; its fate will also shape prospects for disarmament.

My fourth proposal concerns accountability and transparency. The nuclear-weapon states often circulate descriptions of what they are doing to pursue these goals, yet these accounts seldom reach the public. I invite the nuclear-weapon states to send such material to the UN Secretariat, and to encourage its wider dissemination. The nuclear powers could also expand the amount of information they publish about the size of their arsenals, stocks of fissile material and specific disarmament achievements. The lack of an authoritative estimate of the total number of nuclear weapons testifies to the need for greater transparency.

Fifth and finally, a number of complementary measures are needed. These include the elimination of other types of WMD; new efforts against WMD terrorism; limits on the production and trade in conventional arms; and new weapons bans, including of missiles and space weapons. The General Assembly could also take up the recommendation of the Blix Commission for a "World Summit on disarmament, non-proliferation and terrorist use of weapons of mass destruction".

Some doubt that the problem of WMD terrorism can ever be solved. But if there is real, verified progress in disarmament, the ability to eliminate this threat will grow exponentially. It will be much easier to encourage governments to tighten relevant controls if a basic, global taboo exists on the very possession of certain types of weapons. As we progressively eliminate the world's deadliest weapons and their components, we will make it harder to execute WMD terrorist attacks. And if our efforts also manage to address the social, economic, cultural, and political conditions that aggravate terrorist threats, so much the better.

6. その他

(2) ICNND 報告書

(報告書全体については< <http://icnnd.org/Reference/reports/ent/default.htm>>を参照。)

- ・ 2010 年 NPT 運用検討会議への提言部分

Recommendation on Priorities for the 2010 NPT Review Conference

41. The following should be the major priority issues for the 2010 NPT Review Conference:
- Action for Disarmament.* Agreement on a twenty-point statement, “A New International Consensus for Action on Nuclear Disarmament” (see Box 16-1), updating and extending the “Thirteen Practical Steps” agreed in 2000.
 - Strengthening Safeguards and Enforcement.* Agreement:
 - that all states should accept the application of the Additional Protocol and that, to encourage its universal take-up, acceptance should be made a condition of all states’ nuclear exports;
 - to declare that a state withdrawing from the NPT is not free to use for non-peaceful purposes nuclear materials, equipment and technology acquired while party to the NPT;
 - to recommend that the Security Council make it clear that any withdrawal will be regarded prima facie as a threat to international peace and security; and
 - to recommend to states that they make it a condition of nuclear exports that safeguards agreements continue to apply after any such withdrawal.
 - Strengthening the IAEA.* Agreement that the IAEA’s budget be significantly increased – without any “zero real growth” constraint, and so as to reduce reliance on extra-budgetary support for key functions – as recommended in 2008 by the Zedillo Commission.
 - Middle East Weapons of Mass Destruction Free Zone.* Agreement that the Secretary-General of the UN should convene an early conference of all relevant states to address creative and fresh ways to implement the 1995 resolution, including the identification of confidence building measures that all key states in the region can embrace, and to commence early consultations to facilitate that.
 - Nuclear security.* Agreement that states should take further measures to strengthen the security of nuclear materials and facilities, including early adoption of the 2005 Amendment to the Convention on the Physical Protection of Nuclear Material and the most recent international standards, accelerated implementation of the cooperative threat reduction and associated programs worldwide, and greater commitment to international capacity building and information sharing.
 - Peaceful uses.* Agreement that the inalienable right to the use of nuclear energy for peaceful purposes remains one of the fundamental objectives of the NPT and to dedicate increased resources, including through the IAEA’s Technical Cooperation Programme, to assist developing states in taking full advantage of peaceful nuclear energy for human development.

6. その他

(2) ICNND 報告書

- ・短中長期提言部分（概要より）

THE COMPREHENSIVE ACTION AGENDA

THE SHORT TERM ACTION AGENDA TO 2012: ACHIEVING INITIAL BENCHMARKS

On Disarmament

- Early agreement on a Strategic Arms Reduction Treaty (START) follow-on treaty, with the U.S. and Russia agreeing to deep reductions in deployed strategic weapons, addressing the issue of strategic missile defence and commencing negotiations on further deep cuts in all classes of weapons.
- Early movement on nuclear doctrine, with all nuclear-armed states declaring at least that the sole purpose of retaining the nuclear weapons they have is to deter others from using such weapons against them or their allies (while giving firm assurances to such allies that they will not be exposed to unacceptable risk from other sources, including in particular chemical and biological weapons).
- All nuclear-armed states to give strong negative security assurances to complying non-nuclear weapon states parties to the NPT, supported by binding Security Council resolution, that they will not use nuclear weapons against them.
- Early action on nuclear force postures, with particular attention to the negotiated removal to the extent possible of weapons from “launch-on-warning” status.
- Early commitment by all nuclear-armed states to not increasing their nuclear arsenals.
- Prepare the ground for a multilateral disarmament process by all nuclear-armed states conducting relevant studies; engaging in strategic dialogues with the U.S., Russia and each other; and commencing a joint dialogue within the framework of the Conference on Disarmament work program.

On Non-Proliferation

- A positive outcome for the May 2010 NPT Review Conference, with member states reaching agreement on measures to strengthen the NPT regime, including improved safeguards, verification, compliance and enforcement; measures to strengthen the effectiveness of the IAEA; “A New International Consensus for Action on Nuclear Disarmament” statement on disarmament issues; and measures to advance the implementation of the Middle East and other existing and proposed Nuclear Weapon Free Zones.
- Satisfactory negotiated resolution of the North Korea and Iran nuclear program problems.
- Movement toward strengthening non-proliferation regimes outside the NPT, and applying equivalent disciplines to NPT non-members.

On Both Disarmament and Non-Proliferation

- Bring into force the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty.
- Conclude negotiations on an Fissile Material Cut-off Treaty.

On Nuclear Security

- Bring into force the 2005 Amendment to the Convention on the Physical Protection of Nuclear Material, accelerate implementation of the cooperative threat reduction and associated programs designed to secure dangerous nuclear weapons, materials and technology worldwide, and achieve greater commitment to international capacity building and information sharing.

On Peaceful Uses of Nuclear Energy

- Movement toward greater multilateralization of the nuclear fuel cycle, and government-industry cooperation on proliferation-resistant technologies and other measures designed to reduce any risks associated with the expansion of civil nuclear energy.
- Promotion of international cooperation on nuclear energy infrastructure to raise awareness

worldwide of the importance of the three Ss – safeguards, security and safety – and assist countries concerned in developing relevant measures.

[Section 17]

THE MEDIUM TERM ACTION AGENDA TO 2025: GETTING TO THE MINIMIZATION POINT

- Progressive achievement of interim disarmament objectives, culminating by 2025 in a “minimization point” characterized by:
 - low numbers: a world with no more than 2,000 nuclear warheads (less than 10 per cent of today’s arsenals);
 - agreed doctrine: every nuclear-armed state committed to no first use;
 - credible force postures: verifiable deployments and alert status reflecting that doctrine.
- Progressive resolution of parallel security issues likely to impact on nuclear disarmament negotiations:
 - missile delivery systems and strategic missile defence;
 - space based weapons systems;
 - biological weapons;
 - conventional arms imbalances.
- Development and building of support for a comprehensive Nuclear Weapons Convention to legally underpin the ultimate transition to a nuclear weapon free world.
- Complete implementation (to extent already not achieved by 2012) of short-term objectives crucial for both disarmament and non-proliferation:
 - Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty in force;
 - Fissile Material Cut-off Treaty negotiated and in force, and a further agreement negotiated to put all fissile material not in weapons under international safeguards;
 - Measures to strengthen the NPT regime and the IAEA agreed and in force;
 - Nuclear security measures in force, and cooperative threat reduction and associated programs fully implemented;
 - Progressive implementation of measures to reduce the proliferation risks associated with the expansion of civil nuclear energy.

[Section 18]

THE LONGER TERM ACTION AGENDA BEYOND 2025: GETTING TO ZERO

- Create political conditions, regionally and globally, sufficiently cooperative and stable for the prospect of major war or aggression to be so remote that nuclear weapons are seen as having no remaining deterrent utility.
- Create the military conditions in which conventional arms imbalances, missile defence systems or any other national or intergovernmental-organisation capability is not seen as so inherently destabilizing as to justify the retention of a nuclear deterrent capability.
- Create verification conditions that will ensure confidence that any violation of the prohibition of nuclear weapons would be readily detected.
- Create the international legal regime and enforcement conditions that will ensure that any state breaching its prohibition obligations not to retain, acquire or develop nuclear weapons will be effectively penalized.
- Create fuel cycle management conditions that will ensure complete confidence that no state has the capacity to misuse uranium enrichment or plutonium reprocessing for weapons development purposes.
- Create personnel oversight conditions to ensure confidence that individuals’ know-how in the design and building of nuclear weapons will not be misapplied in violation of prohibition obligations.

[Section 19]